文學士　矢野太郎編

國史叢書

浮世の有様　五

國史研究會藏版

例言

一、本編には浮世の有様卷之九上(後)を採收す。

一、本書載する處は天保十三年の雜事にして、所記の大要を列記すれば、水野越前守の改革並に稻葉丹後守內亂の理由、日光社參の雜事、筑前騷動、江州一揆等なりとす。特に水野越前守の改革(世に天保の改革と云ふ)に關しては、細大洩らす事なく終始を詳述せる大文字にして、最も異彩を放てるものと云ふべし。たゞその秩序なきを以て遺憾となすのみ。

一、一般讀誦の便を計り、語尾を補ひ、文字を略ぼ一定にし、又文中童蒙を惱しむる文字には振假字を施し、假名に漢字を當つる事等、その他既刊の本書に異なる事なし。

一、原本冊數の都合によりて、本冊は止むを得ず紙數を減少せり。但しこの缺は次回の本書に於て之を補ふべし、讀者幸にこれを諒せよ。

目次

浮世の有樣卷之九上〔後〕

目次終

浮世の有樣 卷之九上（後）

盜賊流行

江戸は御膝下なる故、昨年來嚴しく御取締ありしが、京攝は緩かなりし故、一統に浮々（うかく）暮らしぬる樣子なりしに、京都右の如き事なれども、大坂は尙緩かなりし故、大坂を御取締有りては、諸大名の融通に差支へぬる故、江戸・京都抔の如くに取締り給へる事は有るまじ抔と、狼狽者共身勝手に利屈を附けて云へる者などもありぬる樣子なりしが、天下よりの仰出されし事、何しに左樣なる事あるべきやと心可笑しく思ひしに、此度當十六日に至りて、嚴しき仰渡しの御觸等ありしにぞ、狼狽者も定めて夢の醒めたる事ならんと思はる。また近來盜賊至つて多くして、處々へ押入り財寶を奪取れると云ふ噂止まざるに、先月頃よりしては別て多く門口を打破り燒切り、往來にて人を剝取れるなど、假初に七八人、十餘人の黨をなして働ける由、諸人大に恐をなす。

兩御奉行樣御立會の上質素儉約幷融通合心得方仰渡され候に付三郷火消年番町年寄より御請證文の控（此分東奉行樣より仰渡され候御受證文の事）

高値の物賣買を禁ず

質素儉約の儀に付、停止の品々賣買致すまじく、其外取締筋等最前相觸れ候に付、町町末々の者迄承知せしめ、最早改革致すべき事には之あり候得共、未だ日合も無之儀に付き、自然心得違停止の品々密に賣買、又は猥に不相應の衣類等取扱著用等致し候儀之あるに於ては、自然と露顯致し吟味受け、其身は勿論取〔締脱カ〕役人迄も御仕置御咎等相成候樣成行き、後悔致し候ても詮なき次第にて、此度嚴重相觸れ候上は、銘々覺悟致し、右體の心得違は之有るまじく候得共、町人共は賣買筋の利潤を量候情合より、是迄仕込み候品物等賣捌兼候儀を厭ひ、不筋の念慮萌し候者に付、夫等の心得違無之樣相愼み申すべく、縱へ當分は窮屈の樣にも相心得べく候得共、往往都て粗服・粗食に馴候はゞ、夫れにて事足り、自然と下直の品のみ賣買相成候はば、自ら商賣筋繁昌致し融通合も行屆き、暮し方凌ぎよく安堵の渡世に推移り候樣との御主意に付、右等の次第辨別致し、輕き者共迄も有難き御主意承伏致し候樣、

役人より家持、家持は借家人、順々洩れざる樣申諭すべく候、右の通り申諭し置き候上は、萬一觸・達の趣相背き候者有之ば、卽刻召捕り吟味に及び、所役人迄も咎申付くべき條、其段篤と相心得申すべく、尤も右の趣三鄕町々役人共呼出し申諭すべき處、多人數の儀に付、其方共へ申達し候條、組合町々へ洩れざる樣早々申達すべく候。右の趣仰渡され有難く畏り奉り候。早速組合町々へ洩れざる樣、相達し申すべく候。仍て御受證文如件。

寅四月十八日

火消年番年寄道修町五丁目年寄未だ極らざるに付善左衛門町坪屋惣兵衛・平野町一丁目深江屋勘兵衛・南本町一丁目下半年寄病氣に付本町三丁目柏屋久兵衛・源右衛門町大和屋喜八・初瀬町年寄病氣に付順慶町四丁目三宅山次郎・江戸堀一丁目歳田屋半右衛門・瀬戸物町天滿屋半右衛門・立賣堀四丁目紙屋喜兵衛・上博勞町室屋彦四郎・古川一丁目鴻池屋彦右衛門・九之助町二丁目年寄病氣に付卜半町泉屋佐兵衛・周防町年寄病氣に付木挽中之町萬屋林藏・長町六丁目龜屋孫兵衛・大澤町年寄病氣に付金山町米屋久兵衛・常磐町四丁目三木屋伊兵衛・藤森町播屋治兵衛・南瓦屋町瓦屋久右衛門・玉造森町津國屋嘉右衛門・天滿三丁目塗屋才兵衛・高島町年寄未だ極らざるに付椋樓町住吉屋重兵衛・西樽屋町播屋喜兵衛。右仰出諭さるゝの趣承知仕り候。

西奉行受請文を仰渡す

大坂は商業の中心地

三郷總年寄　伊勢村新九郎・渡邊又兵衞・薩摩屋江兵衞

御奉行所

西御奉行樣仰渡さるゝ御請證文の事

追々御觸達の趣申渡す通り、都て株札幷問屋仲間組合等差止め、素人直賣買勝手次第の御趣意、一同有難く承伏致し候儀には可有之候得共、下賤愚昧の者等の心得違之無き爲め、猶又今日申渡す御趣承るべく候。

一、大坂表の儀は、諸國取引第一の場所にて、諸色の儀土地產物は申す迄も之無く、何れも諸國より積廻り候分、何品に依らず、その筋々の商人共手廣に引受け賣買致し、江戶其外諸國入津の品も多分大坂より積送り、其先々々不足を補ひ、諸色平均相場の元方にて、諸國見競ひ相成り金銀宜しきに付、世俗諸國の產所と相唱へ、引取り多端は所柄に付、國々荷主船頭氣向も相進み、專ら當所を見當に積廻り來り候に付ては、諸色潤澤に及び、高直の品も下直に押移り、諸民の助にも相成り、彌增取引多端に及び、土地の繁榮は勿論大坂より諸國へ積送り候分も、右に准じ手厚に行屆き、

夫々相持ちに融通宜しく、正路の賣買致し候儀に之有り。右掛引の儀は全く大坂町人共に限り候儀にて、下賤の身分を以て、諸國融通の大要を取扱ひ候段冥加にも相叶ひ、他國の者の及ばざる廉に之有る上は、先前よりの振合を取失はざる樣專一に心掛け申すべき處其儀なく、近來大坂町人共儀、土地の融通諸國の差障をも顧みず、兎角に一己の利欲に耽り、是非大坂へ積廻すべしと見込み候品は、船間を見掛け相場引上げ、追て廻著の期に至り、態と相場を引下げ、他國荷物を踏付買落し、不筋の德用を貪り、或は仕切・替爲銀等の渡方も勝手儘の取引致し、其外不實の仕向を以て手懲致させ、荷主・船頭の氣受に拘はり候に付、國々の者も手段を構へ、再度上方へは積登らず、中國筋瀨戸內等にて途中賣致し、邂逅大坂へ相廻し候ても、直待と稱へ商人共へ荷物預置き賣放さず、又は最寄の手廣く相成る土地の繁榮は申すに及ばず、自然の融通相寬ぎ、諸色潤瀉に至り、身薄の者も今日を安閑に暮し候へば、右積善は必ず銘々の子孫に報い申すべき間、御國恩冥加に存じ、相互に力を添へ産業を誠實に相營み、成るたけ諸色下直に賣買致すべく候。自今以後御觸面を背き、申渡

しを相用ひず、不直の取計ひ致し候者相聞くに於ては、用捨なく召捕り、嚴重の沙汰に及ぶべく候間、其節後悔致し候ても其詮之なく、浦著の場所へ積替商ひ致し候分も有ㇾ之仕儀に相移り候儀も心付かず、都て拂底の品を買占め持圍ひ、或は糶買致し、剩へ大坂へ入津以前途中へ出張、直段糶上買取り候者も有ㇾ之事の由相聞え、以の外の儀に有ㇾ之、畢竟右等の流弊より大坂へ廻著相減じ、諸色融通せず、直段高價に至り候一端に可ㇾ有ㇾ之。元來大坂町人共儀、右體當所へ積込むべき品を外々にて賣拂候樣成行き候次第、外聞實儀歎かはしく存ずべく候筈に候上は、急度相愼み、以來一時の德用に迷はず、諸國對用の場所と申す本意を朝暮相辨へ、荷主船頭の氣受をも心配致し、銘々深切を盡し、何れにも國々より諸色積送らず候ては、夫々渡世の詮無ㇾ之旨と一圖に心得、取引大切に相勵み候はゞ、荷主船頭共に於ても其實意を感得致し、是迄相廻さゞる品をも此後持込み候次第に相成り、先前の振合に相復り、一般に大坂を目當てに積込み候樣に推移るべきは必定の儀に候。さ候へば彌〻取引き事に付、一同心得違無ㇾ之、わけて申諭候儀に候間其旨を相心得、其方々組合

倹約令に就いての批評

町人へ不レ洩様可ニ申聞一候。

寅四月十八日

三郷總年寄　渡邊又兵衞
　　　　　　薩摩仁兵衞

右之通仰渡さるゝの趣承知仕候。

右仰渡さるゝ通り、承知仕候間、依レ之銘々印形仍而如レ件

右の通りの御觸にて、毎町に軒別に印形を取り「紬は云ふに及ばず、絹縮緬の類は女の手元に置きて日々業とする處の針差に使へる針山をも引きめくり申すべし、又床に掛くる處の掛物にても、聊にても絹切の使ひあるをば掛くべからず」抔とて觸廻れる町抔もあり。之等は公儀を重じてかく云へる事なる様にはあれども、之全く公儀へ諂へる事にして、小鮮を煮るの御政事には大に背きぬる事にして、甚しき事と云ふべし。又町家手代共其外召遣の類、妾宅月圍ひ等を悉く狩集めて、最寄々々の會所々々へ役人出張にて、七八十人・三四十人程の手かけ共を引込まる。何れも奉公人又は身輕き身分にて、主人の財寶を盗み掠めるに非ざればなし難き事なる故、嚴しき御吟味ありといふ。又縦へ主人たる者にても、其分限に過ぎて不法なる

盛場の不興

芝居の役者を取締る

金銀唐物の使用を禁止す

は、其の吟味嚴重なりといふ。又嚴しく仰出されし後、夜分内分にて髮を結はせし者ありしを、十四五人計りも髮結諸共御咎を蒙りて、町拂となりしもありと云へり。又新町の外、島の內・北新地其他何れも廓にあらざる故、衣服は勿論髮(結脫カ)はせぬる事も成難きにぞ、木綿の衣服にて不恙なる髮・身仕舞等故、至て見苦しき事なりといふ。斯樣の振合故客自らあらずして、何所も至て物淋しき事なりといふ、心地よき事なり。又芝居役者共を召出され、「當時御改革の時節に候故、役者を止め候に於ては、平人同樣町住居致し、何に寄らず渡世致すべし。もし相止めず候はゞ、長町四丁目へ一所に所替致し、悉く髮を剃下げになし糸鬢となるべし、市中の住居交り等決して相成り難き由」仰渡されしといふ。役者等の返答に、「私共事年來役者を致し世渡り仕候事故、他に何一つと仕覺えし事なく候故、髮を剃下げ長町へ轉宅仕るべし」と御受申せしといふ。先年銀を以て簪手道具の金物抔は云ふに及ばず、器物たりとも之を用ふる事を禁ぜられ、悉く公儀へ御買上に相成り、以來何品によらず銀を以て金物に遣ふ事を御禁制と相成る。如此なれば金は尚更申す迄もなし、鼈甲

長崎商賣不振に就いての口達

も百目を限り、之より以上の櫛・笄・簪等を用ふる事を停止せられしにぞ、何品によらず總て唐物類は之に準じて、高價の品を取扱ふ事御法度となりし故、唐物も其以來は賣捌け難く、其筋の商人も品物を持抱へぬる上に、昨年來嚴しき質素儉約の御觸にて、唐物類を禁ぜられしにぞ、之に懸れる商人共大に困窮し、長崎一統に難澁に及び、當年の上納金一萬六千貫目の内三千五百貫目不足致し、之を上納する事成難く、大に差支へに及びしと云ふ。依之四月廿日に至り御口達にて左の通り仰出さる。

口達

唐船持渡之藥種・荒物買持并荷物並合引當等に取組候者共、近來賣買を危踏融通不宜趣相聞候。右商賣携候町人は勿論、都て國々にて取捌候者共に至る迄、譬へ公事出入吟味中にても無障可致取引候。若又正銘唐物致所持、或並合引當等に取置候共、妻子に不拘當人計御仕置に成候節は、其品不及闕所妻子へ被下置候。吟味中、家財を改め封印付候共、正銘唐物に於ては封外に候條、少も無疑念向後手廣に可令賣買者也。

再び口達

右の通文化度以來、追々相觸置き候處、右商に携り候者共、取引荷物正銘正路之賣買而已を心掛候儀は申迄も無之筋に候得共、右正銘物をも不正物抔と申す浮説に被惑、前に觸渡の次第を取失ひ、一體の人氣に縮自然と成行危踏候故哉、今以存込薄く商ひ取組手狹に不融通之趣に相聞心得違之事に候、都て商賣物の儀は、時々興廢は有之物に候得共、唐物の內別て藥種之儀は專ら人命に拘候品に付、長く廢候謂無之上、諸品共正銘物に於ては、買物並合取組等の儀更に危踏可申筋無之儀に付、彌、前々觸渡の通相心得、右商賣筋之者は勿論、素人にても同樣無疑念銘々見込次第十分出精取引可致者也。

再三口達

右之通去る戌年相觸置き候處、此度問屋唱方之儀に付、御觸達の趣申渡候箇條の內、他國へ前金等遣し買留積送り爲見合、其處へ圍置候者則占賣に相當り、不正之筋に候間、以後右樣之儀は致間敷候。萬一不相改趣外々於相聞は、可被所嚴科と有之候儀を町人共心得違、唐物賣買筋を危踏候由相聞、以之外之事に候。素々取巧候儀に無之捌方模樣に寄、品物手前に買込置追々賣出候儀は勝手次第之儀にて、右類

占賣には不相當候間、其段辨別いたし、何れにも賣買手廣に相成候樣との御趣意に基き、先々相觸候通唐紅毛荷物共、正銘之品は聊無危踏銘々見込次第出精取引可致旨、三鄕町々へ可申聞事。

寅四月廿日

口達書

淀川筋川船の規定

淀川筋人乘三十石船の儀、乘組人數に應じ船足入の定法も有之、船宿の者兼々相心得、猥に多人數乘せ不申事には候得共、近年水夫（かこ）の者共直に相對いたし、途中に於て法外に人を乘せ、自ら船足も入り風波又は出水等の節、度々怪我人有之、全く水夫共が猥の働方ゟ事起り、不埒の至りに候。自然難船等有之候ては、人命に拘り、其身は素ゟ乘組一同有難儀候は以ての外の儀、其節に至り先非を悔い候共、無詮事に候條、往來いたし候者兼て其の心得を以て、船宿にて乘合者の外途中ゟ船を呼びかけ、理不盡に乘組み申間敷候。尤も船方の者へも不作法無之樣水夫共へ爲申渡置候事。

諸士詰責の來狀

右之趣文化八未年三月口達觸差出候處、年月相立ち忘却之者も有之哉、兎角於途中船頭と直に相對を以て乘船致し候者も有之候故、乘合法外の多人數に相成候。就ては毎々難船怪我人等も有之趣に相聞え、如何の儀に付、以來三十石船に不限、其他過書・伏見・下淀川筋八乘通船の向迚も、同樣相心得、途中乘船決して致間敷候。右之趣三郷町中末々迄不洩樣可申聞事。

右之通被仰出候間、町々に入念可被相觸候。　以上

四月廿四日　　北組　總年寄

江戸より申來り候書付の寫

佐竹右京大夫　丹羽左京大夫

吟味中差控

松平肥後守　六郷兵庫頭

右は先年ゟ自分領金僞作いたし、其國限り内々通〔用カ〕樣致置候處、先達て西の丸御燒失に付、御用金被仰付候砌、過半取交へ上納仕候處不屆に付、差控被仰付候。

差控の處御調之上被成御免　井伊掃部頭　松平大和守

右は先達て御銀拜領仕候內、右似金多分交り有レ之候得共、拜領銀の儀に付、御引替願候儀も不ニ相成一、今以て所持罷在候段、明白に付、被レ成ニ御免一候。
右は大名の贋銀の御仕置如何可ニ相成一哉、六鄉兵庫頭儀は家老の悴細工いたし候。夫ゟ外三人迄に見習ひ領分限り通用いたし罷在候由也。　六鄉家老悴は被ニ召捕一當時入牢。

三月廿八日

日光社參に就いての控

寅三月來る卯年四月日光御社參被ニ仰出一候內控

日光御用掛り　御老中水野越前守・御若年寄堀田攝津守・御寺社奉行松平伊賀守・大御目附初鹿野美濃守・御勘定奉行跡部能登守・同梶野土佐守・御作事奉行堀伊賀守・御普請奉行池田筑後守・御目附佐々木三藏・同榊原主水頭。
日光御供　御老中水野越前守・堀田備中守・御若年寄堀田攝津守・遠藤但馬守。
同御留守殘り　御老中眞田信濃守・御若年寄本莊伊勢守・御側衆御供松平筑後守・本鄉丹後守・松平飛驒守・牧野伊豫守・新見伊賀守。

御參詣の節、御往還ともに御宿城被仰付、其節銘々歸國　御老中下總古河七萬石 土井大炊頭・御若年寄武州岩槻二萬石 大岡主膳・御寺社奉行下野宇都宮七萬七千八百五十石 戸田日向守。

日光御供御祭禮奉行兼ぬる　松平和泉守・青山大和守・本多豐前守。

日光勤番　松平大和守・松平伯耆守・太田攝津守・本多中務大輔。

日光勤番被仰付、當時在村に付、奉書御達し　本多兵部大輔・酒井若狹守・戸田采女正・内藤能登守・松平市正・酒井石見守。

日光御在山中於彼地火之番　牧野山城守、彦根侯も御供被仰付候事。

三月七日より越前守樣より御呼出にて御申渡の寫

日光御宮御參詣の節勤番所

大澤より今市入口　松平大和守　今市より淨石の間古道とも　本多中務大輔　新町口　戸田采女正

瀧尾地藏堂前・同所行者堂道入口・外山遠見とも　内藤能登守　今市より日光へ出口の内に有之候奥道とも　松平伯耆守　寂光口足尾口　太田攝津守

小來川口　松平市正　龍圖坊坂　酒井石見守　外山臺　本多兵部少輔・酒井若狹守

右之通り被仰出候間、何れも申談じ可相勤候。

百姓の風俗を改善の令を出す

一、御國入の御大名は、嘸々御物入の御儀と存ぜられ候。則ち安永の度御參詣の節は、諸色下直にて五萬石位にては、大體に一萬二三千兩づつも入り候由、さ候へば此度は諸色高價故、一入御物入等存ぜられ候。

一、御宿城に相成候處は、警固の人數計り殘り、餘は家屋敷明渡し、二三里も外へ立退き、嘸々難澁の事と存ぜられ候。

一、人馬は大相なる事の由、安永の度は供奉總人數凡十三萬餘り、人足は廿四五萬人計り、馬は上馬共にて三十萬計り入用の由、今度は少々御省略にても嘸々□□の御儀と存ぜられ候。

右は何れも極內々御殿の仰出されに候故、御內覽四月廿二日承り記す

昨年十一月鈴木町御代官築山茂右衞門殿方在御領へ御觸出の寫

百姓風俗の儀に付ては、享保・寬政の御趣意に復古致し候樣、追々仰出され候節に申渡置候處、尙又此度水野越前守殿御指圖の旨にて左の通り仰渡され候。

近來百姓共奢侈に長じ、衣服・飮食共身分不相應に相成り、遠在迄も平日油燈・蠟燭・

雪駄を用ゐ、少しも手廻り候者は、家作結構に出來、都て農業に怠り餘業に走り、農家不似合の遊藝等致し候者も有ㇾ之候由に付、自今以後右體奢りがましき者有ㇾ之由相聞候はゞ、當人は勿論村役人共迄急度咎申付くべき條、兼て其の旨村々へ申渡さるべく候。

關東筋の在々にては、上菓子を製し、又は江戸菓子を商ひ、髮結床は村毎に有ㇾ之樣成行き來り候趣相聞え候。右體の儀は相止め候樣、厚く世話致さるべく候。右の通り仰渡され候。此上は厚く相守り、小前の者共申諭し一際立ち候樣相改め申すべく候。上菓子商ひ候儀は、關東筋の振合に准じ相心得、尤も髮結床の儀は市中の組合入又は借株等の仕來りも有ㇾ之由に付、右は追て尙取調べ可ㇾ及二沙汰一候、其旨相心得小前末々の者迄不ㇾ洩樣可二申聞一者也。

丑十一月廿一日

儉約にすべき事を覺す

在々に於て神事・祭禮等の節色々の品を付け、金銀を費し、人寄せがましき事一切致さず、都て惰弱の風儀相改むべき旨、此丑十二月御觸渡し有ㇾ之、其の節村方より

も申渡し置候處、此節伊勢參宮致し候者、宿元にて留守見舞・跡賑と唱へ、酒肴抔取遣り、其上歸宅の節逆迎抔と唱へ、船遊山同樣の鳴物を入れ囃立て、迎船等差出し候抔甚だ不埒の事に候。縦令參宮致し候共、質素儉約を相守り、穩便に致すべき筈の事に候。

右等の儀は前文仰出され候御觸に相背き恐入り候儀に付、若し右樣心得違ひの者之あらば、見合せ次第用捨なく御訴申上ぐべく候間、心得違ひ無ㇾ之樣銘々致すべく候。以上

寅三月十六日

伊勢參宮に就いての注意

伊勢參宮等の儀差留候筋には無ㇾ之候得共、今年何方も奢侈に超過いたし、惰弱に流れ風俗を失し候に付ては、一同質素節儉を第一に心掛け、古來の如く質朴の風儀立直し候樣、去年以來別て厚き御趣意の次第も被ㇾ仰出ㇾ候に付、其の度々相觸置候處、百姓共大勢申合せ揃ひし衣裳など拵へ、又は參宮の者共逆迎へと名付、是を以て大勢申合せ提燈又は幟等船に相立て、提川〔淀カ〕筋を上下致し或は最寄に合ひ、無益の酒食

等を致候趣も相聞え候は、不埒の筋に有レ之候。支配所の者共若し右體の所業に及び候者有レ之に於ては、見掛次第差押へ吟味の上科を可二申付一候。彌〻銘々信心にて參宮いたし候て、可レ成丈質素に致し、兩三人申合せ參宮可レ致候。勿論右の通申渡置候上は、其の村役人共急度心を付、堅く申諭し、若し不二取用一者有レ之候へば、早速訴へ出可レ申者也。

寅三月廿二日

此間町奉行樣ゟ御觸渡し有レ之候に付、家持・借屋共會所に於て、請印取置き候處、尙又御役所樣より右の觸渡相守候樣左の通り

家持借家人に對する布告

右の趣今度市中續き支配所村々迄も町奉行所より被二相觸一候上は、右市中續は勿論相隔り候村々迄も、右に准じ同樣に相心得、違失無レ之樣可二相守一は勿論に候得共、御料所の儀は先達て江戸表ゟ、別段に被二仰渡一候。其度に相觸候趣も有レ之。一體百姓の衣類、庄屋は妻子共絹・紬・綿の外百姓共木綿計り著用致し、此外の品の儀は襟・帯等にも致間敷候。この儀は勿論、其外の品々御制禁の段は、前々ゟ相觸置き候通りの

次第に候上は、猶粗服を著し、髮・月代等も可ㇾ成丈銘々自身に取計ひ、妻子等は右に准じ是又同樣に爲二取計一、女子髮結と唱へ候類は素より差止め、男髮結にても可ㇾ成丈相減じ、髮結は差止め候樣致度き事に候。猶又遊藝等の類に至り候ては、たとへ是迄土地の仕來りにて有來り候共、右は素ゟ御制禁の儀に候へば、以來は別けて相禁じ、御料所内御取締一と際目立候樣可二取計一は勿論、市中續の儀、右髮結其外旅籠屋幷に酒屋又は茶屋女と唱へ候女子、市中の者ゟ借請け酒食商ひ候類、元來町奉行所に於て差免し候分は追々及二沙汰一候迄、先づ是迄通り取計ひ、其の外市中へ引合無ㇾ之分は、前書の通り相心得、夫々取計ひ、若し村役人の申付を不二相用一、心得違の者有ㇾ之候へば、早々可二訴出一候。　右の趣相觸候者也。

寅四月廿四日

世上一統何時となく奢侈に推移り、一同困窮に及び、兼々仰出だされ候御取締も相弛み、四民共難儀に及び候に付ては、追々厚き御仁政の御沙汰仰出され候事に候へば、銘々一同有難く存じ、重々仰出され候趣、固く相守り申すべ

被物を儉約にすべきをさとす

俄騷を禁止す

きは素よりに候へども、尙又左の通り沙汰に及び置き候。

一、支配所の內輕き百姓は素より、譬へ庄屋其外相應に相暮し候者とても、先達て申渡し候通り、以來衣服の儀は木綿布等相用ひ、假にも縮緬・羽二重・龍門樣の品柄は、襟・帶等にも相用ひ申さず、其餘は右に准じ取計ひ申すべく候處、中には是迄百姓不似合の日傘相用ひ來り候者も有之哉に相聞え候。右は先達て同樣申渡し候通り、古來百姓の風俗、髮結は藁を以て束ね、雨天には簑笠幷にわらんぢ等相用ひ候事に候上は、是又以來は日傘等は一切禁じ、菅又は竹の皮にて相仕立て候笠相用ひ申すべく候。尤も今度人民の難儀を厚く御厭ひ被爲在、品々御取締向仰出され候事に候へば、手附手代は素より、自身儀も御用の透きを見合はせ、市中續き村々の儀は不時に見廻り、追々觸出候趣に相背き、如何體の者と見受け候分は、用捨なく召捕り急度吟味に及ぶべく候。其の段兼て相心得申すべく候、

一、先達て伊勢參宮の儀に就ては申觸れ置き候趣も有之候處、山上と唱へ候大峯、其外參詣に付ては申合はせ、小幟等を相立て、又大勢一と纏に相成り、騷ぎ歩行候者

も有ㇾ之哉に候。是又不埒の事に候條、以來右體の儀相聞くに於ては、其村々名前をも相糺し呼出し、急度吟味に及ぶべく候。

右之通り相觸置き候上は、以來如何樣の儀有ㇾ之候とも、急度用捨なく吟味に及ぶべく候條、其旨を相心得べく候。

寅四月八日

築山茂右衞門御役所

右は在料福島邊の御觸なり。難波邊には西瓜・茄子・胡瓜等の早く出せる作り方を禁ぜられ、總て有用の物計りを作るべしとの御觸にて、是とは大同小異なり。餘りくだ〳〵しければ、之を寫し留むる事なし。江戶・京・大坂在御料との御觸を記し置きぬれば、之にて當時の有樣を知るに足れり。餘は推して知るべし。

京都三月上旬以來御觸書の寫

一、此度問屋と唱へ候向、都て諸向株札を以て、仲間組合の類幷貸付諸會所總潰れに相成り、尤も諸商ひ物是迄御制禁の外は、何によらず素人共賣買勝手次第たるべく候。尤も諸株札御定印の歩、悉く先日御奉行所へ返上。

金錢兩替屋・酒造屋・○米相場米商賣人・○藥種唐蘭仲間・和製砂糖屋・竹材木屋・古道具古銅・本屋・古手屋・質屋・朱座仲買・○禁裏御用魚取扱・金銀座支配(商賣人)・○金錢延商賣(仲買)・旅籠屋・茶屋・○風呂屋・(但湯屋にては無之)床髮結・諸川船・(高瀨川筋・保津川筋)・通し日雇請負。

右數々の向は商賣立置かれ候へども、株仲間組合等相唱へ候儀は、此度總破れに相成候。○印の向は追て御沙汰せらるべく、幷に高瀨川筋・保津川筋・桂川筋等諸運上此度御免仰出され候。

冥加金免除

一、諸向御冥加金運上等悉く御免仰出され候。

衣服の華美を制す

一、近來奢り超過致し、尤も華美の衣服を著飾り候分不相應の品物取扱ひ、町家の者共茶事を習ひ候に付ては、高金の道具茶器賣買致し、心得違ひの次第、但茶の湯御差留にはあらずと心得候。

奢侈を禁す

一、高金の衣類・櫛・笄・鼈甲・金銀の類停止、町家の分は衣類成るたけ目立たざる樣、譬へ紬・木綿たりとも、當世の目立ち候染抔の類相成らず、さりとて目立たずば縮緬・羽二重の類苦しからずと申すにもあらず。

一、三味線・琴稽古の儀は、瞽女・法師に限り候儀は、女稽古相ならず但淨瑠璃の儀は古來御沙汰無之候

管絃の禁

一、市中に於て、料理屋と唱へ入れ寄せ致し、或は中宿又は遊所への便利の筋、御停止。但ありきたりの料理屋・仕出屋の向は、是迄の通り御免。

飲食店の制限

一、隱賣女は勿論、町舞子抔にても紛らはしき所行の者は、御吟味の上嚴重に仰付けらるべき事。

亂らなる女の禁

一、町人の分は縦へ大家・小家・舊家・雜家に拘はらず、町人は町人の分にて一體の事に候間、自他に構はず銘々相愼み、質素儉約を相守り候べき事。

町人に質素を勸む

一、近來女房・娘等市中へ出行くにも、裾をからげ、物好の裾除を致し、不遠慮に横行致し候は、京風の姿振を失ひ、淺ましき風俗に推移り、不埒の儀に候。向後市中横行に裾をからげ候儀、相成らざる事。

裾をからげて横行するを禁ず

一、女髮結嚴しく御差留仰出され、幷に髮飾縮緬の色切を用ひ申すまじき事。但男髮結床は御差置きに候へども、結ひ賃成丈直下に致すべき様仰渡され、一統に廿二文の定に相成り候事。

髮飾の制限

御觸に違背せざる旨を悟す

右個條あらまし斯の如し。尤も御觸文の綴りに拘はらず、大意を記るす。

去る三日組與力衆ゟ御手分を以て、町向へ御出張、右享保・寛政度の御觸面の御趣意幷に今度三箇條を以て、最寄町役の者を御呼出し有ㇾ之、厚き御利害を以て、古來の風俗に復り候樣仰渡され、銘々一町限りに心得違ひ無ㇾ之候樣申諭し、油斷なく吟味に及ぶべし。若し御趣意に相觸れ、御觸面を相用ひざる者有之候はゞ、用捨なく本人は勿論、年寄組役の者迄嚴重に御咎の御沙汰に及ぶべく候條、後悔致さゞる樣取計らひ申すべき事。

右御沙汰によりて、兩替町一町中承伏連印取ㇾ之個條左の通り、〔但し町役方へ取置候事〕

人民の誓書

請書

一、御公儀樣より先々仰出され候御制禁、御觸書の個條幷に去る丑六月に仰出され候、享保・寛政度の御觸書の趣、尙又追々御觸源しの御趣意、一々奉ニ承伏一候。

一、忠孝第一に相勵むべき事。

一、家業出精、商賣正直に仕るべき事。

一、身分を量り相辨へ、諸事質素・儉約を相守るべき事。

一、子弟召遣の者へ善行申諭し、憐愍を加へ、和合をなすべき事。

一、佛事年回の儀は、供用の儀に候間、可二相勤一事に候得共、分限內端に可二取縮一事。

一、吉凶臨時の事共は、成丈け質素節儉相守るべき事。

一、華美の衣類用ひまじく、官服に相用ひ候地物・綾錦織物・縮緬・羽二重・或は唐物類は勿論、總て町家不相應の品柄、幷に髮飾金銀の類鼈甲等、娘・子供に至るまで、縮緬抔の色切を用ふまじき事。

一、娘・子供に至るまで、往來に裾をからげ、橫行いたすべからず。既に縮緬其外華美好みの裾除け相用ふまじき事。

一、女髮結を出入致させまじく、娘・子供には髮結を習はせ、女の所作を相稽へさせ、幷にあさましき姿振を致さゞる樣、風儀を相稽へさせ申すべき事。

右個條の趣、一々堅く相守り申すべき事。

近來世上の奢りの超過致し分限を辨へず、假初にも華美の衣類を著飾り、高金の

道具類を取扱ひ、自然と自業の難儀に及び候族も有之、不便の事に思召され、此度結構有難き御趣意を以て、享保・寛政度の御觸書を以て、古來へ復し質素儉約を相守り、安らかに渡世相成るべき旨相愼み候樣、追々仰出され候處、今以て風儀相改めざるは如何の事に候。此度の御下知に依て、御役方樣態々町向へ御出張を以て、町役の者を御呼出なされ、向後心得違ひ致さず、質素儉約の御觸面の御趣意相省かざる樣、一町限りに申諭すべき旨仰渡され候。若し此の上相背く者有之に於ては、本人は勿論町役の者迄、用捨なく嚴重に御咎に及ぶべき御沙汰の旨、其の時後悔致さゞる樣の厚き御利害に御座候趣、一統承知し奉り候。全く御慈悲有難き此度の御趣意、一一急度相守り、但質素儉約諸事相愼み申すべく候。依て承知御受印斯の如し。

京都與力閉門

一、京都御組與力入江氏・七竈氏入牢仰付られ其の外與力の衆の內歷々の方兩三日閉門仰付けらる。　入江氏の掛に付、町家の向大家兩三軒此度御吟味の儀有之、牢舍仰付けられ、　近町に於いて井善糸店も右の掛りに付、　表を閉ぢ名前人御預け仰付けられ候。　竹屋町・兩替町東へ入る兩替三善も。　右掛り之ある由にて此節表を締

められ候。

物價を調査す

一、諸商物につき手廣に渡世の銘々は、一々御召出有ㇾ之諸品の元直段と賣買、御調べ最中にて、諸品値下げ致すべき樣仰渡され候。

一、町舞子其外町住の女娘の中、紛らはしき行體の者等、數人召出され、御咎或は町預等に相成候事、幷に妾宅杯大にやかましき趣にて、こそ〳〵立去り候向も有ㇾ之候。

盛場の取締

一、遊所向は祇園新地を始め、所々共に三月晦日より漸〻行燈を引籠め、五六日休業相愼居り候處、四月十日過に新地の遊所向業體御免被ㇾ仰出ㇾ候。新地中にて藝子乍ら賣女同樣の身持ち杯の者、凡七十人餘り御咎或は御預等に相成候由に御座候。生業（すぎはひ）御免には成り候得共、一席に藝子二人を限り、夫れすら長席は相成らざる由、藝子衣類も紬・岸縞の類に限り候由、同じく取扱の店々は潰れ廻し、男は悉く所拂に相成候。小茶屋の向漸々行燈に名前屋號を除き、三味線糸・木綿糸・藥類の看板を行燈に書記し、夫々商賣名にして忍び〳〵の生業を致し候由にて、繁華の場所柄淋しく相成候事。

驕奢を戒む

一、市中男女の趣は大に品替り、開帳詣り或は他行にも紬岸縞又は小紋絹位に限り、帯は繻子抔を限りに見受け候。履物に天鵞絨の鼻緒緣取抔は矢張ちら〳〵と見かけ候。衿・袖口に縮緬色切も同樣に候。是等も時に取りては不心得に御座候。此の儀あらまし申上候。

美衣を纒ふを禁ず

一、昨年以來御觸有之候華美の衣服・女髮結・鼈甲櫛・笄・簪等決して相成らざる趣仰聞けられ候處、其當座には相守り候樣に相見え候へども、當春以來何等の心得違ひ候哉、元に立歸り美服を著致し、髱くゝりなど華美の品相用ひ候族も相見え候趣、御所司代樣・祁御奉行樣にも御見當り遊ばされ候由、又は此度御利解候は仰聞けられ候間、篤と承知致すべく候。全體町人共は何と相心得候や、御上には厚き有難き思召にて、世上一統暮しよく相成り、何れも家名相續致候樣との思召、夫を如何心得候哉、天下の法度は三日法度抔といふ者も有之趣相聞え、又中には三百目の衣類拵へても苦しからず、畢竟之迄有來りの古き物は、買ふよりは先づ之を著う、此羽織は有合せ故大事あるまい、又此位帶は目立たぬ故仕てもよい抔と道理をつ

け相用ひ候も相聞え候、甚だ以て不埒の至り、疾くより御捕へにもなり、御咎にも相成る筈の處、格別の厚き思召にて、又候御利解仰聞けられ候。衣服三百目と申すは、上々樣の事、下々も右に准じ申すべく、縱令侍・町人に限らず、身分相應と申す事にて紬木綿にても、目立ちて派手なる染模樣など、決して相成らず、又先達て銀物等夫々御調べにも有之處、未だ隱置き候哉にて、簪なども有之候やにも相聞え候。是等は甚以て不埒の至り、此後心得違ひ致し、御觸れの趣相守らず、華美の風俗致し、髮飾等華かなる物相用ひ候はゞ、最早一人として、萬人の妨に相成り候故、見當り次第無據御召捕に相成り、重き御咎仰付けられ候間、此の段能々相心得申すべく候。元來此の御趣意を何と心得候や、中には畢竟「此方が金にて此方が拵へて著るのぢや」抔と申し、縮緬・絹物は相成らず候へども、取敢ず青梅糸入縞抔拵へねばならぬ、さ候へば、差當り物入抔といふは大に間違ひ、是まで有合せ候木綿縞にて事濟む筈の事、何を拵へねばならぬといふは、御趣意にはづるゝといふもの、既に此の節關東にて御大名が綿服を召せば、町人共何も著る物がなき位の事、其の

町人の中には家土藏を持ちたる町人もあり。今日暮しの者もあれば、其の町人に二通りない故、私は大家故此位の物は著ても大事ない抔といふは、心得違ひ、大家・小家とも曠著は紬を限り、平生は綿服・紬、華美なる物は相成らず、只目立たぬ品よき染物著るべし。扨又此の位に御利解仰聞けられ候はゞ、男は大體承知も致すべく候へども、妻子・娘抔ある者は、宿元へ歸り申聞かせば、有難き思召なれども、向ひの誰さんは何の帶をして稽古屋に行くぢや、隱の娘さんは何の著物を著て行かしやる故、娘丈は附合ひもある故、此の位の著物は大事もあるまいと云ふは、親心は中にも、道理を付けて、著せる者もあるさうな、扨又大家の內には、折角此の小袖を拵へて、一度は著せたい抔と言ふ者も有りさうな物、併しながら爰を能く承知すべし、小袖は僅か知れた物、夫れを著せ遣る者自然御召捕に相成候はゞ、家土藏は申すに及ばず、御取上に相成り、又借家の者も諸道具迄も取上げられ、其所にも居られぬ樣に相成り候。著物位に代へられぬ事ではないか。元來此の御趣意と申す者は、何も御上の爲では少しもない、下々町人共よくなる樣と思召にて、諸株もゆりて諸

女子の惡風を正さんとす

事下直に相成候樣、下々暮しよくなる樣の有難き御趣意、その御趣意を心得違ひなき樣に相守りさへすれば、其家も繁昌して子孫に相續する。其の子孫永々相續する樣との厚〳〵き思召故、町分能々申合せ、聞占めざる者は西御目附方へ申來るべし。且又此間も仰聞けられ候通り、近頃世上一統女の風俗甚だ惡しく、兎角貴女の風俗を見傚ひ、假初にも市中歩行くに、裾をまくり、裾除け湯卷など緋縮緬、又は縫模樣抔華やかなる物を致し、上は締抔して歩行き候段、甚だ賤しき風俗にて、京都の町人共の風俗に不似合の趣、御所司代樣・御町奉行樣も歎かはしく思召す。元來裾除けといふ物は近來の物にて、裾の切れぬ樣に致す物、それを今日は曠物に相成り、著物より高金の物を致す樣に相成り心得違ひ、今又裾除・湯卷抔ほら〳〵と出し、又は上締（すはじめ）抔致し、裾をまくり市中を（行く脱カ）賤しき風俗を見れば、粹ぢやの仇ぢやのというて、あしき風俗を好み、又おとなしき上品の者を見れば、あの人はもつさりぢや古風ぢや抔いうて、笑ひ者の樣になつたは、皆心得違ひ、元來湯卷といふ物は膝限りの物にて、人にほら〳〵出して見せては失禮、見すべき物ではない筈の物、今でも御所樣にて

は女中方、皆膝ぎりの湯卷して御座なされ候、左樣あるべき筈の事、湯卷抔ほら〳〵出すは賤しき賣女の致す事にて、町方の見倣ふ物ではない。此王城の地は諸國より、京參り抔いうて來る所なり。別して上品の人柄でなければならぬ筈、それに心得違ひ致し、粹ぢやの仇ぢやのというて、賤しき賣女の體に風俗を見倣ひ候段、御上にも甚だ歎かはしく思召す。此已後湯卷出さぬ樣、假初にも褰まくり歩行致さぬ樣、縮緬抔決して相成らず、只上品を見倣ひ、賤しき風俗に相ならざる樣心得、御趣意を守り申すべく候。先刻も申す通り、此後裾をからげ、褰除・湯卷抔出し、歩行き候者は、見つけ次第御召捕に相成り、本人は勿論家內又町役人迄も嚴しく御咎仰付けらるべく候間、町役人共より篤と申聞けらるべく、用ひざる者は西御役所御目附方へ早速申出づべく候。等閑に致し置き、自然召捕に相成り候ては、當人は御趣意背き候事故、自業自得と心得候なれども、町役共その者の爲に、大に迷惑難澁御咎をも蒙り候ては、甚だ難儀に相成候事、篤と申聞け不行屆の儀は、役の無念に相成候事。尤京都計りにてはなく、世上一統の事、又上の町は是程迄は言はしやらぬと、外

町を手本にならぬ。其の町々一町限りに中堅め申すべく候。追て召出し中堅めよき町は、御ほめの御言を下され、中堅めあしき町は、御叱りを承り候事。

右三月廿一日、年寄共三條大橋會所へ御召出しにて、西御役所御目附方仰付けらるゝ聞書の寫なり。

京都市民への御觸

同三月廿八日京都市中へ御沙汰成され候次第

美衣を纒ふを禁ず

一、衣類男女とも、總て綿服に致すべき事。　一、縮緬類襟・袖口にても無用の事。

一、祝儀の節、其外禮服紬類相用ひ候ても、苦しからざる樣仰付けられ候へども、之とても流行の染は、伊達なる縞物は相用ひ申すまじく候。木綿たりとも右同樣に相心得、何分質素に相成るべき樣致すべく候事。

一、唐物類一切著用致すまじき事。　一、女の裾除け華美なる品無用の事。

一、女共髮の飾り、縮緬は勿論、木綿・紬にても無用、縦令紙たりとも目立ち候物は、相止め申すべく候。　とんぼ尺長に致すべき事。

風俗上善

一、銀物は都て相成らず候儀は勿論、鼈甲類無用の事。　縦令金粉たりとも、伊達な

は女中方、皆膝ぎりの湯巻して御座なされ候。左様あるべき筈の事、湯巻抔はらく\出すは賤しき賣女の致す事にて、町方の見倣ふ物ではない。此王城の地は諸國より、京參り抔いうて來る所なり。別して上品の人柄でなければならぬ筈、それに心得違ひ致し、粹ぢやの仇ぢやのというて、賤しき賣女の體に風俗を見倣ひ候段、御上にも甚だ歎かはしく思召す。此已後湯巻出さぬ様、假初にも裾まくり歩行致さぬ様、縮緬抔決して相成らず、只上品を見倣ひ、賤しき風俗に相ならざる様心得御趣意を守り申すべく候。先刻も申す通り、此後裾をからげ、裾除・湯巻抔出し、歩行き候者は、見つけ次第御召捕に相成り、本人は勿論家内又町役人迄も嚴しく御咎仰付けらるべく候間、町役人共より篤と申聞けらるべく、用ひざる者は西御役所御目附方へ早速申出づべく候。等閑に致し置き、自然召捕に相成り候ては、當人は御趣意背き候事故、自業自得と心得候なれども、町役共その者の爲に、大に迷惑難澁御咎を蒙り候ては、甚だ難儀に相成候事、篤と申聞け不行屆の儀は、役の無念に、相成候事。尤京都計りにてはなく、世上一統の事、又上の町は是程迄は言はしやらぬと、外

町を手本にならぬ。其の町々一町限りに申堅め申すべく候。追て召出し申堅めよき町は、御ほめの御言を下され、申堅めあしき町は、御叱りを承り候事。

右三月廿一日、年寄共三條大橋會所へ御召出しにて、西御役所御目附方仰付けらるゝ聞書の寫なり。

京都市民への御觸

同三月廿八日京都市中へ御沙汰成され候次第

一、衣類男女とも、總て綿服に致すべき事。　一、縮緬類襟・袖口にても無用の事。

美衣を纒ふを禁ず

一、祝儀の節、其外禮服紬類相用ひ候ても、苦しからざる樣仰付けられ候へども、之とても流行の染は、伊達なる縞物は相用ひ申すまじく候。木綿たりとも右同樣に相心得、何分質素に相成るべき樣致すべく候事。

一、唐物類一切著用致すまじき事。　一、女の裾除け華美なる品無用の事。

一。女共髮の飾り、縮緬は勿論、木綿・紬にても無用、縱令紙たりとも目立ち候物は、相止め申すべく候。とんぼ尺長に致すべき事。

風俗上善

一、銀物は都て相成らず候儀は勿論、鼈甲類無用の事。　縱令金粉たりとも、伊達な

る品相用ひ申すまじき事。

一、茶湯・謠講・琴・三味線さらへ講無用の事。　一、淨瑠璃・端唄稽古致すまじき事。

一、女髮結無用たるべく、自分に結ひ申候樣相嗜み申す事。

右の通り相守り申すべき旨、昨丑二月以來御改正の御沙汰一統有難く奉ㇾ存べき事に付、必ず心得違ひにて迷惑難儀など噂仕り候者有ㇾ之候ては、實に恐入り候に付、御趣意有難き事に深く奉ㇾ存べく候事。家內若年幼少の者共能々相諭し申すべき事。

右仰渡され候趣、堅く相守り申すべき事、依て一統連印如ㇾ件。

一、遊女町は祇園一カ計り。其外不ㇾ相成ㇾ候。伏見海道猿餅、尤娘御差止仰付けられ候。

一、暮し方中分以下の娘、琴・三味線の稽古を相止め、其代りに髮結を習はせ、縫物・洗濯・飯焚かせ申す迄、專ら親どもより敎へ申すべき事。

堺御演舌書

からざる物を禁ず

町民の誓旨

士農工商の本務を諭す

昨年來質素儉約の御趣意仰出され、誠に大金の冥加をも御免除なし下され、諸株諸仲間停止、諸色直下げの儀等追々御觸有レ之、猶申諭候條々、町人共御趣意の程篤と會得致すべく候。都て諸民御救ひの御仁惠有レ之、斯く安穩に家業を營み、家內眷屬世を渡り候は、全く有難き御治世の御蔭にて有レ之、前々亂世の有樣當今見及び候者は無レ之とも、熟々考合はすべし。其上格別御沙汰の數々、悉皆其の所々への御垂憐にて、冥加の程片時も忘却致さず、御國恩を其程々に報い奉るべき事に候。抑〻士農工商の四民は、甚だ大切なる者にて、一つとして無くて叶はぬ事、先づ士たる者は太平の御代には忠義を盡して君上に仕へ、世の中亂るゝ時は一命を捨て馬前に討死して、君恩を報ずるを操とし、農たる者は田畑を耕し、五穀を始め食物を作り、霜雪の寒きに堪へ、炎熱の暑天に苦しみ、婦女は糸を繰り機を織り、夜も安く寢ず、工は器財を作りて有用を足す。されども農工の二つは、身力を勞して益を得る事薄く、貧して窮する者多く、商たる者は有無を通便するを專らとする者なれば、時勢に依りては利倍の得益眼前にあるを見れば、稍ともすれば欲情の爲に覆はれ、

商人の奢侈を諭す

奸曲の思慮を發起し、不正の事を行ふ輩も有之、是(誠カ)に恥づべきの至りならずや。能々我身を三省して夫々の職業を務め、正路を守るべき事、專要に心掛くべきなり。扨又衣服・飲食類等、前々より有來る品柄にて事足り候處、一世の流弊とは申しながら、自己の分限を忘れ、驕侈の心より有ふれ候物を嫌ひ、無益に手を盡し候好を付、猶も增長致し、便利の都合は餘所に相成り、寄品を搜し、何事も價高きを賞翫致し候の樣に成行き、元々節儉の故に用ひ候品も、流行の爲に伊達の趣意に引替へ、今日の儲けを顧みず、分外の散財を致し、終に困窮に陷り候者等、先祖傳來の家名を穢し、妻子を迷はせ候は歎かはしく、此上もあるべきや。何れにも分限を辨へ、質素を守り儉約を用ひ、家業繁昌彌增し候樣致すべく候。商人共は其品の相應の利分をば取り、家業永續致し候樣丹誠致すべきは勿論に候處、追々邪欲を構へ、高利を取るべき術のみに心を凝し、得意先へ薄情に仕向け候故、買先きにも實情薄く、拂方萬端等閑に成行くべきは自然の道理、或は內々申合せ髮の飾・衣類等恰好染方、其の外段々異樣に仕立て、道具類に至る迄時々の流行を申觸れ、又は華美無益の結構を飾り、辨

へなき諸人を惑はし高利を貪り、其以前賣渡し候品賣戻しの談受け候へば、流行に遲れ候抔と申成し、格別直段引下げ候族、奸計の商振りにて不埒の儀、縱令一旦得分有之候とも、當座の儀にて永續の渡世には相成らず、苦々しき儀に有之候間、隨分諸色質素なる物を仕入れ、高直に無之品を薄利を以て賣出すべし、さ候へば丹誠次第に〔脫アルカ〕買人相擧り、漸々商ひ手廣に相成り、却て手段致し候ゟ得益增し候は必定に付、右等の宜しからざる風儀を改め、正道に導き遣らせ候御趣意の程、努々容易なる儀に心得ず、常に世上治變の歡苦を考合せ有難き御世を恐れ、奢を止め儉約を守り、相應の貯を心掛け、借金は相對通り返濟致し、代銀は速に相拂ひ、人情義理を缺かざる樣身の立行に心を配り、商人は各正路に賣買致し、家業繁昌に及び土地一體に賑はせ、彌增港の勝地と仰せられ候樣に仕成すべし。是れ御國恩を報じ候譯に有之、右の通り趣意は引分け相諭し候へども、凡商家のみ其中すべき所柄の儀、相互に丹誠に及び候へば、滋潤も面々相酬い候間、以來成丈衣類、其他餘所より入込み候商人の品を求め候より、土地の物を買ひ候樣致し助合ひ、謹で御趣意を守り

候はゞ、則ち家祖への孝道、其身の安氣の基にも相成候は、必然の道理に候條、家族召仕へ者、主人の子へはその親より敎示せしめ候樣致さすべく候。右迄申諭し候ても心得ざるの族有ㇾ之ば、嚴敷沙汰に及び候。尙又年若の者等家業に怠り遊興に耽り候儀あるまじく、其の中にも江戸唄と唱へ候謠物、又は男子の身分にて、女子の舞踊の體を稽古致し候者共有ㇾ之由、右は近來の流行にて、風俗幷に行跡も惰弱に成行き、甚しきは歌舞伎役者をまねび候所行の者も有ㇾ之樣相聞え、如何はしき次第に付、遊藝の內にも右等は宜からざる儀に候間、以來嗜み相止め候樣、是又身寄・所役人等世話致し遣るべく候。

右の通り市中末々の者迄も行屆き候樣、其方共厚く申諭すべく候。

寅四月

口　達

博奕を禁す

博奕・賭の諸勝負、前以て御法度に候處、近來一統に相緩み、武士屋敷・寺社又は茶屋・辻抔に於て、右體不埒の儀致す者有ㇾ之趣相聞き候に付、以來右體の儀有ㇾ之候は

ば、吟味糺の上掛合の先々迄も、用捨なく相糺し仕置き申付くべく候。尤右體の儀有之ば、奉行所へ訴出づべし。急度御褒美下さるべく候。同類の内たりとも訴出で、自分の舊惡を相改むに於ては、是又御褒美下さるべく候。

右の趣天明九酉年相觸れ候處、近頃猶又武家屋敷内或は寺社町等にて、右體不屆の儀致す者有之趣相聞え、既に追々召捕り候者も有之、畢竟等閑なる儀如何の事に候。以來武家屋敷内末々長屋等に至る迄、嚴重に申付け、油斷なく相改め申すべく候。尤も寺社在町等も一統同様相心得、入念に申すべく候。右の通り享和元酉年觸知らせ置き候處、年月經候故哉、近來武家屋敷内幷に寺社在町辻合にて、博奕・賭の勝負致し候者有之由相聞え候に付、彌々穿鑿を遂げ、右體の者有之に於ては用捨なく召捕り、嚴しく申付くべく候間、其段町々家持・借家人どもは勿論、召仕下人等迄も急度相守り、聊か心得違ひ無之様、銘々家主又は主人等より嚴重に申付け、役人共も油斷なく精々相改むべく候。

右の趣三郷町々末々迄も、洩れざる様申聞け置くべく候事。

寅四月廿九日

温室栽培を禁ず

野菜物等季節到らざる內、賣買致すまじき旨、前々相觸置き候趣も有ㇾ之候處、近來初物を好み候儀增長致し、殊更料理茶屋等にては、競合ひ買求め、高直の品調理致し候段不埓の事に候。譬ば胡瓜・茄子・菜豆・豇の類、其外もやし物と唱へ、雨障子を懸け芥にて仕立て、或は室の內へ炭團火を用ひ養立て、年中時候はづれに賣出し候段、奢侈を導く基にて、賣出し候者どもゝ不埓の至に候間、以來もやし初物と唱へ候野菜類、決して作出し申すまじき旨、在々へも相觸れ候條、其旨を存じ堅く賣買致すまじく候。尤も魚鳥の儀は、自然の漁獵にて賣出し候は、格別人力を費し、多分の失却を掛け飼込み仕立て置き、世上へ高價に賣出し候儀は之亦堅く相成らず、若し相背き候者有ㇾ之に於ては、吟味の上急度咎申付くべく候。右の通り町觸申付け候間、御料は御代官、私領は領主・地頭より相觸るべく候。但在所の品前々より獻上の類は、唯今迄通り心掛けらるべく候。右の通り相觸れらるべく候。

右の趣江戶表より仰下され候條、此旨三鄉町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

寅五月三日　石見遠江　北組總年寄

京都町々町役の者共五月二日御召出しにて仰渡され候書付の寫

京都所司代の訓諭

今般御改正に付、御制禁の品々又は菱垣廻船問屋御差止め、都て組合仲間問屋等御停止の儀に付、江戸表より仰出され候趣、幷に當地の流弊相改めさせ候廉々、追々觸知らせ、尙著類等の儀は、組町廻りの者より申諭させ候。物價引下げ方は賣人共を呼出し申諭し候處、市中の者共衣食を始め、追々只今迄の風儀を改め、物價も次第に引下げ候趣も相聞え、一段の事に候、元來當地は風俗厚く、人氣も浮華ならず、他國にて羨望候由の處、何時となく奢侈の風に推移り、物價も引上げ候事にて、其の一端を申さば、輕き者共縮緬・羽二重樣の物を著用し、天鵞絨を襟又は鼻緒にし、美肉を食用にし、家作向き抔結構を相好み、身分を顧みず不相應の事ども心付かず、總て右類の事にて互に華美を競ひ、自ら暮し方も手張り、表向より內證は困窮し、職人は手間賃を增し、商人は利分を貪り、次第に人情輕薄になり、風俗を頽し都下の衰微歎かはしき次第にあらずや。今般仰出され候は、世上の奢侈を被禁、儉約質素

華美の風俗を防止せんとす

暴利を貪るを禁ず

人倫の道を勵ます

所司代訓諭の條々

に復し、萬價の引上げたるを下落し、輕き者迄も暮し易き樣の御上意にて、御仁惠の程有難き事にて、市中の者共彌〻相競ひ、舊習の流弊を改革し、御國恩を忘れず、衣食住とも其の分際に安んじ、總て儉素を守り、家業に精出し、職人は成丈け手間賃を引下げ、商人は隨分薄利に賣買し、何れも一己の利潤、自他の見競に拘はらず、互に相勵み諸色際立ち引下げ、金銀融通の引合方等、不實意無レ之樣、彌〻手廣に致すは勿論、銘々孝悌の道を厚く相守り、子弟を敎育し家內睦じく、子孫永久相續相成り候樣致すべく候。是迄追々觸知らし置き候趣も有レ之候へども、猶心得違ひ致さぬ樣、右の趣申渡し置く事に候間、此上表には儉素を見せ候ても、內證は奢侈を改めず候か、又は奢侈の品を仕出し候か、又は商ひの品の直段は引下げ候ても、算勘の利欲に趨り、品物を劣らせ、目方を減じ形を小にし候樣にては、不埒の事に付、左樣の者もあらば召捕へ罪科に處すべく候間、決して心得違ひ致すまじく候。此旨町々の者共へ篤と申聞かし、裏借屋の者迄も篤と承知致し置かせ申すべき事。

一、扇・團扇の手籠り候品。　一、女髻縊り紙にても・手籠候品又は目立ち候品類。

一、手拭・前垂等に物好きなる染模様の類。
一、挑灯の火袋紅の彩色、又は上の方墨にて塗り、其の外手籠り仕立てたる類。
一、花火線香類。　一、翫び人形類、小さく候ても手籠り候品。
一、女の履物の鼻緒に絹類を用ひ候儀、其外物好に拵へ候類、又は男女共塗下駄類。
一、生肴・鹽肴・野菜・干物類、其外何品に不ㇾ寄店商の品は、夫々直段札出置可ㇾ申候事。
一、男は日傘を相用ひ候儀、女は羽織を著用致すまじく候事。

右の類は勿論、この外手輕の品たりとも、無益の工手間懸り候品を仕入れ、賣買致すまじく候。併し御所の御用等は格別の事。

五月五日雨、辰の下刻ゟ止む。質素倹約嚴しき御觸れ故、衣服に弊缺く者多きと見えて、道に歩行く者も至つて少く、世間至つて物淋しき事なり。偶に往來せる婦人の髪は、之迄髪結に結はせて自身結ひし者なければ、其の見苦しき事甚しく、外に出でざる婦人を見るに、家毎に何れも髪結ひしはなく、大抵は梳髪（すき）なり。不埒なる事といふべし。

妾賣女等を檢擧す

妾・月囲ひ・隱賣女等の御吟味、先月已來嚴しくして呼出され、召捕られし者仰山の事なりしにぞ、之に掛合ある處の男等何れも召出され、中には歷々の身分、六十餘の老人抔も少からずして、何れも大に赤面せしといふ。

大坂僧徒の失態

斯樣の御吟味よりして、大坂中の寺院の僧徒、女犯不如法の事ども悉く分明なるにぞ、坊主共大勢召捕らるゝにぞ、其餘未だ召捕にならざる者も銘々身に覺之ある者共なれば、殘らず影を隱し出奔し、大坂中の寺院に殘れる坊主とては、極老と幼き小坊主のみにして、悉く明き寺となりしといふ。一と頃は伏見街道などは駈落の坊主引續き、著の身著の儘にして逃げけるもあれば、片足に草履、片足にわらんぢを穿けるもあれば、素足にて走るあり。中には程よく身構せしと見えて、荷物澤山に背負ひて、歩行捗らぬ者もありて、その慌て狼狽し樣の可笑しかりし事なりといふ。

通貨引替に就いての注意

覺

去る戌年御觸達しの候通り、百姓町人等金銀の品持扱ひ候儀停止に付、是迄心違ひ所持致し居り候分は、右品金銀座にて買上げ相成候間、不隱置差出し可申旨、同

十月中申渡し、夫々取集め差出候儀に有ㇾ之。然る處其節當所等不ㇾ相知ㇾ分、追て見當り候得共、後難を恐れ其儘隱置き、今以て差出遲れ候者も不ㇾ少哉に相聞え、重々心得違ひの事に候。其上此度質素節儉身分愼方等の儀、追々御觸達の趣も有ㇾ之旁々右出し遲れ候金銀具、早々差出し可ㇾ申候。右に付御咎の儀は勿論、及ㇾ察當ㇾ候儀も無ㇾ之候。尤大細工物の儀は何れ混り物も可ㇾ有ㇾ之候。就ては全正金銀相當の代銀にては、可ㇾ致ㇾ難澁ㇾ に付、先達て申渡候通り爲ㇾ手當ㇾ右代銀高に應じ、餘分の銀子相渡し可ㇾ遣候條、聊にても金銀の品所持の者は、不ㇾ押包ㇾ早々差出可ㇾ申候。若し此の上にも隱置き候儀、外ゟ於ㇾ相聞ㇾ は、急度可ㇾ令ㇾ沙汰ㇾ候。右の趣一町限所役人ゟ申諭し軒別に取調べ、差出方の儀は右戌年の振合を以て取扱ひ。當五月中差出し可ㇾ申事。

寅五月八日

右被ㇾ仰渡ㇾ候金銀具の品取扱ひ候儀は、御法度の趣慥かに承知仕候に付、若し隱置き候由後日相知れ候はゞ、私共如何樣とも曲事被ㇾ爲ㇾ仰付ㇾ候、爲ㇾ後日ㇾ判形仕

問屋仲間に對する制限

仍て如ㇾ件。

此度問屋唱方等の儀に付、御觸面の趣を以て、都て株札幷に問屋仲間組合差止め、同商賣の者出來候共、決して差障り申すまじく、其の外委細の儀追て申渡し候上は、是迄右株仲間等より相納來り候冥加金銀の分、差免し候儀は勿論の筋に候得共、其儀別段不ㇾ及㆓沙汰㆒候ては、仕癖に泥み候心得違ひ候者可ㇾ有ㇾ之も難ㇾ計候に付、猶又此度取調の上左の通り

諸川船・綿市場・御用剝魚商賣人・金銀延商賣會所・眞鍮箔打職・伊豫砥石屋・大坂川浚冥加銀・傾城町水道冥加銀。

都て濱地幷川岸通り、其他地所に付候冥加金銀の類、鳶人足頭受負冥加銀

右の分追て可ㇾ及㆓沙汰㆒候。其餘兼ねて奉行所へ相納め候冥加金銀は、以來不ㇾ殘不ㇾ及㆓上納㆒候。尤賣買筋等の儀に付、當四月十六日觸出し候品々は、先づ唯今迄の通り相心得、此後も猥りに取計らひ致すまじく候。

但本文の通り申渡候上は、是迄株仲間組合より奉行所幷夫々役掛與力・同心其他へ、

年始・八朔等の禮相勤め候廉差止め候儀は勿論の至に候。

右の通り三郷町中へ可二觸知一者也。

寅五月十二日　石見　遠見

北組　總年寄

武家の家來なりと騙る者を禁ず

總て武家の家來の由申僞り、町家幷芝居・遊所其他人立の場所等にても、嵩高に不法を申し、或は金錢等の無心合力など申掛け、事むづかしく巧がましき事共申威し候類の者も有レ之候やに相聞え、不屆至極に候。萬一右體の者有レ之ば、前々ゟ相觸れ候通り、不レ致二心得違一縦令御城代・足輕・中間又は町奉行の家來たりとも、少しも會釋なく其の所へ留置き、早々月番の奉行所へ可二申出一候。若又穩便に事濟み候のみを存じ計り、内々にて少分たりとも金錢は勿論、何品によらず差遣し候者有レ之候はゞ、追て吟味の上急度咎可二申付一候。

右の通り前々より度々相觸れ有レ之處相弛み、近頃武家方家來の由申僞り、芝居小屋・見せ物等無錢にて見物致し、又は町人ゟ賴まれ、木戸番への賴狀認め、右町人共を無錢にて見物致させ、謝禮の品貰受け候類も有レ之やに相聞え候得共、其所ゟ訴出候事

も無レ之、兼ねての觸渡しを不二相用一に當り、不埒の事に候。右樣不二訴出一に付、自然と惡黨者致二增長一、市中繁昌の妨に相成り、一同の難儀に可レ有レ之、被二觸渡一の通り訴出で、吟味の上御仕置申付け候は、一體へ相響き見懲しにも相成り、自ら市中穩に相成り、銘々安堵の渡世も先づ出來候道理に候條、急度可二相辨一候。右體惡黨者有レ之候ては、市中繁昌の妨にも相成り、可レ及二難儀一に付、御城內向町奉行所、其他地役人・中間・小者に至る迄、此度堅く相觸置き候町人共の中にも、緩の木戶錢・棧敷代等を厭ひ、武家の足輕・小者等々の書狀を賴み候は不正の至り、木戶番の中にも惡黨者等馴合ひ、無錢の見物引受け、謝禮の銀錢分取り候族も有レ之候哉に相聞き、不屆の事に候。夫夫相顯れ候時は、咎請け身分にも拘はり、町內物入り等相掛り、可レ致二後悔一事に候。以來相愼み、右體の惡黨者有レ之候はゞ、如何樣にも致し留置き、早々月番・非番の差別なく、最寄奉行所へ口上にてなりとも可二申出一候。其仕儀により譽め置き、又は褒美等可レ爲レ取候。若し手向ひ致し候者、手強に取扱ひ、疵等つけ候共不レ苦候。自然刃向ひ、疵負はせ候ては、捕へ候ても掛り合に相成り、品により咎を受け候樣可二

大坂歌舞伎役者に諭す

成行一哉、又は意趣等可レ被レ含哉、芝居・小見せ物興行主は仕儀により、引合に相成り、商賣相休み候樣可二成行一哉と氣遣ひに存し、身構のみ致し候儀は、甚以て心得違に候。決して難儀に不二相成一樣取計らひ可レ遣、全く銘々身の爲にも有レ之間、其旨相心得木戸番の者へは興行主ゟ篤と申聞かせ、觸書の趣違失なく可二相聞一旨、文政四巳年も相觸れ、其後も同樣の儀町々へ申渡し置き候得共、近來又々相弛み、兎角に無錢見物人等の儀に付、混雜に及び候儀間々有レ之由相聞き候得共、其所より訴出で候事も無レ之、兼ねての申渡しを不二相用一筋に相當り、不埒の至に付、此度御城内向町奉行所、其他地役人・中間・小者に至る迄、猶又堅相示し置き候。町々に於ても、先前の觸渡の趣違失なく相守り、尋常の取計らひ可レ致候。自然此後も等閑に相心得候樣子於二相聞一は、急度可レ及二沙汰一候。大坂歌舞伎役者共愼方の儀、元祿年中以來追々申渡し置き候趣有レ之處、何となく相弛み、見物人の贔屓に預り候儀に乘じ、身分をも辨へず、町在の者へ對し、不遠慮の振舞に及び、且つ芝居外の儀は素人同樣に致し、少しにても華美の風體にて往來致すまじく候旨、兼ねて申渡し有レ之趣をも不二相用一平

日美服を著飾り往來致し、或は町在に田畑・家屋敷等買持ち、身分不相應の歡樂を極め候に付、町方年若の輩抔其儀を羨み、態々彼等に懇意を結び、共々奢侈超過に及び候族も少からざる由相聞え、以ての外の事に候。元來右役者共は河原者と申す本意を忘れ、正業の町人共等に相混り候ゟ、右體惰弱の風俗に推移り候儀に付、此後右役者共は勿論、芝居掛りの淨瑠璃語、三味線其他鳴物渡世、又は人形遣ひの類町在に於て田畑・家屋敷等所持致し候儀差止め、芝居外にては、吉凶平日とも羽織は格別、上下・袴抔著用致し候儀不₌相成₋候間、其旨を存じ、銘々身分を顧み、愈〻相愼しむべく候。

右の通り三郷町中可₌觸知₋者也。

寅五月十二日　石見／遠見　北組總年寄

詐欺破産を禁ず

近年借金銀出入目安請金主へ、身代限り相渡し候身分不相應に衣類抔著飾り、人交致し、以前の家名再興との心掛も無₌之、然のみならず借金銀濟まし方迺るべき巧を以て、名前等取拵へ、扱の身代限り相渡し候者も有₌之哉に相聞え、不屆の至りに候。

元來百姓町人共儀、代々の家筋等を其身の不覺悟を以て斷絶させ候儀は、第一父祖へ對し不孝不本意の儀は殘念に存ずべき處、其儀なく猥りに身代限り相渡し候段、人情に有ㇾ之まじき仕方にて、右樣の不所存者は、急度人前を相憚り、格別に辛苦致し稼出すべき筈に候上は、身代限り相渡し候者、追て以前の家名を再興致し候迄は、向後男女とも平日藁草履の外、其餘の履物は勿論、雨天の節は傘・下駄等相用ひ候儀差止め、簑・笠・桐油合羽等を著し往來致すべく、且銘々親類身寄の者方吉凶の場所へ列席致すまじく候。其上男は吉凶・平日とも、上下・袴幷羽織著用不ㇾ相成ㇾ候間、其旨を存じ、銘々如何にも恥辱を辨へ、身代限り相渡し候儀を輕々しく相心得申すまじく候。自然此上にも右渡し方等の儀に付、巧の取計らひ致し候者有ㇾ之趣相聞くに於ては、早速召捕り罪科に處すべく候條、所の者共も兼ねて心を付、右體の族無ㇾ之樣可ㇾ相改ㇾ候。

寅五月十二日 石見 遠見　　北組 總年寄

口　達

張札浮説等に對する口達

都て浮説を申觸らし、又は右樣の張紙致し候族有レ之ば、見付け次第捕置き訴出づべき旨、兼ねて申渡し有レ之候處、此節町々に於て浮説申出し候者有レ之候より、右に惑され多人數混雜に及び候儀にも有レ之趣相聞え、不埒の至りに候。此後右申渡しの趣無二違失一相守り、右體の族及二見聞一次第捕へ置き、早々町奉行所へ可二訴出一儀は勿論、縱令人を集め候趣意の張紙、又は浮説有レ之候とも、所の者等ゟ申達し候外は、決して頓著致すまじく候。自然人を誘引候者有レ之ば聞捨に致し候て、其者も名刺し可二訴出一候。右張紙・浮説等に乘じ候ては、銘々自分の難儀に相成候儀に付、能々可二相心得一候。尤も末々身輕き者共へは、夫々家主・所の者等ゟ可二申諭一候。

右の趣三郷町中不レ洩樣申聞け可レ置事。

寅五月十二日

長崎心中

三月廿一日於二長崎丸山一情死

清人　陳楊達　廿五歲

遊女　はつせ　十九歲

辭世　　陣楊達

欲レ語涙痕濡二錦筵一　紅顔粉黛又應レ憐　千年一夢一時盡

空成二北邙山上烟一

はつせ

今を世の限りとぞ思ふ底井よりわき出づるものは涙なりけり

〔頭書〕近來騷々しき世の中なる故、樣々無量の事を言觸らし、多くは浮說なり。此の一件も怪しき事にて疑しく思ひし故、長崎の人に尋ねしに、跡形もなき事共なり。少しく文才ある者の拵へし事なるべし。されども此の詩は至て宜しからず、妻の歌は詩に比すれば能く言ひなして、人情を盡くせし歌といふべし。

三月廿一日水戸侯御鹿狩の備立十二段の備なり。近來世間騷がしき時節なる故、定めて軍陣の調練なるべし。

一、壹番手、御城内乘出し 貳千人・番頭旗持背負・大旗四本・槍二十五本・大筒牛車にて・鐵炮五十挺・馬連二本・弓五十張・陣太鼓人足持　一、貳番手、三千人人數諸道具同上　一、三番手、三千人同上

右三組、場所にて一備になり相殘り、いつゞき三組一手の樣子。

一、四番手、三千人同上　一、五番手、三千人同上　一、六番手、三千人同上

先手物頭由見治郎右衞門持旗背負・鐵炮千八百挺・鉦・太鼓・槍頭槍千八百本・狩頭弓千百張・旗奉行長田三郎右衞門。旗の紋葵、大小都合百本、外に五布長さ三丈の旗一本。

一、七番君侯、御書院番頭七千四百人・御持旗・鉦・太鼓・龕燈を持つ　一、八番手、三千人萬事六番手同樣　一、九番手、同上

一、十番手、同上　一、十一番手、同上　一、十二番手、同上　跡押二萬千人・山野邊金瓢手の指物を背負ふ

右十二段の備、城内朝六つ半時ゟ四つ半時迄に繰出しなり。陣立の場所丸備の樣子なり。一番の太鼓にて一二三の組繰出すなり。

一番手、太鼓を敲ち、旗を振廻し、大筒打つ尤石火矢の具に玉なし二番手・三番手右同樣。

右三組一手に成り、それより敵方獸出る。歩武者手取に致し、御使番へ差出し、御使番早馬にて君侯へ言上。御使番七人。右殘らず具足殊の外美事の由、人數の内緋緘の武者四人有之之由。

右鹿狩見物に參り候人より承り候儘書寫し申候。前後相違も可有之候。只々あらましに御座候。以上

稲葉丹後守閉門の風説

山城國淀の城主稲葉丹後守、當時寺社御奉行を勤めらる。四月に殿中に於て何か申分ありて、水野越前侯に手疵を負はせ閉門せられし由。又は家事大に亂れ妾の色に溺れ、以ての外の事なる故、其妻を家老何某といへる者刺殺し、自分にも切腹せしとも、亦奥方嫉妬にて自害せられしとも、自身癇癪を起して切腹せしとも云ふ事にて、巷説紛々として未だ實説を聞かざれども、淀の領中大に濳まり返りて、嚴重に愼しめる有様なれば、何にしても宜からぬ變事出來せし事と思はる。

日光社參に付御供命ぜられたる諸士

日光御社參

高家宮原彈正大弼・畠山長門守。

右は來年四月日光御宮へ御參詣の節、御先へ相越すべき旨、羽目の間に於て、老中列座、越前守申渡す。

御書院番頭淺野遠江守・本田日向守・菅沼伊賀守・石川大隅守、御小性組番頭土屋伊賀守・加藤伊豫守・室賀兵庫・近藤石見守、儒者林大學頭、大目附神尾山城守、御旗奉行神尾豊後守・朝倉播磨守、百人組頭齋藤伊豆守・大久保彦八郎・土岐下野守、御

槍奉行三淵土佐守・勝田將監、　新御番頭大津主馬・土岐豐後守・米倉大內藏、　御持筒頭富田大內藏・高木內藏頭・高城淸右衞門・長谷川修理亮・堀田主稅、　火消役水野式部・阿部靱負、　中奧御小性仙石能登守・德永伊豫守・室賀山城守、　御先手戶田久助・村越上總介・大前近江守・水野采女・井上左太夫・深津彌七郞・大井隱岐守・三枚宗四郞・三島下野守・篠山十兵衞・美濃部八藏・本田筑前守・大島丹波守、　御目附櫻井庄兵衞・岩瀨內記・淺野金之丞・諏訪庄右衞門、　御使番石谷鐵之丞・松平大膳・松下善太夫・酒井作右衞門・齋藤左源太・伊奈熊藏・岡部主稅・馬場大助・戶田能登守・松浦金三郞、　御書院番組頭蜂谷左門・神谷八左衞門・佐々權兵衞・瀨名源五郞、　御小性組與力浦山斧一郞・服部五郞右衞門・柳澤伊三郞・山村甚十郞、　御鐵炮方田附四郞兵衞、　御徒士頭酒井與左衞門・朝比奈治左衞門・平塚善次郞・大澤仁十郞・蜂谷勝五郞・遠藤近江守・柳澤八郞右衞門・小笠原平兵衞・柳原隱岐守・大久保與右衞門・松平藤十郞・石川太郞左衞門、　小十人頭田丸長門守・木村七右衞門・高林丹後守・本田左京・平岡與右衞門・金田帶刀、　御納戶頭窪田助太郞、　御鷹匠組頭內山七兵衞、　姬君樣方御用人格御馬

頭湝木又六郎、　新御番組頭多賀大膳・園　又右衞門・鈴木七郎右衞門、　御膳奉行鳥居市十郎・中野金四郎・館野大四郎、　中奥御番島田十次郎・長崎彌右衞門・朝倉賢治郎、　兩御番格馬頭諏訪部鎌四郎・曲木又兵衞、　御納戸組頭深尾善十郎、　御鐵炮奉行佐久間利太夫・河口市郎右衞門、　御弓矢槍奉行稻尾錄五郎・小林久助、　御具足奉行前原辨藏、　御頭巾奉行中村又右衞門・中村藤左衞門、　御賄頭岩瀨鄉藏、　御馬頭鶴見七右衞門・大武藤助、　御賄頭並岡太郎左衞門、　內山七兵衞組御鷹匠頭格御細工頭原田寬藏、　御膳所御臺所頭森半藏・伊庭久右衞門、　馬醫師桑原新五右衞門、御同朋頭萩野久阿彌、　御數寄屋頭高田三郎、

右同斷の節御供衆を仰付くる旨、山吹の間ゟ菊の間迄並居列座同前、同人申ニ渡之。

御目附御供榊原主計頭、　御使番石谷鐵之丞・松平大膳・松平善太夫・酒井作右衞門。

右同斷の節出御ゟ還御迄、當座の御目附仰付けらる旨。

御目附淺野金之丞、　御使番石谷鐵之丞、　飯御目附齋藤左源太・伊奈熊藏、　御書物奉行御供中山榮太郎、　御先弓頭戸田久助・村上上野介、　御供御先鐵炮頭井上左太

夫・深津彌七郞。
右同斷の節、御先弓二組・御先筒二組定め、御供可ニ相勤ー旨於ニ同席ー堀田攝津守申ニ渡之ー。
金一枚　御勘定吟味役村上幾三郞代根本善右衞門・御疊奉行格御作事下奉行御大工頭豐田省吾。
右同斷の節、彼地道中筋爲ニ見分ー罷越候に付被ㇾ下ㇾ之。
御作事奉行銀十五枚高峰主水。
右同斷
御徒士目附依田源十郞・笠原新左衞門・右川九十郞・御被官山田平右衞門・假役長谷川藤次郞以上五人銀十枚づつ　勘定役加藤郡兵衞、大棟頭平内大隅以上銀五枚づつ
右同斷
金三枚　御勘定岩崎權右衞門。
日光御宮其外取繕御修復御用相勤め候に付、被ㇾ下ㇾ之。

金一枚　御勘定組頭増田金五郎・御勘定岡本源之丞・土肥源右衞門以上銀十五枚づつ　支配勘定萩野寛一・青山太郎左衞門以上銀十枚宛

來年四月日光山御宮へ御參詣に付、道中筋・道橋等見分の爲、御用罷越候に付被レ下レ之。

松平大和守。

右同行の節、彼地に於て勤番被レ仰レ付之。

御祭禮奉行兼松平和泉守・青山大和守・本田豐前守。

右同斷の節御供被レ仰レ付之。

本田兵部大輔・酒井若狹守・戸田釆女正・內藤能登守・以上四人在邑に付奉書を以て達す　松平伯耆守・太田攝津守・本多中務大輔・松平市正・酒井石見守。以上二人在邑に付以二奉書一達す

右同斷の節、御在山中彼地に於て勤番被レ仰レ付之。

御勘定組頭村井榮之丞・石原孫助・佐藤十兵衞・増田金五郎、　御疊奉行大平伊十郎、御勘定安田傳次郎・岡本源之丞・土肥傳左衞門・原田敬右衞門。

右同斷の節御用被仰付之。

日光御參詣三番の御供水野越前守・堀田備中守。

右同斷の節在所へ御暇。

土井大炊頭、御留守眞田信濃守、御供堀大和守、在所へ御暇大岡大膳正、御供堀田攝津守・遠藤但馬守、御留守增山彈正少弼・本莊伊勢守、以上兩人於御前被仰付之　寺社奉行戸田日向守。

右同斷の節、御成還御供宇都宮御泊の旨被仰出之。

寺社奉行松平伊賀守、大目附初鹿野美濃守、御勘定奉行梶野土佐守・跡部能登守、御作事奉行堀伊賀守、御普請奉行池田筑後守、御目附佐々木三藏・榊原主計頭、御勘定吟味役村田米三郎。

右同斷の節御用被仰付之。

表御祐筆組頭森傳右衞門、同御右筆神沼佐兵衞・中島善三郎・楢原勇三郎・高木幾之助。

右同斷

來年四月日光へ參詣御用取扱堀田攝津守。

於同前被仰付之。

日光十七日名代控武田大膳大夫・宮原攝津守、　御祭禮奉行井上山城守・林播磨守、

廿日御名代〔控脱カ〕松平甲斐守・五屋采女正。

〔右云々脱カ〕

〔水野の改革を諷刺せる千代穗久禮〕

千代穗久禮

ヤンレ引〻　私欲如來引〻――。抑、水野が工みを聞きネエ。する事なす事忠臣めかして、天下の政事を己が氣儘に引搔き廻はして、なんぞといふとは寬政の儉約、儉約するにも方圓があらうに、どんな目出たい旦那の祝儀も、獻上の鯛さへお金で納めろ。あんまりいやしいきたない根性、御威光がなくなる。鹽風くらつて拗(ねぢ)けた濱松、廣い世界をちひさい心で、世智辨計りぢや中々いけ子エ。隱居が死なれて僅か半年、立つか立たぬに、堂寺潰して御朱印取上げ、あまだなこはして路頭に迷はせ、

芝居は追立て。素人付合ひちつともするなの千兩役者も、淨瑠璃太夫も、めつぺらぽんのすつぺらぽんと、坊主にしようの奴にしようの、揚句の果には義太夫娘を手鎖で預けて、親父(おやぢ)やお袋干乾(ひぼし)で殺して面白さうなる顔付するのは、どんな魔王の生れ替りか、人面獸心古今の佞奸、扨々困つた世間の有様、老中で居ながら論語も讀めぬか。よいも惡いも先の旦那が仕置いた事だに、三年どころか一年待たずに、あんまり無慈悲の改革呼ばはり、世の中洗や、身上直しをだしに遣つて、下の難儀にや少しも構はず、お坊さん育ちの旦那をあやなし、夜晝懸つて己の邪魔なる、櫻田・林も美濃部もみじめを見せつけ、初手は自分が握つた親玉、ちよいと忽ち引繰りけェッて尤もらしく、何處を押へたら其麼音(そんな)があるやら、忠臣振つても、今迄お金を取られた諸侯のお臍がびらつく、矢部も最初は道具に遣つて、そろ〳〵賺してすとんと落して、その跡自分のお部屋の小父さん、さつさと引出し無闇に立身、一つ穴から貉(むじな)や狐が段々這出し、とゞの詰りはどんな底意があるかも知れねェ。寛政本間の名代の越中、褌擔ぎにや寄つても付けネェ。白河氣取は見下げた大馬鹿。一體生

れが違つてゐる者に、心の著かねエ身の程知らずの、義理も名利もさつぱり知らずに、世上の權門嚴しく止めさせ、自分獨りでどつさり占上げ、强欲非道は日增しに增長、あの儘置いたら花のお江戶は、菰つ被りと宿なし計りで居所があるメエ。時に水戶さんどうした者だよ、面白可笑しく、賢人めかして評判させても、逆卷く水野の勢こわいか、無闇やたらに鎧著獅子狩、お山に引込み、ためいきばかしでだまつて見てゐちや、昔のお定めさつぱり違ふぞ。一つ踏張や旦那を諫めて、狐も狸も化の生體直ぐ樣現し、世界の人をば救はにやなるめエ。今の景色で三年置いたら、すてきにたまげた騷動が起らう、いつか一度はおためになる樣な、目鼻の揃うた人が出掛けて、追付太田も再勤させます、其の時はじめて天下泰平々々々々。

落書

芝居者食ふや食はずの堺町今日も越前あすも越前

謎

水野越前とかけて何と解く。

上手の按摩と解く。

其心は　上下をよくもむ。

或人の方へ江戸より來り候書狀の寫

當地は御趣意にて、日々種々の事之あり、申上げ度く奉存候得共、內々の隱密相廻り候由に付、私より申上候ても、萬一故障の儀出來御座候ては、お互に恐入り存候間、風聞にても御趣意に付、仰出され候儀は更に申上げず候。惡からず御聞濟被下度候。

一、江戸表も此節は婦人の隱密御座候て、美なる衣類著用致し步行致し、夫れを廻りの同心衆召捕り候處、元來美しき婦人が美なる衣服著用にて、同心衆に色目を使ひ、內々袖の中より金子一二兩も取出し、同心の袖へ密に入れ遣し可相詫候へば、色にかまけ、又金錢に目くらみ、其の場は免し遣り候事も有之候處、翌日右同心を御吟味有之、越度に相成り候て退役の向、又は尾張町邊に囚人を繩付にて、町內の會所へ廻り、同心衆賴まれ候間、夜中番致し居り候處、囚人申聞け候は、此度の御趣意

を惡口申し、又非點を申聞候に付、其の咄に付家主・番人共も種々迷惑せられ候趣、又御無理抔と申聞候處、夜明囚人は同心衆方へ相渡し遣し候て相すみ候處、晝頃御奉行所ゟ昨夜番人の者御呼出し、昨夜御趣意を惡口又非點の趣御吟味有之候に付、番人共奉恐入、「何も申さず候」と申し候へば、昨日繩付の囚人肩衣著用にて、昨日は我斯樣斯樣申聞け候と被申候間驚入候て、一言も無之候處、御吟味中手鎖被仰付候。

一、高利の金貸十八九人も召捕られ、手鎖御預け仰付けらる。

一、役者市川團十郎も、此節手鎖の御預けに相成居申候。其外役者共甚だ迷惑の樣子に御座候。

一、江戸表髪結賃十六文に相成り申候。

高直の品賣捌人

一、雪駄 一足代金三歩二朱 平右衛門町 香取屋與七

一、眞鍮烟管 代金二兩ト八匁五分 黒船町 村田屋小兵衛

一、皮烟草入 代二歩 並木町 山口屋兵助

一、扇一本 金二歩 諏訪町 泉屋佐兵衛

一、手提簞笥 金三歩 淺草寺中 中屋鎌藏

一、藤組笠 金一兩 藏前片町 笠屋久兵衛

一、手遊火事頭巾金一兩二朱ト五匁五分　淺草梅園武藏屋久太郎

右の外廿六人高直の品賣捌き候者召捕、戸閉め封印付、手鎖預仰付けられ候。

右の外申上たき事種々山々に候へども、重便に申上ぐべく候。

三味線の禁止

三味線は法師・藝妓・芝居の外は彈くべからず。非人・乞食・素人に限らず、人家軒下に立つて、宮薗・豐後・新内等唄ひ候に、何れも淫・奔情死等の事にして、大に風儀に相拘はり候事故、斯樣の者共の所持せる三味線殘らず御取上げに相成り、悉く燒棄てとなる。その燒棄てし灰さへも大なる山の形をなせしとぞ。

藝人の取締

又大坂より輌太夫・文三抔いへる淨瑠璃語り・人形遣ひ抔江戸へ下り居りしに、素人付合ひはいふに及ばず、言葉をば交はす事も相成らず、金銀等貰ひ候事は猶更の事なり。草履も尻切れの外は履く事なり難く、總て素人に紛れざる樣嚴しく仰渡され候て、之迄江戸へ下り大に金儲せし事故、其の心得にて當春下りしに、芝居をなせども一向に見物なく、

大坂藝人江戸にて困窮

一日に二百文の錢を儲くる事も難くして、日々の食物にも足り難く、大坂へ歸らんと思へども、路用の貸し手もなく、若し内分にても之を貸せる者は、嚴しき御咎を

蒙れる故、之迄贔屓せし者も、之に手出する事なり難ければ、非人風になりて、歸るにも歸られず、大に困りぬる由。大坂より往きたりし人。其の有樣を委しく見て歸りしといふ事なり。

大坂町中の儉約見積り勘定

大坂町中儉約凡見積大勘定

一、女髪結賃　髪結に髪結はせたる女凡十萬人と積り、一人前高下ならして下節季五百文宛に積り、錢五萬貫文、一ヶ年に合せて三拾萬貫文。

一、湯錢の直違　湯錢二文下り、男女凡二十萬人と積り、一日に錢四百貫文、壹ヶ月に一萬二千貫文、壹ヶ年に合せて拾四萬四千貫文。

一、衣服直違　女の衣類老若貴賤平均して、一人に付三十目の始末、凡拾八萬人と積り、盆・正月兩度に、銀一萬八百貫目。

一、男の羽織　絽縮緬・秩父の羽織を木綿布・麻にて、上下ならし一人前に廿目づつ凡拾五萬人と積り、當夏計りで銀三十貫目。

一、女履物　老若・幼少、草履・下駄一人に付、四文目の違ひ、凡十八萬人と積り、盆・

質素儉約にすべきをいろは歌にて示す

正月兩度にて銀千四百四十貫目。

一、男帶直違　是も博多をやめ小倉木綿、或は綿博多、貴賤平均して一人に付廿目づつ、凡二十萬人と積り、銀四千貫目。

一、進物　五節句取遣・吉凶遣物一軒にて五十日遣ひにして、竈凡十五萬軒に積り、銀五千貫目。

一、小遣　參宮寄合咄し・芝居は下直になり物見・遊山も何となく愼み、一人に月、貳拾目の始末、買數上下ならして凡十萬人と積り、一ケ年に銀貳萬四千貫目。

凡右の銀錢目に見えずと雖、世帶が延びてあれば殊に有難い、御治世ちや程に、一文◎(せん)でも無益の事に費さず、隨分正路に家業を精出し、忠孝を勵む時は持〇(まる)長者になる事疑なし。

童蒙教訓質素儉約いろは歌　　原安　春燈齋作

い　いにしへの質素の風に立ちかへり幾千代長く相續をせよ

ろ　老若の男女こどももまよひさめ六十餘州あんらくの御代

は　はやりもの派手な粹なと役者風恥とも知らず移すいやしさ

に　人間の道をまもりて貴賤ともにん相應にすぎざるぞよし

ほ　奉公人弟子下女小者それ〴〵に法の如くになりをつゝしめ

へ　平生の綿服とても目立つ色やへんな好みを思ひつくまじ

と　とりおきの衣類も岸縞無地紬とかくむかしの染色にせよ

ち　縮緬や綸子羽二重繻子天鵞絨ちと絹類も猶ほ遠慮あれ

り　立派をば競ふ心をうちすてゝりちぎかうとくに歸れ人々

ぬ　擢でて人にまけじと氣張るこそ拔身逆手に振るが如きぞ

る　類により茶人は數寄屋茶道具に類なき金のついえ多けれ

を　男だておほばに見せて驕りてもおちめは人の消息もなし

わ　わが智慧が人に勝ると思ふなよ笑れもする誹られもする

か　賢がる粹がる又は嬉しがるかわまきたがる氣は苦しがる

よ　欲深くひとにはしわく身をおごり世の食くへどわが食が減る
た　寶積む長者も質素守らねばたるの栓ぬくたぐひなるらん
れ　歷々となにが言はする身の得ぞ連綿と建つ家はけんやく
そ　そこに居るかともいはれぬ貧人は若干に身の驕り故なり
つ　罪とがを包み隱せばなほ重しつくりし儘に懺悔せよかし
ね　懇に念入れてせよ我が家業直をやすうして高利とらざれ
な　なり形家の作りも昔よりならはしのまゝ手輕るきがよし
ら　らくじんと人の許すは若きより勞して功をつむが故なり
む　無理氣儘むくろばらたて胸わるく無慈悲無法は無類惡人
う　うつりぎに浮々暮すうつけ者うその八百うりぐひをする
ゐ　田舍まで乞食藝者のまねをして市物造りの名をや恥ぢざる
の　のら〳〵と後よ明日と怠れば後には水も飲めぬ身となる
お　驕りなば大身代もいつしかに惜しむしばやくうとろにぞなる

く　苦勞して家業大事に働けばくもらぬ光り老いてかゞやく

や　約束を違へず義理もかゝざれば聽て用事が安く世にすむ

ま　眞直に誠の道を守り行けまぢかきとてもほかみちを見な

け　儉約を守れば親の氣もやすむげにけんやくは孝行のもと

ふ　不忠不義不孝不貞女不正直不量見にておのが身をきる

こ　心こそわれよからだは奉公人心やすめてからだはたらけ

え　榮耀をばからだにさせて心をば得ては失ふひとぞ多けれ

て　手の奴足ののりもの堪能せばてんのたすくる長命のひと

あ　跡見ずに暮せばあとは山崩れあとよりさきの道も塞がる

さ　さかづきに向へば藥飲むごとく酒をほどよく養生に飲め

き　氣がきくの粋な派手なを止にして著類氣立も穩順くなれ

ゆ　ゆするなよなりをゆすらず心をば緩り持ちて身をば働け

め　珍らしく目馴れぬ物を欲がらず目立ぬ著物何時迄も著よ

天保十三年三月

奢費の大小、無用物の淺深、次第不同可
末物の相對な御替事、運び方の粗漏等は

町在奢物費物見立角力

東方

位	
大關	分限不相應榮耀普請
關脇	檜普請木地柱
小結	唐木の床緣床柱
前頭	金屛風金ぶすま
同	色を手籠し模樣染の幕
同	絽緞子の蚊帳絹ふとん
同	蒔繪沈金推朱諸道具
同	拵美華の腰のもの
前	役者の男前見に行く芝居凝
同	役者の部屋へ行て喜ぶ女連
同	げんかいじまんのふぐな喰
同	不斷人よせ出し合ひ酒
同	朝ねひるね宵早ね
同	毎日風呂毎日髮
同	かもじそへ入大島田髷
同	縮緬緋鹿子髷くゝり
同	かんざし數々さしならべ
同	金ぶん蒔繪の櫛笄

行司

きいたふうのあづまつこ
人をみさげろかしこがり
びんくとしたすゐがり
世帶持の青樓狂
びこくとした嬉しがり
つよいかほして苦しかり
とはず語りの高慢咄し

頭取

縮緬羽二重綸子の小袖
絽絹類の繼上下
舶來物の衣類諸道具
羅紗縮緬絽の羽織
金入織物縞入天鵞絨の帶

西方

位	
大關	泉水築山亭茶席
關脇	高金の茶の湯道具
小結	古筆直高き掛物類
前頭	絹地屛風生絹障子
同	色々物數寄高料の簾
同	寶德唐金きん火鉢
同	皆朱膳椀梨地重箱
同	花麗に目立男女手道具
前	現になつて物ほつてやる角力凝
同	女郎藝子のまれしたがる娘達
同	喰勝て悦ぶすつぽんずき
同	がのみすゐのみはしご酒
同	けんずい寢夜食買食
同	紅入はみがき舌かき楊子
同	匂ひ鬢付匂ひおしろい水油
同	切れ花糸花かみかざり
同	眞鍮めつきの櫛さし金
同	さんご珠たまいりくし簪

レ有レ之候得共、只末
御免可レ被レ下候。

岡田春燈齋撰

前 絞り鹿子縫衣裳
同 しゆすびらうどの半襟
同 襟うら紫ひぢりめん
同 博多斜子の男帯
同 羅紗とろめんの火事羽織
同 縮緬羽二重頭巾えり迄
同 織物びれいの手おひ腕ぬき
同 ふんどしゆまきちりめん類
同 小供著物裏地等紅木綿
同 奉公人の絹うら著物
同 紅紫ふぢいろぞめ
同 種々のお納戸種々の茶

前 羅紗ふくりん鼻紙入れ
同 金銀模様箔砂子の扇
同 紺天上男日傘
同 ヨイサッサノヤの紅提燈
同 塗下駄へり取り表打ち
同 皮のつまかけ上とぢ花結
同 裸人形織物縫別染衣類
同 押畫人形切レ入畫
同 畫半切畫状袋
同 家居につや付く大津壁
同 柿の種ざし西瓜目引
同 好物違のいか物ぐひ

世話人

町人百姓劍術柔術稽古
市中神事のにはか藝
碁將棋雙六のかけ勝負
大食早ぐひのかけ勝負
開帳地築の異形のおどけ
男の小唄三味線の稽古

勸進元 金具銀具諸金物

差添人 華美高直諸袋物

前 越後上布絽のかたびら
同 ちりめん板締め緋のすそよけ
同 ぢゆばん上はがけひぢりめん
同 小供大袖のしめつぎ
同 袖口やふくりんちりめん類
同 絽ちりめんばうしづきん
同 ひもろゐはらあて縫かのこ
同 皮やもんばの足袋ばつち
同 じゆばんふんどし紅木綿
同 下女の絹おびかけ半えり
同 おぼろときは板引ぞめ
同 かた數多き小紋さらさ

前 すべて直高き腰さげ煙草入
同 細工めきたる持用きせる
同 深じやの目束縞ひがさ
同 細工手こもる盃燈籠
同 天鵞絨鼻緒下駄草履
同 もみ皮鼻緒八はた黑
同 小供火消の大惑ひ
同 翫び物の高直の品
同 千代畫紙色のし包
同 壁の上塗赤前黄
同 蜜柑の曲むき煎餅の曲割り
同 あるじの留守に酒宴事

み　見る見まね人の始末を見る度に身を慎めば身の得となる

し　しわんばうと始末人とを嚙分けよ吝き(しわき)は人に惡る(にくま)ゝたね

ゑ　縁組は柔和正直なる人をえらみてゑにしむすびそむべし

ひ　低う出て人に卑下するその人は日に〳〵人の引立てを得る

も　持傳ふ田地いへくらかけやしき守り(もり)てへらさぬ法は儉約

せ　精出して兎角世帶をつまやかに世間を張らず身を驕らざれ

す　住家をも家内我が身も大切に家ながかれと質素まもれよ

京　京お江戸大坂諸國や在町も今日ぞまもらんけんやくの道

御法度を藥語發湯に譬へて洒落を書く

衣氣(きぬけ)驕奢(おごり)　語發湯(ごはつたう)　壹廻り　六十六ヶ國

抑ゝ此御觸藥の儀は、寬政年中東武傳來無雙の嚴法にて、諸國一統流布の制禁なり。當時世上衣氣增長の商多き故、此度相改め極上の役藥細吟の上、三都は勿論日本國中身分不相應の人々へ、知らせとして効能書左の如し。

一、第一おごりを止め、上をたゞし下のつかへを緩め、夫々職をすゝめ、内の憂ひを

〇夜廻見廻ハ四廻三廻ノ意チカヌ

省き、金の出入を安うする故に、貧の病を治む事神の如し。

一、諸株の決したるを散じ、益〻金をゆるうし、米價増長を止め高直の油を安うし、酒ののぼせを引下げ、炭薪の不足を補ひ諸色安うする故に、自然と枕を高うして寢むる事を得る。

一、貧に迫る人も早くこの兼薬（けんやく）を用ふる時は、内の衰を快復せしめ、次第にあたゝまる事神の如し。風の荒く吹き、夜寢られぬ時は、早々夜廻りか又は見廻りを用ひて効能あり。

一、人氣を正し、船の通ひをよくし、入津多き時は自ら諸品を引下げ、衣食住の三つを安うし、金銀の廻りを快くする事神の如し。

一、窺に隱れたる姦を追出し、里に色道を現はし、五體の虫を去る。

此外効能數多ありと雖も、そのあらましを記すのみ。尤も此藥を用ひて二三ケ月は窮屈なりと雖も、油を絞り職を進むに至りては、家内和順ならしめ富貴のもとなり。愼しむべし云々。

町廻りの外、一切とりつみ差出し申さず候。南邊に紛らはしきやくしや御座候間、御吟味の上にて御咨なさるべく候。

禁　物

天鵞絨履物の鼻緒迄あしゝ・縮緬類但し縞類は苦しからず・諸絹物但賣り又買ひもあしゝ・唐物類幷に珊瑚樹・女髮結・鼈甲刺物・茶の湯高金の品を用ひず樂しむ計りはよし・遊里竝に妾朝寢・芝居春秋兩度輕くして手辨當にて行くべし・遊山上に同じ・大酒・遊藝嗜む計りにてよし過すべからず・喧嘩・空言（むだぐち）・色情おそれ愼しむべし

差　合

吝嗇・向不見・仁義を知らぬ。

用ひて功ある物

忠孝・善根・堪忍・儉約・學文・算盤・手習・神佛信心・上をおそるゝ。

本家調合所　　非恩州深木郡身餘村　　幸太非無量軒印

賣弘所　　大かた日本端一統曰　　有賀　泰平堂印

取次所　　京治定諸色下る　　嬉し屋安兵衞印

京坂の洪水

麟鳳物語に記して太平を謡ふ

此他御城下諸國津々に取次御座候。

十八日洪水、中の島田簑橋上手ゟ以下、船津橋邊迄、南北共濱地一面の水と成り、北新地緑橋邊より以下は、水床を漫〔浸カ〕す程の事なりしが、下にて九條へ切れ込みしといふ。池田にては洪水にて人家九十軒餘り流失。〔頭書〕京都洪水、常水より七尺、三條より下地形低き所、何れも水浸となり、加茂川・高瀬川一つになりて、堤大に損じ、竹田街道等は處々淵をなす、又堀川小川の邊も至つて水高く、堀川の上にて人家三軒崩れ流れしと云ふ。十九日先達より召捕られ候隱賣・女月園不筋の妾等、大勢新町へ流人となる。

咄し

麒麟鳳凰の許に到りて曰く、「吾儕久しく山谷に潛み隱れ、世界に出でざる事數千年の今に至る。龜龍も亦然るなり。夫れ聖人位に在せば麟鳳・龜龍祥をなして其朝に遊ぶといふ。偶〻我同僚の麟、周の敬王の御代、魯の哀公十四年の春周室微なりと雖も、孔夫子の德にひかれて浮々と魯の西郊鉅野といふ所に出でけるを、豈計らん吾儕の形常に衆人の知らざる故に、不祥の獸なりといひて、叔孫氏の車遣ひ鉏商といふ者に見咎められて打殺さる。夫子之を聞き給ひて、歎息して春秋を作り、獲麟の

條に筆を斷ち給ふ事普く世の知る處なり。しかるより以降數千年を經ると雖も、吾儕の世界に出づる期なしと思ふ處、今東方太平の御代久しく、聖人の政を行ひ給ふと聞く。太平久しければ萬民歡樂に耽り、國恩の廣大なるを忘れ、安逸に狎れ奢侈に流るゝは、千古一徹の弊なればとて、之を憐み給ひ、厚く仁恕の政を施し、節儉を唱へ奢靡を禁め、質素儉約ならしめんとの令嚴にして、衣服・器財に至る迄士農工商各〻其の分に處せん事を敎へ給ふ、斯の如く上下儉を節にすれば、國富み家豐にして仁義五常の敎へ立所に其の驗をなし、萬民太平の餘澤に浴し奉り、此の上安穩に永久ならん事を導き諭し給ふは、實に廣大無量有難き御仁惠、聖人位に在すといふ時到れり。吾儕今この期を過すべからず、麟鳳打連れて東方に渡り、聖朝の世界に出でて多年の鬱を散ぜんは如何に」と、いひければ、鳳凰欣然として之に應じて曰く「麒麟の宣ふ處甚だ然り、吾もさ思ふなり。何ぞ之に同ぜざらんや。然し麟鳳・龜龍の四靈は離るべからざる者なり。先づ龜龍にも此由を告げて、然して共に行くとも遲かるまじ。」麟の曰く、「四靈一なりと雖も、吾儕は山野の主なり。龜龍

禁止の條修を題材として作れる連俳

は水上の主なり。其の上彼等を誘引せば河圖を出し、洛書を出さん抔と云ひて、其の支度に手間取るべし。善事は急ぐに如かず。いざ疾く〳〵」と促しければ、鳳凰依然として、「我も支度あり、速に往き難し」といふ。「何等の支度ありや」といへば、鳳曰く。「我聞く、今東方節儉を令し、華美の姿を禁じ給ふ事、殊に嚴なりといふ。我が羽翼五彩金毛の美質あり、我甚だ之を恐る」といふ。

ゆかりの月

うしとみし流れのむかしなつかしや　質屋

かはい男に逢阪の關よりつらい世のならひ　白ゆもじ

思はぬ人にせきとめられて　小息子　茶屋行

今は野澤のひとつ水　初物作　百姓

すまぬ心の中にもしばし　茶屋・酒屋

すむはゆかりの月の影　御國恩を知る人

しのびてうつす窓の内　京西陣　織屋

寛政改革の觸改の願文

廣い世界に住みながら　女髪結

狹うたのしむ誠と誠　茶人・法師

こんなゑにしが廓にもあろか　諸色安くなるを喜ぶ人

花咲く里の春なれば　新町

雨も香りて名や立たん　直下げの散し配る人

寛政の頃松平越中守殿、諸國遊女町華美の衣服幷に櫛・笄等御差止の御觸有レ之候處、大坂新町茨木屋惣右衛門といへる者の抱への遊女直江と申す女、書付を以て願出し候處、尤に思召され、先前の通りに御觸直しに相成候由承り傳へ候儘、付書の寫。

○　乍レ恐申上候

やんごとなき上様の御政事、下の下たる者迄御粹の明らけしその勳は、和田の原八十島々の浦迄も、上々の御惠の生え茂りめでたき御代、いみじくも細き流れの此の身迄、直なる上の御情に隨ひ靡く川竹の、折節かゝるつとめの身にも誠を立つる

心となり。靜かに浮世を見參らすに、惱ましや、猛き武士方又は町々の人々抔、淺ましき薄情の有樣とは見參らせ候ぞや。いつきかはせしかねども、夏の日の暑さ、飛鳥川の變るは客の慣ひにて、今は苦界のその身、よし世の人々を哀れにも悲しみ參らせ候。それ世の人の慣ひ、君傾城と見下げして、心薄き常と思ふはいかなる無情の人の言初めけん、誠を立つるはつとめのならひなればこそ、喜瀨川の龜菊は、後鳥羽院樣に請出されけるとかや。佛といひし白拍子も、淸盛公に愛せられ、父母の榮華を極めしも、皆之れ誠の惠なれ。情を契る情の文字に知られたり。又行平の中納言も、三とせは須磨の磯町に、松風・村雨二人の女に馴れ給ひ、歸洛の折柄歌・狩衣の御記念今に盡きせぬ名殘の鹽、煩惱卽菩提と說き給ひ、衆生濟度のその爲に、普賢菩薩もまじはる利益の爲とぞ、敢なくも日月潦に寫りて輝照らし給ふぞかし。松の位のつとめより辻君のつとめ迄、厚き忍の御情あれば、深き御信とは、我もつとめのその誠は替らぬ御事なり。國々里々の遊女に衣服綺羅を戒め給ひしは、恐れながら是こそは君に一つの御疾にて、御間違の筋と存じあげ參らせ候。浮世と替る里故に、

廓とは兼ねて申し候なり。廓の遊びは奢を元として、上の遊びになぞらへて、御簾・玉階花を飾り、一日の榮華に浮世を忘れ、延年の樂を盡すの界なれば、唐も大和も變りなき、娼門の遊とはなりぬ。今遊女の形を直し、花に粧ひ月に飾るの姿を變へ、質素の姿になる時は、只之れ常の女にして、何によりてか遊客を遊しめんや。その上に何によりてか金を費し、かざしなき身の玉を愛し、世の憂ひを忘れ草とはなりなんや。恐れながら此度の思召昔に返させ給ひて、只々萬づの民を子の如く憐み給ふ、民の父母となり給はゞ、賤しき遊女の姿迄御心を勞し給はずとも、南面して世は治り候はんやと存じ參らせ候。されば孔子も苛政虎よりも恐ろしと仰せられ候ぞかし。御政事と申すは、餘り隅から隅まで御手を入れられ、細過ぎたる御政事と申す事にて、之迄君に知召しなき御事なり。斯く有難き御代に生れ、花咲く春のあしたより、雪に散る冬の夕(ゆふべ)迄、月雪花に治まれる御代と樂しむ爲めの遊女と、諸人に誠の情をもて、誠の中に樂しみ遊ぶは、偏に君の御惠を仰ぐ隙より書續けたるよしなしごとに、尊き御目をけがし參らせるになん。素より流れの此の身なれば、白河

の殿様へ差上參らせ候。かしこ。

迷はじな流れの末の身なりとも敎へすぐなるみちしある世に

此文を出して、越中侯へ差上げし時、直江年十八なりしといふ。

寺僧を取締る

近來諸事寺院猥に其寺の本尊・什物・佛具幷に建具抔書入れ、又は賣渡しの證文を以て、金銀を借用致し候寺院數多有之不埒に候。向後右の品質に入れ、或は賣渡證文を以て金錢を借用致し候本人は勿論、證人迄も吟味の上急度申付くべく候。尤も金主の儀も右の品質物に取り賣渡證文にて、金子を貸し候段不埒に付、金子濟し方の儀につき訴出で候とも、向後は濟し方申付くまじく候。

右の通り元文三午年江戸表に於て、寺社奉行より諸寺院幷に町方へ相觸候に付、本寺・役寺觸頭などより、配下の寺院へ通達致し候儀に付、當表に於て前書の次第相觸れ候儀無之共、住職の身分にては兼ねて相辨へ罷在るべきの處、其の儀なく心得違ひの者有之、近年猥に相成候趣相聞え、不埒の事に候。全く年久しく相成候に付、觸渡しの趣忘却致し候か、或は相辨へざる者も有之候哉、以ての外の事に候間、右

元文度觸渡しの趣、忘却致さゞる樣急度相守り候べく、縱令右貸付返濟相滯り、金主より出訴に及び候とも、濟し方の沙汰に及ばず候。向後右の品質に入れ候か、或は書入れ金子借用致し、又は賣渡し候者有レ之に於ては、當人は勿論、判組・口次人・金主迄も吟味の上急度沙汰に及ぶべく候間、心得違ひ無レ之樣致すべく候。

無屆にて普請するを禁ず

一、都て寺社家普請の儀、聊の事にても奉行所へ願出で、承屆の上作事致すべき儀に候處、心得違ひの者有レ之候哉、願出さず普請を致し、又は願出で候分も、願ひ通りと相違ふの作事致し候樣なる儀も有レ之趣相聞え、不埒の事に候。右體の儀有レ之ば、急度沙汰に及ぶべく候間、心得違ひ無レ之樣致すべく候。

右の通り安永九子年觸渡し置き候處、何時となく相弛み、追々增長致し猥に推移り願出でず、我儘に修復・再建・新築等致し、又は願出で聞屆け候分も、普請の仕方願通りと相違の作事致し候向も有レ之候趣相聞え、不埒の事に候。先年相觸れ候より年久しく相成り候に付、觸渡しの趣全く忘却致し候か、或は相辨へざる者も有レ之故の儀と相聞え候間、前書觸渡しの趣能く辨別致し、違失なく相守り、聊の普請たりとも

造作の廣大を競はざらしむ

願出で候上作事致すべく、且つ願出で聞届け候分も、願通りと相違の作事致すまじきは勿論、願濟み出來立ち候はゞ、斷出で候儀邂逅にて、如何の事に候間、出來立ち候はゞ等閑なく斷出づべく、品により見分けの者差遣し候儀も可有之候條、尤心得違ひ願出でず、修復・再建・新築等致し候分は、普請の仕方委しく相認め、墨引・粗繪圖相添へ、早々斷出で申すべく候。近年所々火災に付、類燒に及び候寺社も有之、追々再建斷出づべく候條、右に付寺社普請の仕方一體心得違ひの儀、左に申聞け置き候。

總て是迄有來り候寺社建物大造にて、其上修復を加へ候砌は、兎角他の寺社より見分よき樣致し度き念慮より、手重の造作を好み候儀と相聞え、尤願書の如く御法度の作事は致すまじく候得共、彫物・組物に似寄り候儀相交る向も有之由、さ候へば自ら高價の材木は勿論、鐵物類職人工手間迄も格別手籠り、雜費多分に相掛り、無益の事のみに心を盡し候樣に相成り、名聞競爭の俗情に拘り候儀は、却て神佛の心には相叶ひ候まじき筋にて可有之候。此段は僧侶・神職等の輩銘々相辨へ罷在るべく候儀に候得共、修理等の儀は多分自力に及び難く、檀家・氏子・講中等の助力

に任せ、無㆑據世俗の意に隨ひ居り候類も之有るべくや、然しながら無益の費を辨へず、名聞の作事莊嚴に相泥み候儀は有㆑之まじき事に候。勿論寺格・社格にて、從來大造の神事・法會等仕來り候類は、堂舍等も其の仕儀に應じ申すべき儀、之れ迄有來りの分は其通りの事に候へども、此後追々修理・再建の企致し候寺社の分、縱へ檀家・氏子・講中等に世話致させ候とも、別段の意味篤と申談じ、再建以前より成丈け手輕に致し候はゞ、諸入用も減じ、修理も早速に調度致すべき筋に候間、右等の儀よく辨別致し可㆑申候。尤も是迄願出で聞屆け候寺社普請の中、自然檀家・氏子・講中等の勸めに泥み、他の寺社に劣るまじきとの、心得違ひの競爭に拘り、願通りに相違にて彫物・組物に似寄り候儀相交へ候か、或は間數等定法にはづれ候作事企て居り候向も有㆑之ば、兼ねて願濟みの通りに相改め、御法度の作事紛らはしき儀無㆑之樣可㆑致、右體敎諭の次第觸渡し候後、自然相背き、猥りの儀相聞え候に於ては、當人は勿論連印の者迄も、吟味の上急度沙汰に及ぶべき間、心得違ひ無㆑之樣致すべく候。

右之通り三鄉町中へ可㆑觸知㆑者也。

許可通りの建物をなす事を諭す

北組
總年寄

寅五月石見遠見

右の通り仰出され候間、町々入念可被相觸候以上。

五月十一日

五月十七日仰渡さる

商人の取締

市中商人共へ役場仲間、其他諸家仲間共錢さし押賣致し候者共、近頃は別して横行に相成り、剩へ町家の者挨拶柄により、不法の振舞に及び候儀も有之由相聞え、不埒の事に候。向後右樣の所業致し候者有之に於ては、見懸け次第召捕り候樣、町奉行・火消盜賊改めへ申渡し候間、可被得其意候。

右の趣向々へ可被達置候事。

三　月

右の通り從江戶被仰下候條、此旨三鄕町中へ可觸知者也。

寅五月石見遠見

大坂出火

六月朔日晴、今〔日脫カ〕丑の刻より平野町淀屋橋筋西角の家より失火にて、方一町餘

り、竈數二百七十餘り燒失す。

五月廿九日御觸

諸色高直にては四民困窮の基に候に付、今度十組上金を始め、總て物價に拘るべき筋の上金類幷に冥加を以て、御用相勤め候向の欠付、人足等迄殘らず御免の上厚き御世話も有ㇾ之候處、諸色直段の儀、日用の品は追々引下げ候趣には候へども、品柄により一向直下げ等致さゞる分も有ㇾ之、或は品を劣らせ、掛目・桝目等減じ、いかがはしき賣方致し候者も有ㇾ之やに相聞え、不埒の至りに候。右風聞の通り相違無ㇾ之に於ては、折角御世話有ㇾ之候御仁惠の御趣意も行屆かず、直下げの詮も無ㇾ之候間、銘々御城下に安住致し、御國恩を以て無異に家業を營み候冥加の程を相辨へ、實意に立戻り、正直に渡世致すべく候。萬一利德に泥み、心得違ひの者も有ㇾ之ば密に役人相廻し買上げ置き、嚴重の咎申付け候事も有ㇾ之べく候。さりながら元方直段引下げ方の掛け合ひ行屆き兼ね、無ㇾ據直下げなり難き譯柄も有ㇾ之候はゞ、元方掛け合ひの書面等を以て、斟酌なく早々月番の奉行所へ訴出づべく候。さ候は

ば嚴重に是又咎申付くべく間、一同時を移さず夫々直下げ、荷元等の掛け合ひ致すべく候。

右の趣町中不レ洩樣可ニ觸知一者也。

五月廿九日

右の通り江戸より被ニ仰下一候間、當地の儀も同樣相心得、日用の品は素よりの儀、何品にても直段引下げ方專一に相心得、元方へも掛け合ひ、成丈け下直に賣買致すべく候。別して掛目・枡目等の品は入念に取扱ふべく候。若しいかゞの儀相聞え候はゞ、急度沙汰に及ぶべく候條、心得違無レ之樣可レ致候。

右の趣三鄕町中不レ洩樣可ニ觸知一者也。

寅五月 石見 遠見

北組 總年寄

醫師を取締る

近來醫師の供方風儀一體に惡しく相成り、病家へ罷越し候度每に、酒料或は辨當代等と唱へ、金錢を乞受け候由に相聞え候。病體に寄り候ては時刻幷に風雨等の差別なく相招き、療治を受け候事有レ之候に付、病家の心得を以て、供方の者共へ手當致

し候を受納致し候は格別に候へども、供方の者どもよりねだりがましき儀、申出で候者有レ之まじき筋にて、小身又は身上不如意の者は、其の療治受け候儀なり難く、右は畢竟家來の申付け方不行屆故に候。以來右體の儀無レ之樣嚴しく可レ被二申付一候。

十一月

右の通り江戸より仰下され候に付、醫師共へ申渡し候條、以後供の者病家に於て酒料竝に辨當代乞受け候儀無レ之事に候得共、萬一申越し候者有レ之候はゞ、如何樣にも相斷り、名差を以て月番の奉行所へ訴出づべく候。其の儀を厭ひ、申すに任せ金錢差遣し候者有レ之候はゞ、急度御沙汰せしむべき事。

右の通り三鄕町中へ可二觸知一者也。

北組
總年寄

提げ札

醫師の供

一、此度醫師召連れ候供の儀に付、仰出され候趣、御役所に於て受印仰付けられ候處、

に關する布令を進達す

多人數の儀に付、町々にて醫師へ其旨相達し、印形致させ、來る廿八日差出さるべき事、

一、旅宿致し居り候醫師の分は、宿主へ向け、御觸書の趣、譯て委しく相達し申すべき事。

初物賣買禁止に付ての再告

五月二十六日

野菜物賣買觸の儀に付、新生姜・貝割菜迄も賣買差支へ候趣に候。右は初者と申すにては無之候間、唯今迄の通り賣買苦しからず候。

右の通り江戸より仰下され候條、此旨三郷町中へ可觸者也。

寅五月　石見　遠見

覺書布達

祭禮の服裝

覺

一、祭禮の時分、彌々諸事輕く仕り、笠鉾にかけ候小袖幷に帶小袋、又は吹貫・小旗・造物人形の裝束等に至る迄、〔紬カ〕絹・麻布・木綿の外は無用たるべく、衣類・道具等に金銀の箔押すまじく、祭に出で候町人衣類、麻布・木綿の外著用仕るまじき事。

天滿天神神輿の規定

一、天滿天神宮祭禮の節、神輿舁き候者、立願抔と名付け、大勢立會ひ騷動仕り候由相聞え、不作法に付、兼ねて神輿舁人の員數幷に裝束相定め置き、隨分物靜かに仕るべく候。定の者の外一人にても罷出で候て、神輿に障り候者有ㇾ之ば、急度申付くべき事。總て外々の祭禮にも、無用の者神輿に障り騷動致させ候はゞ、詮議の上急度沙汰致すべく候。

住居祭禮の取締

一、住吉祭禮の節、大坂町中より持參の提灯、棹一本に餘多附け候故、火の元不用心に候間、棹一本に提灯一つ宛之を附くべし。且又祭禮仕舞ひ提灯持歸り候刻、今宮村の中にて火を消すべく候。若し大坂町內迄火を燈し歸り候者有ㇾ之に於ては、町々の者出合ひ之を消さすべく。違背せしめ候者、番所へ召連れ來るべく候。併し外の祭禮にも、夜中提灯・松明等を放埒に致し候はゞ、越度たるべき事。

祭禮の際留守居の番を嚴重にせしむ

一、祭禮見物に出で候者、銘々留守の火を用心堅く可ㇾ申付ㇾ候。無沙汰致し、手あやまち之あらば、曲事たるべく候。總て町々に殘り居候者、町中を見廻り、別して用心可ㇾ致事。

祭り喧嘩の取締

一　祭禮の刻あばれ者之あらば、其の所の町人早速出合ひ、前後の門を打ち、捕來るべし。若し見遁し候に於ては越度たるべき事。

右の通り三郷町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

寅五月

祭禮の華奢を禁ず

每年六月は諸社神事に付、練物・地車・太鼓など差出し候儀に付、前々口達を以て觸知らせ置き候通り相心得、神事の儀は隨分相賑ひ候ても苦しからざる事に候。無ㇾ程神事月に至り候に付、申聞かせ置き候。さりながら御時節柄追々觸渡し置き候趣も相心得、地車・太鼓又は練物等の飾り、藝者の衣裳・木綿・晒を相用ひ、華美の儀致すまじく候。尤右の外新規に相工み候品、決して差出し申すまじく候。且地車・太鼓・練物等、已來奉行所へ持參に及ばず候。尤衣裝附には鄉々總會所より書出すべし。此方より役人を差出し引合はせ見分に及び候。此の地の外并に夜に入り、地車曳歩行申すまじく候。若相背き候者有ㇾ之ば、急度可ㇾ令ㇾ沙汰ㇾ。

右の通り三鄉町中末々まで洩れざる樣可ㇾ申聞ㇾ事。

寅五月

口　達

木綿織物に制限す

近來世上衣食住を始め、諸事奢侈に超過に及び候に付、質素・節儉等の儀、追々御觸出有レ之、右に付、町人共心得方の儀、品々申渡し置き候趣も有レ之候。然る處此節町々呉服屋又は木綿屋の內、絹・縮緬等に見劣り無レ之樣巧を盡し候眞木綿、高直に賣買致し候者有レ之哉に相聞え候。右體の品柄上品に仕立て候儀は、其筋の職人共巧者・不巧者の者にもより候儀にて、一般には申難き筋に候得共、高直に賣買致し候ては、専ら不益を省き、衣類等改め候趣意にも相觸れ、卽ち奢侈を導く基にて、以の外の事に候條、以來木綿相當の直段を以て賣出し候儀は、格別高直に賣買致すまじく候。夫々所の者も心を付け相改むべく候。

普請修補に就いての口達

一、此節町家新規の家作、幷に屋根廻り破損所修復等迄も斟酌致し候者有レ之哉に相聞え候。さ候ては自ら金錢融通合に拘はり、別して其の筋働きの者身過も無レ之、難儀致し候筋に候。畢竟自分不相應華美に取補理（とりつくろひ）候儀は無用の事に候へども、修

竹木賣買の制限

本屋の取締

復は勿論新規の家作に候共、銘々身分相應取補理ひ候儀は苦しからず候間、少しも遠慮に及ばず、普請幷に修復等勝手次第に致すべく候。

右の通り三鄕町中洩れざる樣可₂申聞₁候事。

寅五月

一、此度問屋唱方の儀に付、御觸達有₂之に付ては、株札幷に問屋仲間差止め候儀、當三月已來追々相觸れ候節、竹材木屋賣買筋の儀、先づ唯今迄の通り相心得べき旨申渡し置き候處、尙又取調べの上、右の分も差構へ無く候に付、今般十人の材木屋差止め、外同樣素人直賣り勝手次第に申付け候。

一、本屋も右同樣申渡し置き候處、是又差構へ無₂之候に付、今般本屋行司差止め、素人直賣買勝手次第申付け候。併しながら本屋儀は、猥に相成候ては、取締りに拘はり候に付、以來新規に右商賣相勤め候者は、月番の奉行所へ屆出づべし。其の砌取締りの廉申渡すべく候。且つ新作の書物等板行致し候節も、前同樣奉行所へ下書差出し、改めを受け申すべく候。尤右體手廣に相成り候とて、前々賣買差止め、又

は絕板等申付け有ㇾ之候書類は、決して取扱等申すまじく候。

寅五月

質屋古物商取締

一、町中質屋・古著屋・古著買・古鐵屋・古鐵買・古道具屋ども仲間組合、停止せしめ候旨相觸れ候上は、追々同商賣の者出來候とも、決して差障り申すまじく、向後新規に右渡世相始め候者、幷に之迄渡世致し來り候者共、御紋付の品幷に銀具類、一切質に取り、買取り申すまじく候。萬一無ㇾ據仔細之あらば、月番の町奉行所へ訴出で、指圖受け申すべく候。

一、質屋・古著屋・古著買共、質に取り買取り候節、置主・賣主とも證人倶々罷越し候はゞ、質に取り買取り、苦しからず、一人に印判二つ持參致し、置主・賣主・證人名前申聞き候とも、質に取り、買取り候儀は致すまじく、たとへ置主・賣主・證人一同罷越し候とも、其の品多分にて身分不相應に有ㇾ之か、又は怪しく相見え候分は、先先吟味を遂げ、品により其の物を留め置き、月番の町奉行所へ訴出づべし。若し盜物等質に取り、買取り候者有ㇾ之に於ては、吟味の上右の品を取上げ、代金は損失

致させ、品によりては咎申付くべく候。

一、小道具屋・古道具屋・古鐵屋・古鐵買の儀も、總て右質屋等に准じ、買取り又は賣拂ひ候節、其の品帳面に留置き、賣上證文取置き、常々帳面等念入れ置き、紛失物尋ね有ㇾ之節、右帳面を以て吟味致すべく候。

但し質に取り買取り候品、模樣つき等迄委細留置き、右帳面の儀は紙員相改め、名主とも押切申付け候間、右の外紛らはしき帳面拵へ申すまじく候。且又紛失物吟味の節、名主共へ支配限り遣し穿鑿、其品有ㇾ之候に於ては、早速町奉行所へ訴出づべく候。尤名主方へ帳面長く留置き申さず、改め次第差戻し、渡世の障りにならざる樣致すべく候。

一、質渡世致さゞる者、出入候武家方より無ㇾ據わけにて、金銀の替りに當分質物取置き候類は、其品支配の名主へ相屆け置き、紛失物有ㇾ之候節、吟味を受け申すべく候。

右の通り申渡候間、町中名主共も其の旨相心得、自今紛失者有ㇾ之ば、一支配限り

入念吟味致すべく候。若し未熟の致し方相聞え候に於ては、渡世の者は勿論、名主ども迄急度申付くべく候間、此段可ニ相守ー者也。

寅四月

右觸出しに就いての添觸

右の通り江戸より仰下され候に付添觸れ左の通

一、質屋幷に古鐵古道具屋・古手の儀、冥加銀差止め賣買筋の儀は、追て沙汰に及ぶべき旨、當三月以來追々申渡し置き候處、此度前書の通り御觸出有レ之に付、大坂幷に天滿攝河在々、總質屋・古鐵古道具屋・古手の儀、以來仲間組合は勿論、夫々年寄幷に總代・手代りの者等も差止め候間、其旨存ずべく候。

一、大坂町々年寄の儀、江戸表名主とは譯も違ひ候に付、以來質に取り、又は買取り候品、模樣付等委細留置き候帳面の儀は、總年寄に押切申付け候に付、夫々方角の總會所へ帳面持參調印申請ふべく候。尤も紛失者吟味の節も、總年寄に取調べ申付け候間、其筋ゟ沙汰次第右帳面差出し申すべく候。其餘委細の儀は、御觸面の通り違失なき樣相守るべく候。但攝津兵庫・西宮の儀は、兵庫は名主、西宮は庄屋、其

餘の在々の儀は、其の村限り庄屋共取締り申付け候間、本文同様相心得べく候。
右の趣三郷町中可二觸知一者也。

寅五月 石見 遠江

北組 總年寄

〔頭書〕何品によらず、商賣人賣直段・元方直段共早々取調べ候様仰出され候間、夫夫譯け書記し、年寄より書出させれ候儀に付、其旨相心得置かるべく候。品書の儀は、今日迄追々に廻狀を以て可二申達一候事。

寅五月廿九日

諸物價の下落を計る

近來諸色の儀元方手薄に相成候に付、捌け口多く生費釣合はざるの場合より、奸商ども所爲を加へ、格別直段を引上げ候趣相聞え、以の外の事に候。諸色高直にては四民困窮の基に候に付、厚く御世話有レ之、猶又此度直下げの儀に付、格別御觸出しの趣も有レ之、殊に先達て株札幷に問屋仲間組合等差止められ、素人直賣買勝手次第と相成居候上は、旁〻諸色の直段今一際目立ち候程に引下げ申すべき筈に付、以來町町何品によらず、卸賣より小賣に至る迄、唯今迄の直段より二割以上引下げ賣買致

すべく候。　且金銀貸付の利限或は家賃銀、總て細工手間手傳・日傭賃銀錢、其の外右類の儀、同樣引下げ申すべきは勿論、一般に右二割以上引下げの直段を曲尺に致し候譯にては無レ之、其上にて一分の働き次第、猶又三割にても四割にても引下げ候て、卸賣直段何程、小賣直段何程と小札に認め、銘々店先へ差出し置き候か、又は同樣張紙致し置き候か、何れとも右引下げの直段顯然と致し、衆人見渡し宜しき樣取計らひ、彌〻正路に賣買致すべく候。　尤も右直段書、町役人ども取締方厚々總年寄へ差出すべし。　自分元方直段に拘はり候か、其外無レ據譯のもの有レ之、右二割以上引下げの直段より、猶又引下げ候儀相成る儀も有レ之候はゞ、其段早々月番の奉行所へ申出すべく、元方をも打合せ糺したる上沙汰に及ぶべく候。　但右の通り申渡し候とて、品物の性合・格好は申すに及ばず、掛目・升目等を劣らせ申すまじく候。總て唯今迄の姿を以て、正路賣出し申すべく候。

　右の通り三郷町中可二觸知一者也。

六月三日　石見 遠江

北組 總年寄

平野町出火

初物を賣れる者成敗せらる

不如法の僧多く召捕らる

穢多の成敗

盗賊横行す

六月朔日、平野町の失火、火元不埒の事にて、己火出せしにあらざる由申募り入牢し、火消人足の中にて、又所々へ挿火致し、其中にて火を廣げし由にて、火事半ばにて十人計り召捕られしといふ。又先達て時節外れの初物を賣り候事、御制禁の觸ありし事なるに、天滿市側にて冬瓜を賣り、御城代の手にて之を買取らせ、町奉行へ御沙汰あり。市の側にて商ひし者三人、之を作りし百姓、何れも手鎖にて町に御預けとなる。又前にもいへる如く、不如法の坊主等追々に召捕られて、其の掛りの梵妻・遊所等仰山なる事なり。又五月下旬より穢多の素人に紛込み、市中住居せる者共、追々に御詮議ありて召捕へられしも少なからず。又風を喰つて出奔せしも仰山の事なりといふ。又不賴の惡徒・盗賊の群に入りしも、少なからざる事と思はる。所所方々へ押入りせしといへる中にも、心齋橋北詰の家へ入りし賊などは、門口を打壞(やぶ)り、金銀を多く取り、歸りがけに亭主に向ひ、「明日奉行所へ屆けぬる時、何の龜とやらん言へる者、賊に押入りしと訴へよ」など名乘り歸りしといふ。又島の内にて或る町には、多くの番人手當致し候へども、何分にも溢れ者の盗賊等多く候故、此節

初南瓜を買ひて罪せらる

與力同心の雜鬧

物價下落に付買占商人財を散ず

にては何程賃錢を出し候ても、番に出で候者無ㇾ之候故、「御威光を以て宜しく御計らひ下され候樣」と願出でし町もあり。又年寄役致し候者の妻、先達て御觸も有ㇾ之事なるに、初南瓜を價高に買ひ候とて、咎仰付けられし者も有ㇾ之といふ。又斯樣の事にて總て役掛の與力・同心等も繁多なる事にや、齋藤町西横堀に道具屋の首縊死しありて、早速屆出でしかども、檢使出で來らず候故、之を葬る事もなり難く、その儘にして死人を兩三日も捨置きしといふ。諸品二割餘の直下げ仰付けられ候に付ては、是迄物を買占め、榮華に贅り暮らし候者も遽に眼前にて損をなし、身上立行き難き者も有ㇾ之由。これ全く平日の贅り甚しく、何にても過分の利を貪り取られぬる事の樣に心得て、一己の榮華に驕り暮らせし者ども、直下げ二割引等の事にて、差當り利益を失ひぬる事故、狂氣をなし、所々狂ひ步き、丸裸にて下帶をもなさず、信濃橋の上にて狂ひ躍りつゝ、正なき言を口走れる者などもありといふ。斯樣の者ども銘々數年來御益を上納し、問屋株などと唱へて、其の向々の品々を、自由自在に括占め、多くの利を貪り、諸人を困窮せし事をば聊も思はず、今度差當

り己等が勝手よからぬ事を密に罵りぬると、富家の者共儉約をいひたて、物事質素なるにぞこれに出入せし者共、自ら退けらるゝ樣になりて、錢儲する事もなければ、御趣意の結構なる事は思はずして、詰らぬ〳〵などいうて呟きける者共少なからざるに、又種々浮說申觸らせる者などありて、騷々しき事なりし。又江戶大に不景氣にて、物の賣捌けぬる事無之にぞ、大坂より積下せし諸品、何によらず買人なき事なれば、一人も品物の價を昇せぬる者なし。然るに諸侯の仕送り等は、相變らず之迄の通りに仕向けぬる事故に、大坂の金銀減る計りにて、外よりして入る事のなき事故に、金子拂底となりしとて相場大に上り、六十四匁五分位となる。此十餘〔年脫カ〕已來斯樣なる金相場の高き事は之無き事なり。又每日々々御城代・町奉行共の外役掛りの人々よりして、隱目附を出し、何に寄らず種々の品々を買ひ步き、その品の安き・高き、秤目の少き、桝目の足らざる等を改めて、商人共思掛けなきに召出され、之を叱られ吟味等せらるゝ事なりといふ。

京都にて市中は言ふに及ばず、不如法の僧侶又市中に紛込める穢多の類、大に狩立

江戶の不景氣

隱目附橫行

京都の耳目

伏見奉行の儉約令施行方法

てられて召捕らる。　西本願寺不如法の事廿五箇條、東本願寺に三十三箇條、公儀より御察度入り、大に內亂騷動をなすといふ。其の外困窮人と見えて、首縊・捨子等至て多く有之。　又町口□□といへる禁裏の御取次を、親不孝なりとて、御附武家小笠原□□之を召捕りて、所司代へ引渡す。一應の傳奏へこたへもなく、我意に募りし振舞なりとて、關白殿下之を怒り給ひ、直に小笠原□□を追下しになりしといふ。伏見奉行には質素儉約の御觸出しにて、之迄諸人驕に長じ、分限不相應の衣服を著用せし事なれば、今俄に綿服など拵へ候ては、差當り難儀せる者共多く、之迄心得違ひとは申しながら、今又俄に物入りをなす時は、定めて困窮すべき事なれば、之迄通りにて當年中差免し置くべし、夫れ迄に之迄の絹物等を著潰し、其の內に心掛け追々に拵ふべし。　來年に到りては、嚴しく差止め候間、其の旨相心得候樣にと申付けられしといふ。　斯樣の御觸なるにぞ、京・攝の嚴重なるに引替へ、伏見計りは却て平生よりも目に立ちて立派なりといふ。　又伏見にて七十二箇寺之有る寺々の僧等、一人も不如法ならざるはなし。　其の內にて三十餘箇寺を選出し、之を門前拂ひ

とし、其の餘は之を宥免す。之等の計らひ方總て面白き取計らひなれども、餘りくだくだしければ之を略す。

尾州侯の儉約令勵行方法

尾州は至て嚴しき事にて、衣服は云ふに及ばず、笄・簪の類も眞鍮は金に紛れ、四分一は銀に紛るゝ故、木竹にて拵へしならでは、さすこと相成らず、他國よりして入込み住居せる者を悉く追返し、金銀の類他邦よりして取込む計りにて、聊も他へ出す事能はず。百姓は大家の主たりとも、雨天に傘・下駄を用ふる事を禁ぜられ、妻子とても同樣の事なりとぞ。近々軍が始まる抔とて種々の風說をなす、宜なる哉。金銀品物は他邦より取込む計りにして、品物の價は言ふに及ばず、是まで取引きさせし先々へも、聊の金銀をも取込みて返さざる故、種々區々の風說のみにて、至て騷騷しき事なりといふ。

將軍密に出行す

江戸に於ては、折々將軍樣にも御忍にて、僅に十人・十五人位の人數にて折々市中を御步行あり。火事場等へは皮の火事羽織にて御出であり。密に磔を見物し給ひ、鎌倉へも纔の御供にて御越あり。所の庄屋へ手自ら御菓子抔を下されし事等もあ

りしといふ。如ㇾ此なる事故、市中大に恐怖をなし、至て物淋しき事なりといふ。又鼈甲の櫛・笄・刺物等、江戸中の町家より御取上になり、北町奉行遠山左衞門尉眼前に於て、悉く微塵に打碎き捨てられしと言へる事、委しく阿波の屋敷へ申來りしとて、其の噂を聞きぬ。

江戸よりの來狀の寫

江戸よりある人の方へ申來り候書付の寫

壹番組より貳拾番組まで　市中世話掛り名主、但し何商賣何部の組。名主掛りに相成り候て、見廻り候事

番外新吉町・同品川門前名主

瓦屋根にすべきこと

一、町々家作の儀、土藏作り塗家等に致すべき旨、先年より度々觸置き候處、年歷越經忘却致し候向も有ㇾ之哉、近來塗家造等は稀に有ㇾ之、栭葺多く、出火の節消防の爲宜しからず候間、以來普請修復等の節申渡し候通り、土藏造り又は壁家に致すべく、併し一時にて行屆き申すまじく候間、先々表通りの分、追々土藏造り壁家等に相直し、裏家の儀も栭葺の分瓦葺に致し候。是又往々は塗家等に相直し、造作も專ら質素に致し候。往還は勿論横町・裏町とも、猥に張出し候建出し一切致さず、都て

形容に拘はらず、今般厚き御趣意の趣相守り、末々迄も行屆き候樣致すべし。右の通り南御番所に於て仰渡され候趣、逐一申渡し候間其居々迄、來る五日迄家主連判にて差出すべき旨、尚又申渡すべき旨、此段御達し申上候以上。

右の通り仰出され候儀にて、當方暮方只々顏を見合せ居候事に御座候。この外は未だ御觸出し無之候へども、御掛の御大名樣方へ仰渡書出し候。内々に御座候へども、元大坂町・葭町・堺町・葺屋町・人形町通り・乘物町迄、堀町川岸通五丁目殘らず取拂ひと相成り候。右場所へ大坂の大町人呼下し申候由。又小網町一丁目より永代橋前通り凡町數五町程不殘御取拂ひ、右所に御大名樣方お屋敷出來候由。日本橋邊魚店、小田原町西しんば、殘らず築地邊と一所の由。右の通り御内意仰付けられ候由承り申候。大變の事に御座候。右前文の通り町内より見せられ、寫置き候旨御心得にも相成り候儀と存じ候に付、御覽に入れ奉申上候。

相村なる者の意見書

諸寺社内に有之小家類取拂ひ候樣被仰付候に付、或人相村何某とかいへる者に是を咄し、小家掛けの者共嘸難澁する事ならんといへるにぞ、相村が答

書。此の咎書甚だ不文にして、至て拙き事なれども、當時の有樣を知るに足りぬる故、之を捨てずして、此處へ記し置くなり。

「神事也。不可入於僧尼、輕重之服穢雜者也。」則ち此の制札は、社家の門柱に之あり。大に忌むことなり。　今上皇帝聖壽萬々歳・征夷大將軍武運長久・天下泰平五穀成就の札、此は何れの神社にも奉置なり。幷に地子の除災を祈る齋場也。其本社に拜する柏手、神に奏する神樂の音に、放下師の哨吶・芝居の囃子に鈴の音を紛らし、剩へ末社は芝居小家の後に蟄り、大小便の番神となり給ふ。淨地といへるは古の事なり。　本尊の香奠に賣店の魚肉の煙を交へ、懺文の合掌も乎閙閙に暗く、操れ耳を菩薩の奪はるゝ、北堂は喰捨の骨の晒所となり、鎭守の駒犬は腐腸の前に躑躅〔躊躇カ〕嗟呼、產砂の土と尊み、未來を誓ふ淨刹。如此にありて快しと思ふも多きこそ不審し。夕に嚴命ありて朝に雲はれて、掃ふ如く洒ぐ如く神たり佛たり。顯然として喝仰昔し。　社人・僧侶己が主たるの地を自儘に貸して、口腹を肥すは不忠の族なるべし。日向にさへ小便せぬこそ人の道にあるべし。　和光同塵といふは、己が方より神佛を汚すの事にあらず、大明新照なしといふ意も取違ふべからず。士農工商各其職ら

しく、貴賤の程々らしく身を持つ、僧は僧らしく、醫は醫者らしく、唯冬は冬らしく夏は夏らしければ豐年なり、弓道なれらしからぬは轉倒にして、災害の根なるべし。孔子曰ふ、「君々・臣々・父々・子々」眞にらしくの御敎なり。醫者は醫者たらぬ故に、その形著付も河原役者に似たり。其の心得の企は山子に似たり。長柄の駕籠に乘り行く事寺僧の役に出るに似たり。さこそ思ひ侍る。其匙を以て、人をまゝ往生せしむる者なり。「入船の順風は出船の逆風」と、松平越中守樣も仰せられし。孟子曰ふ、矢人は唯人を傷けん事を思ひ、函人は唯人を傷けざるを思ふ。夫れ馬の性は晴風を喜び、豕の性は雨濕を望む。物の矛盾かくの如し。奢侈を招くの商人は、世上の驕奢に其の家を肥し、總て節儉を守りて其業の疲る、放蕩の多きは遊里の繁昌、市中の憂ひなり。此己を省して意念を吐露するは、譬へば土を喰ふ蟲の泥尿を便して笑止に思はれ、白癡面看板の蒙₂於異名₁而已。昔の御觸を御調べ見るに、

一、酒醉ひ心ならず不屆仕り候者粗有ㇾ之候。兼て大酒仕り候儀停止に付候へど

も彌〻以て給べ候儀、人々相愼み可レ申候。

一、客等これあり候節、酒を强ひ候儀は無用の事、勿論酒狂の者これあり候はゞ、强ひ候者も越度たるべく候事。

一、酒商賣仕候者、連々誠の用可レ仕事。

元祿九八月（牛石 甲斐）

天保十三寅四月下旬頃より、大津邊酒給べ候儀、客有レ之候とも、一人前一合あてより下さるまじく候との御觸有レ之候事。

謹思、人皇六十三代（御諱憲平寳算六十三）諡二院號一之始也。（奉レ稱二冷泉院一）及二天保十二辛丑年一、復古而爲レ諡二天皇之尊號一乎。此間之距八百七十五年、而爰受禪五十九度之格例、則將二改正而爰奉二大號一。光格天皇者也。天保十二辛丑年閏月勅盡云々　人皇百廿一代今上皇帝（御諱惠仁）今般叡慮之博台惟之厚而至二時于萬物之復古改正一之、者王格之猶此哉、何況應レ改二人事一者也。

〔頭書〕この文は、別して文盲なる者の物語り自慢にて、書綴りし事故、別して不文なり。されども之を記しぬるは、酒落・落首・惡口等を書記しぬると同じ事にして、當時の有樣を知るに足りぬればなり。少しも浮

稲葉丹後守内亂の理由

きたる心にて書記せる事にはあらず。

前に記せる稲葉丹後守（淀の城主當時御寺社奉行）内亂の實説を聞き候ひしに、此の人の内室といへるは藤堂和泉守の娘にして、容貌麗しく至つて貞女なりといふ。然るに丹後守に妾ありて當年十四歳になれる娘あり。此妾大に惡心なる者なれども、よく丹後守を手に入れ、之を自由自在にする事なりといふ。丹後守は此の女に他愛なく魂奪れて、更に餘念なき事とぞ。されども内室には之を恨むる事なく、只温順になして居られしに、ある時其妾内室の前に出しが、君寵に誇れる儘に、内室に對し法外なる過言せしに、内室は之を穩便にせらるゝ心なりしに、内室の附人常々彼が君寵に敖りて、内室へ對し無禮なるを憤り、斯る惡女を其儘になし置く時は、君家の爲に惡しかりなんと、常より歎き思ひ居しに、斯る事に及びぬる故、其の人其の妾を刺殺し己も切腹せしといふ。然るに丹後守には、此の者心ありて忠義のためにせし事なりとは心もつかず、其の愛妾を殺せし事を憤り、こは定めて内室の嫉妬よりして、其の者に申付け之を殺させし者ならんと思ひ誤りて、内室を手討にせんとせしにぞ、内

室は其の事にあらざる由、言譯けせらるゝと雖も、更に之を信用する事なき故、內室には自害をせられしといふ。役柄にも似合はずして斯る不始末の內亂ありしにぞ、忽ち御役を召上げられ、隱居仰付けられしといふ。藤堂家至ておとなしかりし故事なく、切に公邊を執成されし故に、事手輕く收まりしといふ事なり。

改革令と江戶

昨年御改革に付て、七月以來度々質素儉約の御觸之ありと雖も、何時の御觸にも分限相應の文字ありて、一概に木綿計り用ひよと仰出され候趣にもあらざれ共、江戶は別して都會入込みの場所故、無賴の惡徒多く、賣物・衣服等にて御法度に背ける者多くして、大勢召捕られ、夫々にお咎めを蒙りぬ。

改革令と京都

京都も同樣の事なれ共、嚴しく仰出されしは、三月上旬よりの事なりしが、同所は吳服商賣の者至つて多く、西陣の織屋を始め、吳服商人おもたる所になるに、嚴しく之を止められし故、何れも大に困窮に及ぶ。別て織屋の下職をなして糸を繰り絹を絞り、鹿子を結ひ縫をなし、天鵞絨つみ抔して世を渡りたる者共、聊もなすべき業もなければ、何れも飢餓に迫りしと見えて、五月下旬に至りては首縊・捨子など至つて仰山の事なりといふ。

改革令と大坂

大坂は

昨年以來質素節儉の御觸ありと雖も、嚴しき御停止となりしは、四月中旬の事なりしが、江戶・京都等の嚴しかりし噂を、之迄篤と聞込みし上の事なれば、一統に大に恐れ、其の分限の差別なく、悉く木綿の衣服に更へしむ。呉服屋は絹・縮緬は申すに及ばず、何一つも商ふ品なければ、何れも木綿屋となりぬ。近來驕に長じぬる處より、裏屋の隅々端々に住める極貧窮なる働人と雖も、嚊は髮結に髮を結はせ、足には七八百位宛なる下駄・草履を穿き、一枚一筋の帶衣服も、絹・紬にて拵へ、天窓には鼈甲まがひの唐貝簪をさし、銀の簪一本なりとも持たざるはなく、夫は終日働をなして、二百文の錢をも儲け兼ぬる事なるに、その嚊は右の樣にて終日門口に立ち、子ある者は之を引連れなどして、近所步行をなし、往來の人を眺めてそのよしあしを評し、空手にして每日々々日を暮せし者多かりしに、此度の御觸にて一衣一帶も之迄持てる者は、これを用ふることなり難く、遽に衣類の代りを拵へんとて、質屋に之を持行けども、絹・紬は御法度嚴しければ、質屋にても之を取らず。さればとて之を賣り代へんにも更に買ふ者なく、斯る身分の者どもへ金貸せる人もあらざ

れば、何れも大に困窮すといふ、さもあるべき事なり。

呉服・唐物器物の類其の外何によらず、金高の品々悉く停止となりし故、縫物屋・仕立屋・蒔繪師其他諸職人何れも渡世なり難く、七八人も手間を抱へて仕事せし縫屋も、召遣悉く暇を遣し、家内計りとなりて遽に煎餅屋となりぬ。餘は之にて思ひ量るべし。其他遊藝の道具など商へる者は、之を以て融通する事なり難く、何れも必至と行詰りしといふ。又御趣意に依りて、諸色直下げせし上に、又二割下げに商ふべき由仰付けられしにぞ、呉服屋店岩木・大丸・小橋屋などは、符牒附返へと稱して、一二三日づつ門を締めて商せず、三井も同樣に店を締めんとせしかども、その町の年寄之を支へて締めさせざりしといふ事なり。

儉約令と商業

長崎にては唐船持渡りの官物を、二萬五千貫目とやらんの入札にて落札となりしかども、唐物商を御差留めに相成りし事故、何れも一統に當惑し、二萬五千貫目の中三千五百貫目調達なり難く、上方の嚴しき御觸聞きぬる故、入札の仕直しを願出でしといふ。

改革令と長崎

大坂商人と長崎商人

大坂に於て四軒の唐物問屋共は、是迄近來諸色高價にて、下地より持ち貯へる處の品物一向に賣捌けざる上に、此度の品物引受けしとて、商はれざる物は詮なし。故に長崎へ積戻すべしと、長崎への引合になりし處、長崎も亦負惜しみ強く、「何時にても積下さるべし、此方に於て九州の內にて勝手に賣捌くべし」と返事せしといふ。斯の如くいひやらば、長崎も當時官物入札の金さへ不納する程の事なる故、商ひ道開けなんと思ひ量りて、斯く言遣りしに、右の如き返答故之を積下し、九州地にて長崎の手元にて、勝手に賣拂ふ樣になりては、再び此者共の引受けにはなり難く、其上拂物など多くなりて、公儀の御政勢にもかゝりぬといふ。之によりて四人の者共より御奉行所へ伺ひし處、「羅紗・猩々緋其外何によらず武具・馬具等に使へる處の物なれば、先を見て之迄通りに手廣く商ひを致すべき由」仰渡されしといふ事なれども、之を買へる者更にある事なしといふ事なり。

綿服に就いて再び禁止

又綿服の外はなり難しといへるにぞ、木綿にて縮緬にまがへる樣に織出し、紅・紫等にて種々の模樣絞り等を拵へて、一尺に付て三匁位に商ふ樣になりぬ。至つて不經濟の事にして、少しも儉

諸商人哀訴す

制限の下に禁制をゆるむ

約の道理には當り難きにぞ、又御觸有りて之を止めらる。奸商の利を貪れるの所行惡むべき事なり。四月中旬本町呉服仲間一統よりして、總年寄へ歎き出でしに、廿三日に至り、夷中〔田舍カ〕よりの註文をば引受け、絹・紬・黑繻子の類は商致し候樣、總年寄の含を以て言渡せしといふ。之に引續き古手仲間一統に歎出しにぞ、之も亦總年寄の含を以て、「醫者・侍・出家其外にても、先方の人物を見て絹物の商すべし」と申渡されしといふ。同廿六日呉服町にては、年寄の宅へ呉服屋仲間を招出し、御上よりして紬迄をも御制禁仰出されしには無之事なれども、大坂の人氣として人の一間飛上れば、三間も五間も飛上りぬる人氣故、斯の如く嚴しく仰渡されしも、總年寄の思はくにして、斯の如く嚴しくせざれば、行屆き難しとて、斯くなりし事なり。故に「縮緬・羽二重に限らず、何によらず諸屋敷又は身柄の人より註文あらば、勝手次第に之を商ふべし。さりながら私は商賣の事故、商ひは致し候へども、御求めなされ候ても苦しからぬ事にやと、よく念をおして商ふべし」と申渡せしといふ。又帶地屋を渡世せる商人、呉服屋の許されたりし噂を聞きて、商ひ致し候ても苦しか

直下げの上二割引にて賣買す

らずや之を伺ひ呉れぬる樣、其の町々の年寄へ願出でしかども、年寄共一向に之を取上げざりし故、御奉行所へ願出し候へども、御取上げなかりしといふ事なり。始め本町より伺出でし時總年寄より御奉行所へ伺ひしに、「江戸表より嚴しく仰出されし事なれば、一應伺ひし上ならでは相成り難し。故に此の方は知らざる分にして、其方共の含を以て差し許すべし」と、御奉行より内意ありしといふ。帶地屋も總年寄へ願出でなば、憐愍の御沙汰も有るべきに、御奉行所へ願出でし故に、差止められしといふ。之迄相成丈けは、諸品物の直を下げし上にて、又悉く二割引に商ひ候樣にとの御觸有りしにぞ、之迄年來過分の利を得し事をば思ふ事なく、差當り持蓄へし物にて、眼前に損をなしぬる事故、何れも迷惑の樣子なれ共、何れも是非なく二割下げになせしといふ。多くは御趣意を守れる樣をなして、實は一向に引下げざる者多しといふ。三井なども其の中なりといふ事なり。十二文の豆腐十文に直下げせしに、二割以上引下ぐべしといへる御觸に背ける事故、九文にて商ふべしと仰出さる。こは纔か十二文の豆腐を以て、其の割にして諸品を下落させんとの思召なるべし。之によりて豆腐九文となる。六月九日の頃迄金相場六十四匁以後にて、錢相場九匁一二分の間なりしに、二割下げの仰出で候に付ては、錢の相場餘りに安くして、下賤の働人共大に難澁する事なるべしとて、御奉行所より錢引立ての爲とて五萬

貫御買上げになりしにぞ、忽ちに相場格外に引上げ、十二日に至りては錢相場十五匁五分となる。銀一匁に錢六十二三文位なり。又之によりて銘々錢を使はざる樣になしぬる故、野菜其の外の商ひせるものを、人々買はざる樣に致しぬる故、下賤の商人之によりて却て難澁し、働人をも雇はざる樣に一統に儉約せる事故、大に下の困窮せる樣になりしとぞ。錢の相場を引上げて下の難儀せるを救ひやらんとの、厚き御趣意なるに付込み、切りに錢を買込みて、己れを利せんと巧みぬる奸商共の所作と思はる。不埒の事といふべし。

株問屋に布令

此度都て株札幷びに問屋仲間組合等差止む。右に付賣買筋の儀追て沙汰に及び候迄、先づ唯今迄の通り相心得べく候段、追々申渡し候分は格別、其餘一般に株仲間相解き候口々の內には、先前ゟ其品限り年寄行司等相定め有ㇾ之分も少からず候へども、右體株仲間差止め候上は、年寄行司も差止め候儀は勿論の事に候へども、年來の仕癖に泥み、今以て年寄行司抔と唱へ候儀、之あるまじくとも申し難く候。さ候ては矢張仲間組合等相解けざる姿に相當り、以ての外の儀に付、自然心得違ひ、

右樣の廉有レ之候はゞ、是又早々差止め、以來決して相觸れ申すまじく候。

右の通り三郷町中可ニ觸知一者也。

寅六月　石見　遠江

北組　總年寄

唐紅毛物賣買を許さる

覺

唐紅毛荷物とも、正銘の品は危ぶみなく賣買致すべき旨、當四月相觸れ候に付、町人共氣配相開き、追々藥種類捌方相成り候趣に候へども、毛類・絹物類・草類等今以て賣買相滯り候事の由相聞え候。右は最前相觸れ候藥種・荒物類同樣の儀に候間、あやしき品に之なき分は、是又危ぶまず銘々見込み次第取引致すべき旨三郷町々へ可ニ申聞一事。

寅六月三日

右仰渡され候趣、慥に承知仕候。依て銘々印形仍て如レ件。

貨幣の價

口　達

此度諸色直段は勿論、都て細工手間其外日傭手傳ひ賃錢等に至る迄、二割以上引下

げの儀相觸れ候に付ては、錢相場下直にては、其日過しの者共、取續方差支へ候趣相聞え候に付、錢相場引立ての爲格別のわけを以て、錢御買上げに相成り、猶又兩替屋共へも、右相場引立方の儀申諭し候間、素人にても聊か斟酌なく銘々引立ての心得を以て、存寄り次第買入れ申すべく候。

右の趣三郷町中へ早々可₂申聞₁候事。

寅六月十日

値を高めんとす

是まで錢相場九匁一二分位にてすわり居候故、御奉行所へ錢五千貫文御買入に相成り、右の如き御觸有₂之候處、奸商共之に乘じ、一己の利益を貪らんとて、切りに錢を買込み候に付、次第騰りとなり、頂上十五匁五分となりて、一統に錢の始末をなし、野菜等をも買はざる樣になしぬるにぞ、下々の商人之がために却つて大なる難儀となりしにぞ、錢を高買せし者御咎めを蒙りて、直に十匁一二分といふ事になりぬ。人氣の不正なる事、誠に憎むべき事なり。

貨幣買上の影響

覺

一、縮木綿にて紅絞染地共一反に付銀廿二三匁迄
一、綿博多・綿沙綾・女帶一筋に付銀廿四匁迄　一、越後縞一反に付銀四十二三匁迄
一、染色緞子羽織地一反に付代銀廿五匁位迄但し袷其外切類も右直段の割合。
一、鼻紙袋銀十二匁位迄　一、提烟草入筒共銀七匁五分位迄
一、烟管筒銀五匁位迄　一、提巾著銀十匁位迄
一、袖烟草入銀三匁五分位迄　一、紙挾銀六匁位迄但右の類御制禁の切唐皮の外何地にても苦しからず候。
一、煙草入金物銀二匁二分位迄　一、紙入金物銀五匁位迄
一、烟管銀五匁位迄　一、簪類銀八匁位迄但右の品に金銀に紛ひ申さゞる様眞鍮・赤銅・鐵等用ひ申すべく候。
一、右直段より總て高直に賣買致すまじく候。尤前書越後・縞羽織地等の直段の儀は、先づ柄により右直段に限り候儀にては無之候間、其段相心得演舌書を以て達し置き候事。
一、右は二割相下げ候處の直段にて候。尤も店にて取扱ひ候ても苦しからず候。併しながら相弛めざる樣心得方、夫々商人へ町限り申聞かせらるべき事。

直下げの出來ざる物に對する處置

一、錢相場格別引立候間、銀にて買入れ錢賣致し候品は勿論の事、錢引立御世話有ㇾ之候儀を有難く存じ、相場に應じ彌〻正路賣買致すべき事。

一、元方直段不引合にて、直下げ相成らざる品は、其段御月番御役所へ申出づべきの旨、御觸有ㇾ之處、申出候者も之なき由。右は遠慮に及ばず申出づべく候。自然右申出候儀、差控へ候はゞ、此方共より伺ひ遣すべく候間、其邊の處遠慮なく相心得候樣論さるべく候。

六月十三日

銅座支配銅細工に就いての口達

口　達

先達て問屋唱方の儀に付、御觸達有ㇾ之候節、銅座支配・銅細工人共の儀は、追て沙汰に及び候迄、賣買方是迄の通り相心得べき旨、相觸れ置き候處、以後右の分も差構ひ無ㇾ之、諸事御觸面の通り相心得、素人にても勝手次第細工致すべく候。右に付猶又一同心得違ひ之無き樣致し御趣意の趣、固く相心得申すべく候。

右の通り町々洩れざる樣可ㇾ申聞ㇾ候事。

金利引下げの布令

寅六月

金銀貸付の利銀等引下げ方の儀、一歩半の利足にて貸付け候向は、右利足の二割以上引下げ申すべきは勿論、其餘一歩半以下貸付けの分は、右割方に拘はらず、銘々歩下げ致し遣し候とも、隨意次第に致すべき事。

寅六月十四日

改革に就いての戯書

見世　線香も大がみなりはまじなはず　茶屋　言ひ譯に糸十筋ほど買つておき

花車　八方のねがひに紙屑つばながし　仲居　きびしさに赤前だれも白くなり

藝子　雜巾の緒に糸道の引つかゝり　女郎　天井のふしのかはりに本を讀み

おチョボ　罪もなく獨宵寢をうれしがり　幇間　寺奉公するとて髷にそへを入れ

廻し　三味線のかはりに本の箱を負ひ

家並にみな商賣をかき立ててあかりをてらす茶屋のあんどん

縮緬はならぬと衣裝きし縞もどうぞおほめに見てもらひたい

人のため國のやまひにすゑる灸よくなる時をたのしみにせよ

そのためにすべてくださる灸なればしばし皮切(かはきり)こらへ世の人

有がたい御趣意といつて頭かき

世間如ニ享保一　衣類 道具粗　鼈甲百目櫛　人形八寸雛

印籠無ニ梨地一　緒〆禁ニ珊瑚一　今春花見客　奢可レ限ニ一朱一

御嚴重御觸能行屆　天保全享保之春　至所町々風俗改

誰無ニ手拭ニ結ニ頭巾一　羽織木綿袴小倉　窮々武士甚流行

皆傳劍術俄師範　皮鞘太刀引ニ地長一

菊池出羽守上書

菊池出羽守上書　三月廿五日於ニ御殿中一御披露　同廿六日御側役に御取立

上書の寫

夫れ天下の治亂は、奢儉の二つにありと申し候へば、御法令度々仰出され候はゞ、天下大に困窮に至り候。某不肖に御座候得共、存ずる所腹藏なく申上候。此度御政事御改革仰出され、有難く承知仕候。追々諸國も質素相守り、風儀も改り有難き事に候へども、此頃諸政事細察に相成り、嚴しき御觸等出候に付、下々の者些の小

事にて、重き御成敗に成行き候。實に政事を預り候役人の事に候へども、細々成り候へば宜しからずと存じ奉り候。恐れながら東照神君・有德院樣迄の御代、專ら御儉約仰出され、上下相應の分限相守り、御法度背き候者も無之、實に漢の高祖は法三章にて、四百餘年の大業を起し、秦の始皇は法令嚴重にして、天下大に亂れ候。實に神君御定在らせられ候通り、兼役の人無之樣祈る處に候。且又京都は殊の外法令嚴しきと承り、宜しからざる事と奉存候。京都は主上御在所の地に候故、萬事御觸書にて宜しくと御定め在らせられ候の所、諸國一統の樣に、萬事細密に成行き候段、御察し願ひ奉り候。且又御先代御治世の時、度々內裏御造營の儀申上げ奉り候へども、一度も御取上げ無之、實に五十年の年數も相立ち候處、御沙汰無之、當御在所は度々結構の御修造有之、追々當地は繁華に相成り候得共、京都は實に衰微に成行き候間、細密の御政事無之樣御察し願上げ奉り候。往古の御法令百ヶ條の御定に候へども、今は五六百箇條も有之候。罰は年々に多く成り、賞は四五年に一度も無之、些の小事も大罪と成りて、天下一統困窮仕り候。宜しく御憐察祈り奉り

候。恐惶謹言。

當三月十六日御用番水野越前守樣御宅にて、御名代梶川庄兵衞樣へ御書付を以て成らせられし御達左の通り

六鄕兵庫頭譴責せらる

六鄕兵庫頭

其方領分羽州金浦村石切職惣助は、贋金を拵へ、幷に其方徒士菊地勘之丞方に居り候友吉、贋金と存じながら、德用に泥み買取り遣ひ捌き、且同國鹽越村百姓十右衞門贋金と存じながら捌き方の儀取扱ひ候に付、夫れを召捕へ御仕置申付け候。且又菊地勘之丞儀、其の筋へ屆けも致さず、友吉を同居致させ置き候故、既に同人贋金買取り遣ひ捌き候次第に至り候に付、是亦御咎申付け候。領分にて右體公儀の嚴禁を犯し候者有ㇾ之候はゞ、早速召捕り仕置き申付くべき處、穿鑿方行屆かず、其の儘に差置き候段、畢竟常の申付方等閑に相心得候故の儀と相聞え、不念の事に候。右に付御差控なされ御伺候處、御聞屆け日數二十日にて御免有ㇾ之候。尤も會津樣・二本松樣も日數同樣にて御免有ㇾ之仰渡されば、御同樣の由承り申候。

江戸表より田舍町々在々へ御觸書の寫

連歲世上一統奢侈に長じ、夜食住は勿論家雜具に至る迄、華麗なる品を相用ひ、農旨を怠り商ひを好み、悉く古風を失ひ、百姓の風俗宜しからず候間、奢を省き質素儉約を相守り、古來の風儀に復し候樣前々より御觸等之あり、關八州は文政年中御改革仰出され、村々取締り向御取極め有之候處、何時となく流弊に至り、奢侈追々超過に及び、往々村々衰微困窮の基に付、先般嚴しく仰出され之ある趣を以て、質素儉約の御觸添へ有之候得共、近年の風儀都て御觸にても、當座の事に心得相用ひざる趣相聞え、以ての外なる儀、畢竟厚き御世話在らせられ候は、諸民其所の安居永續致させたき旨の御事にて、質素儉約相守り候へば、銘々其身の御助けとなるを、奢侈の心よりして、却て窮屈不便利に相心得相用ひざる故に、今般の仰出有之次第に成行き候段、一同恐入り奉り候儀に付、都て前々より仰出され候御法度の筋は申すに及ばず、御改革の御趣意を相守り、萬事銘々分限に應じ、音信贈答及び每華麗・奢侈の儀無之樣、質素儉約、享保・寬政度に相復し候樣致すべく、右に付き村々

江戸よりの觸書の内意

取締方左の通り仰出され候。

一、五人組前書の儀、村々御法度書付、月々又は農隙の節、小前夫々迄洩れざる樣讀聞かさすべく候事。

一、御歳貢金取りの勘定帳並に村の入用夫々揃へ勘定致し、邊々の小前迄見屆けさせ、銘々印形取置き候事。

一、衣類の儀男女共麻布・木綿の外著すべからず。衿・袖口・帶等とも、絹の類一切相用ひ申すまじき事、但し染色紫・紅梅色等は染むまじく候。其の外の色は都て形なしに染め可レ申事。

一、食物の儀は常々雜穀を相用ひ、米猥りに食ふべからず。野菜物手作の品相用ひ、味噌・醬油も手前にて造り相用ひ候樣心掛け、嫁聟取の祝儀、又は佛事等共、有合せの品を以て一汁一菜に限り、他所より魚類・野菜物等格別〔脱カ〕佛事等に酒は一切無用たるべく、祝儀・不祝儀も親類・組合・向三軒兩隣と限り、大勢相集め振舞等致すまじき事、但し祝儀見屆けの爲、村役人一人立合可レ申候事。

一、家作の儀も兼ねて成らざる儀は、普請・修復ともなるべき丈け見合せ、實に捨置き難き分は銘々分限に應じ、上木は決して相用ひず、華麗なる造作等致さず、襖張集めも上紙は用ひず、庭構へ等に無益の入用相掛け申すまじく候事。

一、金銀具御停止に付、櫛・笄・簪・烟管類、煙草入・紙入・鐵物其外金銀筋、蒔繪の笄・簪・鼈甲類とも一切相用ひ申すまじく候事。

一、草履・雪駄・下駄等の鼻緒に天鵞絨等一切相用ひ申すまじく候事。笠・日傘等木綿合羽・夏合羽とも、古來は在方にても決して相用ひず候品に付、以來古風の通り雨天の節は簑・笠、履物は藁・竹皮緒相用可ㇾ申事。

一、宿場商町の外在々村々に於て、酒屋・髮結床は決して相成らず候間、是迄有來り候共取拂はせ、以來髮結床渡世の者、村方に一切差置き申すまじく候事。

一、在々村々店酒屋渡世竝に糞賣渡世の者追々相増し、百姓の風俗に拘はり候間、宿場商町の外は新古に拘はらず、渡世相止めさせ申すべく、桝賣酒屋の儀酒造屋竝に寛政年中より以來渡世致し來り候者は格別、其以來渡世相働き候分は、是

又相止めさせ可ㇾ申、若し相用ひず渡世致すに於ては、密々御穿鑿の上急度御咎仰付けられ、且年古く渡世致し來り候者、身上不如意にて商賣相止め候共、讓り受渡し相成らず候間、止めぎりに可ㇾ致候事。

一、質屋渡世の者追々相增し、質品篇と出所も相糺さず、盜物又は博奕場所、或は若者共持出し候品共を、猥りに質取り候趣相聞え候間、以來身元相應の物融通のため、質取り候はゞ、品物篇と出所を糺し、置人・受人兩判を取り、質物預り申すべく、身元無ㇾ之小百姓地頭所へも相屆けず、内々にて質取り候趣も相聞え候分は、村役人は詮議の上質屋渡世相止めさせ、其の段請印取可ㇾ申事。

一、宿町の外、村々諸商人之あり候へば、百姓風俗に拘はり候間、古切商人・古鐵買、其外棒手商人等立入らざる樣に相糺し、村内小商ひ致し候者、追々相減じ候樣、執事往來端にて旅人の爲に食物商ひ候者、溫飩・切麥・素麵・蕎麥・饅頭幷に豆腐の外、商賣無用に致すべく候事。

一、在々國々綻〔總てカ〕て神事祭禮の節、式作り物・蟲送り・風やぶり抔と名付け、芝居・見せ

物同様の事を催し、衣裳・道具等をも拵へ、見物人を集め金銀費え候儀有レ之由相聞え、不埒の事に候。左様の企渡世の者は勿論、其外とも風儀惡しき旅商人、或は河原者抔決して村々へ立入らせ申すまじく候。已來急度相守り、人集めがましき儀一切致さず、惰弱の風儀を相改め専一に心掛け申すべく、若し相背く者有レ之に於ては、吟味の上急度可二申付一候。

右仰出さるゝ趣逸々當座の儀には(無レ之脫カ)、質素節儉行屆き奢侈を省き、百姓風儀立直り、享保・寛政度に復し候様相心得、此度仰出され候旨、口取小口(マヽ)の末々迄、洩れざる様讀聞かすべく、聊か粗略等閑に相心得申すまじく、併し小前の者へも讀聞かせ、印形のみ取置き、節儉・質素行屆かず、是迄の風儀相直らざる村方之あらば、密々穿鑿の上急度可レ被二仰付一者也。

天保十三年壬寅月日

廿二日卯の下刻より小雨、未の刻より雨、同下刻止む。東風吹く事甚しく、冷氣にて暑中の如き事なし。廿四日曇、未の刻より雨、申の刻止む。東風吹き冷氣甚し。

諸國洪水

廿七日晴、東風甚しく昨日より冷氣強く、袷・綿入など著ると雖もなほ寒し。廿八日曇、午の下刻より小雨、申の刻より大雨、同下刻止む。冷氣昨日に異ならず。先日已來右の如き不順の氣候故、米價追々に高直になる。折々雨降りしかども格別の雨にもあらざりしに、廿三四日の頃には餘程洪水にて、泥土の濁り甚しく、暫くは飲水に事を缺きたる程の事なりし。伊賀・伊勢等は大しけにて、洪水出で人家も餘程流失せしといふ事なり。

物價引下げ令の影響

先達て家賃・諸商賣物利銀等迄、悉く二割下げに仰付けられしにぞ、何れも之迄過分の利を年來取込みぬる事をば少しも思ふ事なくして、遽に雷の落ちかゝりし如く大に狼狽困窮す。鴻池・加島屋を始め、其餘天下に名だたる町人は格別、其餘大家と唱ふる町人共は、何れも其の表向は豪家の如くに見ゆると雖も、其勝手向は外見の如くには非ざる故、何れも其の家々に持傳へたる掛家敷も、大體八九分通りは家質に入れて、之にて融通せざる者あらざれば、掛家敷の直段は百貫目の直段ありしも、八十貫目に減じ、十貫目に上れる家賃も八貫目となりぬ。之迄十貫目の家賃な

るも、貧人又は不良の者など、借家の內々は何れにもありぬる事故に、家賃の不納少なからざれば、之にて二割位は常に不足なるに、時々家の普請又家質の利銀又町役等を引去りぬれば、漸く十貫目の手前にて五六貫目ならでは殘りなき處へ、此度二割下げの仰出さる故、何れも大に困窮し、之を家質方へ流し渡さんと雖も、家質取れる方にても、始め百貫目の見込みにて、十分に金貸しぬるに、其家二割下げになりて、八十貫目の直ならではなき事なる故、之を受取りては、大に損をなす事なる故、更に受取る者なくして、大に困り果てぬる處へ、又此度庇を張出し、軒下へ建出しなどして、建物を廣げし家、並に駒寄・なよ垣等取拂ひ、水帳の如く古間に改むべしと、嚴しく仰渡されたり。　元來都會の地なる故、人家大に建詰りし事なれば、家々至つて狹きにぞ、何れの家も大抵は軒下・溝際迄建出して、住居ぬる事故、何れも之を切放し取拂ひ、家を引込めぬる事、之も大抵九分九厘迄なるにぞ、之迄公地を私せしは不埒なりとは雖も、此度困窮の上に又々大に物入をなし、一統に大難澁の有樣なり。　斯る有樣なれば、內心に於て此度の御趣意を有難しとて、悅べる者はあ

諸國大坂へ廻送せず

町人日用品に事缺く

らざる樣に思はる。又諸國より米・大豆・小豆・空豆・紙・木綿・其他何によらず諸の國より、大坂へ積來りぬれども、二割下げにて他の國々よりも至つて下直ならでは買取らざる故、それにて拂ひぬれば何れも大に損をなす事故、運賃を損すること眼前なれども、之等の損には代へられざる事故、何れも荷物その儘にして積歸りぬといへり。斯樣に大坂の下直なるに懲りて、諸國よりの運送の道絕えなば、大坂にて之迄ありぬる品々は次第に盡きて、自ら何品も拂底になり、高價にて求めんと欲すれども、何一つ得る事なり難く、日用の事々に、諸人事を缺ける樣になりぬべし。こは跡部城州が頻りに米價を押へしより、何れも引合はざる故大坂へ米を持來らずして、次第に拂底高價となり餓死人多く、酉の年の騷動を引出せしと同日の談なるべし。されども酉年には富家の者共身分相應に金銀を出し、貧人を救ひぬれども、此度は一人も左樣の者なし。貧人飢餓に苦しみ縊首又は井中へ投身抔せる者少からず、何れも御趣意にて世間大に行詰り、口に糊する事なり難き故に、變死すといふ。堂島櫻田橋邊にて首縊り死せしは老人にて、花簪を仕込みぬる職人

古物商繁昌す

にて、其の始末書遺せしといふ事なり。

島の内相生橋筋・密寺筋の南邊に、星店の如く古道具を竝立てゝ商へる者一兩人ありしに、次第々々に多くなり、月末に至りては道頓堀の北側、叉千日前・長町三休橋筋所方に店出す。其中にても中橋筋・道頓堀等至て賑々しく、早朝より往來群をなして、夜二更過に至る。何れも難澁なる者共、銘々に其家々の物を持出して賣拂ふ事なれば、諸道具何かの差別なし。騷々しき事なり。之によりて心齋橋筋・順慶町等の常店は却つて淋しく、一向に商ひなくして、何れも大に困りぬる事なりといへり。

伊達陸奥守參府

伊達陸奥守初めて入部、之迄は人數五六千、多き時と雖も七千人に過ぎざるに、此度は一萬に餘れる人數にして、別して華麗なる出立ちにて、諸人目を驚かせし行粧なりといふ。道中筋は前以て道中奉行發足して、止宿・小休等の案内をなして、夫々に宿割をなす。野州古河泊に當れる前日に至りて、跡部能登守大目附・御勘定奉行・日光御社參道中奉行兼帶日光御社參御用掛りにて參られしが、古河泊にて仙臺の關札にも頓著せずして、脇本陣へ

伊達陸奥守と跡部能登守と行逢ふ

両侯宿を争ふ

著せらる。之によりて本陣の主大に狼狽し、「前以て仙臺侯より御案内之あり。明日は當所御泊りにて、御關札も有之事に候へば、何卒御泊の儀は御免下され候べし。之より二三町計り脇にて、程能き寺の御座候へば、其寺へ御案内申すべし」と相斷りぬれども、一向に之を取上ぐる事なく、「仙臺が重きか公儀が重きか、篤と考へ見るべし。吾は公儀の御用なり、決して他へ移る事相成らず、一處になりて差支とならば、陸奥守を其寺へ遣すべし」と、公儀を嵩に著、兄越州は當時の勢なる故、虎の威を借れる狐の勢を振ひて、天邊押に押付くるにぞ、主人も詮方なかりしといふ。　斯て翌日に至り仙臺の先手出來りし故、本陣の主其の始末を逐一申達せしかば、先手も大に驚きしが、「諸侯の參勤交代は私の事にあらず。然るに主人止宿の事を知りつゝもこの妨げをなす事不埒の至りなり。されども彼は公儀の役人なり、先づ一應使者を以て之を斷るべし」とて、早々使者を遣せしかども、權柄なる返答をなし、その上「卒病にて少しも動き難ければ、陸奥守殿何れへなりとも、外に止宿せらるべし」と言放せしといふ。使者も詮方なければ引取りて、其の旨を言ひし

に直に押返し、「御病氣に候とも、陸奥守が當宿泊の儀は前以て相定め有之し事なり、御立退き下されざるに於ては、外に止宿する場所なし。陸奥守を始め大勢の家臣何れも野宿致さず候ては相成り難し、甚だ以て難澁至極なれば、宜しく御聞分け下さるべし」と、おとなしく相頼みぬるにぞ、彌〻頭に乘り、「如何程に申さるゝとて、病氣の事故立退き難し。野宿せらるゝ事は勝手次第にせられよ」とて、法外千萬の事なる故、使者引取りて、その由を申すにぞ、「然らば野陣の用意すべし」とて、その趣を主人へ通じ、町はづれにて田畑等の差別なく、仰山に幕を引廻し野陣を張り、白晝の如くに篝を焚連らね、荐りに空鐵炮を打出す。跡部が無禮を聞きて、陸奥守大に憤り、「我が本陣を犯せる段不埒の至りなり。彼を討取りて止宿すべし」と下知せられしかども、家老之を諫め、「彼等は少身者にして、平日君の御目通りにも出づべき身分にあらず、畢竟當時お役によりて權威ぶる處の小人なり、之を殺すも無益なり」とて諫をなせり。陸奥守には小人數にて跡の宿に留り、餘は野陣をなして之を固む。嚴重の備諸人の目を驚かせし事なりといへり。此一件に付、家老一人江戸へ

立戻り、此始末を申立て、「陸奧守事未だ若年の事故、號令行屆かず、太平の御代に當りて古來より例なき野宿を致し候事、家の瑕瑾外々の諸侯へ對し候ても、無〻面目〻次第に候へば、當年より十箇年の間參勤お斷り申上候由」を申立て、「其の中に年も相重り候て、號令等も行屆きぬる樣子なりし上にて、參勤を致したく」と願出でしとなり。外に二箇條ありて、都合三箇條の願なる由。今二箇條は跡部を下し置かるゝか、江戸の入口千住より仙臺迄の往還を悉く領地に下し置かるゝか、右三箇條の中何れとも一箇條御聞屆け下さるべしと、嚴しく願ひ立てしといふ。この願につきて大身なる處の十八大名何れも之に加擔し、仙臺の腰おしをなすなど、大騷ぎなる風說ありしかども、こは一犬虛に吠えて萬犬實を傳ふるが如く、仙臺何ぞ斯る不法の願をなす事あらんや、こは論ずるに足らざる浮說なり、信ずべからず。此事上聞に達したりしかば、直に跡部を御召返しにて、閉門仰付けられ、既に御改易になれる處なりしに、仙臺より程よく申しなし、その事に至らず御役御取上げになりて、寄合とやらん小普請とやらんに落されしといふ。陸州跡部を討取るべしといはれしを押留めしと、此度改易にならざる樣に謀遣せしと、その謀らへる事、よく符合す、之にて右三箇條の浮說なるを知るべし。大膳が亂妨以來此の人を善くいへる者一人もなし。功なくして頻に昇進す、之全く兄貴御老中の筆頭にして、其親に私し此人も亦兄貴の虎威を借りて、斯る無禮の事に及ぶ、愚昧の小人といふべし。

〔頭書〕此一件も疑はしき事なり。如何となれば太平の御代に當り、如何に跡部が不埒なりとて、野陣を張れる事なりとも、頻に鐵炮・石火矢等を打立てぬるを、領主・地頭より其儘に差置くべき樣なし。不法なる跡部なれば、彼に對しては少も命なし。領主・地頭に對しては、不法にして命なき事と云ふべし。之も亦跡部が兄の虎威を借りて、我儘を働ける事は不埒千萬なりと雖も、仙臺本文の如くならば、地頭へ對し不法の事なり。地頭仙臺へ其如くなさしめて、其儘に捨置きし事ならば、其罪逃れ難かるべし、此件信ずべからず。

御觸

一、大坂表の儀、專ら金銀融通致し繁昌の場所に付、自ら遊民多く無商賣にて其日を送り候者少からざる趣相聞え候。元來人々天性の職業相勤め候故、四民の唱へも有之處、商賣なくして罷在り候段、全く其身を怠り奢侈の基にて風俗の爲宜しからず候。以來右體の者は親類所の者等より申諭し、何なりとも身分相應の商賣相營ませ申すべく候。但町々の内には金錢を貸付、又は右を口入致し候より外、身過ぎ

大坂無賴の徒の取締

金錢貸借

無之者も少からざる趣に候。右は世上融通合ひの儀に付、更に制すべき筋には之なく候。さりながら是又以來相應の商賣相營み、其の餘暇を以て金錢貸付、又は口入れ致すべく候。尤も總て金銀貸付け候節、借受け候者印形連印、口入の者へ任置かず、入念引合候上、證文印形取置くべし。竝に大盡金と唱へ、身元宜しき者の同居悴など、放埒にて金銀自儘になし難き者へ高歩に貸付け、其他口入世話料の由を申し借入候銀高の內、相對とは申しながら、過分に引落し抔致し、不實の銀子貸付け候者等の儀に付、文化二丑年觸渡しの通り相守り、正路の貸付致すべきの處、今以て兎角奸邪の欲情に傾き、歩錢貸と唱へ高利を取り、又は借受け候者手詰の餘り、多少に拘はらず當座に手廻り候を勝手と心得、借入れ候を見込み、貸付元銀の內にて、最初に利銀引落し貸渡し、其餘の品々手段を以て紛らはしき貸付け致し候類、間々有之由相聞え候。右體不實の貸付け致し候者有之候はゞ、吟味の上急度沙汰さすべく候條、兼ねて其旨相心得、不埒の取計らひ無之樣致すべく候。

一、町々湯屋渡世の者、湯場の儀之迄男女の差別なく入込む趣相聞え候。右は先前

に就いての御諭

錢湯取締

よりの仕來りとは申しながら、惰弱の風儀に有レ之候。此度格別御改政の儀に付、以來新規に湯屋渡世相始め候者は、其心得を以て男女入込みに相成らざる樣、湯場取補理致し申すべく候。尤只今の通り右渡世仕來り候者は、當八月限り同樣取補理ひ、九月朔日より相改め申すべく候。夫迄の内男女入湯日を引分け候とも、何れにも入込みに相成らざる樣、取計るべく候。

借家取締

一、近年町々借家人は勿論、家持共儀、家屋敷持ち候分は、借屋住居の方勝手宜しくと、吝嗇の心得違ひより起り、相應に金銀相貯へ候者も、追々借家人に相成り候事の由相聞え、町人の本意を取失ひ、欲かましき儀に有レ之候。以來銘々身分の規模を辨へ、金銀手廻り候者、成丈け家屋敷持ち候樣心掛くべく候。

屋敷名替等の取締

一、町々家屋敷賣買幷に名前替等の節、當人より差出來り候二十歩一銀の外、多少の入用相掛け申すまじき旨、先前申渡有レ之處、近來又々相弛み、右歩一銀の外多分の出銀相掛け候町々も有レ之、或は年寄・下人共厚く心を用ひ、定めの歩一銀も受取らざる町々も有レ之趣相聞え、一般には申難く候へども、何れにも家屋敷賣買に付

入用多く相掛け候ては、沽券下直に相成り、其上右出銀を總町人へ割取り候時は、聊かづつの儀にて、出銀主は一手の儀に付、大造に存じ難儀致し、往々家屋敷賣券相劣り候のみならず、差向當座出銀を厭ひ、家屋敷買求め候者は、無數相成り、町人共身分の出世に拘はり候筋に付、旁々以來相互に、成るべき丈入用多く相掛けざる樣掛引致し、買手の氣配り相進め、別して明地面等有之町々、建家揃ひ候樣可致候。但右の通り申渡し候とて、先前よりの仕來りを更に差止め、年寄役料・町代給料等は勿論、總て町儀を廢し候譯には無之、畢竟不益の費を省き、往々家賣券にも差障らず、買手の氣配も相進み、追々家屋敷持ち候者多く相成候樣との趣意に付、其段辨別致し、町々に應じ勘辨の取計らひ方も之あるべき儀にて、右年寄・町代等へ、先格相模來り候祝儀など過分の儀は、如何に有之候とも買手の心祝迄に差遣へ候儀は仔細無之候。

公役銀未納者取締

一、町人共家役に差出候公役銀竝に町役銀の儀、相滯り候者有之時は、其所の年寄町人より訴出で次第呼出し、相糺し候仕來りに有之處、右にては大造に存じ、延引に

及び候儀にも有ㇾ之に付、此後一個度申滯り候ても、留置かず、早速總年寄ども迄申出づべく、直に當人呼出し相糺し、其月中に相濟み候分はその通りの儀にて、月を越え相濟さゞるに於ては、總年寄共より名前滯銀高等書出し候はゞ、即日御役所へ呼出し、嚴重に申付くべき間、其の段相心得等閑に致すまじき旨、先前町々へ申渡し有ㇾ之候處、近年又々右役銀相滯らせ候者少からず、町々難儀致し候事の由相聞え候。右の内には差掛け候出銀は町中より取替へ候儀を見込み、實に困窮と申す程にも無ㇾ之、自餘の取引等致し、又は外の借金銀濟し方申斷候手段のため、態と役儀滯らせ候者有ㇾ之やに相聞え、以の外の事に候。元來大坂町中地子銀の儀、前々御免なし下され上は、公役銀差出し候儀は、百姓の御年貢同樣の儀にて、既に百姓共御年貢未進有ㇾ之時は、嚴重の御沙汰に及び候事にも有ㇾ之、役掛りの儀は大切の儀に付、以來決して滯らせ申すまじく候。自然此上にて相滯り候者有ㇾ之ば、兼ねて申渡し置き候通り、一個度相滯り候ても、早々總年寄共へ申出づべく候。

一、近來借金銀并に買掛等有ㇾ之者、別して風儀あしく相成り、兎角濟方の期に至り、

の取締

無之謂難澁致し候族少なからず、金主共氣配に拘はり、金銀融通にも差障り候由相聞え、不實の至りに候。此度諸色直下げ、又は金銀貸付け利下げ等の儀は格別に申渡し候上は、借主共有難く存ずべき儀は勿論、右體一旦迚に致し候義理をも辨へ、以來如何樣にも差操り致し、濟し方に及び候儀を専一に心掛くべく候。

家作取締

一、町々家作の儀に付ては、先前申渡し置き、尙又文政二卯年三月觸渡し候趣相守り申すべく候處、忘却致し候向も有之哉、近年駒除致し候儀、御役所へ斷出で候者も無之。元來建家蹴放ちより外は、大道幅の內に候處、溝除迄も建家地と心得違ひ居り候哉、自儘に溝除迄建出し、又は丸太・竹垣等を軒下へ取付け圍込み、大造の駒除致し、一己に溝を掘廣げ、或は軒先より晝夜に限らず、筵・澁紙樣の物張出し大造の日覆を致し、幷に格別出張り候樣子、同軒先付庇・二重庇等も有之、大造幅狹に相成り、出火の節火移り易く、火廣に相成り候は勿論、平日とても往來の妨げに相成り、殊に急雨の節往來に凌ぎ方にも差支へ、不實意の至り不埒の事に候哉。都て水帳面の通り相改むべく候。尤も向後自儘の駒除等致すべく取補理ひ候は

納屋修造に就ての取締

ば斷出づべく候。且商賣柄により、軒下に荷物取扱ひ、其の儘に差置き、其の上に大道迄も取廣げ、又は出し店等致し、軒下大道を自分の氣儘に致し候儀は、是又不埒の事に候。借屋人は水帳の間數も辨へず、心得違ひ居候も、家主・町役人より篤と申諭し、外に荷物取扱ひ候場所も無之、軒下・大道を遣ひ候とも、往來の妨げに相成らざる樣心を用ひ、出店も賣物仕まひ候はゞ、店床など早速取除け候儀等も先前觸渡し候通り、堅く相守るべく候。

一、市中濱地納屋の儀は足駄造に致し、聊にても石垣致すまじく、并に岸岐內に置土致し、或は納屋下圍ひ込み候儀等相成らず、其の外材木竹屋ども、川の中へ材木・竹積出し置き、筏等日數を經差置くまじく、塵芥捨て候儀致すまじき旨、先年相觸れ置き候處、年月を歷相辨へざる者も有之哉、濱地猥に相成り候に付、去々年子五月又觸渡し置き候處、有來る石垣の分納屋修復の節取拂ひ候儀は勿論、納屋下圍込置き候場所、今以て取拂はず等閑に捨置く者も有之由相聞え、不埒の事に候。都て去々子年觸渡し候通り相守り、濱地川中とも猥りなる事致すまじく候。濱側町

町の年寄共心を用ひ、等閑の儀無レ之樣可レ致候。

町人家造の取締

一、町人家造の儀、長押・杉戸付書院・櫛形・彫物・組物床緣・棧・框塗り候事、幷に唐紙金銀等の張付けは申すに及ばず、總て結構なる儀且又不益の物數寄なる普請、皆無用に致すべき旨先前申渡し置き候趣相守り、不相當の家造り有レ之候者追々に可ニ相改一候。

看板取締

一、諸商人・諸職人看板、金銀箔押し・蒔繪・梨子地・金具・渡金金物の無用に致し、木地の看板に墨にて書付け、金物鐵銅の外は一切致すまじく、幷に店へ金銀の張付け・金銀の唐紙・同前金銀の屛風建て候儀、向後無用に致すべき旨、天和二戌年觸渡し置き候處、年古き儀に付、辨へざる者有レ之候やに相聞え候。不相當の看板は早々取替へ、其外共先年觸渡し候通り可ニ相守一候。

色彩ある器具使用の取締

一、町々髮結床其外商賣柄により、彩色など致し候繪障子幷に同樣の暖簾地、或は文字を縫染模樣等手數相掛り、糸樣を飾り候も有レ之候趣無益の儀に付、以後有來り候とも堅く相用ひ申すまじく候、

諸藝稽古の取締

一、女にて男へ唄・淨瑠璃・三味線抔敎へ、其の中には猥りがましき風聞も有之、いかがはしき儀に候。男は男にて敎へ候者有之べく、女師匠へ男の稽古は無用に致すべく候。且又師匠よりは金子さへ出し候へば、稽古の善惡、幼年の差別なく、稽古名差出し候に付、近年名取りの者多く候。尤名弘め等差留め候筋には無之候へども、摺物又は口上書へ品物を添へ相配り候者も有之哉に相聞え、右は花引に紛らはしき仕方、不埒の事に候。以來前書の趣堅く致すまじく候。尤座頭・瞽女は男女とも弟子に取り候儀苦しからず候。

物貰取締

一、けた軒付抔と唱へ、物貰には無之、素人にて夜分町家の軒先へ彳み、唄・三味線或は淨瑠璃などを語り候者有之由、風儀宜しからず候間、自今堅く停止すべく候。

平人非人辨別の取締

一、三鄕端末幷に町續在方等にては、長吏・下垣・外番・長六と唱へ候非人共、番部屋の外町家抔にも寢泊致させ候者も間々有之由相聞え、平人・非人の身分階級を辨へざる仕方、以ての外不埒の事に候。右體心得違ひの族有之より、非人共身分を顧みず、町家の者へ對し不作法に及び候樣成行候基に付、尙又今般長吏共へ嚴重に取締方

申付け候間、末々の町人共に至る迄、長吏下の者と相混じ候樣なる心得違無ㇾ之樣急度可ㇾ相嗜ㇾ候。

非人の取締

一、町家にて平日又は吉凶有ㇾ之節、店先へ罷越し、或は髮置宮參り等にて、氏神へ參詣の途中、非人共ねだりがましく申掛り候儀無ㇾ之樣相制すべき旨、是又尙ほ長吏共へ嚴しく申付け候條、以來右體不法の非人之れあらば、見逃さず捕押へ、月番の奉行所へ引連れ訴出づべく候。

屋形船取締

一、川筋往來致し候屋形船幷に入家形と唱へ候茶船を、川岸橋間等繫置く中には、猥りの儀も有ㇾ之哉に相聞え候。向後雨雪等の節は格別、寒氣の節たりとも、平生は簾・障子等明置き候樣致すべく候。且近年漁船へ女乘組居り候も相見え、風儀宜しからず候。以來漁船へ女乘せ申すまじく候。

誣巫に類する者の取締

一、當表市中幷に町續在々等にて、稻荷明神下げ・大師夢想抔と號し、其外品々奇怪の異說申觸らし、僞術を以て蒙昧の世俗を狂惑致させ利用を求め候者有ㇾ之候哉に相聞え不埒の至に候。稻荷明神抔と唱へ怪しき祠を勸請致し、加持祈禱、其外紛らは

しき諸占體の儀致し候者有ㇾ之候はゞ、其所の者より急度穿鑿致し、奉行所へ訴出づべき旨、寛政十一未年觸渡し置き候通り相守り、右體の者有ㇾ之候はゞ、用捨なく訴出づべく候。等閑に差置き候はゞ、所役人共迄越度たるべく候。且又俗にて山伏體其外共紛らはしき風體を致し、町々家別に守札樣の物を持行き、押して初穗を乞ひ、中には初穗少く候とて、ねだりがましき事申掛け候者間々有ㇾ之由相聞え候間、向後右體不法の所業に及び候者有ㇾ之候はゞ留置き、月番の奉行所へ訴出づべく候。

造物見せ物の禁止

一、神事・法會等の節、境内或は氏子地等にて、大造の造物・見せ物等差出し候間、自ら群集致し喧嘩・口論出來易く候。右體造物奉納致し、大造の見せ者等差出し候儀は、神佛崇敬の意に違ひ、不埓の事に付、總べて神事・法會等の節、いはれなく新規に大造の造物・見せ物致し候儀決して無用に致すべく候。

景氣附けの所置取締

一、湯屋其外商賣柄により、例年正月又は店開等の節、大道へ大造の積物致し候儀、景樣を好み候流弊に有ㇾ之候得共、非常の妨に相成り、無益の至に付、以來相止可ㇾ申候。

百姓町人

一、町々年若なる者の內には、密に武藝抔稽古致し、兼ての家業相怠り候者も有ㇾ之

哉に相聞え候。百姓・町人武藝稽古致すまじき旨、先前相觸れ置き候趣有ㇾ之、不埒の至に候。以來右體身分不相應の儀には、決して携はらず、家業出精可ㇾ候候。且市中幷に寺社境内土弓・楊弓場の儀、近來不取締の趣に相聞え候間、向後婦人矢拾ひに差出で候儀は堅く相止め、其外賭的紛らはしき儀致すまじく候。

（の武藝を禁止す）（矢場取締）

一、草木・切花の類、季節至らざる珍花を好み候儀增長致し候より、多分の失費を掛け、室の内にて養立て、世上へ高價に賣出し候樣成行き、奢侈を導く基にて、自今珍花は勿論縱令時節に候共、格別に高料の切花類は、堅く賣買致すまじく候。

（草花賣買の取締）

一、御城近邊は勿論、御役所邊其外內川幷に縱令川幅廣き所にても、大造なる花火を川添の人家屋敷等へ火子落散り候儀有ㇾ之、火の元覺束なく候間、右體の儀有ㇾ之候はゞ急度沙汰せしむべき旨、每々申渡し候へども、年を經候故、忘却致し候者有ㇾ之哉。素人共花火會抔と唱へ、大造なる花火場幷に是迄仕來り候花火商人共迄も、同樣大造の花火を揚げ候に付、火屑其の邊の町家或は商賣體により、俵物明俵類へ落散りふすぶり候儀每々有ㇾ之候由相聞え、以來右體大造の花火決して揚げ申すま

（花火を禁止す）

じき旨、猶又文化七午年口達を以て觸知らせ置き候處、近年心得違ひの者も有ㇾ之哉に相聞え候。火の元の儀は別て大切に心を用ひ申すべき儀にて、猥に取扱ふべき筋には無ㇾ之候條、以來建家有ㇾ之場所にては、花火線香の外決して無用に致すべく候。尤川幅廣き所にても、先前申渡し候通り相守り、大造なる花火揚げ候儀致すまじく候。萬一不用の者有ㇾ之候はゞ急度沙汰せしむべく候。

子供遊戯用具の取締

一、子供手遊びの儀近來增長致し、高直の品賣買致し候趣相聞え、幼年の節よりよき品を見馴れ、自然と奢侈の基にて然るべからざる筋に付、是迄仕入置き候分は當八月限り賣捌き、九月朔日より銀目一匁錢は百文を限り、右直段より高直の品幷に文政九戌年觸渡し候通り、男女不作法なる姿の土人形等風儀宜からず候類も、決して賣出し申すまじく候。若し相背くに於ては、役人相廻し密に買上げ、吟味の上嚴重に咎申付くべく候。

やしの取締

一、近來町々やしと唱へ、齒藥又は小商致し候者追々增長に及び、新規に右同樣の品物等見世賣或は辻賣相始め候者有ㇾ之時は、事むづかしく申掛け難澁致候族も有

レ之候由相聞え、不埒の事に候。此度株仲間組合等差止め、同商賣の者出來候とも差障り申まじき旨等の儀に付、御觸面の趣も有レ之、旁〻以來決して難澁申しかくまじく候。

仕掛の取締

一、商賣筋により仕掛と唱へ時相場に拘はらず、兼ねての申合定を以て、下職の者へ金銀錢渡方等致し候者有レ之由相聞え、前書の通り此度株仲間組合等差止め、素人にて何商賣相始め候とも、勝手次第の儀に候處、右體商賣筋により申合を以て仕掛定有レ之候ては、仲間組合等に相當り不埒の至に候。以來一般に時の相場を以て、正路の取引致すべく候。

露店の取締

町家軒下又は辻合等へ店を出し、小商ひ致し候場所の儀、先繰に其日限の事にて差定候譯にては無レ之筋の處、其の處へ餘人店を出し、或は辻賣等致し候はゞ、定居の由申し差障り候族も有レ之由相聞え、以の外の事に候條、以來決して差障り申すまじく候。但右場所主の內には、聊かながら賃銀をば地所貸渡し候者も有レ之哉に相聞え、不相當の儀に付、以來賃錢取り候儀相止め可レ申候。

右の通り三鄕町中可二觸知一者也。

江戸より來狀の寫

寅六月廿七日 石見 遠江　　北組 總年寄

或人の方へ江戸より來れる書狀の寫

當月八日出の貴札相達し、有難く拜見仕り候。暑中兩三日嚴しく、昨今小雨冷かに御座候。常なれば米相場少し高下の日和に御座候。貴地は如何先以て御清穩奉レ賀候。當方無事御安意下さるべく候。

一、貴地追々御嚴格の趣御細書承知、何れ江戸より又嚴かに參るべく、一體の處都て江戸同樣に御座候。御業體の事も御尤至極、先日來江戸中其通り何稼の人にても、多少とも損銀を厭はず、今日を送るのみに御座候。併し一同の事故同志打に損競致し、中には之迄不如意の處へ、又此の競爭に出逢ひ、皆無になり損の高名もあり、誠に大變作に御座候。儲ける工夫少しもならず、三椀の飯を二椀に濟ませ候より外致方有レ之まじく、下男も下女も我一人で間を合はせ、晝夜相働き家業で討死致し候こそ、御趣意に叶ひ申すべし。あら勇しき御時節に相成り申候。

一、山王お祭も一體に人數減り、七つ前に御輿も通り、茅場町邊も夕暮前には棧敷

も片付け、常の通り小賣も駄賣相初り申候。尤も御祭中も小賣致し、祭兩日は仰山に小賣致し申候。祭見物の人より酒買の老母澤山に參り候。金屛風も止めに致し、幕を張り濟ませ申候。客もなければ料理人も賴まず、女房襷掛にて煮占少々拵へ、扱扱有難御祭に御座候。百年以來の手廻りに御座候由、老人の話に御座候。

一、江戸顏似せ錦繪・遊女の繪團扇共停止に相成り申候。仕込み候役者繪に團扇類すたりに相成り申候。當時武者繪・角力繪計り御座候。繪草紙ゝ昔の通り黃土の表紙彩色なしに相成り申候。暫く繁用中早々申殘し候。不具。

六月十九日　　小丸店中　總兵衞

三御兩將樣

總年寄より町年寄への布告

總會所に於て總年寄より町々年寄共へ演舌仰渡され候口上の覺

一、當四月質素儉約の儀に付、御口達の御觸の內、町人共儀家持・借家人共の外渡世・向の身分高下を量り分限を辨へ、著用の衣類等縫物・錦織物等高直の唐物の類は勿論、其外華美に目立ち候品絹布の類、輕き者共は絹・縮緬は小切にても用ひ申すま

衣服の禁止をやゝ寛にす

じく、銘々分限よりなるたけ内輪に致し、倹約専一に心掛くべき旨仰渡され候に付、町人共一般に綿服著用致し、尤の儀に候へども、不融通にも相聞え候に付、町人共分限に應じ著用いたし候はゞ、自然と質物・古手類取引にも差響き、融通致すべき儀と存ぜられ候。さりながら右分限の儀家持にても分家・別家の者も有レ之、借家人にても本家筋の者も有レ之、身上柄・渡世柄も家持・借家人差別無レ之候に付、分限の儀取極め難く候へども、借家人にても別家・手代有レ之者は町人に准じ、町人の内にても下人・下女召遣ひ等申さゞる者、或は職働人は夫等の業柄を以て、分限を量り著用致させ度、併しながら其品々直段差極め申さずしては、際限無レ之増長致すべきやも計り難く候に付、左の通り

紬并同縞 三十五匁ゟ四十匁迄　　岸縞 四十匁位迄　　郡内縞 四十匁位迄
加賀絹 廿四五匁位迄　　秩父 三十匁位迄　　繻子女帯 六十匁位迄
呉絽同斷 同斷　　糸入縞 廿二三匁位迄　　貫物 廿四五匁位迄
青梅縞 三十匁位迄

右の品々家持・借家人にても、別家・手代有ㇾ之候分は著用致し、借屋人は貫物・糸入縞・青梅縞、羽織は秩父小紋、女帶は綿博多・綿紗綾の類、全く身輕き裏屋住又は奉公人は、都て綿服を用ひ、羽織紐は目立たざる品は絹にても苦しからず候。且又絹掛け足袋は都て用ひ申すまじく候。

右の通り總年寄中より御伺濟み相成候旨御演舌有ㇾ之候。然しながら右に付、猥の儀無ㇾ之樣精々申諭すべき旨仰渡され候事。

寅七月八日

御觸やわらげらる

前に言へる如く、御觸通りの事は、最初仰出され候節、年寄共より上中下の三等に分つて每町に申渡すべき事なり。其故は御觸嚴しく候と雖も、何時にても分限相應の文字あらざる事なし。又享保・寬政の御觸通りとあれば、其頃の記錄を取調べぬれば、何事も明になる事なるに、其の事もなくして衿・袖口迄も絹・紬の類相成らずとて、之迄を取らしむ。之を取らざる者は、公儀より役人見廻り町役人迄も御咎めを蒙れる事なりとて、大に慌て騷ぎて甚だ嚴重なる事なりしに、四月中旬に嚴しき御

利下げの觸寛和せらる

觸出でて、五月廿日過には絹・紬・繻子の類を商へる事を、吳服屋・古手屋等に許され、間もなく平人緞子砂等の羽織を著する事を許され、纔かに八十日計りにして、七月八日に至り、斯る御觸の出づるに至る。最初に斯の如くならば、諸人慌て散らして不時の散財をなすに至らざる事なるに、何れも公儀よりの仰出されし御觸の表をも辨別する事なく、愚癡文盲の至りなりといふべし。又其後に至り、商物・家賃・金銀貸付けの利足、何れも二割下に致すべしと云ふ御觸出でて嚴しき事なりしが、之も亦間もなく觸戻しになりて、一步半の利足は二割下げに致し、其餘は總て相對を以て如何樣ともなすべしと云々。島の內にて何某とやらんいへる町人、其町の年寄を賴み之と同伴して、總會所へ出で、總年寄列席の所へ出で「私事祖父已來家屋敷を少々計り持ち候て、かなりにすぎはひ致し來り候處、年々時節柄にて何か不恙に成行き候に付、先年より家質に入れ候て、當時にては誠に細々なる暮し方に候處、此度二割下げ仰出され候に付、身上立行き難く相成り申候。其故は家質にて借入れ候金子何程、右利銀何程、家賃上り高何程の處、その內にて不納何程、年々の普請入用何程

なり、又公役何程、川浚金何程、町役何程、家賃利銀商物等は悉く二割下げに仰付けられしかども、公役・川浚・町役等に於ては、之迄の通なり。斯様の振合に候故、手元より始終金子持ち出候様に相成り申候。其持出し候金子有之候身分に候はゞ、仔細なく候へども、是迄さへ細々に漸々暮し候身分にて、左様の事は力に及び申さず候故、家質方へ家を渡さんと思へ共、之を受取り呉るゝ事なく、外へ賣らんとすれども、當時求め呉るゝ人なく、途方に暮れ候故、二割下げの儀は御免蒙り申度く候間、此の段御執成を以て、宜しく仰上げられ下さるべし」と事を分けて願ひし處、總年寄の返答には「公儀より一旦仰出されし御趣意なるに、夫れを今更左様の事を申上ぐる事相成り難く、決して取次ぐ事罷成らず」と、答へしにぞ、「然らば勝手に致されよ、何事によらず總年寄迄願ひの筋は申出でよとの事なる故、申出でたるに、之を取次ぐ事ならずとは其趣意に背きけり、よし〳〵此上は御奉行所へ直訴すべし。若し又御奉行所にても御取上げなくば、家財殘らず賣拂ふとても潰れる身の上なれば、御老中へ直訴すべし」とて、總年寄を散々に恥ぢしめしにぞ、大に赤面して言

家建築の取締緩む

物見遊山を許す

句もなかりしといふ。其後二三日過ぎて「一歩半の利銀は二割下げ、其餘は隨意に致すべし」といふ御趣意の御觸出でたり。是等も始めに篤と御取調べありし上にて御觸出あらば、斯る御觸戻しには及ぶまじき事なるに、之も亦諸人種々評する事とはなりぬ。又家屋敷の出張駒寄等取拂ひ候樣嚴しき御觸にて、速に出張を引込め駒寄を取拂ひなどせしに、之も亦火急にするには及ばずとて內意ありしといふ。嚴しき御觸も又しても〳〵ぐれ〳〵となす事故、此後如何なる御觸仰出さるゝ事ありとも、諸人心服するに至るまじき事ならんと思はる。又當度は右の如く四月已來嚴しき御觸ありしにぞ、諸社の神事も至つて淋しく、難波橋邊の涼みにさへ遊山船一艘も出る事なし、至つて靜なる事なり。然るに七月中旬に至り、「何故當年は遊山船を出さゞるや、餘りに世間行詰りて宜しからず、遠慮には及ばぬ事なり、勝手次第に遊山船を出すべし、鳴物等も苦しからず、隨分賑かにせよ」との內意ありしにぞ、之よりして遊山船も出で、三味線・太鼓等にて囃し立て、往來すといふ。之等は質素儉約のお觸とは大いに趣意違へりといふべし。如何なる事にや。

縫物職縊死す

紙屋狂人となる

此度質素儉約の御觸に付、中にも縫物職の者一統に大難澁に及びしにぞ、如何ともなし難く、心齋橋筋に一人縊死せし者あり。この者の書遺に、「御改革に付、身上立行き難く是非なく縊死す」趣を書記せしといふ。變死の事故、御檢使を引受け家內よりして其の書遺を出せし處、「下として御政事を彼此申す段言語に絕せし不埒なる咎人なり」とて、其書遺をば檢使その座にて引破り、「此の者甚だ不埒なれば葬禮等相成らず、死骸は葦島へ早々取捨つべし」と、一應御奉行へ申上ぐる事もなく、其座にて言渡し引取りしといふ。善惡は兎も角も一應此の趣を申上げ、其上にて事を計らふべき事なるに、之等は檢使私の計らひにして、上に御奉行なきが如し。如何なる事にや怪しむべし。斯くて變死せし家には、詮方なくて其の死骸をば葦島へ捨てしとなり。哀れなりし事なりとて、專らその噂ありし。紙屋の內に、兩人も亂心となりて丸裸となり、下帶さへもせずして何處彼處の差別なく走廻る。其中にても東堀にて柳屋又七といへる紙屋は、凡そ千貫目餘の損なるにぞ、此度の御趣意にて諸株つぶれ、二割下げ等にて大損せしと公儀を誹謗し、此方江戶に到り士となり

西町奉行の巡行

廓内に特令をなす

「何も角も此度の御趣意を改革し、諸人のためになれる樣なる仕法をなすべし」といひ、御城代・町奉行等の事を散々に罵り廻るにぞ、斯樣なる事亂心とは雖も、上に聞えなば、いかなる憂目に逢はんも計り難しと、大に恐怖し狂人を取押へ、無理無體に音聲を留めさせんとて、家内打寄り水銀をしたゝか飮ませしといふ。不慾の事といふべし。西御町奉行には、與力一人・總年寄一人召連れられて、上下七人連にて晝夜の別なく所々方々を見巡らるゝといふ。道頓堀鳳禪寺に立寄り、其邊の年寄共を呼出し、何か相尋ね言渡し等をなし、又新町にては會所に休み、年寄共を呼出し、「此所は廓の事故、外とは違ひ格外の事なり。此方斯樣に至し、折々見廻る事なれども、決して遠慮するに及ばず、格子先にて酒宴騷ぎ、三味線・鳴物等勝手次第たるべし。何れにも西國筋の客を引受け候事故、途中にて客共遊女同伴にて此方へ行逢ふ事あるとも、決して避け隱るゝに及ばず、隨分賑やかにすべし。」と言渡されしといふ。又厩治郎八が咄しには、主從三人連にて新地邊の溫飩屋へ立寄り支度せられしに、夜二更過の事なり垣外より、「之は御奉行なり、粗末にすべからず」とて、内々心添へ致せしにぞ、

遽に湯をたぎらせ、温飩・蕎麦を加減よく致して出せしにぞ、之を食して其の價を拂はせ、立歸られしが、明る日早々溫飩屋の主を召出さるゝ故、何事やらんと恐る〳〵御奉行所へ出でし處、「商に出精致す事神妙の事なり」とて、鳥目を三貫文下されしといふ。奉行たる人、斯様に輕々しく諸人に知らして其顔を曝し、無上に歩行廻れる者には非ず、不見識の事にて、大に權威を失ふ事なり。夫れ奉行たる者は、泰然として上に座し、夫々の役人を遣ひて非常を戒め、市中の風俗を正さしむる事なり。其の役人共の怠り又は私欲等の事はあるまじくや、又諸人政道を批判する事などもあらんかと、諸人は申すに及ばず、其の役々の者にも深く隱忍びて何かを探れる事はありぬべき事なれども、奉行の忍び歩行なりと諸人に知らしめ、與力・總年寄等に案内させ、晝夜歩行き廻れる事、奉行たる人の所行にあらず、あやしむべき事なり。

奉行巡行に就いての批評

七月中旬の頃切りに奉行所へ張紙すといふ、中にも坊主九人袖なき衣を著て座せる姿を書き、其の下にて狐に灸をするゑてゐる處を書記し、御城代青山下野守殿をば

荐に奉行所へ張紙す

阿房山といひて散々に惡口し、町奉行をも誹謗せし書付なりといふ。こは判じ物にて「くばう袖なし下困窮」といへる事なりといふ。此の事嚴しく御詮議にて、四十餘人召捕られ、疑を蒙りし者共一統に拷問せられ、其の責によりて大に疲勞し、助り難き者數人ありしといふ事なり。惡口を書記せし張紙の中にも、兩町奉行よりは御城代の事を記せし事至つて多くありしといふ。世間の評判も散々の事なりし。寛政に白河侯御改革ありし時には、此侯の親下野守といへる人、京都所司代なりしが、何事も事細かにやかましく、遊女町にて三味線其外の鳴物迄を禁ぜられしといふ。其頃京都にて落首を立てゝ、散々に惡口せしといふ。

丹波から山こけざるが出てうせてなり物きらひなにを食ふぞ

此他種々落首・惡口等云ひ流行せしといふ。代々こせつきし家柄の名侯と思はる。如何にも山の谷合に住みて、世間を知らぬ井蛙といふべし。東御奉行德山石見守殿、四五日の仕度にて參府仰付けられ、七月廿一日出立をせられしが、御先手御馬廻りに仰付けられしとぞ。

七月十九日晴、二十日卯の下刻より雨、辰の刻止む。午の刻より東風吹き、未の下刻より申の下刻迄雨。今日の風至つて强かりしかば、奸商共忽ち米價を引上ぐる。廿二日曇、巳の刻に至りて晴る。先月土用半ばより冷氣にて、東風終日吹きし故、當年も亦不作ならんといひて、米價を動かしたき事ならんと思ひしに、其頃は諸色直段二割下げの御觸至つて嚴重なる折柄なる故、米價を引上げなば御咎め蒙るべしと思へるにや、平常の如くなる動きもなかりしが、近き頃に至り御趣意も追々に緩みぬる故か、此節餘程引上げしが、風も靜まり大雨萬物を潤すに至り、又々下ぐるに至る。土用半ばより前にも言へる如く、至つて冷氣なりしが、土用過ぎより今に至る迄至つ、殘暑猛烈なるにぞ、苗も至つて宜しく生立ちぬ。相場する所の奸商共は、土用中數日吹きたる東風至て惡しといひて、利を貪らんとし、百姓は其の東風にて虫を拂ひ除き、殘暑甚だしく旱續きし故、至つてよき風なりといへり。さもあるべき事なり。

淀織部といへる二千石計りの御旗本、餘りに御政事細々致し、下方の者大に困窮に

織部のと論爭の風評

加州の木綿屋三人磔刑せらる

勸修寺宮に對する勅裁

及べる趣、水野越州と殿中に於て大に爭論をなし、刃傷に及びしなど種々の風說あり。之も亦虛說なるべけれども、此の人の惡評限りなき事なりし。

當三月十八日加州阿波町木綿屋藤右衛門・同藤藏・手代佐右衛門、右三人の者共公儀を憚らず、異國より交易致し、不屆至極に付、加州托ヶ崎に於て、磔に仰付けらる。所持の品左の如し。

金百五十萬二千兩小判　金廿七萬三千兩分金　大判七千九百枚此の代金十五萬八千兩

南鐐三百四十萬八千七百匁　小玉銀廿萬八千貫匁此金百九萬六千七百兩

町銀六百八千貫匁此の金二萬七千兩　金延棹數不知　金朵幣一本

總〆九百三十三萬二千百兩也〔頭書〕此一件先年兵庫高田が闕所の節の書付に同じ、是も定て好事の者の言觸らせる處の浮妄の說なるべし。

勅裁　勸修寺宮

昨年他國へ密行、殊に實妹幾佐之宮同伴無類之所行。其上諒闇中實父重服中重々不愼不行狀に候間、雖可被處嚴科、以格別御憐愍、被止親王宣旨・二品位記等、自今戒師海寶僧正生涯之間被預之、於東寺之中嚴重に籠居被仰付候事。御供致し候人々は、武家へ引渡

しと相成り候事。

勸修寺宮昨年十月他國へ密行、實妹幾佐宮同伴、右等之不行狀有レ之候に付、被レ止親王宣旨・二品位記等、於二東寺中一籠居被二仰付一候。幾佐宮には被レ除二伏見家傳系一、剃髮之上於二瑞龍寺室一籠居被二仰付一候。勸修寺宮御名は濟範、光格天皇の御養子也。

寅七月十二日

三寶院宮不行跡の處置

三寶院宮にも女を男に仕立て、密に小性に召仕はれしが、此の事此度顯れしにぞ、御實家鷹司殿の計らひとして、其女を退け、家中にて重なる者を殘らず鷹司家と三寶院と入替らせ、嚴重に相守らせ、表立たず内分にて事濟ませしといふ事なりし。

水野美濃守御預けとなる

寄合　水野備前守
名代小出丹宮

祖父美濃守不屆の品有レ之候に付、諏訪因幡守へ御預け被二仰付一。依レ之其方遠慮被二仰付一。

右於二大岡主膳正宅一申渡。御目附平賀三五郎相越す。

備前守祖父隱居
水野美濃
七十七歲

其方事隱居蟄居仰付けられ候已後、聊恐懼の體無レ之、品々不愼の趣相聞、其上對二公儀一、不レ輕恐多き事相量り、種々不埒の儀口外に及候段、重々不屆の至に候。依レ之御詮議被レ遂、重き御仕置にも可レ被二仰付一筈の處、御側近く被二召使一候者故、格別の御宥恕を以て、諏訪因幡守へ御預け被二仰付一。

右於二評定所一初鹿野美濃守・鳥居甲斐守・松平四郞立會、甲斐守申二渡之一。

六月二十六日

深川島田町熊藏地借十兵衞方同居歌舞伎役者　海老藏

右の者家作の儀は、長押・塗框(ぬりかまち)等相成らず、雛幷に道具の儀も結構に致すまじき旨、前々より町觸にて候處、此者家業體の儀は、時々風俗に隨ひ、專ら表向を飾り申さず候ては、贔屓も薄く道具類も右に准じ、金高の品に之無く候ては融通も宜からず候とて、町觸を背き、長押・造床・塗框に致し、赤銅・斜子(なゝこ)・釘隱し打付け、庭向には御影石燈籠其外大石數多差置き、又は土藏内へ不動の像飾置き、莊嚴向總て金箔彫物之あり。須彌壇朱塗彫物總て金泥、金天井に致し、或は小筒子へ赤銅・斜子・金丸桐の紋付

け候小柄等鐵物に致し、其外手を込め候鐵物相用ひ、唐櫃幷に額奈良細工等彫り、粉色の雛等迄々買取り、右雛道具も縞桐にて、金砂子を置き、胡粉・紺靑にて瓢簞を菊桐五三の桐形に置き、名前存ぜざる町人より貰受け候とて、右壇へ猩々緋を敷き、座敷内へ相飾り、其上狂言に用ひ候品の儀も、一通りにては見物人の氣に入るまじくと存じ、革製具足一領幷に鐵にて甲之無き具足一領、何れも武用の處を所持致し、狂言に相用ひ、且又先代より持傳へ候とて、珊瑚珠の根付け、緒締付け候高蒔繪の印籠等狂言の節相用ひ、又は無垢のちろり等所持致し候處、金子に差支へ、右の内ちろりは所持致し、其餘の品は質入或は賣拂ふべしと預置き、金子借受候後、去る丑年十月質素儉約の儀仰出され候に付、相濟まざる儀と後悔致し、居宅向造作等取崩し候場所も之あり候へども、右體身分をも顧みず奢侈僭上の至り、殊に先年より買置き候ども、高さ一丈七尺の石燈籠一對深川永代寺境内に於て、開帳之ある成田不動へ奉納致すべしと、高價の品右境内へ取置き候段、旁〻以て不屆に付、觸に背き候品幷に居宅取崩し候、右品とも取上げ、江戸十里四方追放。

南町奉行
佃島勘十
郎地借り
人金藏へ
仰渡さる

六月廿二日

土井大炊頭樣御指圖、南御町奉行鳥居甲斐守樣より、佃島勘十郎地借り金藏へ仰渡さる。

其方儀、父は先年相果て、母ゆき儀其方を召連れ、太平次方へ嫁に參り困窮の處、其方成長の上心掛け宜しく、萬事父母の存意に背かず、家業專らに出精致し候故、追々身上向取直し候へども、聊か奢侈の振舞之なく相愼み、養父病死後も母儀眼病にて盲目に相成り候に付、別て老養を盡し、日々商ひより立戻り候節、好み候食物買調へ參り食べさせ、又は慰にも相成るべき咄等致し聞かせ、此母の機嫌を取繕ひ、同人病死の節も厚く介抱致し、今以て佛參等絶えず致し、其上去る午年以來米價高直の節も、近邊困窮の者へは、度々米錢等施し候へども、名聞を厭ひ夜中竊かに差遣し候儀も之あり、一體性質書類を好み、元來無筆の處追々書覺え、家業の暇には近邊の者共を呼集め、忠孝の道抔講談敎諭致し候段、輕き者には奇特の儀に付、右の趣申渡し、褒美として銀三枚取らせ遣す者なり。

寸意の高聽に達し尊命を蒙りて

身にあまる風にひれふす川柳　　川柳 印

尊命の有難きを仰ふぎ、川柳閣の芳譽を社友に告ぐるとて

梅に鳴く鳥も附音ぞ文學び　　素行堂 印九拜

天保十三年春

右は佃島金藏と云へる漁師にて、則ち四代目川柳の事なり。此度右御褒美を蒙り候に付、其文を板行に致し、諸所に配り候寫なり。

阿波一揆落著の由の書狀の寫

阿波國一揆落著の樣子城下近在高圓寺より黑川屋彌左衛門へ申來り候

書狀の寫

去冬ゟ、當春二月下旬迄、百姓一揆數度に及び、既に國中諸所騷亂にも及ぶべきやと、人氣大に亂れ候處、三月上旬ゟ追々召捕に相成り、入牢の者仰山に之あり。此節追々落著の者共迄死罪に相成り申候。然る處重喜世村と申す處は、讃岐金比羅迄行程七里之あり候。在所に銀右衛門と申す者、四十七歲にて當三月入牢候。其悴

捨松と申す者、當年十歳に相成り候。此者父の入牢の翌日ゟ、金比羅へ三日目三日目に願込め、父の身分安穏を祈り候。既に死罪の噂と聞くより、七里の道を跳にて日參を致し、父の助命を祈り候孝心、幼少の者の精心實に感じ入り、大人も及ばざる孝道故、御吹聽申し候。六月廿五日先づ落著の付候分迄、三人死罪に極り候處、右銀右衞門妻子村の庄屋・五人組等役所へ御招呼にて、卽日奉行所より、銀右衞門事一揆頭梁の者故、死罪獄門に被仰付候處、一子捨松幼少の身に孝心の程上聞に達し、此度一命御助け被仰付、牟伎浦ゟ一里半計り北に當り島あり、手場島と號す。人家三四十軒計り之ある處へ、當人妻子共七郡の追立てにて流罪に被仰付、助命に相成り候。之れ全く孝子の實情權現も感應あらせられ候事と、皆々恐入り候。猶ほ孝子へは役所に於て、金子五兩拜領、太守樣御目通り被仰付、御手自ら菓子一折孝子へ御下し置かせられ、島に於て存命中の拜領、親子三人の者共へ田畑御與へ下され、無年貢にて作り取りに致し、存命中の御養に被仰付、上の御仁政、卑夫の小兒孝心絕感候。偏に荒增愚毫に御咄申候。次に十八歳に相成り候者、且又棟梁たる者に候故、

同時に獄門被二仰付一候。旣に死罪に至る時、若年なれども妻を帶び候者にて、暇乞抔被二仰付一候節、後々の家業・金銀の出入萬端明かに妻へ申付け、尋常の死を究め、我國民の爲に命を殞し候事、重々本望の至りなりと、誠に丈夫の死を致し候由。梟木に掛り候死顏を見、諸人をして落涙限りなからしむる事に有レ之候。拙生粉骨の世話致し遣り候銀主榮左衞門も、頃日宿下げ町預に相成り候。誠に正道を申拔き、先は働遣し候甲斐之あり、入牢を御免に相成り、遠からず本宅へ歸り申すべき樣相成り候運にて、拙生銀主を助け、以後の榮を相待ち申す計りに御座候。荒增片付き候はゞ早速上坂、久し振にて雅事御咄し承り、之迄御返金延引の申譯口へ、猶御返濟の道を立て申すべき相心得に御座候。餘り大延引に相及び、實に顏耳に汗すとは此事に御座候。宜しく御照察奉レ希候。頓首

右の一揆、入牢の者五百人計り、今に之あり候。

家賃を減ぜんとす

町々家賃銀引下方の儀、寛政の度再糺の上、其場所々々に應じ、減方申付候上、爲レ出レ書有レ之上は、右直段を元に致し、其後無レ謂高直に相成有レ之分は、二割以上の割方

似せ金銀賣捌の禁止

に不ㇾ拘、何れにも右直段へ引當減じ申付、其上の儀は銘々引下げ候共、心次第可ㇾ爲ㇾ致候。若又寛政度以來無二高下一致二連綿一候分も有ㇾ之ば、且又同樣引下げ候共心次第致し、此度相改め候帳面、寛政度の振合を以て、町々ゟ取集め可二差出一候。尤無二餘儀一譯柄有ㇾ之、家賃銀減じ難き分も有ㇾ之ば、其段右帳面へ斷書爲二認入一差出可ㇾ申候。尙又糺の上可ㇾ及二沙汰一候事。右の通り此方共へ取調向心得方被二仰出一候間、此趣を以て猶町々取調可ㇾ被二申出一候事。

寅七月九日

似せ金銀錢拵候者、幷賣捌候者雖ㇾ爲二御制禁一、近來奥羽筋は專ら行ひ候者有ㇾ之候に付、今度吟味の上夫々被ㇾ處二嚴科一候。就ては右兩國は勿論、國々嚴敷可ㇾ被ㇾ遂二御穿鑿一候條、銘々無二油斷一相改、自然疑敷者有ㇾ之ば、早々其筋へ可二申出一、品に寄御褒美被ㇾ下、其者ゟ仇をなさゞる樣に被二仰付一候。若見聞及びながら隱置き、他所ゟ願はるゝに於ては、其所の者迄も罪科に可ㇾ被ㇾ行候。右の趣御料は御代官、私領は領主・地頭ゟ浦方村町共、不ㇾ洩樣可二觸知一候。尤觸書の趣板札に認め、高札場所へ懸置き

芝居興行禁止

可レ申者也。

六月

右の趣従二江戸一被二仰下一候條、此旨三郷町中可二觸知一者也。

寅七月十二日　石見　遠江

北組　總年寄

〔口達脱カ〕

國々城下社地等に於て、江戸・京・大坂ゟ旅稼に出候歌舞伎役者共を抱へ、芝居狂言等相催候由。右は其所の風俗を亂し、不レ可レ然筋に付、向後決して抱入申間敷候。尤三都狂言座の外、他國稼不二相成一旨、今般取締方急度申渡候間、得二其意一、此上右の者共罷越芝居興行等の及二對談一候はゞ、其所に留置き、最寄奉行所又は御代官所・領主役場等へ早々可二申出一候。若觸面の趣相背くに於ては、右に携候者共悉遂二穿鑿一、遠國に候共一人別に江戸表へ呼出し、吟味の上村役人共始、一同嚴敷咎可二申付一候。右の通御料は御代官、私領は領主・地頭ゟ不レ洩樣可二觸知一者也。

七月

右の通り從江戶被仰下候條、此旨三鄕町中可觸知者也。

寅七月　石見 遠江

北組 總年寄

口　達

元方の直下げを行はしむ

諸色直下の儀、格別厚き御世話有之に付ては、元方直段引下げ方の儀、掛合行屆き兼ね、無據直下げ難成譯柄も有之候者、其段可申出旨等の儀、最前町觸差出置き候。然る處猶又江戶表ゟ御下知有之、以來中國・四國・西國筋等へ差跨り候分、當表へ引付一同打合遂吟味候筈に付、元方直段引下げ方心得も有之、旁〻右の次第諸家役人へ相達し候に付、町中に於ても其旨を存じ、元方直下げの掛合行屆兼候方は、聊無參酌可申出旨、夫々へ申聞可置事。

寅七月

口　達

古貨幣取替の達

今般古金銀引替方の儀に付、身元相應の町人共呼出し、是迄貯置き候古金銀早々引替候樣申渡置き候處、追々員數封書差出し候間、兼て御觸の通り金銀座、又は引替

所へ持參、定の通り步合受取りの勝手次第引替候樣申渡置き候處、右の外貯置き候者可レ有レ之哉に相聞き、追々多人數呼出し候儀可レ及二難儀一候間、名主支配銀不レ洩樣申聞け、多少に不レ拘銘々所持の分員數封書致し申立て、引替の儀指圖受け候樣可レ致。　尤是迄所持いたし候御咎は勿論、所持有無取調追て御用金等被二仰付一候儀には曾て無レ之候間、不二危踏一樣申諭し、速に員數申立候樣可二申通一。　若此上心得違致し取隱置き、追て於二相知一は嚴重の可レ及二沙汰一間、是又心得違無レ之樣可二申通一候。
但古金銀とのみは輕き者相分り申間敷、當時通用に無レ之金銀、都て差出候樣可二申通一候。

右の通り此度江戸町奉行所に於て、其筋の者へ申渡し有レ之間、此旨可レ存候。　尤當表古金銀引替捗取方の儀、先達て以來追々嚴重申渡し、殊に近頃は一町限持溜候分、軒別に取調引替有無の儀、月々町役人ゟ斷出候程に、猶又厚く相心得、銘々持溜候分は勿論、時々取引先等ゟ受取候古金銀有レ之者、多少共聊不二除置一、早々最寄引替所へ差出可レ申候。　若右申渡しを背き取隱置き候儀、外ゟ於二相知一は、當

人は勿論其町役人共迄も、急度可₂申付₁候間、夫々心得違無ㇾ之様可ㇾ致候。

右の通り三鄕町中へ不ㇾ洩樣可₂申聞₁候事。

寅七月

（口達脫カ）

武家々來と騙る者の取締

一、總て武家方家來の由申僞り、町家並芝居・遊所、其外人立の場所等にて、崇高に不法等申掛け候者の儀に付、當口嚴重の町觸差出有ㇾ之候に付、町々に於て其通り相心得可₂取計₁儀は勿論に候得共、右の外町奉行組並諸組の者の由申僞り、前同樣町家或は人立の場所にて、法外の振舞に及び、或は役筋手先抔と唱へ、ねだり事致し候者も有ㇾ之哉に候處、是又訴出で候者も無ㇾ之、右は畢竟右訴出で候へば、町內物入も相掛り、或は事六ヶ敷可ㇾ成と存量り、宥め歸し候儀を專一にいたし候樣相聞え、不埒の至に候。　向後右體の似せ者は不₂申及₁、たとへ實に組の者・役筋手先等に候共、聊斟酌可ㇾ致筈に無ㇾ之候に付、最前相觸候通り其處に留置き候か、或は捕押へ月番・非番の無₂差別₁、最寄町奉行所へ可₂訴出₁候條、若內分にて事濟候者有ㇾ之、追て於₂相知₁

所へ持參、定の通り歩合受取りの勝手次第引替候樣申渡置き候處、右の外貯置き候者可ㇾ有ㇾ之哉に相聞き、追々多人數呼出し候儀可ㇾ及ニ難儀一候間、名主支配銀不ㇾ洩樣申聞け、多少に不ㇾ拘銘々所持の分員數封書致し申立て、引替の儀指圖受け候樣可ㇾ致。尤是迄所持いたし候御咎は勿論、所持有無取調追て御用金等被ニ仰付一候儀には曾て無ㇾ之候間、不ニ危踏一樣申諭し、速に員數申立候樣可ニ申通一。若此上心得違致し取隱置き、追て於ニ相知一は嚴重の可ㇾ及ニ沙汰一間、是又心得違無ㇾ之樣可ニ申通一候。但古金銀とのみは輕き者相分り申間敷、當時通用に無ㇾ之金銀、都て差出候樣可ニ申通一候。

右の通り此度江戸町奉行所に於て、其筋の者へ申渡し有ㇾ之間、此旨可ㇾ存候。尤當表古金銀引替掛取方の儀、先達て以來追々嚴重申渡し、殊に近頃は一町限持溜候分、軒別に取調引替有無の儀、月々町役人ゟ斷出候程に、猶又厚く相心得、銘々持溜候分は勿論、時々取引先等ゟ受取候古金銀有ㇾ之者、多少共聊不ㇾ除置、早々最寄引替所へ差出可ㇾ申候。若右申渡しを背き取隱置き候儀、外ゟ於ニ相知一は、當

人は勿論其町役人共迄も、急度可申付候間、夫々心得違無之樣可致候。

右の通り三鄕町中へ不洩樣可申聞候事。

寅七月

（口達脱カ）

武家々來と騙る者の取締

一、總て武家方家來の由申僞り、町家竝芝居・遊所、其外人立の場所等にて、崇高に不法等申掛け候者の儀に付、當口嚴重の町觸差出有之候に付、町々に於て其通り相心得可取計儀は勿論に候得共、右の外町奉行組竝諸組の者の由申僞り、前同樣町家或は人立の場所にて、法外の振舞に及び、或は役筋手先抔と唱へ、ねだり事致し候者も有之哉に候處、是又訴出で候者も無之、右は畢竟右訴出で候へば、町內物入も相掛り、或は事六ヶ敷可成と存量り、宥め歸し候儀を專一にいたし候樣相聞え、不埒の至に候。向後右體の似せ者は不申及、たとへ實に組の者・役筋手先等に候共、聊斟酌可致筈に無之候に付、最前相觸候通り其處に留置き候か、或は捕押へ月番・非番の無差別、最寄町奉行所へ可訴出候條、若內分にて事濟候者有之、追て於相知

は、當人は勿論所役人共迄も急度可㆓申付㆒候。

仙臺銀通用禁止

一、仙臺銀の儀、松平陸奥守領分銀の通用にて、若し外に於て通用いたし候者可㆓訴出㆒旨、先前ゟ追々御觸渡も有㆑之處、其後いつとなく相弛み、右錢取交せ通用致し候者も有㆑之哉に相聞え、如何の事に候。以來右錢取扱候者及㆓見聞㆒候はゞ、早々可㆓訴出㆒候。尤兩替屋共手元にて選出方の儀は、先年申渡し有㆑之通り相心得、取集め次第月番の町奉行所へ可㆓差出㆒候。但兩替屋の外町人共に於ても、仙臺錢選出置き候分有㆑之候はゞ、一町口限年寄へ申聞け、右の者より本文同樣可㆓差出㆒候。

錦繪賣買の禁止

一、近來錦繪と唱へ、歌舞伎役者・遊女・藝者等の形を一枚摺にいたし候段、風俗に拘り候筋にて、其外合卷と唱へ、繪草紙の類繪物抔格別入組み、重に役者の似顔狂言の趣向等に書綴り、其上表紙・上包等に彩色を相用ひ、無益の儀に手數を盡し、夫々高直に賣出候趣相聞え、如何の至に候。以來右樣の類開板は勿論、是迄仕入置き候分共決して賣買致間敷候。向後似顔狂言の趣向相止み、忠孝・貞節等を取立にいたし、兒女勸善の爲に相成候樣書綴り、繪抔も隨分省略致し、無益の手數不㆓相成㆒樣急度

正路の取引すべき旨の達

相改め、表紙・上包等へ彩色相用候儀堅無用に候。尤新板出來候節は、本屋掛り總年寄へ差出し、改受可ㇾ申候。但扇屋・團扇屋其外小間物屋等商ひ物の內、前同様の繪物有ㇾ之由相聞え候條、是又賣買可ㇾ差止ㇾ候。右の通り三鄕町中可ㇾ觸ㇾ知者也。

寅七月廿七日 石見 遠江

北組 總年寄

一 口達

一、諸色市立を以て賣買致し候商賣向の內、市金と唱へ通用の銀錢相場に拘はらず、夫々商賣限りの相場兼て取極有ㇾ之。其相場を以て取引致し候分も少からざる由相聞え候。右は古來よりの仕來りにて、新規の儀は無ㇾ之とは申しながら、紛らはしき仕方、其上此度都て株札竝に問屋仲間組合と唱へ候儀停止、素人直賣買勝手次第相成り候上は、旁、以來右商賣限りの相場相用ひ候儀差止め、品物相當の直段を以て、正路の取引致すべく候。但右市賣屋の內には、仲買共へ賣渡し候分に限り、年來の仕來りに泥み、歩引と唱へ、外竝よりは直下げ致し遣り候向も有ㇾ之哉に相聞え候。さ候ては自ら仲買仲間不ㇾ相解ㇾ姿に相成候。是又御趣意に差障候に付、以來仲買・素

人の無㆓差別㆒、一樣に歩引致し可㆑遣候。

一、諸色其外共總て二割已上直下げ致し、右引下げ候直段、夫々店先へ張出等致し置き候樣、當六月觸置き候處、其後元付直段相場等高下有㆑之、追々直段書相改候分も有㆑之ば、其度每元札は不㆓取捨㆒差置候も、先繰に張重ね、右高下直段見渡し相成候樣可㆓取計㆒候。

（二割下げの由を符牒せしむ）

一、他所より當表へ相廻し（候脱カ）荷物も、前同樣元方直下げの掛合に及び候上、其筋筋の商人引受候に付ては、荷主等の氣配を厭ひ、右の者共馴合ひ、品物相當の直段より態と高直に直組の上、右を元立に致し、直段割下げ候者も有㆑之哉にて、右故直下げと申すは名目迄に相成り、內實直段不㆓引下㆒候に付、町々小賣直段に拘り候廉も有㆑之由相聞え、不埒の至に候。　諸色元方に掛り候儀に付ては、最前觸渡し置き候趣も有㆑之、旁、右樣の儀は曾て無㆑之筈に付、聊元方への不㆑及㆓遠慮㆒、正當の直立を以て、猶又割下げ可㆑致㆓賣買㆒候。　勿論元方への掛合難㆓行屆㆒候はゞ、月番の奉行所へ可㆓申出㆒候。　自然と右申渡を背き、不正の取計らひ致し候樣子於㆓相知㆒は、急度可㆓申

（嚴格に直下げすべきを命す）

町奉行所前掛茶屋の規定

付レ候。

一、町奉行所前公事人腰掛茶店の儀、先前ゟ御入用被レ下レ之候に付、公事訴訟其外吟味引合等にて罷出で候者より、聊にても茶代等受用致す間敷旨申渡有レ之通、向後も違失無レ之様相聞え、例へば公事人共等の心得を以て致二心付一候者有レ之ば、堅く相斷り決して受け申間敷、且時分に寄り、食事等の儀も成丈け手輕に可レ致筈の處、心得違の者共手重の品致二持參一、又は公事出入見舞と唱へ、腰掛或は公事人下宿・郷宿等へ罷出で候儀も難二相成一儀に候處、心得違尋參り候者も有レ之候のみならず、場所柄をも不レ顧酒食に時刻を移し候族も有レ之趣相聞え、風儀不レ宜候に付、右等の類及二見聞一候はゞ、早速名前取調べ可二申立一候。總て公事出入引合等にて罷出で候者共、無益の失費相掛け候ては致二難儀一候に付、右樣の儀無レ之手輕に相濟まし候樣厚く心得、精々心を付可レ申候。萬一心得違致し、前書の始末押包み追て於二相知一は、急度可レ及二沙汰一間、其旨右茶番竝下宿・郷宿渡世の者は勿論、其餘の者一同可二相心得一候。右の通り三郷町中不レ洩樣可二申聞一事。

寅七月

八月三日の御觸

庭石等の費を省かしむ

一、石燈籠・石手水鉢・踏段・庭石等無益の人力費用を掛け造出し、中には莫大の高金に賣買致し候品も有レ之哉に相聞え候。自今右燈籠の儀、金十兩以上に當可レ申品、一切造出し賣買致す間敷、手水鉢・踏段・庭石等是又十兩以上の品、賣買一切可レ有ニ停止一事。

瀨戶物類の規定

一、瀨戶物類近來專ら新奇を競ひ製造致し、就中石燈籠の形、或は井桁等瀨戶物不似合の品は、以來賣買令ニ停止一候。其外植木鉢の類通例の器物に候とも、總て奢侈高價の品、決して賣買致す間敷き事。

鉢植賣買停止

一、高直の鉢植物賣買令ニ停止一候段、去年十月相觸れ候通り、彌々堅く相守り、金三兩以上の品決して賣買致す間敷き事。

右の通り町觸申付け候間、國々に於ても新製高價の品等賣出し申間敷く候旨、御料は御代官、私料は領主・地頭より不レ洩樣可ニ相觸一候。

七月

右の趣從₌江戶₋被₌仰下₋候條、此旨三鄕町中可₌觸知₋者也。

寅八月　石見
　　　　遠江

北組
總年寄

右被₌仰渡₋の趣、慥に承知仕り候間、依ₗ之銘々印形仕る仍て如ₗ件。

當六月入津致し候阿蘭陀人より公儀へ差出し候風說書の寫

阿蘭人より差出しの風聞書

一、當年來朝の阿蘭陀船二艘、五月十八日咬吶吧一同出帆仕り、海上無₌別條₋、今日御當地着岸仕り候。右二艘の外類船無₌御座₋候。

一、去々年御當地歸帆仕り候船、十一月十一日海上無₌別條₋、咬吶吧着船仕り候。

一、昨年御當地へ向け、五月廿二日咬吶吧出帆仕り候處、臺灣にて大風に遭ひ、帆竝端船二艘吹取られ、船具悉く損じ、本船大に動搖仕り候末、水船に相成り、阮水深さ凡五尺程に及び、凡二十萬斤の砂糖溶け候程の儀にて、其末取楫の方にては、今三尺程水相增し、浪繰工合惡しく候故覆り候儀を相恐れ、マカヲに乘入れ候上、荷物取揚げ修復相加へ申すべき決心仕候。然る處右修復料に差支へ候に付、右荷物

の內大牢雜費賣り仕り候。右等の儀にて旬季後に相成り、御當地へ乘渡り候儀出來不ㇾ申、終には九月廿四日彼地ゟ乘戾り申候。然るに又々洋中にて大風に遭ひ、脇柱等も吹折れ大難澁仕り、漸く十一月六日迄日數四十一日經て、咬𠺕吧著船仕り候。

一、阿蘭陀國王位を太子に讓り申し候。

一、プロイスー國王死去、太子國王に相成り申し候。

一、ヱゲレス國王の女王と乘車に對し、短筒二挺打掛候者有ㇾ之。旣に危き場合に及び候儀に御座候。

一、ヱゲレス國の女王男子產み申し候。

一、イスパニア國王政事を其娘に讓り申し候。

一、フランス國の所々に於て、徒黨を催し候得共、速に靜まり申候。然るに其國王等の命にも掛り候儀を牒合候者共追々及二露顯一申し候。

一、唐國のヱゲレスとの戰爭、今以て不ㇾ穩候。去々子年以來の儀は、追て別段可二申上一候。

一、昨年來アフハニスタン（アゲレスの支配東印度の地名）の國民等、ヱゲレス國より差越し候支配類、對一揆を起し、英國（ヱゲレス）人等數多殺害致し候。右の始末にて及戰爭、今に靜まり不申候。

一、東印度に有之候阿蘭陀の領地、何れも靜謐に御座候。

一、臺灣邊にて唐國に通ひ候唐船三艘、竝歐羅巴船二艘見掛け申候。右はヱゲレス國船哉に被存候。

一、二番船より新カピタン乘渡り申候。

右の外相變り候風說無御座候。

古かぴたん　ゑてゆあるとからんでそん

新同　ひいとるあるべるとひつき

右の通り兩かぴたん申上候通り、私解仕り參上申上げ候。以上。

寅六月十九日

十八日卯中の刻二艘注進の處、一艘見隱し、一艘六月十九日辰の中刻入津。右一艘十九日卯の上刻本注進有之。同日申の上刻入津。

家賃未納者取締の御達

口達

此度諸色直下げ申付け候に付ては、家賃銀の儀、寛政の度再糺の上、町々より書出し有レ之、直段に引當て何れにも引下げ可レ申旨等の儀、追々申渡し候に付、入家賃銀の相滯り候者不レ少候に付、夫々家主より相勤め候公役・町役は勿論、家屋敷賣買・家賃取組等も差支へ候由相聞え、如何の事に候。右體手厚に引下げ方の儀申渡し置き候上は、以來決して家賃銀爲レ滯申間敷、自然相滯り候者有レ之ば、早速家主より可二申出一、其仕儀次第急度可二申付一候。右の通り三郷町中へ、不レ洩樣可二申聞一候事。

八月七日

江戸の洒落

江戸に於て洒落

琴吹や稻の世なみのあたゝまり　今日庵政道
美濃と近江の替る月かげ　岡本庵野水
あそこでも咄しの聲の濟まりて　武勝堂吹人
燒火のあたまそらふ人數　宿尻亭皆人
物の値は下げても品のへる計り　商人
無事にすぎゆく遠山の庵　北亭呉服
其のむかし石の地藏のばけし顏　隅田庵中の
只泣くのみの歌舞妓なりけり　二丁

面憎きくにざむらひの利口ぶり　成島庵　黒石
三味線も賣つて蚊細き朝けむり　歌瑠亭　歌女
弁捐とははなしばかりに薫る風　不出亭　太夫
大名にまたもふえたる御厄介　因幡庵　諏訪丸
薄々と月のうさぎも疲かれけり　林亭　濱町
夫をも持つて髪をも結ひならひ　開茶亭　若女
雪の日も存じのほかに賣れぬ酒　第一庵　質素
よきふりと見せて濱邊の佞り松　越八
陽炎も問屋もかぶも消ゆるつき　隨一櫻　寛仁
大寺の崩れて雉子の啼くばかり　感應亭　鼠山
皆ごとにうつろひきりし花と花　所々亭　盛場
時鳥血を吐くばかりなきあかし　膳所庵　表坊
番頭と成りあがりたる留守親父　井備亭　駿河庵

喰習うたる甲斐の玉味噌　野顔庵　美筑
根太の透間を芽出す若竹　所々庵　明店
急に忙しくなりし具足師　來卯庵　光祉
垣の透から桔梗笑むなり　太備
燒はまぐりの哀れゆく秋　駿河
庇あはひもなき吉原の町　岡所亭　苦埋を
借（かり）られさうで出來ぬ金事　懐屋いかの會
沙汰計りきく眞間と鎌倉　遠乗庵　密成
鎖さぬ御代に鎖す春けさ　茶屋ひく八
犬追物もかすむとのばら　長昌堂　兩派
錢の相場の上げ下げ喘し　六貫亭　五百
地獄の衆はみんな眞つ青　半舍庵　娘
三十一になりしくらかず　淺草庵　宿割

咲く花にかゝへて出でよ常陸帯　水戸館小石　氷もとけて下のうるほひ　利足亭安成

此俳諧は、天保壬寅の吟にして、百韻になるべき處、筆紙の費を厭ひて歌仙とす。是月花の座と雖も、酒食珍味を用ひず、神釋の句新しきは所挑、無常は早きをよしとす。賣體所は百姓地或は武家地を除き、家宅は表色を禁じて、總嫁・辻君をも出さず、衣類・器財は聊奢侈を用ふべからず。此式恒例となすべし。

上寛仁大度下小人を憐む

三那(みな)正路五趣意二、霜(下)(は)八聞はしく、六(む)理な事七九(なく)、極るは卯の十四、嚴(談)十二御觸六四(むし)九八七(くはな)ほ、（）なぎと來りとも衣著□小□□

芝居取締方申渡しの高案

芝居取締方申渡高案　道頓堀其外諸芝居歌舞伎役者共

道頓堀其外諸芝居歌舞伎役者共、取締り方の儀、元祿年中追々申渡し置き候處、近來相弛み、別して風儀惡しく一般に高給を貪り、右に付身分をも不顧、不相應の奢に長じ候趣相聞え、不埒の至に付、取締方等の儀當五月嚴重に申渡し置き候。然る處銘々給金の外加役餘內抔と唱へ、其外品々名目を付け、增金を望受け候へど

も、病氣等申立て興行差支へさせ候に付、無據増金等相渡し候故、追々增長致し、立者・座頭抔と唱へ候者一人に付、年分格別の高給受取り候者も有之。畢竟右等の場合より奢侈及超過候儀等相聞え候間、以來一同彌〻身分相愼み、途中致往來候節、暑寒とも編笠相用ひ、總て素人に立交り候儀は不相成候。且給金の儀は、立者・座頭と唱へ候者、一ケ年五百兩を限り、其餘の者共は右に准じ、夫々割合相立て、都て町役人申付は勿論、芝居興行元或は座元等よりの談を違背致す間敷候。尤江戸・京都も同樣申渡し有之筈にて、三都の外近遠國城下町在等へ罷越し、狂言致し候儀に付ては、申渡有之候通り彌〻以不相成、其段國々へも御觸有之候間其旨を存じ、湯治・神佛參詣などと號し、猥に他國へ參り候儀は致すまじく候。其外取締方の儀は、當五月相觸れ候通り、堅く相守可申候。若し此上聊にても申渡の趣相背き候はゞ、嚴重の咎可申付候間、心得違無之樣可致候。但一同住所の儀、古來より道頓堀に限り有之候に付、以來も唯今迄の通り相心得、市中處々立別れ住居致す間敷候。

諸藝人の取締

諸芝居名代座元芝居主櫓元取締

操芝居・淨瑠璃語・人形遣

大坂操座の儀、狂言座興行相休み候芝居に於て、其節限り操座元に元名前差出し興行致し來り、兼て操座と差極め芝居無レ之上は、規定候儀も狂言座に准じ可レ申筋にて、既に淨瑠璃語・人形遣等の數取締り、座方は當五月嚴重に申渡し置き候。然る處近來華美の衣類・上下等著用致し、取締方申渡し候趣に候。淨瑠璃・人形遣給金等、相當の引下げ狂言座の場所羅合ひ不レ申樣致し、出語・出遣は、通例の上下著用致し候儀は、格別華美の衣類等向後可ニ相止一候。但人形遣は歌舞伎役者同樣、道頓堀に限り可レ致ニ住居一候。

道頓堀其外諸芝居 名代・座元・芝居主・櫓元

道頓堀其外諸芝居取締方の儀、元祿年中以來追々申渡し置き候へども、近來相弛み、歌舞伎役者共給金の外加役餘内抔と唱へ、其外品々名目を付け、增金等相渡し、或は道具仕掛等に諸入用相掛け、右故芝居上り高より給金高多く興行差支へに相成り候趣相聞え、畢竟役者共身分不相應の奢に長じ、右體過分の給金受取り候段不埒

には候へども、興行元・座元等にても、古來よりの規矩を崩し、連々給金糴上げ候段是又不束の事に候。向後立者・座頭と唱へ候者、一箇年給金五百兩に差極め、其餘の者共は右に准じ割合相渡し、以後給金増金は勿論、手を込め候道具仕掛等致す間敷候。尤も大坂表諸芝居の儀、狂言座・操座勝手次第、右芝居於て興行致し來り候儀に付、役者共抱込み日數も三十日宛、或は濱芝居と唱へ候分は廿日又は十五日宛差極候て、一年極と申候儀無之由に付、役者共過不及無之樣其時々興行芝居爲割合、一箇所に居附不申樣致し、夫々糴合ひ抱入候儀は不相成候。且近來大入並平日とも、棧敷代等引上げ候由相聞え、右は不繁昌を招き候儀に付、向後棧敷代・敷物代等に至る迄、古來より取極め有之直段より一切引上げ不申、狂言仕組等猥りなる儀無之樣致し、其外取締方の儀は、當五月相觸れ候通り心得可申候。但操座興行の節も、右に付給金等も相當に引下げ可申候。尤前條の通り役者共其外の者取締方申渡し候上、夫々給金渡方遲滯無之樣致し遣し、興行元等の以權威押付取計らひ致すまじく候。

芝居附茶屋へ御達

道頓堀其外芝居附茶屋共

此度諸芝居取締方の儀嚴重相立ち候間、以來興行打續き可㆑申。然る上は銘々渡世向實意に相營み、食物・料理等高直の品不㆓差出㆒、棧敷代・敷物代等に至る迄、古來より取極め候通り相改め、決して直增等不㆑致、見物人物入薄き樣可㆓心掛㆒。さ候へば自ら芝居繁昌致し、渡世永續も可㆑致筋に付、心得違無㆑之樣可㆑致、且役者共等を見物人へ引合せ、或は酒宴等の相手に差出し候段相聞き候に於ては、吟味の上茶屋商賣爲㆓差止㆒、嚴重咎可㆑申候間、兼ねて其旨可㆑存候。

芝居ある町々の年寄へ諭す

右町々年寄共

右の通り取締方申渡し候間、得㆓其意㆒先年より追々申渡し、當五月御觸次第遺失無㆑之樣堅く相心得、役者共今般の申渡を背き候か、興行元・座元等如何の取計らひも有㆑之ば早々可㆓申立㆒、若等閑に致し置くに於ては、其方ども可㆑爲㆓越度㆒旨精々取締方行屆き候樣、厚く世話可㆑致候。

大芝居一軒三十一匁下棧敷一軒廿九匁土間四人詰・上一貫五百文中一貫三百匁下一貫二文・但表通續込一人前小芝

居四十八文・二ト切壺人前上場廿四文・下場十二文・但表通續込一人前十文

右は前々より定め直段の旨、於年寄書付差出し候事。

寅七月

西町奉行の訓旨

此頃西御奉行様御歩行にて、町々御見廻被為在候御序に、當郷總會所へ當月廿二日夜御立寄り御座候處、總會所へ參り合せ居り候町々年寄十二町の衆へ、御奉行様御直に御懇の御意被為在候御教諭の趣、同廿五日四つ時總會所へ守宅にて、右十二町年寄中より町々年寄へ被申通候、書取の寫左の通り。

今般殿改正に付、從江戸被仰下候御趣意の儀は、下々身輕の者に至る迄、暮し方安堵に可為致様との思召を以て、問屋仲間組合等御差止め、金銀融通宜しく相成り、渡世向永久致し候様種々御仁惠御世話被為在候儀は、江戸表は勿論諸國一統の儀にて、當地計り嚴敷被仰渡候事にては無之候。業柄に寄り先づ差當り、舊來の流弊を改め候を迷惑に存じ候者も不少、觸面を委しく不相心得無謂恐怖致し、萬

事手を縮め候者有レ之趣にて、融通合に相響き、既に諸式二一割餘引下げの御趣意に付、諸品元方引合行屆兼ね、直下げ難二出來一分は、兼て觸面の通り無二斟酌一可二申出一、糺の上爲二引下一可レ遣候。其内表は諸引二割餘引下げ候體にて、内實引下げ不レ申者も有レ之趣風聞有レ之、右等の始末及二露顯一候はゞ、夫々蒙二御咎一可二恐入一事にて、兎角御世話被レ爲レ在候其詮無レ之、扨々歎かはしき次第に有レ之間敷哉、右に不レ限何事にても無二斟酌一可二申出一、善惡とも察度咎請け候儀には決して無レ之候。何れとも家業を精出し、其餘力透障には芝居・角力見物・遊山等致し、身分相應の樂み無レ之ては渡世難レ營。乍レ併斯の如く申せばとて、猥りに分限を不レ辨奢侈に押移り候樣成行き候ては、背二本意一候。至て身輕の働人其日過しの者は、香の物肴に一合酒飲みても難レ有事と存じ、又其餘身上有福の者は、一二種の肴調へ候ても奢と申すにも無レ之、身上能き者・働人同前の暮し方致し候ては、御趣意に相觸れ可レ申。右に付何分人氣引立て候ため、色々心配致し、此方共は不レ及レ申、御老中樣・御城代樣にも格別被レ爲レ在二御厚配一、少しは人氣立直り候へども、何分此方初入の節は、當地繁華にも相見え候處、此節

市中何となく淋しき模樣、燈火の消えたる如く相聞え候故、萬事聞取るのみにては不分明に存じ、例なき事ながら此節市中見廻り候內、當北組場所柄も廣く有ㇾ之中にも、末々難澁の所柄も相見え、折角御世話被ㇾ下候御趣意下々の者へ通じ兼ね、色々心配を致し候儀、町々年寄共其町借屋末々の者へ行屆かせ、此上追々御觸出も有ㇾ之間、御趣意相守り、更に恐怖可ㇾ致儀は無ㇾ之、盜賊は首を被ㇾ刎、御觸面相背き候者は御咎受け候事故、能々可ㇾ申聞、尙實に差支へ難澁の事は、是亦借屋末々の者迄、篤と聞調べ存寄りの廉、御役所へ封印にて申出で候とも、又は總年寄共迄なりとも可ㇾ申立候。總年寄共も心配致し、存付きの廉々種々願立て候儀も有ㇾ之、骨折致し候事厚く可ㇾ存候。此度の御趣意半季・一年と限り候には無ㇾ之、御代と共に萬々歲無ㇾ退屈可ㇾ相守事に候。今日の申諭は急度立て申渡し候儀にては無ㇾ之、折節其方共參り合はせ居候趣及ㇾ見候に付、此方心腹を打明け申聞け候儀に候間、厚く心を用ひ、外々年寄どもへ其方共より篤と申達し、末々の者へ申諭可ㇾ取計事。今日御通し申し候儀は、町々末々迄篤と御申聞け可ㇾ被ㇾ成候。尤書取を以て御銘々御聞取被ㇾ成

候儘を、御手元にて書取被レ成候御心得にて御寫取可レ被レ成勿論、會所表へ張り候儀は被レ成間敷候。

七月廿五日

總會所へ參居り候町名。　南鍋屋町・內平野町・錦町一丁目・福井町・過書町・新天滿町・瓦町一丁目・葭屋町・船坂町　安土町二丁目・小倉屋仁兵衞町・橋通六丁目

西町奉行訓諭の大意

西奉行樣市中御見廻御休息中、町年寄へ被二仰諭一候大意、傍にて筆記せし寫

其方共を態々此處へ呼出し候は、先達より被二仰出一候御改革の三箇條は、御觸にて承知の儀に付、組與力・總年寄夫々役人ゟ每々申諭し之有り、唯今改めて申す迄も之無く候へ共、此程中の樣子、下々實に有難く承伏致し候哉、我等も未だ土地不案內故、町並盛衰をも現に見受け度くと、所々相廻り候へども、一通り見計らひに及び候ては、下々の情我等に分り兼候へば、定めて下々は、上の有難き事をばえ知り難きと存じ候。依つて委敷申聞け候へども、恐れながら御仁德の厚き次第、口にも述べ盡さゞる事に候。

正直に商賣すべき事

一、奢り甚しく諸色高直にては、表向義理合張り信實を失ひ、無益の事より困窮に及び恥も存せざる儀に至り、欲心増長し、遂には惡事も仕出し候に付、質素儉約諸色直下げ等に相成り、下々安閑に暮し候樣との儀、誠に有難き事に候へども、年來不正心付かず相過ぎ候間、當今人間並に相成るを窮屈に存じ、或は迷惑に存じ候は不埒の事にて、是迄右體の所業直に如何樣の御咎有レ之共無レ致方處、冥加も御免無代納物は、御買上に相成候計りの事も莫大の御違ひ候へども、一向無二頓著一、猶下々を御救下さるべしとの儀は、格別に身に染み申すべき筋に候。右等の處を有難く承知致し候はゞ、銘々暮し向に費無レ之樣商ひ物は利を薄く致し、品數にて賣徳有レ之樣に心を用ひ候へば、自と店繁昌致し、自分々々の爲に候。自分の爲心掛け候儀は卽ち御趣意を能守り候事に候間、町々限り厚く世話致し、一町風儀直り候へば、隣町へも推移り候。一體此度の儀は、江戸計り諸色の都合宜しき樣にとの儀には無レ之、世上一同の御觸に候へども、大坂は先前土地自慢致し候通り、諸國の臺所に候間、當地の者共正路に相成り、直合（ねあひ）引下げ候はゞ、忽ち何國へも移り申すべく、左樣相

公儀の煩雜ならざる樣注意する事

分限相應にして御觸を嚴守すべきを諭す

成る時は、金銀差上げ候より大なる御國恩報じに候。

一、右體江戸表より難有御趣意仰出され、當地にては此上なき重き御城代樣にも、何卒右御趣意下々へ行屆き、彌〻土地繁榮致し候樣にと日夜御配意成られ候へども、市中支配致し候我々は、難有江戸の御趣意、厚き御城代樣の思召し下々へ通じ、下々の苦樂の體も委しく申上げ度き事故、御觸を背き候者有之度每に、胸を割る樣に存じ候へども、右樣の者を御仕置御咎に被仰付候儀、則ち諸人の爲め御仁惠に候間、此上一己々々を愼み、公儀御世話薄き樣致すべく候。

一、右御觸の儀は、三月・四月限りの儀には無之、萬々歲も此通りにて變らざる事故、下々の者御時節柄抔とて、宅內にて膝も崩さゞる樣に心得候ては間違に候、其日の商ひ相當に致し候上にも、猶ほ相働き候て、折々暇には少しは氣保養致さず候ては續き兼ね候。右保養にも樣々有之、香物にて盃飲み候ても、程よく醉ひ候心地は終日の勞を散じ候。縱令傾城・藝子を集め候とも、家內の事諸の拂等を考へ候へば、樂しみにも相成らず候間、何事も身分相當を勘辨致し、芝居・相撲・船遊山、心

置きなく致すべく候。此上も又々嚴重の取締り觸渡しも之あるべく候へども、御觸を背かず候はゞ、御咎には相成らず、少しも怖しき事にては無之候。一同縮居り世間を見置き候ては、自と手狹に相成り御趣意違ひ候間、他に構はず存分手廣く危ぶみなく、商賣致すべく候。

物價引下げに就ての注意

一、二割下げの事も、先頃より直段引下げの儀世話致し候へども、格別日立ち候程の儀も無之候間、何品にも二割と申すを見當と致し候事にて、觸書にも之ある通り、引下げ相成るべき品は、三四割にても引下げ申すべく、若し二割下げ兼ね候品は、其段申立つべき旨も認め有之候。返す〴〵有難き御趣意を存じ、精出し直下致すべく候へども、元直段高直にて引下げ難き分は、心配なく申立つべく、早速其元方を取調べ遣すべく候。元は高く仕入れ、中にて損を致し安く賣出せと申す儀には之無し、然るを通例二割下げとさへ認め候へば、相濟む事と存じ、實に引下げず候ては、以ての外の事に候。此儀は賣物計りには之なく、表向御趣意を守り、内に不埒の者は猶更罪重く候。右は白洲に申渡し受證文申付け抔と事替り、今日町方見廻り

休息中、其方共は町役をも勤居る事柄、辨別も之あるべき間打明かし咄に及び候事也。扨其方共にも兼て存じ付き候儀有ㇾ之候はゞ、聊遠慮なく申聞くべく候。尤此席にて申述べ兼ね候はゞ、追て總年寄へ申立て候とも、又は封書にても差出し候とも致すべく候。此儀は其方に限らず、裏屋小屋の者にても御爲の事、土地の爲と存じ候儀は申出づべく候。若し得手勝手を申立て候とも叱りは致さず候。當り障り之有る儀にても宜敷候間、必ず〳〵心配なく申立つべし。兎角下々の事知れ兼ね候間、呉々も存じ付き候儀其儘申出づべく候。恐れながら上には天下の爲を思召し、御配慮遊ばされ、御城代樣には大坂の爲を思召し、御配慮遊ばされ候事故、我々は骨を粉に致しても相働き候御時節なり。此理を順操々々に致し候へば、其方共は一町一店の事、厚く心配世話致すべき筈の事に候。

獻上物に託けて酒落文句

今度格別の御仁政被ㇾ仰出ㇾ難ㇾ有御事に付、御酒十樽・鮮鯛十尾奉ㇾ獻ㇾ上候。

寬政初度にふくし樽　惠みの程も御目出鯛　殿中ひとりりきみ樽

澤瀉引かせて貰ひ鯛　何事やれで枯果て樽　貴樣を生かして詠鯛

國替止んで馬鹿げ樽　二萬石とはありが鯛　藪から棒といだし樽
杉浦智慧を出させ鯛　矢部こえ工夫を懲樽(こらし)　慘酷やめてもらひ鯛
年寄目附に見出れ樽　諏訪殿若くいたし鯛　吹替へ不正を工み樽
金座を罪して被下鯛　諸色の元をこぎり樽　十組を止めて貰ひ鯛
最初の約とたがひ樽　七歩をこはして貰鯛(もらひ)　以上

寛政のむかしに御代はかへれどもかへらぬものは老と借金

矢喰體(やくたい)の詩

天軒考　地名潰　直下札　家主困　能懸觸　株騷痛　前後下　新借取　樽代止
貸金弱　地愁如　古強出　役諸歎　國肝近　賢人退　護要心　町苦嚴　軍也繁

夫れ人間の不用なる、品を熟々(つらつら)案ずるに、凡華美なる物、費なる物、專ら御停止となる御趣意なり。されば萬民皆御仁惠の恩澤を蒙り、今に至りて誰か仰ぎ悅ばざらんや。我や先人や先、京とも知らず何國とも知らず、恐れ愼む人は元の質素儉約を旨とし、專ら忠孝・貞操を守らば、自然と天理に叶ふらん。されば朝には高直の品

も、夕には下直になれる世なり。既に運上の御免なれば、則ち問屋仲間に解株など永く絶えぬれば、欲心・慳貪集りて惜しみ悲しむとも、更に其甲斐あるべからず。酒株となるべき筈なれば、とく安直におろし賣出しぬれば、唯惡口のみぞ殘れり、哀れといふも中々愚なり。されば只の人も早く御趣意の一大事を心に掛けて、家業大切得意大事と深く賴み參らせ、善を勸め惡を懲らしめ、父母主命に背くべからざる者なり。穴かしこ〳〵。

日光御社參の役員

後生よりも現世大事とかせぎなば節季の鬼のおそれ氣もなし

來る卯年日光御參詣に付、國主大名御關所堅め御明城番所場名前付左の通

碓井峠	加賀殿	甲州駒木根	肥後殿	相州浦賀	薩州殿
下總銚子	小倉殿	相州箱根	仙臺殿	常州大津	備前殿
奥州白河	長州殿	下野高下﨑	藤堂殿	日光中禪寺	庄内殿
總州關宿	丹羽殿	大井川	南部殿	遠州新井	佐竹殿
久能山兼帶 駿府御城番	上杉殿	甲府御城番	有馬殿	上野宮樣御附	土州殿

増上寺　　雲州殿　　御濱御殿　　津輕殿　　日光今市　　阿波殿

宇都宮城番　因州殿　　岩槻城番　　藝州殿　　御本丸御手先　酒井雅樂頭 榊原式部殿

西御丸大手　松平大和守殿　御本丸　　神戸殿

御留守居但西丸様御本丸御移り　西御丸　　未詳。

御留守居御道中人數揃　　中山通り　尾州殿御三卿様御同道　　千住通り　紀州殿若年寄衆中

其外御老中方は、日光御通り、其餘大目附以下の役人は不ㇾ殘、御參詣の御人數凡一萬二千人餘、御譜代の面々大方御供、外様衆面々三十六目附方〆　仙臺·箱根陣備總勢六千人騎馬武者七百人萬石以上七人·普以上、廿五人。右三十二人にて三千八百人。大將定。

一、仙臺殿手元二千二百人備、本陣箱根小田原先陣三島宿、片倉小十郎三島備神原にて、八町四方地雷火の備、本陣箱根には三貫目十五挺、西南向に備へ、總て武具·兵具數不ㇾ知、尤日數十三日の間、其外大名方夫々加備へ御座候ても、未だ觸も無ㇾ之事に候間、他見の儀は御遠慮可ㇾ被ㇾ下候。以上、

眞田信濃守殿於ㇾ屋敷ㇾ當三月珍事。尤も右同藩中より參り候者の風聞及ㇾ承

眞田信濃守屋敷の珍事

候間、早速罷越承り候物語の由。

高百五十石（但小高に候へども內福）內田鵜殿・同四百七十石（一刀大袈裟即死）池田八太夫・同三百五十石（追かけ討留卽死）上原勘兵衞・同三百五十石（下手疵）師岡七郞左衞門・（二階に居候處逃候由）竹村熊吉

右五人の內熊吉一人實子にて、餘人は何れも同藩中より養子に參り候由。右の面面鵜殿を始め在勤にて、何れも當時御取次役相勤め、六箇年來外四人の面々、每度鵜殿內福の上實體の人柄に候へども附合惡しく、折々遊里に誘進め候へども、餘り參り候事も無ㇾ之、質素儉約致す行を心惡く思ひ、雜言恥を與へられ候箇條、三月九日迄に七十五箇條有ㇾ之。扨右大變有ㇾ之候九日には、八太夫・勘藏兩人にて、鵜殿に申開け候は、「貴樣身上殊の外能く候ても、士の刀が切れねば役に立たぬ」抔、其外例の毒言甚しきに付、其時直に可ㇾ討果ㇾと存じ詰め候處、七郞左衞門致ㇾ他出ㇾ夜に入り七郞左衞門歸りを承屆け、其砌御廣間休息所に八太夫・勘兵衞居合せ候折柄、鵜殿八太夫に向ひ、「日頃の雜言、又先刻の刀の切味の事覺えたるかや、則ち刀の切味見よ」とて拔打ち、大げさに切放ち候。此體に恐れ、勘兵衞脇指を以て逃出で候處を追駈け、

御茶屋部屋御臺所口迄逃出し、大戶のくゞり明けかけ候に手間入り候內追詰め、後より斬付け、是非なく手にて受け候節、指四本切落され、其上面半面切裂け候故、卽時に倒れ候を首討落し、刀を納め何氣なき體にて、七郞左衞門小屋へ參り、家來に承り候處、小用に參り候哉と答ふ。之に依つて待受け居り候處を、六年已來意趣覺え有るべきとて、拔討に肩より脊へかけ一尺餘り切付け候故、卽死の眞似にて能く仕留め候と心得、夫より熊吉へ仕掛け、在宿の程を家來に尋ね候より、此體平日の樣子に無ㇾ之候間、家來頓智を以て留守の由を答へ、殊に多くは又御泊に御出被ㇾ成候樣子の旨申しければ、其分に捨置き、夫より公用人寺內多宮方へ罷越し、右の次第委しく申述べ、「恐入り候得共右の仕合不ㇾ及ㇾ是非、此上は御家法の通り御仕置覺悟仕り候。熊吉を討漏らし候事、甚だ以て殘念に奉ㇾ存候。當人御糺被ㇾ下候へば、一々覺可ㇾ有ㇾ御座ㇾ候。何分宜敷奉ㇾ賴ㇾ上ㇾ候。」一向に取亂したる體は更に無ㇾ之由。右鵜殿事は當時親類へ御預けに相成候由。且又師岡氏大疵、外科橫山新賢療治七十針餘縫ひ候事は、意趣七十箇條餘有ㇾ之候と承違ひ可ㇾ有ㇾ之由。深手に候得共、丈夫の

人故療治も相届き可ㇾ申旨、醫師申聞け候由にも承り候事。

越後國魚沼郡小千谷組眞人村は、千石餘の村高にて十六箇所に家居を構へ候場所に候。右の內若士の分は、本村より乾に當り、一里餘隔て、山中に家居十軒餘有ㇾ之、畑方鄕にて粟・稗・蕎麥重に作付け、夫食の料に致し候處なり。村居より七八町も隔て、字南の山と唱へ候所に、何の頃より住みしか、其所の村民も不ㇾ辨狸多く住みて、年々作物を荒し、畑に有ㇾ之分は踏倒し喰散らし、家々へ取入る分は穴中へ運び貯置き、折々は婦女子抔の名を呼び、或は白張提灯夥しく見せ葬禮の體を爲し、或は大勢集りたる樣の物音をなし、民家を地震抔の樣に動かし抔致したるも有ㇾ之、色々奇異の事共をなし、人をおびやかし候事數年の間なれども、近隣には妖狸と言ひ、若士にては南山と唱へ候。深くも怪まず、女童迄も驚く氣色もなく、「又南の山が出たるぞ」抔申居り候由の處、近來狸の數增し、諸作殘少に荒し候て當惑致し、穴の口に、夜中篝を焚き、每秋作物熟する頃は、鄕民不ㇾ寢番致し居り候處、さ候ても何れより拔出で候哉作物を荒し候事大方ならず候に付、狸を取るべきため、擂木の如き木

を拵へ、外に出刄庖丁・山刀樣の物を持ち、竹松明をあかし、枝穴々へ入り候由の處、右穴入口甚だ狹く、四つ這にて漸く這り候場〔所脫カ〕二三箇所も有ㇾ之、夫より奧は中腰位にて通路相成り申候。內至つて場廣に相成り、上へ手の不ㇾ屆所も有ㇾ之、又溜水抔も有ㇾ之、或は庇造の形に穴の出來候場所も有ㇾ之、中々人作の及ぶ處に非ず、誠に妖獸の爲す業と云ひながら、珍しき事也とぞ。扨又狸共行留り迄は逃入り、推詰り候處、人に懸り候由。 其節彼撞木を以て押付け置き、及物にて刺殺し候由の處、狸の居合ふ穴へ當り候は至つて稀なる由。年に五六匹宛は狩取り候由。其形犬位にて眞丸肥太り、手足甚だ短く、其目方は四五貫目も可ㇾ有ㇾ之哉、並々の狸とは形至つて違ひ候樣相見え、其四足熊の油の樣なる白味多く、其味至つて油濃く覺え候。 右狸去去亥年頃より百姓共手に不ㇾ及由を以つて、小千谷陣屋へ鐵炮等拜借願を致し候由の處、御備兵器の儀は地下へ貸渡し候儀不ㇾ相成、村方所持の猪防筒などを以て相防ぎ候處、丑年に至り候ては防ぐに手なく、猶又陣屋へ訴へ、御威光を戴き狩り候はねば、村中一統へ仇致し候由にて、御紋の高張提灯拜借願出で、其外郡中人足

助合等申談じ、人足裁判の爲め輕き役人の內罷越し、年久しく狸穴を掘崩し候處、何の間に逃去り候哉、纔に五六匹ならでは不狩取由、然る處眞人村拾六字の內、本村并枝鄕共に五六箇村は信濃川端に村居有之候處、右本村より二里程川上、桑名領木落村より小千谷陣屋下中條村への渡場有之、右穴掘崩し候翌日、百姓風情とは見えざる女、供を連れ船を渡し候處、船頭共女の形勢不常、船へ乘入り候節などは女船へ入り候と見え候へば、供の者乘込み候は未見、內女供・一同に船中に罷在り候由。其餘向の岸へ著く迄、岸動き何となく怪しくは存じ居り候由の處、其節は何れも氣拔け致し候樣にて可咄合心もなく、跡にて船方共心付き咄合ひ候は、「如何にしても人間には有之間敷、只船中へ乘入り候節兩足一度に飛込みし樣なりしは、何れにも狐狸の類ならん」かと物語り候由の處、追々彼の狸狩の噂承り思ひ當り候へば、大將狸穴を崩され、上州の方へ逃去り候にても可有候哉と、近隣風說致し候由。其他追々品々の風說ありと雖も、先づ有增を記して、茶話の一笑とはなしぬ。

京都御觸

京都市中の花柳界取締

京地傾城町の外、遊女渡世の儀は祇園町・同新地、且つ二條新地・北野七條新地、右四ヶ所へ先年より追々年限を以て差免し、其外端々所々にて株式を以て、茶屋渡世差免し置き候處近來差定め、遊女の外、茶立女・藝者等追々人數相增し、何時となく風儀猥りに相成り、隱賣女の働き幷宿等致し候者も有之、不埒の事に候。此度諸事御改革の折柄、遊女渡世の者等多分有之候ては、風俗に拘はり候間、傾城町の外は速に不殘取拂可被仰付候處、格別の御宥恕を以て、先づ商賣替の儀御免被成候間、難有奉存、當月より六ヶ月を限り、追々商賣替致し、正路の渡世可致候。併し是迄抱置き候女共、傾城町へ奉公住替差遣し候儀、幷右渡世の者共傾城町人別に加り、遊女商賣致し候儀は勝手次第の事に候。尤も傾城町の者共、奉公人住居替等の儀申來り候はゞ、給金等に付不相當の取計致す間敷候。併し引越し來り遊女屋相始め候を、無謂差障申す儀無之樣可致候。此上商賣替不致有來りの場所は勿論、外に於ても隱賣女渡世致し候者有之候はゞ、嚴格に御仕置申付け、地主は武士地・寺社門前地・町地の無差別、其地面永代被召上、家主・所役人も可被嚴科候間、

兼ねて其旨を存じ、右被㆓仰出㆒候趣、嚴重に可㆓相守㆒候。

右の通り洛中・洛外不㆑洩樣可㆓相觸㆒者也。

寅八月

此度祇園町・同新地を始め、所々賣女屋幷茶屋渡世の者共、商賣替等可㆑致旨、町觸差出し候に付ては、差當り迷惑致し候者も可㆑有㆑之候得共、世上の風俗にも拘はり候儀に付、速に取拂可㆓相成㆒處、格別の御宥恕を以て、商賣替又は傾城町へ引越し候儀等、勝手次第に被㆓成下㆒候御仁惠の程、難㆑有奉㆑存、商賣替の儀銘々存じ付き次第、正路の渡世を營み永續可㆑致候。又は傾城町へ引越し候者、幷に商賣替致し候者共、是迄抱へ置き候女共、身分の儀に付不實の取扱ひ不㆑致樣、精々入念其所々町役人共厚く申談じ、篤と申諭し候樣可㆑致候。

右の趣洛中・洛外不㆑洩樣可㆓相觸㆒者也。

寅八月

伏見奉行

伏見御奉行の裁許、何事も行屆き總て是迄每事に憐愍の取捌にて、下々大に悦べる

の遊所取締

事のみなり。此度遊所取拂の儀に付、柳町とやらん、墨染とやらん、撞木とやらん、何れとも、忘れたれども只一ヶ所のみ差免されて、多く有る處の遊所、悉く取拂ひ申付けられしにぞ、何れも京・大坂の噂を聞きぬる事、如何とも詮方なく、途方に暮れて居たりしに、三日目に至りて一ヶ所の免されし遊女町を、中しよ島へ所替すべしと申付けられしといふ。此島伏見にて船乗場の向にある所の島にして、是迄も尤卑劣の遊女ありて、下賤の者の遊べる所なるに、此度停止仰付けられし事故、是も大に困り居たりしに、一ヶ所の免されしを此所へ引移さるゝ事なれば、是迄の妾にて渡世するに至り、一統大悦びなりと云ふ。此島至つて場所廣き事なれば、外外の遊所町何れも此島へ移り來ても、土地窮屈になくして、何れの遊所も差支なく是迄の渡世を致す事故、少しも混雑する事なくして、大に祝ひなどをなして悦べる事なりといふ。

文身を禁す

口達

身輕の者共、ほり物と唱へ、總身へ種々の繪物又は文字等を彫り、墨を入れ、或は色

入等に致し候者も有レ之由、右體の儀は風俗にも拘はり、殊に無疵の總身へ疵付け候は、銘々恥可レ申筈の處無二其儀一若き者共都て伊達と心得候哉、諸人の嘲笑ひ候をも不レ顧、右樣の儀致し候者多く相見え不レ宜事に候間、向後手足は勿論、總身の彫物致すまじく候。能々町役人共よりも爲二申聞一心得違の儀無レ之樣可二申諭一候。且又右彫物致し遣り候者共は、人々任レ頼旨とは乍レ申、忌嫌ふべき事を不二差構一好に隨ひ彫り遣し候者別て不埒の儀に付、自今心得違致し、新に彫物致し候者有レ之ば、其者は勿論彫物〔彫り／賦カ〕遣し候者一同召捕り急度申付け、其次第に寄り町役人共迄咎可二申付一候條、右の者共より町々幷若年の者共へは、別て厚く可二申諭一候。

右の通り夫々不レ洩樣可二申聞一事。

寅八月

八月十二日御觸

通貨引替に就いての御觸

文政度以來金銀吹直し被二仰付一候處、當時保字金銀一分銀・貳朱金等を以て、專ら世上通用に被二成置一候に付ては、文政度の文字金銀・草字二歩判・二朱銀・一朱銀等、此

度不殘通用停止被仰出候間、其旨相心得、凡て古金銀是迄停止の品共所持致し候者は、多少とも有體の員數銘々より書付け、其筋へ可差出候。 數度引替の儀相觸れ候へども、 今以て引替殘りし高不少候は、 畢竟金銀持圍候餘力有之者共、品位宜しきと存じ候方を寶と致し隱置き候故に候哉、 人情に於て無謂事には無之候へども、 心得違にて候。 金銀は世上通用を以て寶と致し候事故、 品位何程宜敷金銀たりとも、既に停止の上は持圍ひ候は一己の寶と致し候迄にて、世上一同の寶には不相成候。 公儀御製作世上の寶たる品を、 一己の私を以て寶と致し、 持圍ひ隱置き候は心得違にて、 觸渡しの趣を背き、 罪科不輕儀に有之、 世上の爲め品々御改正被仰出、下々痛みに相成候儀相厭候樣の御趣意にて、誠に難有御時節の處、一己の迷により違犯の罪科に陷り候者共も有之候ては、其節に至り後悔致し候ても無詮不便の儀に付、 兼て諭示し候。 是迄の停止此度より停止の金銀共、 速に觸書に應じ、銘々持圍ひ候員數有之儘書出し候者は、 自己の冥加を辨へ、 觸渡し相守り候奇特の段可被賞候。 若し世上通用の義理を不顧、一己私情の迷を不悟有の儘

不㆓書出㆒、此上猶隱置き候はゞ、取上げの上嚴しく咎可㆓申付㆒候。此旨能々相心得違犯致すまじく候。右の趣諸國御代官所御預り所・諸奉行所私領は國主・領主・地頭より不㆑洩樣爲㆓觸知㆒、停止の金銀所持の有無吟味致し、所持の者は爲㆓書出㆒、御勘定所へ右書付可㆓差出㆒候。引替遣し方の儀は御勘定奉行可㆓申達㆒候。若し持隱しの吟味行不屆等閑の儀も有㆑之に於ては、面々可㆑爲㆓越度㆒候。右の通り可㆑被㆓相觸㆒候。

右の趣從㆓江戸㆒被㆓仰下㆒候條、此旨三郷町中可㆓觸知㆒者也。

古金銀引替に就いての注意

覺

一、此度文字金銀・草字二歩判・二朱銀・一朱銀等通用停止相成り候に付ては、右御觸面の通り所持の者は、多少とも有體の員數、銘々より書出し候儀は勿論の事に候て、於㆓奉行所㆒猶又嚴重の糺方可㆑致儀に候へども、右の內一朱銀の儀は當時專ら通用致し候に付ては、身薄き者持合ひ候分、追て引替方の儀相達候迄、其儘に相成り居り候ては、取續方等に拘はり候分も可㆑有㆑之哉に付、右樣の者は其町々年寄は不㆑及㆑申、於㆓其方共㆒も能々致㆓世話㆒、所柄に寄り兼ねて積金有㆑之町々は、其方より引替へ

分限相應の服裝をなすことを覺す

遣置き候か、又は身元宜しき兩替屋其外町人共抔と及レ談、引替貰ひ遣し候て、書出し方名前の儀は相對次第に致し、何れにも身薄者取續方等不二差支一樣、厚く取計らひ可レ遣候。右の段差し心得、町々年寄共へ急度可二申諭一事。

一、先達て衣類の品直段の限をも伺濟の上、相達し置き候。右は一般に綿服に相成り、女などは別て主臣の差別も無レ之候に付、身分の品に寄り、繻子帶等の儀も相用ひ候樣達し置き候處、中には下女迄も繻子等の帶相用ひ候も有レ之由にて、是又主臣の譯不二相立一風俗にも拘はり候間、右伺濟の次第能々致二辨別一總て右の類に不レ限、其分限に不レ違樣、於二町々一年寄より心を被レ付、且下男・下女等は其主人、借屋人は其家主より心添可レ致候。質素儉約の儀銘々の爲にて、何れも暮らしよく相成り候樣との厚き御仁惠の御改正を難レ有奉レ存、自分限り其家限り深き御趣意の程を相守り、分限を能く心得候へば、風俗も不二相亂一衣類の品も自ら次第相立ち候事に候。畢竟銘銘分限を不レ辨より、右の通り相成候間、委細に夫々へ可レ被二申諭し置一候事。

寅八月

寅八月十五日御觸

茶屋風呂屋の轉業を速かならしめんとす

大坂古町幷新地請負地、其外町續在領建家場等に、前々より差免し有ㇾ之候茶屋・風呂屋致ニ渡世一候者共、近來猥りに相成り、定の外茶立女・髮洗女等多人數召抱へ、品不正の稼致し候趣相聞え、元來傾城町の外は都て隱賣女に候は勿論の儀にて、一體の風俗に拘はり候間、此度諸事御改正の御趣意を以て、右商賣不ㇾ殘差止め、速に場所取拂ひ可ㇾ被ニ仰付一處、格別の御宥恕を以て、一統御仕置・御咎等の不ㇾ及ニ御沙汰一、先づ商賣替の儀被ニ差免一候間、格別難ㇾ有奉ㇾ存、來る卯正月迄の內、追々外商賣致し、正路の渡世可ㇾ致候。尤も銘々抱女共數多可ㇾ有ㇾ之間、相對を以て傾城町へ奉公住替へ差遣し候儀、並に是迄右渡世の者共、傾城町へ引移り、同所人別に加はり、遊女屋商賣候し候儀勝手次第、傾城町の者も右奉公人住替の儀申來り候はば、給金等に付不相當の取計らひ致すまじく候。勿論新規引移り來り候者、遊女屋相始め候儀を、無ㇾ謂差障り候儀無ㇾ之樣可ㇾ致候。此上右月數過し候ても、商賣替致さず、是迄の場所にて隱賣女渡世致し候者之あるに於ては、夫々嚴格に御仕置等

申付け、地主は寺社前・町地の差別なく、其地面永代召上げられ、家主並に所の者も是又嚴科に可ㇾ被ㇾ處候間、兼ねて其旨を存じ、右の趣嚴重可㆓相守㆒候。

右の通り江戸表より御下地を以て申渡す間、夫々不ㇾ洩樣可㆓觸知㆒者也。

寅八月 若狹 遠江

八月十七日御觸

堂島米直段に就いての觸書

大坂米相場の儀、諸國米直段の基本にて、其上米穀を以て仕出し候品は勿論、諸色共總て米直段を本として賣出し候道理に候上は、右米相應の高下に寄り、萬價に拘はり候筋に付、享保年中格別の御世話有ㇾ之、天明度にも米賣買方の儀に付、米仲買共へ品々仰諭され候趣も有ㇾ之、當時迄も右御趣意に基き取扱ひ來るに付、堂島米相場は諸國米直段より下直の方に有ㇾ之、右にて世上釣合宜しき趣相聞え候處、此度總て株札並に問屋仲間組合等停止、素人直賣買相成り候に付ては、諸家拂米は勿論、目餘る商米共、素人一同銘々手元限の直立てを以て賣買致し、普通の相場相立ち申さず候ては、世上米直段の爲め宜しからざるのみならず、萬價に差響き候筋に

付、此後も堂島米賣買方等の儀は、唯今迄の通り居置き候段、其筋の者共へ申渡し候間、一統其旨を存じ、以來素人にても、米方奉行司へ相屆け市場へ立交り、諸家拂米、其外共直賣買致し候儀勝手次第、右に付取締向きの儀、諸事年行司の差配を受け、享保の度以來の掟を相守り、新古の差別なく相互に和合致し、彌〻以來米直段の爲宜しき樣掛引可ㇾ致候。

但米方兩替の儀も、右同樣の振合に相心得申すべく候。

一、玉澤町相撲(模カ)屋又市先代又市儀、明和年中願受け候米相場の儀、堂島相場移取り、正米竝に流相場帳合商取組み、諸家拂前入札をも致し候仕法に有ㇾ之、右は冥加金相納め候故を以て、願受け候儀にて外に譯柄無ㇾ之、此度右體株仲間組合等停止、素人直賣買勝手次第に相成り、右に付冥加金も上納に及ばざる旨申渡し候上は、當時又市差配致し候市場差止め候ても、敢て米融通合に差支へ候儀無ㇾ之候得共、大坂米市場の儀、堂島一箇所にては手狹の方に相成り、其上同所の儀も前條の通り申渡し候儀に付、旁〻江戸堀竝に出店久左衞門町・東天滿右三箇所市場の儀、以來年季に拘は

刃製造人の限定を解除す

らず、唯今迄の通り居置き、又市、市元に相成り、素人打込み米賣買致し候儀勝手次第、尤も市場雜費の儀、日々寄集り候者共より、割合受取り候儀は苦しからず候得共、株料と唱へ、入用多く相掛け申すまじき段、又市へ申渡し候間、是又一統の旨を存じ、向後右市場へ寄集り候者共、米直段の儀は是迄の振合を以て取計らひ、彌〻不正の儀無レ之樣可レ致候。

一、刃製法人の儀は初發江戶表に於て御吟味の上、大坂・堺兩所一體に相成り、七人に限り製法仰付けられ、改印を以て御下渡し、當時迄も大切に相用ひ來り候儀にて、通例商賣人共願により株仲間差免し候類とは譯も違ひ、其上元文年中元極め直段にて、高下無レ之賣出し來り候處、此度厚き御趣意相辨へ、右定め直段より格別引下げ賣買致し候趣相聞え、右に付何等差支へ候筋も無レ之候に付、刃製法商賣の儀、唯今迄の通り居置き候。且つ人數七人に限り候ては、仲間組合の姿と相成り、都て株仲間組合等差止められ候御趣意にも差障り候に付、以來大坂・堺兩所の內、刃製法相屆け候者は、其處の奉行所へ斷出で、聞屆け請けにて製法致し候上は、大坂改會

共同地使用に課税す

請負地より地代と稱へて課税す

所へ差出し、夫々立會ひ相改め相違無レ之候分は、改印申受け、勝手次第賣出し申すべく候。在來製法人共無レ謂差障り候は勿論、改めに事寄せ、入用多く相掛け候儀無レ之筈に付、其旨を存じ、新規刃製法相始め候者は、在來製法人賣出し直段より、下直に候とも高直に賣買致すまじく候。尤も此後も改印無レ之、紛らはしき刃賣買致し候者有レ之ば、吟味の上急度申付くべく候。

一、大坂町々・濱地・川岸通り等を、兼て町人共願濟の上、銘々遣用に致し候故を以て、年々上納金銀仕來り候分は金地代にて、株仲間商賣人等より差出し候冥加金銀の類とは譯も違ひ候に付、右の分は以來一般に地代と唱へ替へ、唯今迄の通り上納致すべく候。

一、右同斷新地請負地等の分、初發地所御拂切又は請負仰付けられ候節、場所に應じ諸商賣筋株物口々差免し、右助成を見込み、冥加金銀取極め上納致し來り候處、此度都て株札竝に問屋仲間組合等停止、冥加金銀上納に及ばざる旨、最前觸渡し候に付ては、別段地所に附き候株冥加の分引去り、金地子に相當り候分前同樣地代と

唱へ替へ、上納致すべき段其筋の者共へ申渡し候間、其旨を存じ、場所に株物等附無レ之、請負地地子の分も、以來地代と唱へ替へ、唯今迄の通り上納致すべく候。

但堀江地子銀の儀は、猶又吟味の上追て沙汰に及ぶべく候。

傾城町水道冥加金を地代と稱ふること

一、傾城町水道冥加銀の儀、金地代に准じ候筋にて、株仲間商賣人等より、相納め候冥加金銀の類とは譯も違ひ候に付、是又以來地代と唱へ替へ、唯今迄の通り上納致すべく候。

右の通り江戸表より御下知を以て申渡〔候脱カ〕間、夫々洩れざる樣可ニ觸知一者也。

大坂に旅籠を許す

大坂表の儀は、諸國の商旅等多く立廻り候場所に付、此度左の箇所に限り旅籠屋商賣差免し候。

新堀但安治川上一丁目同二丁目　曾根崎新地但一丁目ゟ三丁目迄　道頓堀但立慶町組日本橋ゟ西へ幸町五丁目迄芝居裏難波新地迄町地而限

右の通り申付け候。尤も右旅籠屋一軒に付、飯盛女二人宛召抱へ、其内大暮しの者は右に准じ、人數十八迄は勝手次第差置き、右に付品々定の儀夫々申渡し、右商賣取締りの儀、此度改めて總年寄共に申付け候間、一統其旨を存ずべく候。

但大坂十一橋掛直し御修復等の爲め、手當先前より右請負人へ差免し置き候廉も有ㇾ之候に付、前書三箇所旅籠屋の儀も追て沙汰せしめ候迄、右請負人常盤町三丁目重三郎へ相對に及ぶ外、旅籠屋竝通り出銀致すべく候。

一、此度差免し候三箇所旅籠屋の儀、軒數相定め候ては、自ら仲間組合の姿に相成り、御趣意差障り候間、軒數に拘はらず、場所にて取極め候に付、此度飯盛女附旅籠屋渡世望の者は、右三箇所へ引移り、定めの通り相守り商賣致すべく、其外何方にても水茶屋・料理屋、或は一通り旅籠屋渡世致し候儀は、之又勝手次第に候得共、飯盛女は勿論餘程紛らはしき名目を以て、抱女致し、三箇所内旅籠屋同樣の身過致し候儀、堅く相成らず候。

規定以外にて旅籠渡世するを許さず

右の通り江戸表より御下知を申渡し候間、夫々洩れざる樣可ㇾ觸知ㇾ者也。

寅八月十七日　若狹　遠江

八月廿三日御觸

一、此度問屋唱へ方等の儀に付、御觸達の趣を以て、大坂三郷竝に町續在方家受人

家受渡世

の儀も、株仲間等唱へ候儀差止め、冥加銀も上納に及ばざる旨申渡し置き、猶又取調の處、右家受の儀、先年願受け候以後、右渡世致し候者、人數に引當て、所割りに致し家受判元と唱へ、銘々受持場を差定め有之に付、縱へ親類・懇意の間柄にて、受人に相立ち遣し候者有之候ても、何れ右場所受持の家受人、受判致さず候ては、家貸借相成らざる振合に押移り、借家人共に於ても、二重受人相賴み候仕儀に至り、手狹に相成り候のみならず、家受判料の失費も有之、難儀に及び候事の由相聞え、前段御觸面の差障りに候に付、家受渡世の儀更に差止むべきの處、右にては當地に金無之者家借は勿論、外の借家人家入用有之、家主ゟ家明の儀申出で候節、取扱ひ方不辨理に相成り、旁〻差支へ候趣に付、此後も右渡世の儀只今迄の通り、居置・家受判先と唱へ夫々箇所受持の儀差止め、已來家受人共手寄受判の儀、賴み來り候者有之ば、銘々働き次第判料引下げ、受負致すべく候、此外親類・懇意の間柄にて、受判致し遣し候者有之分は、家受け渡世の者受判致し候には及ばず候間、右の者に拘はらず、相對次第家貸借致すべく候。尤も其儀を家受人共差障り申すまじく候。

借家人の不法を戒しむ

但右家受渡世の者方に取補理（とりつくろ）ひ有之、引取小家の儀、銘々軒別に相成り候ては、夫丈け雑費相掛り、自ら家受判料引上げ候道理に付、右小家の儀は唯今迄の通り、家受人共相持に致し候共、相對次第に致すべく候。

一、町々借家人共儀、家主へ家明渡し候節、差向き手寄（たよ）るべき方無之者は、家受小家入りと唱へ、前書家受け渡世の者引取り、小家へ入れ、夫れ切にて一旦元居町名前消し候儀を存じ量り、近來借金銀負ひ候者、家主・家受人等馴合ひ、態と家明け候儀申遣し貰ひ、或は家受・小家入り等致し、濟方遁れ候巧致し候者も有之哉に相聞え、以の外の風儀に候。右は最前相觸れ候通り、身代限り相渡し候者同樣不所存の至に付、是又急度人前を相憚り、格別に辛苦致し稼出すべき筈に候上は、右體家受小家入り致し候者、追て以前の通り町名前差出し、借宅を構へ候迄は、向後男女共平日藁草履の外、其餘の履物は勿論、雨天の節傘・下駄等相用ひ候儀差止め、簑笠・桐油合羽等を著、往來致すべく候。且つ銘々親類・身寄の者方吉凶の場所へ列座致すまじく、其上男は吉凶平日共上下・袴並に羽織をも著用相成らず候間、其旨を存じ、如

何にも恥辱を辨へ、家受・小家入り致し候儀、輕々しく相心得申すまじく候。自然此上にも大小家入りの儀に付、巧み取計らひ致し候者相聞くに於ては、早速召捕り罪科に處すべく候條、所の者迄も兼て心を付け、右體の族無之樣相改むべく候。

但本文の通り申渡し候とて、實々家入用の儀有之か、又は家賃銀等相滯り、家主より家明の儀申出で候事は、聊か遠慮に及ばず候。借家人又は家受人に於ても右に事寄せ、家明き難澁致し候儀は勿論、家賃銀等滯らせ申すまじく、夫々家主も成丈け家賃銀引下げ遣すべく候。

一、近年大坂最寄り在々の者共、兎角に都會の風儀に心を寄せ、百姓の本意を打忘れ、商人多く相成り、前々文政の度攝・河兩國の內、綿作重に致し、千七箇村百姓共銘々手造りの實綿竝に在方綿商人取扱ひ候、實綿・繰綿一同賣捌き方の儀、大坂にて綿問屋迄鬮合に及び候以來、綿商共始め候者追々相增し候に付ては、品貪利の取計らひ致し、先繰に最寄り綿直段糶上げ、然のみならず外百姓共へも相移り、自ら農業心掛け疎略に相成り候事の由相聞え、以の外の事に候。右は去る冬在々の

百姓の奢侈を禁ず

風俗の儀御觸面の趣にも差障り、其上元締問屋迄公事合及び候趣意は、銘々取引の勝手を論じ候迄の儀にて、事實に於て百姓奢侈の導きにも相成り、此度格別御改正の儀に付、旁〻取り用ひ候。此後百姓同士當座融通に綿賣買致し候儀は、其程にも有ㇾ之儀に付、差構へ無ㇾ之候得共、時合を見込み在方綿商人共買持、又は占賣・糶買致し候儀は勿論、胡亂の旅商人を在々へ引入れ候儀等は、決して致すまじく、夫々買取り候實綿・繰綿竝に百姓直賣りの分共、町々綿屋或は素人方へも銘々勝手に相廻し、相對次第賣出し候樣致すべく候。自然右生立の儀に付、綿屋其外の者共不正の取計らひ致し、元方難儀に及び候事も有ㇾ之候はゞ、早速訴出づべく、吟味の上急度沙汰に及ぶべく候間、其段相心得、一同正路に賣買致すべく候。

一、材木屋・竹屋・竝に商賣にて、川中を置物に相用ひ候者、兼て願濟にて冥加銀上來り候分、已來川岸地代と唱へ替へ、材木屋の儀も一同總會所へ上納銀取集め、萬端取計らひ候樣仰渡され候間、其旨右商賣人洩れざる樣、町銀達置かるべく候。且又願立・願止・名前替等の度每、御月番川方御役所へ罷出で、帳面張替へ等致すべく、同日

總會所帳面をも張替へ候樣、町々に於て相心得置き、其筋へも心得置かせ申さるべく候事。

八月廿六日御觸

先達て問屋竝に仲間組合差止め候に付、是迄の銅細工人に限らず、素人にても勝手に細工致すべき旨觸渡し候處、銅に携り候者共、眞鍮吹職・錢物職の者共の內心得違ひ、古銅類勝手に賣買致し、吹潰し候族も有之哉に相聞え、不埒の事に候、古銅の儀は、前々觸渡しの趣皆相守り、是迄の通り銅吹屋・古銅賣上人共へ賣渡し候か、又は勝手により銅座へ直に差出すべく、右の外賣買吹潰しの儀等致すまじく候。若し心得違ひ、猥りに賣買致し、又は吹潰し候者有之候はゞ、其品取上げ急度沙汰に及ぶべく候。右の通り三鄕町中可觸知者也。

古銅吹潰しの禁止

一、湯屋男女入交り相成らざる樣仰出し候に付、當八月限り相改め候仕方、來る廿八日迄書付を以て申出さるべく候事。

八月廿七日御觸

混浴を禁止す

上下の辨別を立てしむ

一、近年世上衣食住を始め、萬事奢侈超過に及び候に付、質素節儉を相守り候樣、追追御仁惠の御觸達有之候に付ては、猶又取締り方の儀、先達て品々申渡し置き候處、身元相應の者迄も段等を失ひ候次第に至り、右に付き其筋の者へ沙汰に及び候得共、都て輕き者迄規則を越え候て、一同相弛み申すべき樣子に相聞え、不埒の儀には候得共、畢竟下々其時に心取違ひ候筋にも有之べきやに付、辨別能き樣に箇條を以て申渡し候。

華美の衣類を停止

一、家持の町人竝に妻子等金入に無之共、縫物竝に錦織物高直の唐反物・華美染物類、一切著用致すまじき事。但し町人の內にも家名新古地面掛け屋敷多少等も有之儀故、銘々身分を辨へ、分限より內輪に心掛け、召仕下人も無之程の者は、縮緬は小切たりとも用ひ申すまじく候事。

下人に縮緬を禁す

一、借家人は縱へ男女多く召仕ひ候程の者にても、其身竝に妻子共縮緬は小切たりとも堅く相成らず候事。但裏借家の者は木綿に限り候事。

一、同居人は名前人より、一等手輕に致すべき事。但身代限りの上、同居の者は、先達

分限により衣類を異にせしむ

て相觸れ候通り心得べき事。

一、召仕の下人・下女の儀、家持町人の召仕は仕儀により、紬相用ひ候儀苦しからず候得共、平日は木綿たるべし。且借家人の召仕は、一向木綿相用ふべく候事。

一、御用掛り勤中は、借家住の者にても御用筋の節は、同勤竝の品著用致すべく候儀苦しからず候事。

一、諸家用達立入りの者、其家々より貰受け候品は、家持借家人の差別なく、其儘著用苦しからず候得共、紋所無之品は譬へ貰受け候品にても、分限に應じ申すべき事。

一、寺社家は勿論醫師・儒者・山伏・座頭・瞽女・能役者等前條に拘はらず、其分限に應じ申すべき事。

一、三箇所旅籠屋食盛女共は、先般申渡し候通り、餘り華美に無之、傾城町同様に相成らざる様致すべく候事、

一、歌舞伎役者・人形遣等は、兼て取締り申渡し置き候通り、相心得べく候事。

一、夏衣類の儀すきや・縮の類は縮緬、越後縮の類は絹・紬・晒麻の類木綿に准じ申すべく候間、右段等を心得、總て分限不相應の品著用致すまじき事。

右の通り此度改めて申渡し候間、一統其旨を存じ、違失なく相守るべし。尤も右に相洩れ候廉も有ㇾ之ば、前條の振合を以て、夫々分限に應じ勘辨致すべく候。自然此後右申渡しを背き、不相應の衣類等著用致し候儀、外より相聞き候に於ては、急度申付くべく候條、其節後悔致すまじく候事。

右の通り三鄕町中端々迄も洩れざる樣可ㇾ觸ㇾ知者也。

寅八月　若狹
　　　　遠江

口　達

唐物類賣買に就いての達

唐紅毛持渡る藥種・荒物類、竝に毛類反物・皮類共、正路の品は危ぶみなく賣買可ㇾ致旨、當四月以來追々申渡し置き候得共、兎角に町人共氣配り縮々一際存じ込み、商賣薄く取組み手狹に相成候趣相聞え、心得違の事に候。總て右品々の儀は、公事出入吟味中にても無ㇾ障取引致し、正銘の品所持或は竝合ひ引當等に取置き候とも、

妻子に拘はらず、當人計り御仕置き被レ行候節は、其家不レ及ニ闕所一、妻子へ被ニ下置一、又は吟味中家財を改め、封印付け候共、正銘の品に於ては、封印相成候儀をも能々辨別致し、何れにも唐紅毛正銘の品は、聊無ニ危踏一、一統見込み次第、出精取引可レ致候。右の通り大坂町中へ早々可ニ申聞一候事。

江戸廻送に就いての口達

口達

近來諸色江戸積致し候者、代銀仕切り相滯り候に付、自ら積み氣配不進に相成候事の由相聞え、以の外の儀に候。此後右仕切銀相滯り難儀致し候者有レ之ば、早速月番の奉行所へ可ニ申出一候。糺の上其筋へ掛合ひ、當人出府に及ばず取立て可レ遣候。尤古借の儀は、年來等閑候儀に付、右同樣には不ニ相成一候得共、是又取計らひ方勘辨致し可レ遣間、一統其旨を存じ。注文並に送荷物共、聊無ニ危踏一、出精積廻し候樣可レ致候。

右の通り三郷町中へ可ニ觸知一者也。

八月廿七日

町々年寄へ總年寄永瀨七郎右衞門ゟ演舌の寫

何事によらず、御觸竝に觸渡しを粗略に心得申すまじく、與の儀義〔餘の義カ〕は兼て申諭し、其方精々心配致し候趣に候へども、兎角御觸を背き、又は表向のみ御觸通りに取計らひ候體にて、內實不埒の所業、二或は御觸を心得違ひ候者抔有之儀、畢竟町役人共、等閑よりの儀に付、右樣の者御咎相成候者、其筋の者不本意至極の事に候。さりながら一體の修理を辨へざる仕癖に拘はり、泥ミ私情ニ蠱惑致し候は凡俗の常に候間、有難き御改革の御趣意を辨へ、裏屋小屋の者共迄、厚く敎導致し、一同を風靡致し候樣努力致すべきの秋に候條、其方共ゟ町々年寄へ篤と申聞置き、其上にも不行屆者は、早速引替へ申立つべく候。若し此後御觸を背き候者有之候節は、品に寄り夫々年寄迄も、吟味を遂げ申すべく候。事により候はゞ、其方共迄も越度と相成るべく候に付、此段兼て申聞け置き候事。

寅八月　提紙に但右は町々年寄心得方の儀にて會所表へ張出し置き候譯にては之なき事

口　達

通貨引替の口達

此度文政度の文字金銀・草字二歩判・二朱銀・一朱銀等、不ㇾ殘通用停止相成り、所持の者は員數書付け、其筋へ可ㇾ差出ㇾ旨の御觸面に付、銘々所持の員數有ㇾ之儘、書付を以て申立て候へば、猶引替方の儀御沙汰有ㇾ之手續に候得共、圍持ち候筋に無ㇾ之、當用の爲所持致し候分は、右迄にも不ㇾ及、近々引替へ相成候間、其旨を可ㇾ存候。尤當用に無ㇾ之分は、右御觸の通り所持の員數其筋へ可ㇾ書出ㇾ候。

右の通り三鄕町中夫々の者迄へも、洩れざる樣申聞可ㇾ置事。

寅九月四日

夜店を禁ず

當夏以來町々道端へ夜店差出し、小商致し候者多く有ㇾ之。右は輕き者身過の一助にも可ㇾ相成ㇾ候得共、追々風立ち候時節に至り、火の元等の爲も不ㇾ宜候間、來る十五日ゟ來る卯の三月二日迄の間、晝の間は勝手次第致し、夜店差出し候儀相休み可ㇾ申候。尤も年來夜店差出し來り候場所は、是迄の通り相心得、別て火の元入念可ㇾ申候。但此度限りの事にては無ㇾ之、此段年々右の振合に相心得可ㇾ申候。

寅九月十日

町々の木戸を嚴重にす

町々木戸追々修覆相調へ、最早取揃ひ候樣相見え候處、番人等閑にて木戸を開き候儘差置き候も有レ之由、且夜を殘し番人引取りも有レ之、銘々盜難の儀は申す迄も無レ之相歎くべき事に候處、等閑に相成り候ては、木戸造り候詮も無レ之、追々冬分にも至り候間、町々見廻り等念入れ、右等閑無き樣可レ被レ申、且又用水の儀も入念水彈・水籠等損ひ候はゞ、相改め五印水の手人足も、常々屈強の者相選置き、出火の節は手早く消留め候樣專一に候間、平生厚く心掛け、何れも銘々の爲に候間、能々可レ被二申合一候事。

寅九月

百姓の奢侈に赴くを禁ず

百姓の儀は、粗服を著し髮も藁を以て束ね候事、古來の仕來りに候處、近來奢に長じ、身分不相應の品著用致し、髮も油・元結を用ひ候のみならず、流行の風儀を學び、其外雨具も蓑笠を用ひ候事に候處、當時傘・合羽を用ひ、其餘の儀萬端之に准じ、無益の費多く、先祖より持來り候田畑も人手に渡し候儀、歎かはしき事に候處、一體百姓にて餘業の酒食商ひ致し候か、又は湯屋・髮結床等有レ之候儀、畢竟近年の儀に

百姓に農事を奬勵す

子弟の教育に勉めしむ

て、若者共自然よからぬ道に携り、柔弱且つ放埓の基に候間、彌〻古代の風儀忘却致さず、物每に質素に致し、農業相勵み候儀肝要に候。且つ先達て菱垣廻船積問屋共、其外諸株仲間組合一統停止の旨仰出され、御府內に於ても同商賣何軒にても相始めさせ、手廣相成候に付、自然在方へも推移り候哉に相聞え候。御府內町々と在方と一樣に存じ候は心得違にて候。百姓共專ら耕作に力を用ふべき身分にて、餘業に移り、町人の商賣を始め候儀は、決して相成らず候事。

一、近年男女共作奉公人少なく、自然高給に相成り、殊に機織下女と唱へ候者、別て過分の給金を取り候由。是又餘業に走り候所存の儀、本末取失ひ候事に候。元來百姓共は商ひ當座の利潤を以て營み候町人共とは、格別の儀に候條、之等の儀能々辨別致し、一途に農業精出し、銘々持傳へ候田畑に離れざる樣、專一に心掛くべく候事。

一、勘當・久離・帳外の儀、一體輕からざる儀に候處、右體親族の因を抱き候程の者出來候は、兼々教へ方不ㇾ宜故の事に候、忰又は厄介等有ㇾ之者は勿論、村役人共一統其

段厚く相心得、不實の儀無レ之様常々異見を差加へ、一人たりとも其所人別相洩れざる様取計らひ致すべき儀肝要に候。右の趣堅く相守るべく、若し等閑に心得候者有レ之ば、夫々吟味の上嚴重に沙汰に及ぶべく候條、違失無レ之様、御料は御代官・私領は領主・地頭より相觸れらるべく候。

九月

右の通り江戸より仰下され候條、此旨三郷市中にても相心得べき旨可二觸知一者也。

口達

所々明地面又は往來道端等にて、葭簀張り致し、茶店・煮賣其餘の品たりとも、商ひ致し候儀願濟しの分は格別、さも無レ之處の者等相對を以て、葭簀張り等補理候分は殘らず取拂ひ申付け候。尤も此後新規に取補理候はゞ、願出で指圖受くべく候。

*右の通り三郷町中へ洩れざる様可二申聞一候事。

寅九月廿六日

二割下げを勵行せんとす

町々諸色直段の二割下げ以上引下げ賣買致すべき旨、先達て相觸れ置き候處、町人中心得方區々にて、取引き混雜に及び候儀も有レ之哉に相聞え候に付、左の通り。

一、諸國より大坂積廻し候處の品は勿論、土地產物にても元方より荷受致し、仲買又は素人へ賣捌き、代銀高に應じ口錢取り候儀を渡世致し、商人の元方直段二割以上下げ受拂ふべく候。右に付元方直段引下げ方の掛合ひ行屆き兼ね、無レ據直下げ成難き分も有レ之ば、早々申出すべく、元方に於ても打合せ、糺の上沙汰に及ぶべく、先達て已來追々申渡し候へば、たまさかに元方掛合ひ、直下げの儀申出で候者も有レ之候得共、多分其儀なく、勝手儘に賣買致し、高直に賣拂ひ候趣も相聞え如何に候。總て元方よりして下直に相成らず候ては、直下げの趣意を貫き申さず候間、其段厚く相辨へ、何れも元方直下げの掛合行屆かざる分は、聊斟酌なく早々申出づべく候。但口錢の儀は、賣方に應じ、夫々步割等有レ之分は、本文の通り元方直下げ行屆き候はゞ、自ら口錢高も相減じ候筋に付、右口錢の內にて、二割引下ぐるには及

ばず候。

一、總て仲買又は素人中、前出荷受屋より買取り候商物、夫々手元にて割渡し致し候分は勿論、右荷物の儘賣り候分、一同元付の引格も有ㇾ之儀に付、右の分は前條荷受屋同樣直段割下げ、取引致すべく候。但本文の外、段々手を越し候商物も、總て右の振合に心得、元方引下げ行屆き候て、其餘は口錢にて引下げ申すべく候。右の通り相心得、一同正路に賣買致すべく候。若し割下げ高を見込み、荷受屋總て元方直段引下げ、仲買の外の者は己等口錢等申掛け、德用貪取る族も有ㇾ之趣相聞え候はゞ、早速召捕り、嚴重御仕置申付くべく候間、其節後悔致すまじく候。勿論右樣の者無ㇾ之樣、夫々所の者共に於ても賴み、心を付け相改むべく候。

右の通り可ㇾ觸ㇾ知者也。

歌舞伎役者の名を器具に用ふるを禁ず

一、鬢付其外何品に寄らず、歌舞伎者異名又は紋所抔、右の品賣出し候儀相成らず候間、町々にて右樣の品無ㇾ之樣改めらるべき事。

寅十月朔日

江戸積廻の物に口錢を課す

一、大坂より江戸積荷物、於₂海上₁難破船の節は、以來江戸・大坂兩損の積り相極め、送り荷の儀は、積込みの儀案内致し置き候分は、是又江戸表引合ひ候商人共、兩樣に相心得候樣、當七月觸置き候。然る處江戸積油の儀、これ無口錢にて積廻り來り候處、右體海難兩樣相成り候ては、積方の者共及₂難儀₁候由相聞え候間、來る十五日より船積の分、以來海難手當の爲、₂元相場直段へ₁三步五厘の口錢相添へ、江戸油屋共より相渡し候筈に相成候に付、其段當表重立て候油屋共へ申渡し候間、素人にても江戸積致し候者は、其旨を存じ、彌₂以て積廻り方出精致し、御府內油潤澤に及び候樣厚く心掛申すべきは勿論、右に付ても元方直段引下げ、賣買致すべく候。

寅十月

右の通り三鄕市中洩れざる樣可₂申聞₁事。

文政の通貨通用禁止

一、文政度の文字金銀・草字二步判・二朱銀・一朱銀等不₂殘此度通用停止被₁₂仰出₁候に付、所持の者は員數書付、其筋へ差出すべき旨の御觸面に付、銘々圍持ち候員數有₂之儀、書付を以て申立て候へば、引替方の儀相達し候手積有₂之候得共、圍持の筋

に無之、當用の爲め所持致し候分は、引替へ候ても苦しからず候。且つ一朱銀の儀も當表引替所左の通り。

吉野町辰巳屋彌吉・三井組御爲替御用取扱所・十人組御爲替御用取扱所・寛喰屋橋近江屋休兵衛・今橋鴻池庄之助・長堀住友甚兵衛兩替店・同平野町米屋平太郎・安土町炭屋安兵衛・平野町三丁目米屋喜兵衛

和泉町鴻池新十郎・過書町天王寺屋忠治郎・今橋鴻池善五郎・久太郎町三丁目近江屋半右衛門・大川町加島屋作兵衛。〆十八軒

右の者共へ引替取扱はせ候間、右の內勝手場所へ差出し、引替へ申すべく候。尤も一朱銀に限らず、前書金銀の分共所持の員數書出し候高の內、餘儀なき譯にて、追て引替所へ差出し候引替の儀、有之まじく共申し難き間、右樣の類は、其金銀高並に引替所名前共相認め、其筋へ申立て候へば、書上高の內引替申すべく、其餘闕持ち候分は、最前厚く御觸面の御趣意相辨へ、聊か隱置かず、所持の員數有之候儘書出すべく候。

一、武家其外共町人へ相對にて申付け、前書名前の者共方にて、引替へさせ候儀は、

勝手次第にて前書の通り引替方申渡し候上は、縦へ當用の多少も有ㇾ之、引替一時に落合ひ難澁致さゞる爲め、當分の處は日々人數竝に引替高をも大凡取極め、取扱ひ候樣引替人共へ申渡し候間、一統其旨を存じ、神妙に引替申すべく、右の趣三郷町中へ可ㇾ觸知ㇾ者也。文政度の文字金銀草字二步判・二朱銀・一朱銀等、殘らず通用停止被ㇾ仰出ㇾ、銘々持圍ひ候員數有ㇾ之儘に書出し候樣御觸有ㇾ之候處、遠國等へ掛り候旅人抔、右御觸存ぜず、以ㇾ前出立致し、此度通用停止候金銀當用の爲持參り、拂方等差支へ候趣に相聞き、右の停止の金銀にて、右持圍ひ候筋に無ㇾ之、當用の爲め所持致し候分は、其場所にて受取り苦しからざる事に之有り、拂に受けある者は、最寄兩替致す者方にて引替候共、又取集め置き、兼ねて御觸置の引替所に差出し、引替へ候共、或は年貢等に相納め候共、勝手次第の事に有ㇾ之、年貢等に取立てられ候分は、御勘定所へ斷り次第、早速引替へ相渡すべく候得共、是又別紙名前の者方にて、引替へ候共苦しからざる事に候。

金銀引替所

本町一丁目後藤三右衛門役所・本革屋町三谷三九郎・同所町井筒屋善四郎・銀引替所蠣殼町銀座・金銀引替所駿河町三井組爲替御用取扱所・本兩替町十人組爲替御用取扱所・室町三丁目竹原文右衛門・土橋町和泉屋甚兵衛・金次町播磨屋新右衛門・神田町旅宿川石川屋庄次郎。〆

上方筋金銀引替所

京新町六角下ル三井組・同兩替町御池上ル十人組・大坂高麗橋三丁目爲替御用取扱人・大坂平野町二丁目爲替御用取扱人。〆

利足を減す

一、世上金銀貸借利足の儀、是迄一割半に候處、以來金廿五兩に付、一歩の利足に利下げ仰出され候間、諸國共右の割合を以て、無滯貸借致し、總體右より高利金一切貸出し申すまじく候。尤右定めの外、品々の名目を付、多分の雜費取り候儀、決して致すまじく候。

一、是迄金二十兩より高利に貸出し候分も、此節より以後、廿五兩に付一歩の利分に相直し申すべく候。其餘利安に貸遣し置き候分は、猶更勝手次第に候事。

金錢貸借の規定

一、宮門跡其外名目有之貸付金の分も、同前たるべき事。

一、此度金銀貸借利分の割合、右の通りに相成り候上は、以後弃捐等の沙汰は無之

儀に付、金主共安心致し貸出し、世間の融通差支へなき樣可致候。尤右に付ては返濟方も、是迄の貸金銀弃捐に可致抔との心得違致すまじく、又貸方も容易に出訴に可及筋は有之まじく、諸事寛政九巳年金銀出入の儀に付、相達候趣彌〻皆相守り、精精實意を盡し、取引可致候。若し右の趣相背き節義に闕け候取計らひ之あるに於ては、無用捨及吟味、右の廉にて嚴しく咎可申付候。右の通り在町共可被相觸候。

寅十月十日

右の趣江戸より被仰下候條、此旨三鄕町中可觸知者也。

口達

糠の代を減ずべき事

一、町々糠直段の儀、先達て諸色直下げの儀相觸れ候節、一旦引下げ候得共、猶又此節元の如く引上げ候由相聞え候。右糠の儀は、諸國田方別て豐熟に付いては、追々米直段も引下げ候趣に候上は、旁〻右に釣合ひ申すべき筈の處、却て高直に賣買致し候段、以の外の事に付、早々引下げ可申候。尤此後も米直段に基き高下致すべきは勿論、兼ねて觸渡しの趣をも厚く相辨へ、何れにも賣出元よりして直段引下げ、

札を以て一朱銀引替の便を計る

夫々下直に賣買致すべく候。　自然此上にも不正の取扱等致し、直段糴上げ候樣に相聞え候はゞ、早速召捕り、急度御仕置申付くべき間、糠商人竝に搗米屋・酒造屋等は申すに及ばず、其外一統此旨存ずべく候。

一、一朱銀引替に付、札五枚宛町毎に相渡し候。　右一枚を五兩以下の積を以て、明十六日より日々五日の間引替へに越さるべく、五日目の前日又五枚宛、五日分追々相渡し、幾枚も右の通りの仕方にて、引替へ相成候積りに候間、其旨申聞けられ、引替に罷越し候者かさつに無之樣相心得、引替所混雜に及ばず候樣に有之度候條、年寄より申達し差出さるべく候。　但町々の分は、鴻池善右衛門外十四人方にて、引替へ申すべく、町々の外端々諸總會所御觸事等相達し候場所の分は、員數書差出し候上にて、引替所の名前心得方等申達すべく候。

寅十月十五日

改暦

寛政暦差錯有之に付て、今度京都に於て、改暦宣下・暦號定陳の儀被遂行、新暦號天保壬寅元暦と被定候。　依之來々寅年より新暦頒行の事候。　右の通り可被相觸候。

十月

右の趣江戸より仰下され候條、此旨三郷町中可ニ觸知一者也。

寅十月廿日

古眞字金銀通用停止

古金銀眞字二歩判・古二朱銀等引替所の儀、當寅十月迄被ニ差置一候段、去る丑年相觸候處、今以引替殘も有レ之・且此度文政度の文字金銀草字二歩判・二朱銀・一朱銀共殘らず通行停止被ニ仰出一候に付、引替所の儀、猶又來る卯十月迄被ニ差置一候間、其旨相心得持圍ひ候分は員數書出し、引替方の儀は、其筋〻の指圖を受け可レ申候。此度停止の金銀は、是迄持圍ひ居り候筋に無レ之、當用の爲取遣り致し居り候分は、最寄兩替致し候者の方にて引替へ、兩替に取り候者は、取集り次第最寄引替所へ差出し、來る卯十月を限り急度引替へ可レ申候。右に付ては古文字金銀、文政度の文字金銀草字二歩判・二朱銀・一朱銀共不レ殘通用停止被ニ仰出一候に付、引替所の儀猶又來る卯十月迄差置かれ候間、其旨相心得持圍ひ候分は、員數書出し、引替へ方の儀は、其筋〻の指圖を受け可レ申、此度停止の金銀は、是迄持圍ひ居り候筋に無レ之、當用の爲取遣り致

し居り候分は、最寄兩替致し候者の方にて引替へ、兩替に取り候者は、取集まり次第最寄引替所へ差出し、來る卯十月を限り、急度引替へ可ㇾ申候。右に付ては古文字金銀・文政度の文字金銀眞字・二步判・新古二朱銀の儀は、是迄の通り御手當可ㇾ被ㇾ下候。

一朱銀兩替の注意

一、一朱銀の儀、金高多く所持致し、最寄にて兩替差支へ、直に引替所へ差出し、又は遠國在々の者兩替所を致し集置き、兩替所へ差出し候分は持越し候入用も相掛かるべきに付、差出し候者住居より銀座竝に其最寄引替所へ、道法五里以上相隔り候者へは、里數遠近竝に金高に應じ、諸入用として御手當下され候間、御料は御代官、私領は領主・地頭にて、右手當相願ひ候者取調べ、江戶銀座へ申立て候樣致すべく候。尤當人又は其身寄の者より、直に銀座へ願出で候ても苦しからず候。但持圍ひ常備の爲め、領主・地頭にて圍持ち候分、竝に領分知行の者所持の一朱銀、領主・地頭にて取集め差出し候分共、本文割合の通り、諸入用下さるべく候。右の趣御料は其所の奉行・御代官、私領は領主・地頭より入念可ㇾ被ㇾ申付ㇾ候。

寅十月

右の通り江戸表より仰下され候に付、最寄両替致し候者、聊不危踏何れにも引替差支へ無き様遣すべく候。右に付大坂両替屋共取集め候分、引替所へ差出し方手筈等の儀は、十八両替屋共委細申渡し置き候間、其旨可存候。

一、右體來る卯十月を限り、引替候筈に候上は、一朱銀引替へ差出し候儀、銘々先を爭ひ多人數込合ひ、引替所竝に兩替屋等混雜致させ申すまじく、夫々神妙に引替へ申すべきは勿論、所の者共に於ても、心を付け可取示候。

引替の雜鬧を禁ず

右の趣三郷町中洩れざる様、可觸知者也。

寅十月 若狹 遠江

北組 總年寄

儉約令勵行

實素儉約の儀に付、去る冬江戸表ゟ御觸達の趣、町中へ相觸れ、其後衣類は申すに及ばず、其餘品々取締り向等の儀、追々觸書差出し、又は口達を以て御觸れさせ候廉々少なからず、町々に於ても町役人共ゟ、末々迄洩れざる様相觸れ候儀に可有之、一旦は御趣意行屆き、基本相立ち、此上追々御趣意相貫き候場合に至るべきや、月數相重り候に付ては、衣類は勿論、其餘觸渡しの廉々忘却致し候者之あるや、何

時となく相弛み候哉の趣にも相聞え候に付、去月西御役所に於て取調ぶべき積り、其方共迄沙汰に及び候處、何分恐入り候次第に付、此上猶又取締り方の儀、精々其方共手許に於て申諭し度く、猶豫の儀達て相願ひ候に付、先づ承置き、先月中は猶豫致し、當月より彌〻觸面相背き候者有之に於ては、無用捨取調べ申すべき趣申渡し置き候儀に付、其方共は勿論、町役人共〻も、精々取締り申諭し等取計らひ候儀に可有之候得共、自然此後觸書の趣等等閑に相心得、御趣意に相背き候者有之候はば、無用捨取調べ、夫々嚴重の可及沙汰候、自然右樣の者町內〻出し候ては、其町役勤め候者共の越度にて、町內の瑕瑾、家主・五人組・年寄迄も相咎め候次第に至り、其方共にも不念の廉遁れ難き譯柄に候へば、調等受けざる已前、銘々心得違の廉等有る分は相改め、後悔致さゞる樣心掛くべき旨、厚く世話致し、一鄕限り猶又其方共より、町々末々迄洩れざる樣、早々可申諭置候。

十月廿一日

酒造に就

一、諸國酒造の儀、是迄酒造株と唱へ來り候處、株と唱へ候儀相止め、酒造稼と唱へ

替へ、冥加の儀は是迄納め來り候分据置き候。尤酒造人の内仲間取極め、冥加相納め候分は、組合仲間等爲二差止一品により冥加をも差免し候筈に候。

一、此度相改め候、去る巳年以前迄造り來る米高を以て、永々造高に相定め、諸國一統御料・私領・寺社領共已後爲二取締一、鑑札相渡し置き、酒造人身上衰へ、酒造相止め候者鑑札取上げ、闕所等に相成候者は、猶更取上げ切(ぎり)に相成り、追々酒造米高相減じ候積り、尤右鑑札渡し方の儀は、追て可二申渡一候。

一、酒造株貸渡の儀引分け・讓渡し候儀は難二相成一旨、寛政の度御觸有レ之候得共、出造・出稼の名目を以て、紛はしく取計らひ致し候者も有レ之哉に相聞え候間、以後分け株・株貸は勿論、出造・出稼等の儀も不二相成一候。

一、諸國酒造御貸株の儀、新規貸出し候方相止め、是迄貸渡し置き候分、稼相止め候節は、追々減じ切り申付け候。右は諸國酒造の儀、此度書面の通り取締り相立て候間、其旨可レ存候。

右の趣三郷中可二觸知一者也。

寅十月　若狹 遠江

口達

茶屋風呂屋の取拂

一、此度差止め相成り候茶屋・風呂屋渡世の者共、速に場所引拂可ㇾ被㆓仰付㆒處、格別の御宥恕を以て、來る卯正月迄の內、外商賣可ㇾ致旨申渡し候儀に候上は、縱へ限月に不ㇾ至候共、其心得も可ㇾ有ㇾ之處無㆓其儀㆒、是迄の通り押晴れ商賣致し居り候族も有ㇾ之哉に相聞え、以の外に付、兼ねて銘々表口に差出し有ㇾ之茶屋・風呂屋目印の掛行燈早々取除け可ㇾ申候。右に付元茶立女・髮洗女等身成（みなり）は勿論、右の振合に准じ可ㇾ致㆓斟酌㆒候。

女髮結取締

一、近來女髮結及㆓增長㆒風俗に拘はり候に付、傾城町遊女の外は、女髮結に髮を結はせ候儀不㆓相成㆒段、當四月相觸れ候に付、一旦相愼み候趣に候へども、又々此節女髮結共、密々右渡世致し候由相聞え候に付、及㆓吟味㆒候へば、是迄の得意先外用にて參合せ、髮すき遣し候迄にて、賃錢は不㆓貰受㆒又はいたみ所有ㇾ之折柄、右體參合せ候故、すき貰ひ候抔と申立て候族も有ㇾ之候得共、總て女たる者、自身髮を結ひ候儀は嗜

みの第一に候處、其辨も無ㇾ之段歎かはしき儀にて、全く親類・身寄りの者、又は家主・所役人等よりの敎示不行屆きより生じ候儀に付、能々申諭し嚴重に取締り可ㇾ申候。依ㇾ之以來傾城町遊女・三箇所旅籠屋食盛女は格別、其外は女結髮に髮を結はせ候儀は、賃錢取遣りの有無に不ㇾ拘事に付、右髮結共婦女相應の職業、疾に相改め候筋に候間、是迄女髮結共罷在り候町々より、最寄總年寄迄夫々商賣替の儀書出し可ㇾ申候。自然此上にも右申渡しを不二相用一趣相聞え候はゞ、女髮結は勿論、右の者に髮結はせ候者一同、早速召捕へ急度可二申付一間、其旨可ㇾ存候。　但傾城町遊女竝に三箇所旅宿屋食盛女の髮を結ひ候者は、早々右箇所へ引移り可ㇾ申候。　他所より働に入込み候儀は、取締りに拘はり候に付、堅く不二相成一候。　尤兼ねて右場所に居付き候女髮結共儀、此後他町より同職の者引移り來り候共、決して差障り申すまじく候。

右の趣三鄕町中端々迄不ㇾ洩樣早々可二申聞一候事。

寅十月廿三日

口達

町人妻子絹足袋用ふまじき儀は勿論の事に付、足袋屋渡世の者、絹足袋仕入れ商ひ等致すまじく、無餘儀訳受け候はゞ、月番の奉行所へ可断出候。若し心得違の者於有之は、急度可申付候。右の趣三郷町中末々迄も不洩様可申聞置候事。

足袋に規定す

右の通り被仰出候間、町々末々迄入念可被相觸候。以上

十月廿九日

北組
總年寄

〔口達脱カ〕

火の元の注意

一、町中火の元念を入れ、油斷不仕樣に急度可申付候。風吹候時分彌以て晝夜共繁々人を廻し、家主へ斷り裏借家迄、其度々家主見廻り、明借家は別て念を入れ可申事。

一、風吹の夜は、通りの人々心を付、例の如く亥の刻巳後は門を閉て、通りの人を町送りに可仕事。

一、夜中不審なる者通り候はゞ、召連れ可來候。且又川端の納家下に非人臥せらせ申すまじく候事。附如例自身番相勤め候節は、當番の者彌念を入れ、油斷仕る

古金銀取締

日光参詣用品取締

まじき事。

右の通り毎年申付け候得共、彌〻以て油斷不ㇾ仕樣三郷町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

寅十月 若狹 遠江

北組 總年寄

一、文政小判の外、八品の金銀、一町限り員數書付け、一通は年寄印形、一通は名印に不ㇾ及、雛形の通り相認め、來月六日町代可ㇾ有ㇾ持參ㇾ候。

一、右金銀員數、夫々相認め所持無ㇾ之分へは、其品の下へ當時無ㇾ之旨相認め可ㇾ被ㇾ申候。已上

寅十月廿八日

一、文政小判何兩　一、同一歩判何兩　一、古文字金何兩　一、眞字二歩判何兩

一、草字二歩判何兩　一、眞字文銀何百目　一、草字文何百目　一、二朱銀何兩

一、一朱銀何兩　右町内當時所持仕り候員數に御座候。

覺

一、來る卯年日光御參詣に付、御供の面々・道中諸入用の品々・諸道具・草履・草鞋等に

至る迄、平生直段より高直に賣出し申すまじく候。右品々の元直段に付、兼ねて承糺し可レ置候條、高直に賣り候儀相知れ候はゞ、急度可二申付一候事。

元直段高直の者は上進する事を令す

一、諸色國々の元直段高直に賣出し候はゞ、其向々の商人共より可二申出一候。且江戸表竝に國々在々に於て、其商賣筋にて無レ之者共、占賣・買占抔致し候族有レ之候はば、其筋の商賣人より可二申出一候。吟味の上、急度可二申付一候。

買置占賣を禁ず

一、兩替切賃錢、故もなく高直に致す間敷候。買置・占賣致し候者有レ之候はゞ、吟味の上急度可二申付一候。右の趣違背致し、纔の事に准へ諸色高直に致し候はゞ、後日に相知れ候共、江戸表へ商賣人は不レ及レ申、國々在々の者共呼寄せ、曲事可二申付一事。

右の趣從二江戸一被二仰下一候條、此旨三郷市中可レ被二觸知一者也。

十　月

大學書改

大革（朱子曰革改革之革）

御政治曰、大革公儀之意趣、而諸國得レ徳之本也。於レ今、可レ見二諸人成レ徳仔細一者、偏賴二此度之仰一、而幸抱添レ之。拙者必由レ是而守焉、則庶二乎其〔不脫カ〕貧一矣。

大革之道、在₂〔明脱カ〕損德₁、在ㇾ泰ㇾ民、在ㇾ改₂於以前₁。知ㇾ改而能有ㇾ極、〔極脱カ〕而後能動、動而後能安、安而後能儲、儲而後能賣。自₂天子₁以至₂平人₁、壹是皆以ㇾ極ㇾ自爲ㇾ本。奉公曰、克₂動軀₁、丁寧曰、克₂明德₁。

右經一章、蓋公儀之言、而奉行述ㇾ之。

九月筑前に大騷動あり。其故は、元來上の勝手向不如意なるに依つて、奸臣政事を私し、私欲甚しきに依つてなり。已に先年も領中なる醫者を取立て、白井要左衞門と改名し、この者に三百石の祿を與へ、勝手方の役人の列に加へしかば、此者と重役の者と相謀り、下地より大坂に於て館入せる町人の銀主鴻池・加島屋を始め、何れをも出入を止め、この者共より是迄借入れぬる處の金子巨萬を其儘にして打捨て、一統に不實なし、天王寺屋忠治郞・飾屋六兵衞といへる町人を以て、下地より館入の町人共に代らしむ。此人も欲心甚しき者共故、屋敷へ取込み、左樣なる事を目論見、外の銀主共を故なくして右の如くになし、兩人力を合せて其事を謀れども、何分大家の事、之迄困窮せる名家故、一箇月の仕送りと雖も、過分の入用なる故、纔か一年

餘りにして、この者の力に及び難き樣になりぬるにぞ、屋敷の大差支となりて、如何共なし難く、下地の銀主を倒し、邪に斯る事を目論みし役人共を悉くしくじらせ、鴻池・加島屋を始め、其餘館入せる處の下地よりの銀主共へ、平誤り平斷りにて種々相歎き、漸々と承知する樣になりぬ　其淺ましき見苦しかりし有樣、誰ありて大坂に於て知らざる者なく、世間にて大笑なりしにぞ、黑田如水が屍迄に大恥を曝させぬ。淺ましき事と云ふべし。斯る有樣にて必至の大困窮なれば、一家中の地行を減石し、何れも困窮至極なりと云ふ。一家中も主人さへ取らざるきまりにて貧窮せる事なるに、知行を減石せられし事故、何れも大困窮に及びぬといふ。此者共城下に於て、町在にて勝手宜しく暮らしぬる者共を賴み、物成を引當にて仕送りなし貰ひしが、之も年々滯り多くして、家中何れも借金のふえるのみなり。斯樣に至れる事も、其分限をも辨へず、驕りを恣にする故なり、不心得の事と云ふべし。總て貧諸侯と雖も、其家々の家格ありて、勝手方・軍用備金等の夯ちあり。又國產の物多くは是を賣拂ひ、又諸運上等の益ありて、皆夫々の諸役所を夯ちて、夫々の役

役あり、勝手方の差支ありても、外々の金を遣ひぬる事成難く、外々も亦同様なり。或役所には少々の遊銀之有るにぞ、其銀を元立てとし、大坂にて銀子を借入れ、其銀を以て一家中の仕送りなし、暮に至りて何れも其物成を引取りぬる事なれば、其首筋を押取りにて、過分の利益を得る事にして、聊も損をなせる氣遣ひなしとて其事を始めぬ。御家中の者共も、此度新たに斯様なる新法立ちし故、大に之を悦び、下地より年來仕送りせし町人・百姓共を大損かけ、其儘になして役所の金を借入れぬる様になりぬ。役所にては聊の銀子を元立てにして、外より銀子借入れ、高利を貪らんと思ひしに、大坂は云ふに及ばず、外にても金子借入るゝ事なり難く、種々奸計を盡せども聊も金貸しくるゝ者非ざれば、大に行詰りぬるにぞ、詮すべなき處より惡智慧を出し、暴に新銀札を拵へて仰山に之を貸付けぬ。家中の者共其銀札を以て、町家にての買物代に拂ひぬるにぞ、町人共より其銀札を引替へに到りしに、素より引替ふる銀子なき事なれば、直に其化を顯はしぬ。之に依りて一統大に騒出づる様になりて、下地より通用せる處の銀札も潰れぬ。何れも銀札計り所持し

て、金銀些も貯へざる者共は、米買ひぬる事もなり難く、銀札を持ちながら飢死をなす者仰山なる事故、かくては立行き難し、之全く家老・諸役人共不埒なる故、此極に至れり、迚も飢死をなす事なれば、一揆を起し切死すべしとて、一群々々多人數寄集ひ、其催ありと云ふ。かゝる騷動に及びぬるにぞ、大守にも大に心を痛められ、一刀に頰被りをなし、近習一人之も忍びにて召連れられ町在に歩行し、溫飩・一膳飯商ふ家、其外酒屋・料理屋等へ立寄り風說を聞糺されしに、家老始め諸役人の惡事限りなき事を言罵り、「之迄の町奉行三木何某とやらんは、至つて廉直の人なる故、この人一人を心使りに思ひしに、惡人共の邪魔になれる人故に、これをも其役を取上げ閉門せしむるに至れり。最早其上は賴の綱も切れはてぬれば、如何共なし難し。只何事も命有つての事なり、とても死ぬる命なれば、思ふ存分にして死ぬるべし」と、誰憚らず大聲にて咄しぬる事、何所にても同樣の噂なるにぞ、所々方々にて篤と之を聞濟まし、引取られし上にて、早速に家老共を殘らず召出し、其事共を直に糺されし處、何れも平伏して一言の申開きをもなす事能はずして、戰慄く計

りなり。大守頻りに迫り込みて「返答如何に、申開きの筋あらば速に承らん」と四五度に及びぬれども、答ふる事能はず、只平伏して有りぬ。大守大に怒り給ふにぞ、側らよりして何れも御覧の如くに恐入り居り候由を申上げ、其日下城なさしめ、翌日早々三木何某とかいへる奉行を召出し、再び家老共を呼出され、大守の前に於て雙方對決ありしに、家老共何れも散々の事にして、是迄の惡事明白に相顯れしにぞ、直に閉門・押込・差控、甚しきは入牢せしもありと云ふ。三木は直ちに歸役申付けられ、大に賞美せられしと云ふ。

大守の申渡し

大守より一家中へ申渡し左の通り

家督巳後追々無レ據儀とは申しながら、所務押米等度々申付け、其末家中彌々逼迫に及び、金銀融通の道差塞り、一統難澁の趣相達し候。畢竟是迄政事不行屆故と後悔致し候。家老中も不行屆の段申出で候。我等不肖の身分奉レ對二御先祖様一、誠以て恐入り候次第に候。右に付此節江戸表へも申上げ、致レ改二正元和之御規則一、基二古形一を宗と致し、風俗質素に立戻り、儉約相整へ致二永續一候様取計らひ候へと、家老中へ

重疊申付け候。毎々不居の儀と一統存じ候得共、右の通り改正申付け候事故、此節のみ居り有る不働存念に付、致₌安心₋候様に存じ候。委細去る二十日相達し候通り、長崎表手當の儀は彌、嚴重に申付け候儀に付、平日武備覺悟手厚く、年齡に應じ學文・武藝相勵み、₌修身の心得に候。肝要に付此節我等身元より事々取約し、省略致し追々存念の通り相整へ、永く相守り、江戸表に御安心被₋遊候様致上げ度候。總て上下和合持合に不₌相成₋候ては、善政に難₌基付₋儀に存じ候旨、我等心底を添へ勘辨致し、一致に事々はまり、心力を盡し吳れ候様存じ候。勿論身分の上不行屆の儀有₋之、不爲に可₌相成₋と存じ付候儀は可₌差置₋様も無₋之候へば、無₌遠慮₋速に申出で候様有₋之度候事。

天保十三寅九月

右の如く一家中へ申聞け、諸役人をも夫々に其人を選び、役々を申付けられしにぞ、此者共より領中の者を取鎭むる様になりて、人氣漸々穩になりしと云ふ。此侯は薩摩よりして、筑前の養子となられし人なるが、此度の取捌を聞けば、滿更世

間並の諸侯の樣にも思はれず、此已後の樣子によりて、委しく其事相分るべしと思はる。

阿蘭人の妾となりしものゝ尺牘

大坂高津新地生れにて、十四五歳の頃は、平野町御靈の門前なる餅屋に奉公して有りし鶴といへる女、遊女に賣られしが、長崎丸山に到り阿蘭人の相手となりて、密に彼地へ連行かれぬ。此者より天保七申三月、親の方へ送り來りし文の由にて、專ら世間に流布す。如何なる事にや其實は知らざれども、誠しやかに云ひぬる故、筆の序に書記し置く者なり。

一筆染め申上參らせ候。わもぶし長崎出船致し、いつとなう船中永々しく、漸々とジャガタラへ著き申し候。乍ㇾ憚御心安う思召可ㇾ被ㇾ下候。とゝ樣・かゝ樣御無事に御暮らしなされ候や、夫のみ朝夕思出し參らせ候。わもふしも愛子を儲け候。こゝ元は人の姿皆變り、ほんに途方に暮れ申し候。今更悲しく存じ參らせ候得共、夫（つき）や子に引かされ、兎や角心の迷ひ御すゐもじ下され候。さてとや長崎を放れてより、明暮れ御身の上如何と案じ暮らし候。どうぞ今一度御顏を拜し

度く存じ參らせ候。どうした過去の因緣やら、外國へ緣付致し、因果の身の上悲しく存じ參らせ候。又あなた樣方の事を思出し候時は、鏡に向ひ我身の姿を寫し、母樣の御顏を拜し候と思ひ、御懷かしさ如何計り、長崎御住居の程を思出し、定めしわもふしの事のみ御案じ遊ばし、若しや御煩ひもとうかうかなど悲しみ暮らし、涙は瀧の如く、哀れと思召し下されかし。一日送り二日送り、早三歲の月日送り參らせ候。是迄もいかう煩ひ致さず、斯樣の事も因緣づくと、いかう御案じ給ふ御心あきらめ遊ばし、隨分々々御身の上御痛はり下され、御食物御用心御なし御煩ひなう何時々々迄も、御息災に御暮らしの程、專一に存じ參らせ候。誠に我國に變らぬものは、天道樣・日月樣の出入の外は、木竹鳥類又は貝類迄も見馴れぬ姿に御座候。何事に寄らず皆變り候。御日樣の方を長崎と思ひ、とゝ樣・かか樣に朝夕拜し參らせ候。この樣に申上げ參らせ候とても、御案の程も盡きまじく存じ候まゝ、御忘れ草にもならんかと、ジャガタラの言葉、荒々書送り參らせ候。

とゝさんの事ろはんとろ・かゝさんの事もふとろ・姉(あね)さんの事くふとろ・妹の事かすとろ・兄様の事おふろやまん・夫の事めすとんまん・叔母さんの事ゆゝんとも・富貴なる人をかすやまん・遠き事をほふつと云ふ・はだ著の事けんろかしや・烟草の事きくあん・水の事ろんと云ふ・言葉の返事をあゝといふ・憂ひをもひもひ・物に印ある事をれんろといふ・召遣の人をきいろまん　外にアムトモ、此の一言は心知れず候。おしろい・紅粉はなし。

生れのまゝの風俗なり。我夫の名前トユコス殿と申し候。妾は裾にはハコシという物を履き、足には關東靴を踏みかため、姿も形も變り候。如何なる因縁か、斯様の國へ參るとはと、思ひの絶える事なく、呉々も我身の上を恨み居り候。あはれと思召し下されかし。どうぞ〳〵今一度長崎へ歸りたく、神様・佛様を朝夕祈り參らせ候。併しながら子もはや三つになり、夫のトユコス殿も隨分痛はり成され候故、いかう〳〵憂き事もなう、付合の人も多く出來候得共、皆恐しき目の圓き人多く、わもふし姿を見ては笑ひ申し候。扨々心細く哀れと思召し可ㇾ被ㇾ下候。併し隨分息災に御座候まゝ、御きもふしなう下さるまじく候。呉々長

崎を勇ましく出し事を思出せばやるせなく、又或時は親子三人打寄り、涙を浮め、わもふし思ふ程とゝ様・かゝ様の思ひも同じ事と思ひ、哀れ不便な者と思召すならんと、之のみ悲しく案じ參らせ候。最早長崎へ歸る事も無ᵣ之と思ひ候まま、日々に涙を流し合ひ、又此度はよき船に御座候故、とゝ様・かゝ様の御姿を繪に畫かせ、外に朝顏の種御送り可ᵣ被ᵣ下候。一和國の妙藥テワノトリ・シムテウテカヒトン・サフラン、たん切に此品送り參らせ候。右諸物によろしく候。此後便り致し候事も計り難く候と思ひ、申上げたき事は海山多く候得共、硯に向ひ涙にくれ、跡や先とあら〳〵にて候。只懷かしきはとゝ様・かゝ様に御座候。めでたくかしこ

ジヤガタラ
鶴より

とゝ様

かゝ様

右に對する批評

御當代御制度嚴重にして、外國へ行きぬる事は決してなり難き事なり。此女阿蘭長崎の港出帆の節、船底に隱して連歸りしと云ふ。こは定めて上町なる親共も貧

人の事故、娘の跡を慕ひ長崎へ引越して住居し、金銀を貪り、得心の上阿蘭へ娘を遣せし者なるべし。 されども御法を破りし御咎を蒙りしといへる噂をも聞かず、如何なる事にや知らず、（阿蘭もかゝる事をなせし事ならば、公儀よりして、其咎あらざる事のあるべきや、之も定めて浮説なるべし。）

樋口三位許さる

昨年親と妾とを殺害せし、樋口といへる殿上人も入牢を許され、其家へ差戻しとなり、其罪は雑掌の侍一人にかぶせられ、當九月粟田口に於て磔となりしと云ふ。

光格天皇御一周忌

光格天皇御一周忌に相成りしかども、是迄の御院號を省かれて、皇號に成りし故、御法事の式至つてむづかしき由にて、差繼がれ候に付、日光の宮御上洛にて御勤ありしと云ふ。

京都の浮説

京都に於て五六月の頃より、市中或家にて人の如くに物言へる鼠を捕へ、所司代・町奉行等へも持參し、其後四條河原に於て見せ物となす。 北山にて二間計り有る金色の蝮蛇を捕へしが、詮方なき故種々評定し、尾州侯へ獻上せしに、能く人に馴れて至つて温順なり。 暫し尾州侯の翫びとなりしが、其後近衞殿へ獻上となり、大困りにて早々北山へ放たれしなど、種々跡方もなく、小兒も諾はざる様なる浮説を

なす。抱腹に堪へざる事なりしが、八九月の頃に至れども、世間にその噂止まず、少々小學文之ありて、物知り自慢せる理屈親爺迄、眞顏になりて事々しく之を信じ、諸人へ吹聽し廻りしも可笑しかりき。

諸大名への御仰出され

諸侯への御渡し

土井大炊頭殿御渡し

大目附へ

異船警固を令す

異國船渡來の節取計らひ方の儀、今度被₂仰出₁候。就ㇾ夫向後若し近海へ渡來も候はゞ、臨時に警固並に防禦等被₂仰出₁候儀可ㇾ有ㇾ之候間、平常大炮等用意可ㇾ被₂申付置₁候。蠻夷の諸國、戰鬪の仕組和漢の制度とは相違に付、利方軍器別段用意も可ㇾ有ㇾ之候間、參勤の面々其覺悟にて防禦の仕方、兼ねて心掛置き可ㇾ被ㇾ申候。併し右に付參勤の節、是迄より多人數召連れ候儀は無用に致し、江戶表有合せの人數にて相懸り候樣可ㇾ被ㇾ致候。定府の者は當地おもの事に付、別て右の心得にて、彌〻手厚に用意可ㇾ被₂申付₁候。都て人數並に兵具等取飾り無ㇾ之被₂書出₁、若し是迄銘々手薄

異船に對する準備を覺す

江戸內海

の儀有レ之候共、御沙汰の筋は無レ之候間、可レ被レ得二其意一候。右の通り可レ被二相觸一候。

九月

御同人殿御渡し

大目附へ

異國船渡來の節、防禦の儀今度被二仰出一候。右に付ては領分に海岸無レ之分にても、其最寄へ異國船渡來の節は、兼ねて助勢の儀被二仰出一無レ之向へも、臨時に警固並に防禦等被二仰付一候儀も可レ有レ之。尤深山・幽陰山國の領地と雖も、是又時宜に寄り、援兵等の儀被二仰付一候儀も可レ有レ之候間、何れの場所にても異國戰闘の制度を相考へ、防禦の利器等大炮の類分限に應じ、製作致し置き、非常の備手厚く行屆き候樣可レ被二申付一候。右の通り可レ被二相觸一候。

九月

土井大炊頭殿より松平大和守殿へ御達

相模國御備場御用被二仰付一候處、相模・安房兩海岸の儀は、江戸內海の咽喉にて、海

の防備

水は萬國へ隔無之、御自分松平駿河守へ、此度御備場御用被仰付候上は、一家の力を此防禦に被盡候て、假令異國船數艘渡來及狼藉候事共有之候者、早速手當相屆け、總て海岸は何れの所にても、異國船渡來不致と申す儀も無之候に付、所々より一同に上陸等致すまじきものにも無之候。蠻夷は大炮多く、大船は數挺の石火矢も仕組み有之由に付、一艘の船にても彼方には十分の備可有之候に付ては、所々要所には此節にても十分の備、大炮臺場等備置き、不覺悟無之樣有之たく候。右樣不容易御備所に付、海岸付き領分等も少く、人數夫役差出し方に差支へ候儀も候はゞ、其見込を以て引替へ相願ひ、便利の場所へ陣屋手輕に取立て、土手等を用ひ可申、時折自分見廻り等有之、人數等不足無之樣、永久堅固の御備へ相立て候樣取計らひ可被申候。勿論自分共より指圖に泥み被申候にて譯は無之、如何樣共防禦の手當て能々相整へ候手當被工夫、肝要に候。當時一時の所とは違ひ、申す迄も無之大切の御用に付、右の心得にて見込み等篤と取調べ、追々可被相伺候事。

九月廿二日

年柄善けれども悪疫流行す

〔頭書〕一昨年來廣東に於て、イギリスと合戰あり。今に鬪戰止む事なく、大亂の樣子なる事は、蘭人より當年の風說書に委しく相記しぬ。本邦に於ても、異國船石州濱田の濱へ著せし抔風聞し、又上總・安房等の沖へ三十船計りの異船徘徊する由を云ひ、又異國人八丈の南なる無人島を我が物にして、當時住居せるなど、種々の風說をなして騷々しき事なる故、斯る御觸出でし事なるべし。吾朝の船内國を往來すれば、磯に沿ひ山を廻りなどすれば、果取らざるが故に、能く乘り馴れし船頭共は、三本帆を立てゝ海外を往來すと云ふ。斯樣の船を異國の船と見誤りて、大狼狽に狼狽へて、騷動せし事ありしと云ふ。

當年は土用半ばにて、少しく冷氣なりしかども、時候程よく立直り、土用の末よりして、暑氣至つて烈しく、二百十日・二十日・放生會等にも少しも風雨の憂ひなく、少しも申分なき氣候に、諸の作物悉く豐熟するに至る。近年珍らしき年柄なり。然るに人は却て小天地の體を具足しながら、其正氣に犯され、脚氣・痢疾・瘧・霍亂・時疫等種種の病に苦しめり。其中にても脚氣別して多くして、人死少なからず。之他なし、何れも無異の如き體には見ゆれども、七情の爲めに精神を勞し、其體空虛なる故に、却て正氣に堪へ難くして、之に傷けられし者なり。於之見るべし、古今人身の異なれる事を、歎くべき事にあらずや。恐れ愼しむべき事なり。又町々の年寄悉く暗愚なる故とは言ひながら、公儀より仰さるゝ事、其轉變の速かなる數々にして、諸人危ぶめる事多し。こは有司の其器に非ざるが故なり、歎くべき事といふべし。

通用使用の疑惧

遊所を增す

衣服旅宿の制を宥む

遊墮の風再び起る

又至つて便利宜しく、專ら通用する處の一朱銀、思ひ寄らずも暴に御停止となりて、諸人大に差支となる。之に依つて一步銀・四文錢抔も同樣に停止となれるなど、種種の浮說をなし、其沙汰之なき內に早く之を引替へんとて、兩替共へ持掛けて、大に騷々しき事なりしにぞ、左樣の事は之なき由仰出されしにぞ、兩三日にして鎭まりぬ。又新町の外は遊女町悉く引拂ひ候樣御觸あり、至て嚴しき事なりしが、翌日直に北新地・難波新地・坂町を許され、引續いて安治川の新堀も許さる。又島の內・堀江等の遊所は、幸町へ移るべき由申渡され、近頃改革に付て、悉く綿服なりしが、紬縞・縮緬許され、緋縮緬の裾除けをなす。此度新に旅籠屋株を許され、遊所町は是迄よりも却てよくなりて、一統大に躍上りて悅びぬ。其上近來至つて陰氣なれば、隨分賑かにすべしと仰渡されしにぞ、御奉行巡見の節は、毎家に紅染の提燈を出し、二階は明放しにして、客あるも客なき家にも酒肴を饗けて、太鼓・三味線等にて大騷ぎをなす。嚴しき御觸にて引拂ひ被仰付てより、十日計りの日數を經て如此に轉々す。何とも分け難き事共なり。九月下旬には御城代、武庫川・尼ヶ崎總て北

邊御巡見にて、北の新地も同様なれば、青樓の向は格子を粗く（あら）し、襖・障子等明放し、往來より奥迄見え透く樣になし、毎家に遊女を立派に粧ひをなさしめ、隨分賑かにすべし、客を引受け三味線・太鼓等にて、何程騷々しくなすとも苦しからずといへる御沙汰なる故、何れも大に慌て出し、細き格子を取拂ひあら／＼しき格子に仕替へんとすれ共、漸々御巡見ある三日前に此沙汰ありし事なれば、格子も大工も手廻り難く（近來市中家々の出張を引込まする事なれば、大工手傳何れも此方に引上げられ、市中一統普請にて、くわと／＼騷々しき事なり。此故に仰山なる大工手傳も、容易に手廻る事なし。）暴に格子を引外し、薄板を挽割り、之をあら／＼と打付け、煤にて色付をなし、漸々と巡見の間に合へる樣になしぬ。

〔頭書〕御巡見の節嚴重に申付けられし事なる故、俄かに如何とも詮方なくて板を挽割り格子に打付けて紛らせし事なる故、其後に至りて元の如くに細かなる格子に仕替へしかば、忽ち御沙汰ありて元の如く格子をあらくすべしと仰付けらるゝにぞ、又細かなる格子を取拂ひ、新に荒々しき格子に仕替へぬる樣になりぬ。かゝる場所を貴人の巡見あるも可笑しき事なり。奉行には市中支配の事

なれば、之を見聞するの理りはありと雖も、格子の大小等にてこせ〳〵やかましく言ふべき事にあらず、餘りに世話のやき過ぎといふべし。
當日に至り、之迄嚴しかりし衣裳も飾り、立派の粧を華かなる有樣なれば、市中の者共其樣を見んとて、大に群集せる有樣、北新地靑樓始まりてより、此事古今例なき事にして、後世又あるべき事とも思はれず。御觸毎に轉々する事限りなき事にて、何一つ仰出されし事の貫ける事非ざれば、下方に於て嚴重なる御觸を嚴重なる事に思はずして、法を犯せる者少なからず、騷々しき事なりし。御改革の御觸出し有りて後、三十餘日の間、日々變死する者三十七八人宛にて、八月半ば頃より餘程其數減ぜしかども、日々二十人餘り變死する者絕ゆる事なし。九月半ば頃にか有りけん西町奉行常安町の會所に立寄り休息し、又々新町・道頓堀・天滿等の會所に於て、年寄共呼出し、演說と同樣なる事を年寄共へ申聞けられし由にて、其演說書町々に見廻れり。何時も同樣の文言なり、御丁寧なる事と云ふべし。
〔頭書〕旅籠屋といへる字義・名義に於て、何も辨別ある事なし。只一通りのは

變死の者多し

與力安部文藏同心久米某入牢

たゞやにて、飯盛をなせる處の下女衣服を飾り、旅人に身賣りすとも、之を咎められざるべし。若しこれを咎むる時は道理に背くと云ふべき事か。

〔頭書〕御城代に先立ちて町奉行巡見ありしに、遊女十四五人・二十人計りづつ、置屋計りの家々に竝置きしにぞ、それにては宜しからざれば揚屋々々割付、家毎に竝置くべしと御沙汰ありしにぞ、又遽かに家毎に遊女を竝べ、白綸子の襟・紫の襟など五つも六つも引重ね、縮緬の衣裳を上著とし、髮には櫛・笄は云ふに及ばず、簪計りも十二本宛差し、立派に身仕舞せし有樣、御改革不レ仰出已前より、却て華美なる事なりと云ふ。

〔頭書〕御城代の巡見は夜四つ過ぎの事なりしに、大勢の見物人御城代の事を惡口雜言し、騷々しき事なりしと云ふ、可笑しかりし事なりしとぞ。

十月六日頃の事かと覺ゆ。天滿東奉行組下の與力安部文藏と云へる者、同心久米何某とかやいへる者、奸惡甚しき事ありて召捕られ入牢す。公儀よりの隱目附安部が家に下部となりて入込み、惡事の事共逐一に申上げし由にて、江戸表より思掛

けなく御沙汰有りてかくなりしと云ふ。此外にも當春來入牢せし同心四五人も之ある由、何れも奸惡の徒なりと。斯る事なる故、誰が身の上に何時如何なる御咎あらん事も計り難しとて、薄氷を踏める心地にて、恐怖せる事なりとぞ。

〔頭書〕 安部が入りし牢中に、劍術の武者修行かるき罪にて、同じく入牢して居たりしが、此者近々御拂になるべき事の知れし科人なる故、牢を出なば何か惡事なさしめて、己も其の紛れに牢を拔出て、共々に惡事をなすの目論みを密に示合はせしを、今一人入牢せし者、その內證只ならずと之を覺りしにぞ、牢番にその樣子を密に申せしにぞ、安部と內證せし者嚴しき拷問に懸けられ、逐一に白狀せしにぞ、夫よりして安部は、牢中にて羽交攻に縛せらるゝ樣になりしと云ふ。此者白洲へ引出さるゝ度每に、己が罪をば云はで、之迄傍輩たりし與力又は同心抔の私欲甚しく、何れも賄賂を多く貪取りし事など頻りに云ひぬる故、何れも大に赤面して困りぬると云ふ事なり。又牢番も四人安部に語らはれ、紙筆等を內分にて與へ、外方への通路をなせしにぞ、此者共忽ち入牢せしと云ふ事なり。其後に至

り、此事を委しく聞きしに、武者修業と云へるは備前の者にて、何か不埒の事ありて入牢せしかども、輕追放になりぬる程の罪なりと云ふ。外に兩人、之は流罪にせられし科人の島拔けせし者にて、この二人は討首になれる事の定まりし科人なりと云ふ。安部その武者修行の者へ云へるには、「其許には近々追放となりて、御免しを蒙れる事の知れぬる科人故、其方牢を出なば、本町橋東詰なる饅頭屋に火を付けて、其邊を燒立つべし。然る時は奉行にも出馬をなし、牢に近き所なる故に、罪人をば悉く番所へ引移す樣になりぬ。其紛れに此方は立出て、奉行を始め、吉田・內山・朝岡・由井・杉浦等五人の與力共をも悉く討殺すべし」と云ふ約束をなし、己が宿元への文をば、牢番を賴み筆・紙・墨を借り得て之を認め「出牢せば、直に宿許へ之を屆け吳れられ候へ」とて、武者修行の襟に隱し納めしと云ふ。斯る始末を外兩人の者共より委しく申上げしにぞ、此者共は高原の牢に移し遣られて、武者修行を拷問に掛けられしにぞ、有りの儘に白狀せし故、安部は夫より牢中にても羽交締に縛せらるゝ樣子なりしと云ふ。

改革令に觸れて罰せらる

當月の始め、道頓堀大西の芝居に於て、美麗高金の衣服・簪等を著飾りし女四十八餘、一町處・家名等書記し、吟味甚しく大に騷がせしと云ふ。又女髮結内分にて結廻りし者共も數千人召捕られしと云ふ。

琉球人來朝

十一日、琉球人來朝し、薩州の屋敷へ著船。同十五日朝乘船にて今夕牧方泊りの由、兩日とも見物群をなし、仰山の事なり。茶船上荷三十石に至る迄、船一艘もなし。何れも八月頃より船を借れる約束なせし事なりといへり。大勢の見物の中には、御法度に背き、美服を著せし者有之し由にて、大勢召捕らへられ、騷々しき事なりし。

琉球人參府川行列

琉球人參府川行列記　木津川口より藏屋敷迄　夫より伏見川登り迄

船拂・船操人・船方役總代 同・猪牙請負 同・川方御役所付船總代 同・猪牙小頭 同・川方同心兩人 同・猪牙小頭 同・川方與人兩人・

船印紺白縦の筋　鳥船　過書座小役人寺島武助・天道方老分二人・小三方船持兩人・同副道人一人。攝河兩川樣御・ 先拂、御中小性二人・御足輕二人・通詞仲士五人・天道方小頭老分一人・〃上下廿四人。

本多大膳殿給人　御奉行御家來・ 船印付屋形船 同・ 御船役與力鍋部源之助使船 同 杉滿太郎使船・町屋形船・種子島治右衛門・町屋形船・目附 江田太郎太・ 龜井隱岐守樣川御座船 松平壹岐守樣同・永井樣水尾曳 松浦樣水尾曳・過書座役人養父丈之助 過書座役人平字平三郎・矢道小 天道小

頭一人老分一人小使二人。國師眞喜屋親雲上・使贄城田親雲上・同比屋榛親雲上・樂師譴川親雲上・同牧志
頭一人・老分一人・小使二人。・儀衞止伊平親雲上・掌翰使久場親雲上・使贄内方親雲上・路次閑人九人・供琉球
親雲上・路次閑人九人・供琉球人三人・新番一人使船・中小性一人手水船・足輕三人雨戸船・小人四人賄船・松平
人三人。同　大膳
大夫川御座船正使浦添王子長州水尾曳・過書座役人岡本平兵衞・中村宇兵衞・贄儀官京例親雲上・使贄
樣　天道方小頭一人・老分一人・小使二人。田場親雲上・同勝連親雲
上・樂師富永親雲上・樂童子安里里主・同幸地里主・同富京里主・牌持二人・涼傘持一人・供琉　雨戸船・賄船・
球七人・使番一人・中小性一人・琉球用達一人・醫師一人・琉球館聞役一人・足輕二人・小人三人・　手水船・使船
町屋形船・供琉球人十二人・足輕一人・小人二人・上荷船・新番中小性・琉球用達・醫師・琉球館聞役等の供の者
同　供琉球人九人・足輕一人・小人二人・町屋形船　徒目附一人・使番の供の者・足輕一人
足輕一人・川御座船副使佐土原御船水尾曳・御館入・辻・天道方小頭一人・老・座喜味親方樂正地城親雲
分一人御船水小使一人　上・使贄親嶺
親雲上・同諸久村親雲上・樂師城間親雲上・樂師與眞壁親・木村總太郎内森田文平・角倉爲次郎内津　馬廻り
雲上・同與見城里の子・同王城里の子・供琉球人十一人　川登・右兩人三つ頭迄御付添ひ申し候。琉球用
一人・中小性一人・同一人　過書座年寄岩井武藏・西原重右衞門・家原清兵衞門　使船足輕一人・町家形船
達一人・足輕二人・小人三人・右の内兩人橋本黄金橋迄御附添　手水船）
供琉球人七人・足輕一人・小人二人・屋形船御船奉行本多大膳殿公用人・難波江・使船七番屋形船・
馬廻り中小性・用達等の供の者　四郎右衞門・寺部勘之丞
留守早川五兵衞・町屋形船・倉山作太夫・使船足輕一人・四番屋形船・側高田十郎右衞門・
居　役
使船足輕一人・玄關町屋形船・家老付新番田中源五右衞門兒玉・二番家形船二番御座水尾曳・御館入・
船　正兵衞（但伏見川下りの節計り）　天道方老分二人・小三方
川邊久助　家赤松主人・使船足輕一人・大通船・行列口諸船差永井清左衞門・差引中通
船持二人・小使三人・老　引船改役　方
船・定水山田隼太・手水船・町屋形船・上荷船・上荷方差引・伏見登町屋形船・田尻善左衞門・賄方宰
主　同　同　同　りの節共三千石船　諸船

七艘。

日記

寅十月九日木津川難波島迄入津、同十日川口御船。三十石兩戸船三艘・東堀二艘・西堀一艘・長州・平戸・龜井・小梅著。同所迄下り滯船。十一日九つ時薩州御屋敷へ著。同十五日朝五つ時屋敷出船なり。

大津表當月十七日夜五つ時出、當地へ十八日卯の刻著申し來り候趣左の通

江州一揆

一、夏已來江戸表御勘定御書役、大津役所より附添ひ、北江州段々新開間數を御改め有之、此頃横田川邊迄御調べ相濟み申し候處、當十月十五日八つ時より百姓一揆起り、鈴鹿・土山・水口・石部・梅の木、其外甲賀谷始め、右手・左手凡四五萬人相集り、御書役中三上山遠藤但馬守樣御陣屋へ逃込み被遊候處、又々三上山を取卷き、御陣屋裏門より亂入、未だ鎭まり申さず。昨朝京都諸家樣御手當、矢橋渡り其外手頃の船寄らず、役船膳所・水口・草津迄御出張有之。膳所は凡そ三千人にて、はなばなしき御事に御座候。

一揆の動因

長濱屋八之助が見聞

常々村役人私曲有レ之、又は此度の一朱の差支へ、別て御諭し辨へ難きの發起と相聞え申し候事。

吉益主税が方へ申來りし由にて、長濱屋八之助が咄には、勘定役人公儀の權威を振ひ、百姓の難澁に及び難ニ立行一事も、少々も無ニ用捨一不法に新開の田地に棹を入れて、仰山に打出し、北近江より次第々々に横田川筋を出來りしに、前にいへる如く五萬計りの一揆押寄せ來りし故、御役人中大に恐怖し、三上山なる遠藤陣屋へ這々の體にて逃込みしにぞ、一揆の百揆共にも之に引續き、裏門より亂入して、役人を始め供の者に至る迄、十四五人を叩殺せしと云ふ。されば其肝心の主たる人、其中に非ざれば、陣屋の隅々迄何れも手配りをなして捜し求むれども、此者逃隱るゝにすばしこく、程よく拔廻りて隱れぬる故、一揆の者共陣屋へ放火し燒立てしかば、最早隱るゝ事なり難きにぞ、詮方なくして裏門の方へ紛れ逃げんとせしが、門外には二萬計りの人數にて之を固めし事故、這出る事なり難く狼狽へ廻りしを、一揆共目早く之を見留め、「其處へ狼狽へ出たり、奴めを逃すな、叩殺せ・打殺せ」と、銘々騷立ち押立つるに

西垣丈助が見聞

ぞ、百姓共へ手を合せ、涙を流し頼みしかども、何れも之を聞入れず、「己故にてかかる騒動に及べり。其方が如き奸惡なる者を生け置いては、公儀の御爲めに宜しからず、一命を免し助けて遣はせしとて、其行く先々にて惡事をなし、諸人の害となるべき奴なれば、助命叶はず」とて、一揆共打寄り、其者の體を微塵に打碎き、なぶり殺しにせしと云ふ事なりしが、左に非ず、西垣丈助が慥かなる咄を聞きしとて、予に語れるに、御勘定役・御勘定吟味役等、大津御代官石原の手代、京都よりも三人附添ひ（之は定めて小堀の手代なるべし）前に云へる如く、北近江より次第々々と檢地をなし、公儀よりの仰は左程迄に巨細なる事には非ざりしに、己等の働振りにて、田面を過分に打出し、御恩賞を蒙らんと無理非道なる棹の入れ様をなし、百姓を困窮せしめしにぞ、かゝる騒動を引出せしと云ふ。こゝに至りて御役人始め、何れも慄ひ恐れ、這々の體にて逃散りしに、三上山なる遠藤の陣屋の方角へ逃走りしにぞ、一揆共には此陣屋へ逃込みし事と心得て、陣屋の四方を取巻き、已に亂入せんとせしにぞ、此陣屋を預れる代官平木八右衛門といへる者、組下の足輕十五人の者共に、鐵炮に玉込

めさせ、我が指圖次第にて之を打つべしと言渡し、己は槍の鞘をはづし、此者共を從へ裏門を押開き、「百姓共大勢何故かゝる騒動に及べるや、公儀の御役人へ對し不作法の事なり。　されども此陣屋にはある事なし。　御役人へ訴訟の筋ある共、當陣屋を取卷き、此方に對し、狼藉に及べる事不埒千萬なり。　大勢の事なれば、此内には定めて頭梁分の者もあるべし。　何れにもせよ、かく狼藉に及べる事不埒千萬なり」とて、手近き處なる百姓三人を槍にて突殺し。鐵炮を打たせしにぞ、數萬人立重なりし中へ鐵炮を打込みし事なれば、十五挺の鐵炮あだ玉一つも非ざるにぞ、先に進みし百姓ばた〳〵と打倒されしにぞ、百姓共之に僻易し、少し尻込みせしにぞ、障子を引外し、「其方共願ひの筋は、此方一命に替へて十萬日の日延を公儀へ願ひ遣すべし、若し御聞届無之に於ては、吾等其時一命を捨て切腹するか、御仕置を蒙るべし。先づ夫迄の處は此方に預け任すべし。　如此に申聞け候を聞入れずして、引取らざるに於ては、己が命のあらん限り一々突殺し捨つべし」と、大文字に書記し、左にこの障子を持ち、右に槍を提げ、群集の中へ進出でしにぞ、何れも之を見て大に歎び、

其旨に從ひ、「宜しく願ひ奉る」とて、一統に引取りしと云ふ。大なる手柄と云ふべし。

公儀御役人其外御代官付の手代に至る迄、此陣屋へも來らざりしが、散々になりて逃失せしが、一日數經れども其行方を知らず、百姓の爲めに打殺さるゝ事も恐しく、又台命に違へる計らひより、斯る大騷動を引出せし事故、其罪逃れ難く思へるにや、何分にもかゝりどころなき人外と云ふべし。又平木八右衞門といへるは、三上山近き所にて、元來遠藤領の百姓にて數代相續し、相應に金銀を貯へ、田畑も多く持てる身上なりしに、侯より數度の用金を申付けられ、之が爲めに身上も手薄くなりしにぞ、下げ金の事を願立ちぬれども、侯の勝手向至て困窮なる故、聊の下げ金をもなす事なし。されども其儘に捨置いては、平木身上も立行き難き樣子なるにぞ、之を召抱へ家來となし、元來百姓の事なれば、農業に委しく其都合も宜しかるべしとて、代官役となせしと云ふ。されども相應に暮らせし身の上なる故、農業に疎く、代官の役を勤めぬれども、公事訴訟の取捌きも頓と埒明き難く、世上にても日

炭屋次郎兵衛知人の談

癡の様に云ひなせしに、平日より武藝に心掛け厚くして、此度衆人の及ばざる事をなして、大に名を揚げたり。一命を捨てかゝる事に及べる程の氣質なれば、算盤を以て厘毛の損得などに心を用ふる事はなかりし故、世間にて猿智慧ある者共より、阿房の如く思はれしも尤もの事と云ふべし。

又炭屋次郎兵衞が知れる人、江戸より歸來り、江州にて一揆の事を委しく聞きし由にて、同人へ咄せるを聞きしに、御勘定役には關東筋の田畑に悉く棹を入れて、多くの打出をなし、尾張侯の領内にも同樣に棹を入れんといひしかども、「此方の領地の事なれば、此方にて篤と相調べ、公儀へ申上ぐべし。御苦勞に預るに及ばず」とて、之をなさしめず、種々丁寧なる馳走をなして、之を立たしめしと云ふ。江州に出來り、彥根領に棹を入れんとせしかども、之も御譜代ながらも大家の事なる故、尾州同樣の取計らひにて、棹を入れさせずして事濟みぬ。之に依つて小大名の分も、其形を取りて之を相斷らんとせしかども、大に權威を振ひ、之を聞入れずして無理非道なる棹の入れ樣せしと云ふ。之に依つて百姓共の身上立行き難きに至れ

るにぞ、是非なくして、此騷動に及びしにぞ、役人衆には大に恐怖し、三上山なる遠藤但馬守の陣屋迄、這々の體にて命からぐ〱逃込みしと云ふ。之に依つて數萬の百姓共陣屋へ押掛け、「逃込みし處の役人衆を御渡し下さるべし」と、段々と掛合ひに及びしかども、之を出さゞる故、「然らば是非に及ばず、陣屋に火を掛け、一人も殘らず燒討にすべし」とて、大に騷立てしと云ふ。於是遠藤の役人、「十萬日の日延を取扱ふべければ、引取るべし」と、いへるにぞ、「然らば慥なる證書を渡すべし」といへるにぞ、御勘定並に吟味役等の印形せし證文を取りて渡しぬ。されども之を諾はず、「彌、この如くに相違なきに於ては、諸侯方にも急度此證人に相立ち、何れも加判せらるべし」と、云ひ募りぬるにぞ、止む事を得ずして、百姓共の云へる儘に取計らひ、漸々に引取り、一揆鎭ましと云ふ。鎭まりて後一揆發頭人を吟味し、之を召捕らへんとて、京都所司代・町奉行等より、大勢の役人下り、又隱密に之を取調べぬれども、能々一致せし事と見えて、誰ありて之をいへる者なく、强いて吟味立てせば、又如何なる騷動を引出すに至るも計り難きにぞ、强くも吟味する事能はずして、一向に

知るゝ事なし。元來一間六尺五寸は、吾國古來の定法なりしに、太閤秀吉公に至りて、六尺一歩に改め定められしより、御當家に至りても、此法に依つて間地を定め給ひしに、此度役人衆私の働振りに、間數を多く打出し、御恩賞に預らんと思へるにや、又賂を貪れるにや、六尺に餘程足らざる棹を用ひて、多く打出せしと云ふ。是故に諸侯も、百姓も大に之を憤り、此度一揆せしを諸侯の向も密に悦べる程の事なれば、證書に加判をもなせしと云ふ。されども之も亦怪しき事なり。其故は古來よりして、諸侯の領し來れる地面に、公儀より故なくして、間地を改め給へる事あらんや、御代替りに付て、御領の御調べのみなる事は云はずして知るべし。此度一揆に付、彦根・水口・膳所は申すに及ばず、近國にて江州に少々にても領地ある面々、淀・郡山・藤黨など何れも出張し、各〻其領地堺を固めしと云ふ。又一揆鎭まりしかども、折角受取りし證書を取戻されん事を恐れ、證書を持つて身を隱せし者ありとも云ふ。いかなる事にや。

〔頭書〕此一揆騷動に依りて、薩州公も琉球人も二三日伏見屋敷に滯留し、發駕

一揆の原因となりし公儀役人

頭人一人もなしと云へる、公儀への書上にて思遣られし事なり。又遠藤の陣屋に押入り、御朱印并に此度處々打廻りし帳面類の入りし長持をば、陣屋の内にて奪取り、直に火を付け焼拂ひ捨てしと云ふ。之に依りて遠藤の役人、槍を以て突掛かりしに、一揆共之を引手操りて、ずた〳〵に挫折り捨つるにぞ、其勢當り難く、こゝに於て御勘定役を始め、其掛りの人々何れも山上へ逃登りしと云ふ。之に依りて百姓共三上山に火を掛け、焼討たんと犇めくにぞ、此に至りて日延受合の書付を撒散らして、漸く一揆引退きしと云ふ。　此事は長州の家中江戸より歸りがけ、大騒動の翌日水口に泊り、委しく其事を聞きしとて、奈良屋作兵衛に咄しぬる由を聞けるにぞ、之を記しぬ。

〔頭書〕　此度大變を引出せし公儀御役人といへるは、御勘定吟味役にて、市野茂三郎と云ふ人なり。公儀より同人へ仰付けられしは、此度新に新田を開くべき處を、篤と見分致しぬる樣子にとの事にして、古田は云ふに及ばず、新田にても棹を入れて、間數を改むる事などの事は、更になき事にして、之皆茂三郎が私欲にして、

役者繪を賣りて罪せらる

砂糖を買占罪せらる

禁酒

御代官手代共何れも同意せし事なりといふ事なり。

廿二日寅の刻御靈社内より出火にて社は云ふに及ず一軒も殘らず燒失す。

板行屋にて一枚四文の役者繪を賣りて、御咎の上鳥目十貫文の過料を納めし者、同じく二文の役人繪一枚商ひて、同樣の事なりし。　兩人共高麗〔橋脱カ〕筋の者共なり。堀江にも同樣の事あり。其餘尙多かるべし。道頓堀大西の芝居にて、甚しき淫事の所作をなして、役者共御咎めを蒙りしと云ふ。何れも有難き御仕置と云ふべし。十一月十日頃の事なりしが、砂糖買占の者三人、其家御付立にて本人町預となる。米・油等の相場も次第上りなりしが、此噂にて忽に下落せしと云ふ。心地よき事なり。

五日頃の事なりしが、江戸にて酒は無用の物なり。人は日々三度づつの食事をさへすれば、それにて事足りし者なり。故に年五節句・諸祝儀等は格別、平日は朔日・十五日・廿八日の三日は御許しなれ共、其餘は酒を御停止の旨嚴しく仰出されし故、酒の仕込みも當年は御停止仰付けらるゝとの由、江戸表より申來りしとて、伊丹より知らせ來りし者ある由を言觸らしぬるにぞ。天滿邊の造り酒屋何れも大に狼狽

し。專ら酒仕込みの最中なるに、其日は一統に米搗を止りぬ。堂島米相場暴に二匁下落せしと云ふ。こは定めて相場師共の言出せし浮說なるべし。騷々しき事なり。御靈燒失已來、燃上るには至らずと雖も、所々方々にさし火の仕掛けありと云ふ。油斷なり難き事なり。

所々の小火

長崎の町年寄高島四郞太夫といへる者、御奉行田口加賀守へ仰山なる賄賂をなし、之に取入りしにぞ、四郞太夫悴の嫁に、御奉行の仲人にて御代官高木作左衞門の娘を貰受けて、婚姻をなす。古今斯樣の例なき事なり。御代官には町人との緣組無道理事なれば、再三之を斷られしかども、御奉行の權威を以て、無理に配偶なさしめしと云ふ。不法の事なり。斯る程なる事なれば、數々高島が家に到りて、彼が家に先祖より持傳へて祕藏せる處の、天下に稀なる寶物は云ふに及ばず、種々樣々の物を所望して貰受けしといふ。田口歸府の上、公邊を云ひ掠め、此者の事を程よく執成せしかば、江戶へ召され、與力格に仰付けられ、歸國の節は槍をつかせ歸來り、大に權威振る樣になりしと云ふ。又此者元來炮術の家なる故、田口が執成しを以

長崎町年寄高島四郞太夫の浮沈

て、大炮を持參し、之を公儀へ獻上せしかば、將軍樣にも彼が炮術を御上覽ありし上にて、與力格に召出されしとも云ふ。出府の節大炮の筒中へ、種々の珍らしき唐物を隱し持ちて、密に高利を得しとも云ふ。何分にも御法度に背きし罪、容易ならざりし事と見えて、先達て不意に御召捕りにて入牢し、家財悉く闕所となりしと云ふ。當年より長崎御奉行下向の節、與力・同心御差添となり、御奉行は御交代ありても、與力永代の引越しに仰付けられしと云ふ事なり。こは長崎表御締りの爲めなりといへり。

英國船來航の風聞

越後國沖へヱゲレス船百艘計り見えぬる由にて、早速に關東へ注進し、大に騷動をなす由、京都香具屋十兵衞方より西垣方へ申來る。

〔口　達脱カ〕

異船に紛らはしくする𛂁禁ず

近來北國筋、其外諸國廻船等異國船に似寄り候帆の立方相見え、既に先達て異國と見違へ候次第も有之候。全く三本帆の儀は相成り難き筋に候處、追々大洋を乘り候樣に、以前とは相違の趣に相聞え、殊に寄り朝鮮の地方近く乘通り候儀も有之

由。其外遠き沖合を乘り候節、帆の立方異國船に紛らはしき帆の立方致し、幷に遠き沖合を乘り候儀可レ爲二停止一候。若し觸面の趣於二相背一は、吟味の上急度咎可二申付一候。右の趣御領は御代官、私領は領主・地頭より、不レ洩樣可二觸知一者也。

十月

右の通り江戸より仰下され候條、此旨三郷町中可二觸知一者也。

平山九郎兵衛の尺牘

〔頭書〕一筆啓上仕り候。貴御地御家內樣御揃ひ益、御健勇に被レ遊二御座一奉レ賀候。次に當方無異罷在り候間、乍レ憚御休意思召被レ下度候。然らば久々御伺等の恐札も差出し申さず、遠路不レ任二心底一、心外の失敬仕り候段、御高免被レ下度候。當九月には小子上坂仕る覺悟に御座候處、長崎表二百餘年已來の珍事出來仕り候に付、家內の者共、恐れ引留め申し候故、見合はせ居り申し候。

高島四郎太夫

一、太閤秀吉樣肥前名護屋御出陣の砌に、御呼出に相成り候長崎表頭人は、六人の內高島四郎太夫殿と申して、炮術の家にて、當時の四郎太夫殿、至て阿蘭陀炮術陣取軍學の名人にて、去春には江戸表御老中樣より、御奉書參り大筒類申し候

術類數多御持參、門弟衆三四十人引連れ、江戸表へ越され、御上覽に相成り申し候處、御稱美之ありて、與力格にて槍御免仰付けられ。歸國になり候程の人物にて、誠に長崎一人の飛頭〔鳶カ〕にて、當時御奉行樣同樣に恐れをなし候程の家柄にて候。然る處當十月二日例の通り御奉行所へ御出勤成され候處、召捕に相成り、高島屋敷には與力・同心衆諸役人數多參られ、早速門番召捕らへ、御留守居と用方兩人召捕りに相成り、若旦那には其儘御召しに相成候て、御親類内に御預にて、高島氏の武具、石火矢・大筒・阿蘭陀大筒二十挺餘、中小鐵炮三百餘挺、其外武具類數多召上げに相成り、誠に大騷動、尙又高島氏の執持の諸役人も召捕りに相成り、皆々入牢に相成り申し候。其内にも神代徳次郎と申して、至て利發の者にて、高島氏の大贔屓に相成り、役向三十段も飛越え、唐人大通事に相成り居り申し候て、去年より五島にて鯨納屋組致し居り申し候處、自身は大通事の大役勤め居り申し候に付、他行叶ひ申さず候。夫故懇意の人六七人も賴み、手代りに右鯨組方に遣し申し候處、此人迄も捕へ方に相成り、其内には私懇意の人も之あり、旁

安藤小左衞門

にて出立も相見合せ申し候。其外にも大役衆追々調方に相成り申し候に付、皆々安心は之無く、誠に薄氷を踏む思ひに御座候。

一、當節の新御奉行樣は、伊澤美作守樣と申す人にて、其上與力衆に安藤小左衞門殿と申して、江戸にて安藤、大坂にて大鹽と申し候て、日本に二人の目安人の趣、其與力衆八人・同心衆十五人、此節御奉行樣と共に、長崎表へ御越しに相成り申し候。右の與力・同心衆長崎へ御越に相成り候事は、百・二三十年已前の事にて、夫より絕えて參られ申さず候處、此節右多人數御家內共に、皆々引越しに相成り、與力・同心衆長家出來、市中は日々御廻りにて、誠に嚴しき御事にて、世間淋しき事に御座候。又々當八日には、伊勢屋五兵衞と申す質屋にて、此者大膽にて何事にても、大き事には加はり、諸大名屋敷にも出入致し、少々御扶持も取り、尙又唐人屋敷へも御雜人方・賣込方仕り、右高島氏へも出入致し、神代德次郎殿へも至て懇意に御座候處、御奉行樣宛の遺書認め、八日七ッ時頃に見事に切腹仕り候。如何なる次第にて死去仕り候哉、今日迄は分り不申候得共、多くは深い事

と奉二察上一候。未だ申上げ度き儀御座候得共、追々の儀、再便より御知らせ申上ぐべく候。右御見舞旁〻早々如ㇾ此御座候。　恐惶謹言

十月十三日　平山九郎兵衛

石坂種右衛門様

尚々

肥後米六十九匁位　肥前米六十七匁位　白米七十二文賣　黑砂糖唐斤にて百片に付代銀百二十匁位

長崎一條

長崎六人衆筆頭高島四郎太夫、昨寅年九月御召捕に相成り入牢、屋敷取拂ひ、闕所の品々左の通り。

五十八人持石火矢七挺・三十八人持五挺・十八人持二十挺・五人持十九挺・新製石火矢三挺・太鼓張石火矢三挺・五十目筒其外三百七十一挺・小筒取交ぜ種子島小筒三百三挺・武具上下〆七十八人分。　太刀・槍、其他武器數不ㇾ知、玉藥・烟硝藏一箇所・唐物藏五箇所、外に土藏五箇所。

其外道具類衣服は燒捨てに相成り、子息堅次郎御預け、越城昌十郎・神代政之助・神代內膳・中村嘉右衞門、子息其外同類大身の輩、大役人廿五人入牢。

銀主伊勢屋五兵衞・唐通詞石橋友右衞門・同杉林三十郎

一、右、此人數は、追て參らず候內に、切腹仕り候由。右の輩高島四郞太夫內意を受け、五島浦に鯨納屋を拵へ、表向は鯨渡世と名附け、內々唐へ文通致し、唐軍勢を日本へ引受け、右の輩先陣道案內を致し、日本を攻取り候積りの由、右の條々此度露顯に及び、猶又去冬唐船より四郞太夫へ文通、御奉行の御入に入り、是迄の始末事明白に相分り、前同類の內十七人唐丸駕にて、當正月十九日長崎出立致し、江戶表へ御渡しに相成り候道中筋、國々御大名樣より警固御座候由、定て大坂をも通り可ㇾ申候。

一、松平肥前守樣長崎御番にて、御同勢沖御陣所へ御詰め美々しく、昔の蒙合戰對陣も眼前に見物出來申し候。其外國々御大名樣方、夫々御陣屋へ御出勤御座候。

法定比價を定む

天保十四年二月

〔口　達脱カ〕

諸國御年貢竝に大豆石代金納に相成り、相場の儀毎年十月十五日より、同晦日迄、國々町場・市場等の相場書へ御代官・領主役人奥印致し差出し、御勘定所にて吟味の上、相場御極め候故、相場の高下は自然と相立ち候事に候間、國々の內には、私の作略を以て相場書出し候場所も有之趣相聞え、不埒至極に付、以來相場立方嚴しき趣相聞え候はゞ、吟味の上重科に行はるべきの旨、明和七年相觸れ候處、近年又々不相當の相場書出し候場所も有之哉に相聞え候。彌〻明和度相觸れ候趣固く相守り、不束の筋無之樣諸國村々市町等迄、御料は御代官、私領は領主・地頭より洩れざる樣、猶又急度申付くべく候。尤も近年相場相立ち候日限改の場所は、右改め候日限相用ひ、御代官竝に領主・地頭にても、精々入念遂吟味、是迄の通り相場書の奥へ印形致し可差出候。若し不束の儀之有るに於ては、奥印の者共無念たるべく候條、其旨可相心得候。　右の趣文化十一戌年相觸れ候處、近來心得違致し候向も有之

哉に相聞え候間、御代官所・御預り所、領主・地頭にて、彌〻入念可㆑被㆑遂㆓吟味㆒候。向後如何樣の趣相聞くに於ては、吟味の上急度申付け、奥印の者共も可㆑爲㆓無念㆒候、其旨可㆓相心得㆒候。右の通り可㆑被㆓相觸㆒候。

右の通り江戸より仰下され候條、此旨三郷町中可㆓觸知㆒者也。

寅十一月 若狹 遠江

大目附へ

新板書物取締

新板書物の儀に付ては、先達て相觸れ候趣も有㆑之候處、以來は活字判の儀も御學問所御改め候筈に候間、諸事先頃相達し候通り相心得、是迄有來りの分は、其儘にて差置き、此後出板の分計り、其節に改め受け候樣可㆑仕候。右の通り可㆓相觸㆒候。

右の趣江戸表より御觸有㆑之候間、此旨三郷町中可㆓觸知㆒者也。

十一月十日

本屋取締

本屋の儀は、素人直賣買勝手次第申付け、本屋共取締り等の儀、最前申渡し置き候に付、前々より絕板申付け候書物は勿論、此度賣買差止め候歌舞伎役者・遊女・藝者等の

形を一枚摺に致し、又其役者の似顏・狂言の趣向等書綴り候繪草紙の類、固く賣買致し候儀は無レ之事に候得共、右の類板木其儘相殘り有レ之候ては、自然後年に至り心得違の者出來可レ申哉に付、此度賣買差止め候板行の物の類、並に前々より絕板申付け候書物類等の板木所持致し候者取調べ、新古本屋共に限らず、素人共迄も所持の分、其方共手元へ早々差出させ、其段可二申聞一候。尤前々絕板に相成り候板木の類所持致し候者有レ之候共、其儀を察度に及び候儀には無レ之候間、何れにも所持の分殘らず爲二差出一可レ申候。萬一隱置き後々に至り、所持致し候儀相顯はれ候はゞ、嚴重の沙汰に及ぶべく候條、此旨能々可二申諭一候。

寅十一月

右の通り此方共へ仰渡され候間、御達し通りの板木所持の者、於二町々一相調べ、鄕限總會所へ板木は早々書付を以て、可レ被二申出一候。差出方可二相達一候。以上

寅十一月十五日御觸

當月五日有栖川宮御息女精姫御事、御養女被二仰出一候。精姫君樣と可レ奉レ稱候。右

御養女

大將樣御妹の御續の旨、江戸より仰下され候條、恐悅可㆑奉㆑存候。右の通り三郷町中可㆓觸知㆒者也。

十一月　若狭　遠江

國々大坂其外都會の地へ取廻り候諸荷物の儀、近來諸國荷主・船頭共、手段を以て銘銘國元に圍置き、時々相場に拘はらず、高直の差直段を以て積廻り、右直段にて、賣捌き難儀の節は、直待と唱へ、其儘商人共手元へ預置き、品拂底にて差支へ候場合に至り、右差直段相拂ひ、格外の利潤を謀候積も有㆑之哉に相聞え、不埒の事に候。向後荷物差送り候節に、其品の相場に基き、直段立方正路に致し置き、直待と唱へ占賣一切致すまじく、尤も自然買方の者共、不正の對談に及び、元方難澁の次第も有㆑之候はゞ、荷主船頭より其所の奉行所又は御代官役所へ訴出づべく、吟味の上急度可㆓申付㆒候。右の趣諸國御料・私領・寺社領共不㆑洩樣可㆓相觸㆒候。右の通り江戸表より仰下され候。然る處右は國々より廻著の品計りには之無く、當地より江戸其外諸國積送り候品も同樣の振合に相心得、差直を以て直待致し、占賣がましき取

計らひ、決して致すまじく候。右の通り三郷町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

十一月 若狹 遠江

正直の商せしむ

近來五畿内・中國・西國・四國筋、國々領主・地頭に於て、自國の產物は申すに及ばず、他の國產にも夫々手段を以て買集め、賣荷を藏物に引直し、藏屋敷へ圍置き、相場高直の砌手拂又は銘々出入りの町人共に賣捌かせ、占賣同樣の者より冥加銀等差出させ候哉の趣も相聞え、以ての外の事に候。尤も諸色直段引下げ方の儀に付、追々相觸れ候趣も有ㇾ之候上は、領主・地頭に於て前書總弊早々改革可ㇾ有ㇾ之は勿論に候得共、萬一是迄に仕來りに因循致し、不良の取計らひ相止まざるに於ては、糺の上急度可ㇾ被ㇾ及ㇾ御沙汰ㇾ候。右の趣於ㇾ江戶表ㇾ御觸有ㇾ之候に付、諸家國產の類賣捌き引受け候者、或は藏元に致し候者は勿論、其外一統此旨を存じ、彌〻以て諸色直段引下げ方の儀、厚く心掛け、不良の取計らひ無ㇾ之樣可ㇾ致候。右の趣三郷町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

十一月

粗服著用の御觸

町人男女衣類の儀、前々相觸れ候通り、絹・紬・木綿・麻布の外一切著用致すまじく候。縦令絹・紬に候共、羽二重・龍門に紛らはしき品、並に浮織・綾織等の似寄り候類、總て手數掛り候織方の品は可レ爲ニ無用一候。御用達町人共の儀は、御目通りへ罷出で候節計り、羽二重・龍門の衣服著用苦しからず、平日は御沙汰の衣類一切著用致すまじく候。若相背くに於ては、吟味の上嚴重の咎可ニ申付一候。右の趣江戸より仰下され候條、夏衣類の儀も右に准じ、總て御沙汰の品著用致すまじく、尤も裏借家住の者、或は町人召仕の下女・下男、其外身代限り御渡し候上、同居に相成候者等は、先達て相觸れ候衣類の直段等の通り相心得、不相應の身形り致すまじく候。

右の趣三鄕町中可ニ觸知一者也。

十一月　若狹遠江

〔頭書〕　御觸は此通りなれども、總年寄共の口達の由にて、町人・借家人の差別なく、一統に綿服の外相成らず、縦令半襟・袖口たりとも、繻子など用ひ候事決して相成らず候由。總て當四月に仰出され候通りに相心得可レ申旨なる由にて、總

年寄より嚴しく言渡しありし由。衣服の事當四月嚴敷く仰出され、間もなく薄羽織を許され、其後衣服の直段付け迄をなして、公儀より御許しありしを、今又からくり的の如く、手の裏を返すが如き御觸出され難きにや、御觸面は右の如くに仰出され、總年寄よりは左の如し。如何なして宜しきにや、上よりの仰出さる事、一向に信用し難し。この故に下々の者共うろ〳〵きよろ〳〵致し、自ら御觸度毎に、衣服の積を仕替へ是にて能き事なりと思へば左に非ずして、兎角積りなして拵らへたる衣服の、御觸度毎に間に合はざる樣になりゆくにぞ、身勝手の樣にはあれ共、自ら上の御政道を誹れる樣になりぬ。斯樣の事なるに於ては、四月に仰出されし儘にて捨置かるれば、何れも斯樣なる費えをばなさゞる事なるに如何なる事にや、あゝ〳〵〳〵〳〵とて、一統に有難からざる樣子にて、騷々しき有樣なり。

日光宮恥しめらる

日光宮、仙洞樣御一周忌御法事に付、御上京有りしに、叡山より何か言出せし事ありて、其の返答なり難く、大に恥を曝されしと云ふ噂なり。如何なる事にや知らざれ

共、先年(寛政の頃なりと覺ゆ)上京せられし時、二條殿の下部、文庫を持ちて外方へ御使に行きける道にて、日光宮に出合ひし故、下部共の定法の如く、尻向にて下座をなせしに、宮の方へ尻向せる事不埒なりとて、徒士の者其下部を打擲す。流石京都にて渡り者なれば、能く心得て態と叩かれし時、尻居にへたり文庫を尻に敷いて之を打破り、あちらこちらに逆ねだりをなし、二條殿と取合ひに成りて、宮より誤まられし事あり。京都に於ては日光宮の如きは澤山の事にて、御通行の節至て溫順にして穩なる事なるに、日光宮には江戸の格合にて、權威〔振脱カ〕られし故に、却て斯る事に及びしと云ふ。此度も叡山に對して、何ぞ無禮の事ありしにや、其事は知らず。

引替金銀不足に就いての口達

口達

此度通用停止仰出され候金銀は、持圍ひ候筋に之無く、當用の爲め取遣り致し居り候分は、最寄りに兩替致し候者方にて引替に取り候者は、取集め次第引替所へ差出し、來る卯十月を限り、急度引替可レ申旨等の儀御觸渡し有レ之候處、此節諸國より多分一朱銀出進め、兩替に取り候儀も差支へ候趣、此姿にては追々歲末に至り、金銀

取引多端の時節に差向き、此上輕易ならざる差支を生じ申すべき筋に付、一朱銀切賃の儀兼ねて取極め等に泥まず、別格の心得を以て取引致し、何れにも兩替に取り候儀差支へ無ㇾ之樣可ㇾ致旨等の儀、兩替屋共へ申渡し候に付ては、追て及₂沙汰₁候迄、町々素人同士にても、當地限り當用の爲め、一朱銀取遣り致し候儀、勝手次第の事に候。

右の通り三郷町中洩れざる樣可₂觸知₁者也。

十一月廿三日

一朱銀引替

一朱銀御停止仰出され、身薄の者には町內よりして御引替に相成り候迄の處、引替へ遣し候樣仰渡されしかども、一朱御停止仰出されしに付ては、町人共にも銘々の差支へに困りぬるに、之を引替へ遣せし上にて、若し惡銀等を知らずして、引替へる事などあらば、自分の損となれる事なれば、容易く公命なりとても、其如くなし難しと云ふ。其故如何となれば、近年奧羽の間にて仰山に似せ金せしも、皆一朱銀なる由なるにぞ、暴に之を停止に仰出さるなどいへる風說あり。其上に奧羽にて拵

へし似せ一朱は、却て銀の性合大によしなど、區々の噂なる故、一統に之を危ぶみ思へるも宜なる事といふべし、遂に日數經て、十人兩替に引替へ遣すべしと仰付けられしかども、一朱銀の代りに引替へぬる金とて、公儀よりして餘分に御下げあらざる故何れも申合せ、三井を始め重なる者二三人は、一日に金五兩づつ百人に限りて之を引替へ、其餘は何れも五十枚を限りとして、三日計りも引替へしが、纔かなる一朱を持つて之を遣ふ事なり難きに、大に困り居りし者共數百人、われ一にと引替所へ未明より押掛け、銘々に纔か限り有る處の札を貰ひ受けて、之を引替へんと思へるにぞ、强き者勝にて人を突倒し、押倒して先へ進み、人の貰受けたる札を奪ひ引手操り、互に奪ひやひ、いやが上に行倒れ、喧嘩・怪我等多く出來ぬるにぞ、總年寄よりして、其混雜せざる樣其員數を定め、順番にて町々へ木札を渡さるゝ樣になりぬ。されど共其の引替の金子、一向に公儀よりして下らざる故、何の兩替も大に困窮し、始めは五兩づつ百枚・五十枚なりしも、後には三兩づつになりしが、之にても續き難く、二兩・一兩と減少し、終には一歩づつならでは替へざる樣になりぬと

いふ。斯て兩替共より引替へし金のたまれるをば、江戸表へ八萬兩計り送りしに、其内にて四千八百兩は贋銀なりとて、銀座より突戻されしと云ふ。これに依つて右贋銀の分は、何れも兩替共の不調法となりて、一統よりして之を償はざればなり難く、大に迷惑すと云ふ事なり。斯樣の事にて難澁なるに、江戸よりして引替への金子登らざる故、兩替屋方より願出で、素人共の取遣りを許さる樣になりしと思はる。大坂此の如くなるに、又諸國よりして、大坂へ引替へに登せる一朱仰山の事なり。容易く其銀替はらざる故、天下一統大差支へとなれり。十箇年計りも前よりして、御觸嚴しき古金銀さへ、未だ引替へ濟ずして、來る卯の十月迄御引替も御猶豫ある程の事なるに、漸く近年出來して、當時盛に通用する處の一朱を御引替への御手當もなく、一時に御停止仰出されし事故、かく混雜に及べる事、故ある事と云ふべし。御町奉行十人の兩替共を呼出され、「當時大坂表に一朱銀何程あるべき哉」と尋ねられしに、近江屋半兵衞が答に、「兩替方に持ち貯へる一朱銀、凡二百五十萬兩計り、其餘にも五百萬餘は之有るべし」と、答へしにぞ、御奉行には大に膽を潰

し、「之はけしからぬ」とて、呆れ果てられしと云ふ。御奉行の見積りには、大坂中にて大抵五十萬兩位との思はくなりしといふ。鴻池か加島屋の内なるべし、一軒にて四十萬兩の一朱を持てる者ありと云ふ噂なれば、さも有るべき事に思はる。何分にも之迄仰出されし御觸のくれぐ〵として、貫ぬかざる事多き事なり。

〔頭書〕御停止仰出されて後、引替への金子江戸より一向に登らず、下方大に差支へ、難澁限りなき事故、御奉行にも詮方なく御城代へ願ひ、御金藏よりして金子三萬兩出されしが、瞬く内に替へ盡しぬ。されども江戸より一向に來る事なく、はるか時過ぎて漸々二萬兩計り參りしと云ふ程の事にて、一向に引足らずして如何ともなり難く、困り果てられし處よりして、素人取遣ひ勝手にすべき由との御觸なり。始め嚴重に御停止仰出されし御權威には似ずして、御威光にもかかれる程の事なり。下方にて彼此と批評する樣になりぬとも、故なき事にはあらざるべし。されども上には深き御趣意のある事にや、之を知らず、嗚呼。

今廿五日通達年番町々年寄總會所へ御召呼び、總御年寄中樣より左の通り

御演舌を以て仰聞かされ候

一、町々に有ㇾ之候菓子渡世者、向後仕入れ候蒸菓子・餅菓子其外取合せの菓子類にても、一つ二分以下の品の外は、決して仕合ひ申すまじく候。若し二分以上の品誂へに參り候はゞ、其品柄恰好右直段は勿論、誂へ主名前委しく書記し置き候上、註文受取り候樣相心得可ㇾ申事。

料理屋取締

一、料理屋竝に煮賣り渡世の者、商物何品に寄らず、直段仕分け書付け、諸人見安き所へ張置き、成るべき丈高直の品賣出し申すまじく候。尤右直段書より高直の品注文有ㇾ之候はゞ、其品直段書は勿論、其誂へ主の名前委しく書記し置き候上、註文受取り候樣相心得申すべき事。

右の通り仰聞られ候事。

寅十一月廿五日

商品に正札を付くべきをさとす

商人共渡世柄により、賣買の品符牒を以て記し置き候故、元直段より取調べ方の差支へ、自ら不正の取計らひ有ㇾ之哉に相聞え候間、總て商物一品毎に正札附に致し、

手控へ帳面へも元直段賣直段を書記し置き、符牒を相用ひ候儀致すまじく候。此段一郷限り商人共へ、急度可申付候。

十一月廿五日

右の通り此方共へ被仰渡候間、町々に於て不洩樣可被相達候。

右の御演舌の趣、慥に奉承知候。私共生魚小賣竝に煮賣屋渡世の者に御座候に付、則ち品分け直段書諸人見安き所へ張出し、尚又誂へ受取り候節も、前書の趣急度相守り候樣可仕候。其の爲め銘々印形仍て如件。

夜店取締

一、年來町々道端等へ夜店差出し、小商ひ致し來り候場所は、是迄の通り相心得、別て火の元入念可申旨、當九月口達觸れ差出し置き候。然る處惡黨共右夜店に刃物類差出し之あるを見當て候より、猶又惡念を生じ、右を買取り强盜相働き候族も之あり、市中取締りに拘はり候に付、以來夜店に拔付刀・脇指・懷劍等は勿論、假令身計りに候共、都て右樣の刃物類差出し賣買致すまじく候。

いかゞは

一、市中人立ち候場所、或は町家門先にて、男女入交り、チョンガレ又は唄物など致

しき業務の者を取締る

し錢を貰ひ歩行き候者も有之候趣相聞え、風俗不宜候に付、以來男女入交り右樣の儀爲致申すまじき旨、其筋の者共へ申渡し置候間、町々に於ても其旨を存じ男女入交り如何の所業致し候物貰ひ見受け候はゞ、所の者より心を付け、相制し可申候。

木綿屋取締

一、町々木綿屋共儀、手を盡し候色品織方等の木綿帶地など、態と店先へ差出し、往來の人々心移り候樣取締り置き候族も有之由相聞え、奢侈の導きにも相成り不宜儀に付、早々取片付け可申候。尤も木綿相當の直段に候はゞ、賣買は不苦候得共、右體織方に手間相掛け候とて、高直に賣出し候樣相聞え候はゞ、急度可申付候。

華奢なる風を禁ず

一、凧の儀、近來繪柄・彩色等無益に手を込め、高直の品も有之趣相聞え候。此節仕込み候時節に付、右體の品決して拵へ申間敷候。尤も大なる凧も仕込み申間敷候。

博奕賭けを禁ず

一、博奕賭け候諸勝負、前以て御法度候處、別て當四月江戸表より仰下され、其節觸書差出し、嚴重に申渡し、其段一統相聞き候儀は勿論の事に候得共、自然初春の戲に詫け、讀歌留多・寶引遊び、或は幼稚の者共辻合にて六と穴一などと唱へ候聊かの勝

明地の使用を限定す

負なりとも、固く可ㇾ爲二無用一候。當座の戯れ事と心得違ひ、事のゆるみに相成り、別て幼少の者は習ひ性となり、成長の後に到り候ては、猶更諸勝負を好み、終には罪科を得る者も少なからず、是等親々の者素より全町役人共より教諭等閑より事發し候儀にて、無慙の至に候間、厚く可二申諭一候。

一、近頃町家明地面又々品々請負地等にて、小見世物と唱へ、葭簀張り小屋取補理ひ、種々の藝人共相雇ひ、歌舞伎に紛らはしき取計らひに及び、見物人を集め、座料取り候者も之ある趣相聞え、市中取締りに拘はり候間、以來右體の場所に於ては、神道講釋、或は心學・軍書講釋・昔咄しの四業の外、餘業差出し候儀は勿論、右場所へ茶汲女、其外女商人、都て婦人を差出し、且つ噺の内へ唄物を取交へ候儀等固く相成らず候。尤も右四業相催し候共、先達て相觸れ候通り、其度毎に奉行所へ可二斷出一候。若し相背き候者有ㇾ之候はゞ、聊か無二用捨一召捕り嚴重可二申付一候。

右の通り三鄕市中竝に諸所受負地の者共へも、其方共より可二申通一候。

十一月廿八日

近頃市中に散在致し、夫々產業の外、俄狂言を功者に致し、素人共を俄師と唱へ、給金相對を以て雇はれ、主に歌舞伎狂言の趣向を取組み、衣裝道具抔相拵へ、輕口所作致し候者も有レ之趣相聞え候。右體素人の身分にて、歌舞伎役者同樣の所業に及び候段、市中取締り方御趣意に應ぜざる次第に付、早々俄師渡世相止め、銘々產業誠實に相營み申すべく、此上にも右渡世相止めず候はゞ、道頓堀町々へ引移し、歌舞伎役者共の弟子に相成り申すべく、兼ねて夫々へ申渡し置き候趣、厚く相心得候樣致し、市中借宅等引拂はせ申すべく候。たとへ身寄りの者たりとも、內分にて同居致さすに於ては、急度可レ及二沙汰一候。

右の通り三鄕町中洩れざる樣可二申通一候事。

十一月晦日

十二月十三日卯の刻より雨、辰・申の刻雨雷鳴る。前にも云へる如く、北新地一樣に荒き格子にせよと命ぜられし御巡見、三日計り已前の事故、詮方なく格子を取りはづし、俄に板を引破り、荒々しく打付け拵せし事故、御巡見相濟みて後、又元の格子に

格子附替へ

取替へし家々多かりしにぞ、又御沙汰有レ之、元の如く荒くせざればなり難き由仰付けられしにぞ、何れも此度は太く荒き處の格子をつけて、立派に出來上り、遊女共新町の如くに見せつけをなすみせ付に格子付けてすべしと、仰付けられし故なり然るに十一月末に至り、旅籠屋を此度新に免ぜられ、店付にせよと仰付けられしを、總年寄の云ひ間違か、町年寄の聞間違なるにや、新町の如き遊女の店付の樣に心得違にて、格子を荒くせしめし事相濟み難しとて、此度新に格子を取計らひ、上げ店を付け候樣にと仰付けられし上にて、又藝子・舞子・仲居等を差置く事なり難しとて、嚴しく仰渡さるゝ樣になりぬ。新屋敷梅がへ・靈府・島の內・堀江其外端々の青樓、何れも北新地・道頓堀・難波新地・幸町・新堀等の此度新に御免蒙りし處々へ、少しく金銀を蓄へし者共は、吾一にと寄集りしに、此度さつぱりと思惑違ひ大に當惑をなすと云ふ。之迄年來不實なる渡世をなし、金銀を貪取りし過料にして、心地よき事と云ふべし。又堀江青樓には門口の掛行燈を取除く樣仰付けられし故、之を其町々の會所へ取上げしが、矢張內分にて未だ青樓引拂の日限に及ばざる故、行燈をば引きしかど、之迄の如く渡世なし

ぬる事故、掛行燈さつぱりとなくては至つて淋しき事なるにぞ、其町々の掛行燈の如く、之を張替へ、何町何丁目などと書記し、青樓町の內にて、十七ヶ所へ掛けて、其油をば青樓の者共よりして、さしぬる樣になしぬ。是をなさんとて、其町々の年寄共より、總年寄へ問合はせしに、苦しかるまじと云へる故、其如くなせし處、此度御察度を蒙りて、總年寄へ問合はせし事、表面には申し難く、町內よりして、油費をなさず、青樓よりして其費をなせし事故、矢張青樓の掛行燈は、公邊を僞りなせしといへる科に陷り、何れも御咎を蒙り、十貫文づつ過料仰付けられしと云ふ。其外御法度の役者・遊女の姿繪を賣りし者、又看板出し、襖等に役者・遊女等の繪の張付有りし者、又內分にて髮を結ひ・結はせし者、衣類法度に背きし者、子供手遊のもの賣りし類など、何れも御咎を蒙り、過料仰付けらるゝ者、仰山の事にして、其限りなしと云ふ。

役者繪を賣りて罪せらる

又强盜・巾著切の類至て多く、白晝人立の中にて、白刄を振廻し、金銀を奪取り、又御城の番場等にて、白晝に人を裸にすと云ふ。住吉海道は至つて往來の多き處なれ

强盜巾著切流行

ども、白晝に追剝ぎ甚しき故、參詣人も稀なりと云ふ。京町堀一丁目にては、番人兩人を切り、蜆橋邊にては、邊り近き所の髮結を切殺す。之に因て嚴しき御觸ありて、町々の木戸番は云ふに及ばず、町每に幕を張り、町人共晝夜自身番をなす。町廻の同心も、之迄元服上りの者四人づつ廻りせらるゝ由なるに、此度新に老分の人を四人仰付けられ、都合八人にて四ヶ所の垣外共、大勢召連れ晝夜の別なく、所々方々を手分けして、廻らるゝ事なりと云ふ。騷々しき事なり。

異國船防備

又異國船外海を徘徊する由にて、外海邊の國々は云ふに及ばず、內海にても住吉・堺の濱手をば、當國三田城主九鬼・高槻城主永井飛驒守等に、其固を仰付けられ、岸和田の岡部美濃守は、城下の濱より總て領內の濱手を固め、其南の濱手をば、姬路城主酒井雅樂頭、尼ヶ崎領內は自身の領內故、松井遠江守之を固め候由。さりながら其手配のみにして、其備有るには及ばず、兵庫より灘・西宮邊は、姬路の持にして、其間に石火矢を四挺伏せ、一間の一間に提燈六張づつ燈連らね、五里餘りの間、斯の如くなれば、至つて騷々しき事なりとて、灘邊の者何某とやらんいへる者、高松

宿場助濟金徵收

屋敷山本牢九郎方へ出來り、くはしく其咄せしと云ふ。
又大坂近邊の在領には、宿場助濟金とて御冥加金差上げ候樣、夫々身元御取調の上、それ相應に仰付けられ、市中にも追て御用金を仰付けらるゝ事なりと、專ら風聞をなす。已に京都には先月上旬御國恩冥加金又五海道助濟金又日光宿場助濟金とも云ふ差上げ候樣仰出され、京都に於ては昔よりして、御用金仰付けられし先例なき事なるに、却て天明の大火後よりしては、燒亡せし町々六百八十餘町の毎町に、公儀よりして御貸付銀有レ之位の事にて、斯樣なる先例一向にあらざる事なるに、此度無二思寄一仰付けられしにぞ、中には家屋敷等を町内に投出し、「宜しく之にて取計らひ給はるべし」と、いへる者などもありと云ふ。 大抵金高千兩を高として、少きは五兩位差出せる者ありと云ふ。 其外高槻領も同樣の事にて、此邊は金十兩を、金高にて一兩位出せるもありと云ふ。此邊迄も斯る程の事なる故、定めて諸國共同樣の事なるべし。 又十二月五日兩本願寺へ仰渡されしには、寺内に住せる所の町家の者共、一軒も殘らず外へ立退かせ、之迄市中にこれある處の道場を、悉く寺内へ引取るべしとなり。 差當りて

町家の者共の宿替へせるは、迷惑なる事なるべけれ共、道場の此處へ押込まれぬるは、氣味好き事と云ふべし。何れも市中多くの地面を之が爲めに塞ぎぬる事、不益の事なればかく仰付けられし者なるべし。

兩町奉行より總年寄へ仰渡しの條々

兩御奉行樣より總年寄中へ仰渡され候御内意書

町番の出精を覺す

一、町々木戸に置く番屋の儀、晝夜懈怠なく相勤むべく候。夜分の儀、別て入念申合ひ、會所へ町役人相詰め、寐ずの番致し取締可ㇾ致候。壯健なる若き者共兩三人宛雇置き、終夜時半怠りなく、町内中鐵棒を曳き太鼓を鼓ち見廻り致させ、風烈の節は別て繁々見廻り、火の元念入るべき旨、聲高に呼び觸らし步行に及び申すべく候。怪しき風體の者見受け候はゞ捕押へ、翌朝早々奉行所へ召連れ來るべく候。取違ひ候分は苦しからず候。若し不法の振舞手向ひ致し候者有ㇾ之候はゞ、如何樣とも致し捕押へ申すべく候。

番人への申渡

一、町々木戸の儀、夜四つ時打ち候はゞ締置き、番屋補理番人の儀は、壯年の者相選び、兩人づつ差置き寐ず見張り罷在り、往來の人有ㇾ之度明け通し、人數丈け送拍子

木打たせ申すべく候。人體怪しく見受け候はゞ、一應相咎め、彌〻怪しく候はゞ捕押へ、所の會所へ召連れ行き、相渡すべく候。若し不法に及び候はゞ、數〻拍子木打ち申すべく、會所よりも早速出合ひ搦捕り、前同樣相心得取計らひ申さすべく候。冬春の內は別て念入れ、相勤め申さすべく候。但三鄉端々の町に至り、往來人少き場所は、暮六つ時より締置き申すべく候。

路次の開閉

一、町々路次の儀、暮六つ時締明け申すべく候。用事有ㇾ之候節、不ㇾ差支ㇾ候樣明閉て致し、路次の內怪しき者紛入り居らざる樣相改め、不取締無ㇾ之樣可ㇾ致候事。

盜賊に對する處置

一、盜賊、格子或は軒下・窓戶等拗あけ候樣子、內にて心を付け候はゞ、內より早速聲々に呼ばはり、何にても有合せの品打敲き騷立て、向三軒・兩隣、家裏借屋共相互に同樣騷立て救合ひ、早速樣子見受け出合ひ申すべし。若し家內へ這入り强盜相働き候樣子に候はゞ、踏込み救合捕押へ、會所へ召連れ可ㇾ參候。手餘り候はゞ打殺し候とも、少も不ㇾ苦候。家每に鳶口・樫棒の兼ねて心掛け用意致し置き申すべく候。右樣の節は會所竝に番屋よりも聞付け次第、早速馳付け捕押へ可ㇾ申候。

一、町々店先の品盜取り又は往來人持參の品、或は懷中物・腰提げ等盜取り候者見受け候はゞ、番屋の者共は素よりの儀、店々よりも馳集り、盜賊の旨聲々に呼ばはり、救合ひ捕押へ候はゞ、會所へ連行き相渡し申すべく候。其上會所より奉行所へ早速召連れ可ㇾ申候。但不法狼藉の者有ㇾ之候節は、是又前同樣相互に心を付け、救合ひ召捕り候はゞ、會所へ連行き相渡し申し置くべく、番屋の者共も同樣相心得申すべく候。

町年寄御受證文

十二月七日、東御番所へ三鄕火消年番・町々年寄御召出しに相成り候上、兩御奉行樣より仰渡され候御受證文の寫

仰渡さる御受證文の事

三鄕火消年番町年寄共

一、三鄕町々夜番嚴重に可ㇾ致、其外の心得方等先年より度々觸書差出し、文政四巳年・天保九戌年にも、再應觸渡し置き候處、當座限りの樣心得候哉、嚴重成らざる町柄も少からず相聞え不埒の至り、近來盜賊共橫行致し、强盜或は往來人所持の品奪取り抔致し候儀增長に及び候に付、猶又此度觸渡し候得共、此後市中一同心得違

無レ之ため、取締方竝に心得方等左の趣猶又此度改め申渡候し條、可レ令ニ承知一候。

賊盗防備の觸渡し

一、町々賊盗押入り、家内の者申威し抔致し候節、盜賊の旨申し呼ばはり、物音等、隣家・向側の者共承りながら、銘々身構のみ致し、誰獨り出會ひ候者無レ之故、自ら盗賊共强氣に相働き、家内の者へ疵付け斬殺し抔致し候樣成行き候を、近邊の者相互に救合ふべきとの志も之なく、徒に見聞き逢居り候は、實に向背の住居、隣家の好(よしみ)も辨へず不人情の至り、不仕不義なる事にては無レ之哉、殊更往來の者懷中竝に腰に提居り候品等盜取り候を眼前に見ながら、後日に及んで仇を含まるべきなどの臆心に候哉、盜まれ主へ加勢も致し遣さず捨置き候者、盜賊の荷擔に等しく、別して他國の者は歸國の上不人情の次第取沙汰致し、土地の外聞にも拘はり、口惜しく存ずべき事にて候。先前より觸渡しの通り、町々夜廻り番人共嚴重に相守り居り候はゞ、自然と盜賊共働き難く、盜賊は勿論火災等の憂も少なく、萬一自火の手過にても、火廣に至らざる中消し留め候樣相成り、市中一同相互の爲めにて、土地靜謐繁榮の基にも有レ之べき處、其心得も無レ之等閑に打過ぎ、病人老衰の者を雇ひ、夜番に差出し置

き、又は夜中詰所の戸を締切り、往來の者を見張り候儀無レ之候に付、縱令惡黨者通り合ひ候共、何の詮にも相成らず、如レ斯惰弱不嚴重に致し置きながら、盗賊多く迷惑抔と申成し候は、自分等の等閑を顧みずと申す事にて、其上度々の觸渡を相用ひざるに當り、不埒至極に候、其邊糺受け候ても一言の申披きは出來難き事に有レ之べく候。此度は格別の宥免を以て、先づ其沙汰に及ばず候條、以來觸渡しの趣、兼ねての申合等急度相守り、なるべき丈け町人共の內、壯年健かなる者夜廻り自身番に差出し、病人老衰の者共を番人に雇ひ申すまじく、勿論是迄觸達し候趣取計らひ居り候町柄可レ有レ之哉にも相聞え候得共、猶又篤と申合せ候。組の者も繁々相廻らせ候に付、右番人共不嚴重有レ之か、自今以後觸渡を背き候者有レ之候はゞ、無二用捨一吟味に及ぶ處の者迄も、嚴重の咎申付くべく候間、其節後悔致し候ても、其詮無レ之候に付、三鄕町々末々迄も、一同心得違之なき爲め、譯て申諭しの儀に候間、其旨厚く相心得、尙又此度改め申渡し候趣、其方共より組合町々へ洩れざる樣早々可二申聞一候。右の通り被二仰渡一難レ有奉レ畏候。早速組合町々洩れざる樣相達し可レ申候。依て

強盜に對する取締り

御請證文如レ件

十二月七日　　火消年番町々年寄

一、三郷町々盜賊多く徘徊致し、町家表裏の戸を打破り押入り候強盜抔も之あり、市中一同の難儀に至り候事と相聞え候。全體表裏の戸打破り候程の强盜に候はゞ、隣家竝に向側近邊迄も物音相聞えずと申す儀は有レ之まじき處、自然刃向ひ手疵等負はせ候ては、捕押へ候ても掛り合に相成り、品により咎等取け候樣相成るべくやと氣遣に存じ、銘々身構のみ致し、出會ひ候者先は無レ之由相聞え、不人情の至りに候。夫故自ら盜賊共增長に及び、兼ねて町々に嚴重申合せ、相圖を定め置き早々出合ひ、刃物抔持居り候盜賊に候はゞ、棒或は、梯子等を以て相防ぎ、如何樣にも致し搦取り申すべく候。疵付又は打殺し候とも苦しからず候間、危ぶみなく盜賊入込み候物音聞付け次第、早速出合ひ取押へ、月番の奉行所へ、口上にてなりとも訴出でらるべく候。其仕義により譽め置き褒美等取らすべく候。若し捕逃し候共、一旦出會ひ健氣の働き相聞え候はゞ、捕へ候者同樣稱美せしむべく候。以來物音・相圖等

詐欺强盗取締

承りながら出會はず候はゞ、吟味に及び、向側三軒両隣の者、夜番人等は別て不埒の至りに候條、其品々輕重により、嚴重に咎申付け、所の者迄も急度沙汰せしむべく候。

一、町々往來にて懷中物或は腰に提げ居り候品等、直に同類へ渡置き、咎め候へば却て惡口致し、又は同類申合はせ、盗まれ主へ手向ひ候者共も有之哉に相聞え、不法の至り不屆至極に付、專ら召捕り候手當て申付け置き候得共、右體の惡黨有之候節、白晝は猶更店先又は往來にての儀は、目前相知るべき事に候間、見聞候者は勿論、町内の者共早速馳寄り、盗まれ主へ加勢致し、如何樣にも捕へ候て、其所より前同樣訴出づべく候。尤も手向致し候はゞ、手強く取扱ひ疵付け候ても苦しからず候。仕義により候ては譽め置き褒美等取らすべく候。實に盗致す事無之者捕へ候事も有之ば、聊か手向等不致、穩便に申斷り、篤と糺を受け候へば虛實は相分る事に候間、此段も一同相心得居り申すべく候。自然意趣等含まるべきや氣遣ひに存じ、身構のみ致し候は不人情の至りに候間、若し見聞逃し候趣相聞くに於ては、

及㆓吟味㆒嚴重の咎申付くべく候。

盜賊惡漢の警備

一、市中の內一町境毎に番致し、往來人有㆑之節は拍子木を打ち候はゞ、通行の人の樣子も相知れ候に付、自然と怪しき者は行先等も相分り申すべき間、夜四つ時より三鄕町中共、右の通り町境毎に、代合ひ番致し、往來人通行の節相圖の拍子木を〔打脫力〕候樣可㆑致候。若し番人共別て胡亂なる者共徘徊致し候はゞ、是又相圖を定め置き、隣町迄も早速出會ひ捕押へ可㆓訴出㆒候。捕へ違ひ候分は苦しからず候。

木戸番取締

一、町々木戸の內には先達より、〆切の儀相願ひ聞屆け差支へ有㆑之者、爲㆓相止㆒可㆑申段申置き候處、組の者召捕る者等にて差掛り罷通り候節、差支へ捕者手延に相成候間、假令用心のため〆切置き候共、木戸際に番人を附置き、聊か遲滯なく明通す樣致すべく候。

一、市中裏借屋の路次夜六つ時限り戸〆切り、無㆑據通行の者は斷を聞き相通し、不㆓差支㆒樣可㆑致候。尤も〆切の節、路次の內に怪しき者忍居申さず候樣入念見廻り申すべく候。右の通り先年より追々觸知らせ候得共、年を經候故哉、兎角相弛み不嚴

重の町柄も不ㇾ少、又は番人は出居り候得共、夜中詰所の戸〆切り、往來の者を見張り候儀も無ㇾ之、等閑に打過ぎ候儀も有ㇾ之哉に相聞え、全町役人共初め、町人共一同心得方は勿論、夜番人共への申付け方疎略故の儀、第一度々の觸渡を背き相守らざる筋に相當り、以ての外不埒の事に候。近來强盜又は往來人所持の品、奪取り橫行致し候惡黨者多く候に付、追々召捕り、猶又組の者絶えず相廻らせ、召捕り手當等格別に申付け候得共、其儀に不ㇾ泥、先前觸渡しの通り三郷町中末々迄嚴重に相心得、早速出會候はゞ、假令手强の盜賊にても、多勢難㆓敵對㆒捕押へられ候儀は必定、さ候はゞ一體へ相響き、自ら市中穩かに相成り、往來の人は素より、商人共も安堵致すべき事に候間、町々一同相互の爲めに候間、夜番人共は別て嚴重に相守り、油斷なく繁々町內見廻り、怪しき者通合せ候はゞ、相圖に隨ひ銘々早速出會ひ差押へ訴ふべく候。猶心得方の儀は、火消年番町年寄共迄申諭し置き候間、篤と承傳致し、町町限り厚く申合はせ、急度相守り可ㇾ申候。若し自今以後觸渡しを相用ひず、等閑の者有ㇾ之に於ては、所役人共迄も嚴重の咎可㆓申付㆒間、右の趣無㆓違失㆒可㆓相守㆒旨、三

茶屋風呂屋に商賣替の催促をなす

藝者等取締

郷町々末々迄も不レ洩樣早々可ニ觸知一者也。

寅十二月 若狹 遠江　　北組 總年寄

口達

一、是迄有來り候茶屋・風呂屋共、商賣差止め、來る卯正月迄に外商賣致すべき旨、當八月觸書差出し置き候處、最早限月に間近く相成候に付、追々商賣替致し候儀に有レ之べく候得共、多人數の儀、右の內には、差向ひ外に存じ付き候營も無レ之とて、限月に至り猶豫願等可レ致旨存じ含み候族も有レ之間敷共難レ申、右樣の儀は決して相成らざる事に付、何れにても早々商賣替可レ致候。尤も表向き計り商賣替致し候姿にて、內實是迄の場所又は其餘の場所等にて、煮賣屋・料理屋、其外右の類商賣筋の名目を以て、紛らはしき女を差置き、隱賣女同然の爲レ及ニ口口一候者有レ之に於ては、先達て相觸れ候通り、早速召捕へ嚴格に御仕置き御咎等申付け、家主並に所の者も是又嚴科に處せらるべく候間、兼ねて一統の旨を存じ、嚴重に相改め申すべく候。

一、總て藝子・藝者・舞子・仲居抔と唱へ候者は、傾城町に限り候儀にても無レ之、其外

の場所にては一切無レ之筈に候間、向後廓の外にて右様の稼ぎ致し、又は差置き候者有レ之趣相聞え候はゞ、是又急度申付くべく候。

右の通り三郷町中、竝に所々請負地端々迄も洩れざる様可ニ申達一候事。

〔二カ〕
十一月十日

覺

年玉贈答品の制限

一、年玉に相用ひ候破摩弓・羽子板・手鞠・槌の類、仕立て方增長に及び候ては、奢侈を導く譯に相當り候に付、直段の儀伺ひの上相極め候間、右以下を以て隨分手輕の品賣買可レ致候。尤も似顏は勿論、歌舞伎役者の紋、又は押繪等を張り候羽子板可レ爲ニ無用一事。

破摩弓 但し紛らひ箔有レ之。銀三十匁より已上　　羽子板 錢二百匁より以下

手鞠 銀三匁より以下　　張拔槌 但し銅箔。錢三百文以下

右直段は年玉贈り物の譯にて、平世手遊び物とは違ひ候廉を以て、前書直段以下にて正札附に致し、已來毎年十二月朔日より正日十五日迄を限り、店賣致し申すべく

候。但し平生手遊び物の儀は、先達て御觸面の通り、銀一匁錢百文を限り申すべき事。

一、土にて拵へ候面の內、歌舞伎役者の似顏、竝に紋又は如何はしき形等仕出し申さず候樣親々へ心を付けさせ申さるべく、且又菓子類の中にも、右等の品有之由、且又同樣爲相心得可被申候。但し本文拵へ候形有之候はゞ、總會所へ差出させ申すべく候。

右の通り夫々職方の者共は勿論、一統可被相達置事。

寅十二月十四日　北組 總年寄

江戸にて逆亂を企つ

江府に於て浪人者共、廿六七人密に黨を結び、大鹽平八郎が如き思付きなさんとせしに、未だ其事を發せざる內に露顯し、其徒三四人召捕へられしが、餘は悉く江戸を逃れて其影を隱せしと云ふ。定めて此者共の內、京坂の間に身を隱せし者ならんとて、靑樓等へは其人相書を以て嚴しく御詮議有り、町々の自身番も斯樣の事にて、嚴重に仰出されしなどいへる噂なり。

一朱銀停止取消

先達て薩州侯琉球人を召連れ參府の節、御停止の一朱銀を以て道中の諸拂をなすにぞ、御停止の銀なる由を云ひて「餘の金銀にて渡し給はる樣に」と云へるにぞ、道中奉行の答に、「元來此一朱は公儀より出でし銀なり、公儀より出でし銀の通用せざると云へる法なし、其儘納め置くべし。彌〻停止に相違之なきに於ては、跡より引替へ遣すべし」とて、悉く之を拂ひしが、江戸著の上にて、道中奉行兩人御老中へ罷越し、「此度主人參府に付、道中諸雜用一朱銀を以て相拂ひ候處、御停止の由にて彼是と申し候。彌〻公儀よりして御停止仰出され候に相違なき儀に候哉、左樣にては主人公務にも相拘はり候事故、委曲承り度き旨」申入れしにぞ、其返答に困入り、「公儀よりして急度通用御停止仰出されし事にてはなし」と答へられて、直に通用すべき由の御觸直し有る樣になりしといへる噂などもありし。何にもせよ、轉變せし事にて、衆評種々樣々の事なりし。

京都所司代被免

京都にては、先達て「祇園町始め遊女屋共悉く島原へ引移り申すべし。さなきに於ては商賣替致すべし」と仰出されしにぞ、吾一と島原へ引移りぬる事故、廓中に住

居する事なり難きにぞ、土地を廣げたき由を島原より歎き願ひしかば、西町奉行之を聞込み、所司代牧野備前守殿へ伺ひし上にて、壬生邊の地面を許されて、之迄市中を離れし所なりしが、已に町續きになさんとす。されども市中より之を厭ひて、故障を言立てしにぞ、聊か計りなる地面を隔てゝ、市中と背合せに家建てする樣になりしと云ふ。此度新に地面を廣げぬる事を、公儀へ伺ひ奉らず、私に所司代の許せしを御咎め蒙り、十二月に至り、所司代・西町奉行兩人共遠慮仰付けられ、籠居せらるゝ由、さもあるべき事か。

江戸市中の犬を捕ふ

江戸にては、將軍家何時となく每々御成あり。又犬追物の御催し折々之あるにぞ、犬方役の者每日市中を徘徊し、見當り次第犬を捕へぬるにぞ、犬方役を見る時は犬共大に恐怖して、逃廻ると云ふ。されども追々に召捕られて、市中に犬一匹も有らざる樣になりしと云ふ。こは新見藩中木山三助方へ、江戸より申來られしとて、同人より之を聞取りぬ。

〔頭書〕此度の御改革に付ては、金銀甚だ不融通に相成りて、諸人々大に困窮せ

し處より、誰云ふとなく、「死にたる天神を祈るよりも、生きたる天神樣を祈るべし」と云出でて、市中の者共禁裏御所へ千度參りをなして、「諸人の難儀を御救ひ給ふ樣に」とて騷々しき事なるにぞ、關白殿下よりして、「何故に下方不融通になりて、此の如くに難澁するに至れるや」とて、所司代・町奉行等へ御察度仰出されし故、閉門せられしとも云ふ。又京都は天子の御座所にて、都會繁昌すべき土地なるに、斯くの如く衰微せる樣になし候事、不當の事なり。元の如くに繁昌せる樣になすべしと仰渡されしとも云ふ。

十二月十六日總年寄中より、町々年寄呼出され、例年今日仰出され候御觸の外に、此頃盜賊共を差押へ候に付、御褒美の仰渡され、其跡にて總御年寄方迄。御奉行樣ゟ仰渡され候寫左の通り

石燈籠等の制限

一、石燈籠・石手水鉢・踏段・庭石等金十兩以上の品賣買一切停止さすべき旨、當八月相觸れ候通り、彌〻堅く相守り、神佛へ奉納の石燈籠等にても、十兩以上の品一切賣買致すまじき事。

一、高直の飼小鳥賣買無用に致すべし。尤も三兩以上の和小鳥、決して賣買致すまじき事。

小鳥竝に水引の賣買を禁ず

一、金銀箔の水引は、縦令本金銀箔に無レ之候共、以來賣買致すまじき事。

素人市を禁ず

一、近頃市中端々に於て素人市と唱へ、名知らざる往來人共も立交り、古道具類市賣致し候者少なからず相聞え、右體名前知れざる往來人より買受け候ては、自然盜物の品等有レ之哉も計り難く候間、居所慥にて證人有レ之物よりは、格別猥に往來人より品買受け候儀相止め、只道具類商人の外素人共市元に相成り、振賣抔致し候儀は致すまじき事。

右の趣夫々へ相通じ申さるべく候。且又水引の儀は、取紛れ遣方にも相成り安く可レ有レ之。たとへ古く相成候品とても、相用ひ申さゞる樣小前の向々へも通さるべく候。

口達　總年寄長瀬七三郎方

煤拂餅搗の許可

歳末に至り候に付、煤拂竝に餅搗等致すべく候處、何か斟酌致され候者も有レ之候

得共、右は少しも構無レ之候間、例年の通り勝手次第煤拂並に餅搗等致し候ても苦しからず候。尤も風吹の時節に候間、火の元の儀隨分念入るべき旨申聞けらるべく候。

右の通り被二申聞一候に付、此段御通達申上候。御承知の上御順達留より御戻し可レ被レ申候。

十二月十八日　　通達年寄　船町

金錢貸借に就いての注意

金銀貸借の儀に付、當九月相觸れ候後、容易に出訴致し候儀は不二相成一と相心得、金子貸出し候者危ぶみ、融通宜しからざる由相聞え候。縦令今般相定め候利合より、是迄高利に當り候證文に有レ之候共、及二出訴一候へば、今般相定め候利分に引直し、嚴しく濟方申付け候間、金主共聊か危ぶみなく貸置き候樣、名主支配限り能々可二申諭一候。右の通り於二江戸表一申渡し有レ之候間、此旨相心得可レ申候。右の通り組合へ可レ被二相通一候事。

十二月　　取締掛　總年寄

藁商取締

一、藁類取扱ひ候商人、別て正月の設に致し候注連繩商ひ候夜店の類は猶更、其場所引取り候跡々迄も、火の用心を無ㇾ怠様致すべき旨申付けらるべく候。

醫師從者に再び覺す

一、醫師の六尺病家にて銀錢を乞受け候事に付、先達て御觸達有ㇾ之候處、今以て猥成る事も有ㇾ之候由、格別に御沙汰有ㇾ之候事を等閑に相心得候ては、相濟まざる事に候間、醫師は勿論病家にても御觸達の趣等を相心得、向後彌ゝ如何はしき儀無ㇾ之様相達すべく候。

右の通り御沙汰有ㇾ之候間、組合町々へ可ㇾ被ㇾ達候事。

十二月　　取締掛り　總年寄

れだり取りを禁ず

一、町人女房呼迎へ候に付、水浴(あび)せ又は右の儀に事寄せ振舞致させ、金銀をもねだり取り候者有ㇾ之由相聞え、前々より停止申付け候通り、相守るべく候事。

一、町人女房呼迎へ候節、つぶて打ち候儀、且又前々より停止申付け候通り相守るべきの事。

右の通り相背き候者有ㇾ之候はゞ、急度曲事申付くべき事に候。此旨右の通り三

郷町中可㆓觸知㆒者也。

十二月十六日 若狹 遠江

北組 總年寄

火元を注意す

正月は人の出入りも多き月に候間、火の元念入れ申すべく候。年内とても彌〻火の元入念の樣可㆓申觸㆒候。

十二月十六日 若狹 遠江

正月の諸注意

一、辻寶引・六と穴一、皆致すまじき事。

一、年始の飾、門松・七五三繩等理不盡に隱し取りはづし候儀致すまじき旨、去る辰年十二月御口達を以て、仰出され候通り、彌〻以て無㆓忘却㆒相守可㆑申事。

十二月十六日

十二月十六日、火消年番町年寄總會所へ被㆓召呼㆒、永瀨幾代助ゟ左の通り當月七日仰出され候。町々晝夜番の儀に付、御內沙汰有㆑之候に付、此方共存寄り申上げ候處、猶又仰出され候書取申通し候覺。

晝番注意

一、晝番の儀御差免し相成候ては、取締向相弛み、然るべからざる旨は、日の內は銘

銘家業の假無之儀に付、始終番屋へ相詰め候樣にては、自ら渡世差支へ難儀の筋に候間、業體又は外町用等繁く、手支り候節は、店方に罷在候者申合ひ、番屋へ相詰め候節の心得を以て、家業相兼ね諸事油斷なく、非常心掛け候儀は不苦候事。

木戸取締

一、町々木戸數多、町柄木戸毎に番付け候ては、入用相嵩み候儀勿論にて、右に付番等相怠り候道理の儀謂れなく共申難く候に付、町柄に寄り數箇所へ手を被引、格別差支へ候ては、此方共辨別の上通り筋に無之横町或は小路等にて、夜中往來稀なる場所は木戸〆切り置き、同町外番屋にて兼帶致し候共、往來人有之節、速に滯り無く明通し、差支へ無之樣致し、其餘り御觸面の通り相心得可き旨仰出され候。依つて〆切り候場所々々、此方共へ申出さるべく候。取調べ候上指圖に及ぶべく候。

番部屋注意

一、番部屋を一人づつ相詰め、外に時々相廻り候者兩人程差出し、右廻りの會所店先にて休足致し候樣取計らひ、外に幕抔を張り候場所取補理ひ、晝夜町人相詰むるに及ばず候。勿論町入用無益不相掛樣心配致し、取締り向き永續致し候樣相心掛くべき者の儀に付、猶又此旨相心得られ、勘辨に及ぶべく候。

燒跡取締

一、町々の內燒失跡の板圍等も致し、燒地の儘差置き候ては、第一に不用心にて、土地の外聞にも拘はり、不ㇾ可ㇾ然候に付、前件の通り番人減方勘辨も有ㇾ之、右は家持の向建家揃取り候樣精々相心得、無ㇾ據分は板圍のみにても補理ひ、往來同樣猥の儀無ㇾ之樣取計らひ申さるべく候。

右御達の趣書取り候間、組合町々篤と申合ひ不ㇾ相馳ㇾ樣取締り向等勘辨の上、永續相成候樣專一に相心得申さるべく候事。

寅十二月

安治川通運の注意

安治川海口五合船五十艘を以て、年中每々御浚へ可ㇾ有ㇾ之。右に付川方御役人目印山へ年中出張浚人足定々御雇入、同場所に御差置き有ㇾ之候積り、先づ一箇年爲ㇾ御試、此節々相始め候。且又上荷等於ㇾ沖合川內ㇾ賃米等の儀不束の儀も候はゞ、右目印山御出張所へ申出で候樣との事に付、右の趣御達有ㇾ之候間、寄々相心得候樣各々噂致し置き申さるべく候。

諸藥品高直

當夏以來諸品高直なる中にも、藥種類は別て高價にて、巴豆一斤五百目餘・龍腦六百

目餘・大黄一斤七十目、其餘も是に准ず。和藥にても少しも安き物なく、海人草一斤三十六匁・明礬一斤三十匁、其餘も是に准じて何れも高價なる事なり。例年冬至ゟ十日目、遲くとも三十日目位には、唐船入津する事なるに、當年は其事も未だ非ざる故、淸朝はヱギリスの爲めに切取られて滅亡せしなど、外に便りあるべき處にもあらずして、彼地の樣子知れぬる事に非ざるに、種々區々の風說にて騷々しくもをかしかりしに、十二月十四日に至りて、唐船一艘著岸す。都合五艘入津の積りにて、彼地を出帆せしと云ふ事なり。

廿二日傳法川口等にて、米を積める船、七十餘艘覆り人多く死す。廿三日・廿四日晴。されども西北の風烈しく寒氣堪へ難し。廿五日晴、風止み天氣穩なり。廿六日曇、巳の刻少雨、暮過ゟ終夜大雨。廿七日曇午の刻ゟ晴。夜初更天滿梅がへ失火、二軒燒失。加島屋・鴻池を始め、富家十七軒御呼出にて、何れも日々の暮し方を書付に致し、差出す樣仰渡さるゝにぞ、何れも一人前一日に五文菜の由を書出せしと云ふ。役人不意に富家の勝手へ入り來りて、其樣子を見分すと云ふ。餘りにこせつきし事

にて、抱腹に堪へざる事共なり。又横堀邊荒物屋十八軒の者共には「昨年・當年の買入れし諸品の元直段と、夫々に賣拂ひし直段等相記したる帳面、殘らず持參すべし」と仰渡され、何れも大に困窮すと云ふ。さもあるべき事なり。

米穀納相場

歳内納相場左の通

筑前　米六十五匁　同古　米六十六匁　肥後　米七十目五分　同古　米七十三匁
同餅　米七十六匁　同太　米五十五匁　同小麥七十四匁　同宇土米六十九匁
中國　米六十七匁　同古　米七十三匁　廣島　米六十一匁五分　同古　米六十五匁
肥前　米六十六匁五分　讃岐　米六十一匁　備前　米六十六匁　同撰　米六十四匁
淡路　米七十二匁　筑後　米六十五匁　同夏大豆八十一匁　豐前　米六十八匁
同生餅六十目　薩摩　米七十四匁　岡　米六十一匁　柳川　米六十八匁
同並　米六十四匁　伊豫　米五十四匁　中津　米六十二匁　同餅　米七十三匁
同筑前米六十三匁五分　加賀　米五十六匁　米子　米五十七匁　雲州　米五十匁
秋田　米五十二匁　同能代米五十四匁　同地廻米五十五匁　沼田　米六十九匁

田安 米七十目　同有馬米六十八匁　同西成米六十七匁　同島下米六十八匁
同泉州米六十五匁　弘前 米四十七匁　同青森米四十九匁　新地出口米六十七匁
同高瀬米六十九匁　同八代米六十八匁　同餅 米七十一匁　小田原米六十四匁
大村 米六十五匁　延岡 米六十四匁　同城付米六十五匁　同宮崎米六十二匁
同餅 米五十六匁　明石餅七十八匁　金谷 米七十一匁　唐津 米六十四匁
島原 米五十二匁　同豐後米五十一匁　同 大豆六十目　長門 米六十七匁
栗野 米六十九匁　山形河内米七十目　宇和島米六十五匁　秋月 米六十六匁
同餅 米七十三匁　姫路 米五十七匁　杵築 米六十六匁　津山 米六十七匁
同飛赤米六十五匁　龍野 米五十五匁　林田 米七十目　佐土原米六十二匁
伊東 米六十三匁　同 小麥五十五匁　高鍋 米五十六匁　徳山 米六十九匁
吉田 米六十八匁　新谷大豆七十五匁　平戸大豆七十一匁　岡 大豆七十四匁
大豆(おほまめ)大豆七十一匁　盛岡大豆六十一匁
金六十五匁　錢九匁六分

御法度に觸るゝ者多くして年末物淋し

〔頭書〕當年農作にして、登り米少し。諸國と異船入來の手當・兵糧に圍ふ故なりなど云へる噂あり。大坂御城內御殿向御普請にて、別に御城內竝に鴫野口等に、大造りなる御米藏、新に今度出來し、籾圍となると云ふ事なり。

當年は御改革に付騷々しく、至つて陰氣なる事のみなり。暮に至りて金水引御停止仰出されて後、役方より廻し者を以て寺院〻の使の樣にて、金水引を內々にて賣り呉れよとて、種々樣々にたらし賺しぬれ共、御法度の事なればとて、一向に之を取あへざりしかども、餘りに强ひて賴みぬる故に、澁々ながら少し計り密々に商ひしに、翌日直に御奉行所へ呼出され、御咎の上十〆文の過料なりしと云ふ。總て斯樣の類にて過料を仰付けられし者、其數仰山の事なりと云ふ。播磨とやらん阿波とやらん、何か法に背きし者有りし由にて、千人餘も呼登せになりしが、之等も悉く過料仰付けられしと云ふ。總て過料の錢は、炭屋安兵衞方にて是を引受けて取計らへる由なるが、日々此過料錢の仕立に追はれぬる程の事なりと云ふ。又北の新地に

衣類の制

之迄格子・衣類等の事、幾度となくくれ〴〵と仰渡されし事の貫かずして、近頃は賣

女の類麁服に前垂を當てぬる樣に仰付けられ、其通にて居たりしが、程なく年も改りぬる故、内々ながら衣服の事を伺ひしに、「紬は苦しからず、縮緬にても紋付は相成らざれ共、縞縮緬は仔細なし」との事なる故、一統に正月の晴著にとて、縞縮緬・紬等にて十二月廿日頃に至りて、漸々と一統に仕上げし由なるに、廿日過ぎに至り、暴に木綿の外は相成らずと仰出されしにぞ、何れも呆れ果て、「最早年内日數迫りぬる事なれば、今更綿服を拵へしとて、正月の間にも合ひ難ければ詮すべなし。正月も寢卷の衣類にて濟ますべし」と決著せしと云ふ。されども折角と拵上げし晴衣服の、一つも間に合へる物なければ、其もたれ呉服商人に及び、大抵は拂方をなさゞる故、何れも大に困窮に及びぬる由を、其筋へ入込める(由脱カ)呉服屋共に聞き候ひぬ。其外市中一統に金銀不融通にて、至つて寂寥たる事共なり。廿八日晴。廿九日曇、夜に入り終夜大雨なりし故、斯くては元朝も如何あらんと思ひしに、卯の刻頃に至りて雨止みぬ。

十二月廿八日仰渡さる御廻章にて

限轉々す

明地使用制限を嚴守せしむ

町家明地面幷に所々請負地等にて、神道講釋又は心學・軍書講釋・昔噺の四業の外、餘業差出し候儀不ニ相成一、其外取締向の儀去年中申渡し置き候處、右場所の內難波新地續野側幷に西横流末新築地の儀は、味惡しき作物生立ち不レ宜、或は家主等自力及び兼ね、追々小見せ物小屋等に地所貸渡し助成に致し來り候趣に相聞え候間、已來右二箇所限り前書四業の外、類業相催し候儀不レ苦候。尤も右に事寄せ歌舞伎に紛らはしき所作致し候儀は勿論、婦人等差出し候儀堅く相成らず候間、諸事最前申渡し候趣相守り、其度毎奉行所へ斷出づべく候。若し相背き候者有レ之候はゞ、聊か無ニ用捨一召捕り嚴重可ニ申付一候。

右の通り三鄕町中幷に受負地の者共へも可ニ申通一候。

物價下落の勵行

諸色直下げの儀に付、尙六月相觸れ候通り、却て二割已上引下げ可レ致ニ賣買一儀は勿論の事に候處、其後元方直段高直に相成り候趣を以て、諸色の內にて二割引下げ、已前の直段に復り候品も有レ之、右は全く元方高直にて無レ據直合には可レ有レ之候得共、さ候はゞ追々相觸れ候通り、元方直段高直の次第可ニ申出一處無ニ其儀一、等閑に致置き、

元付直段の見競を以て二割引下げ、以前の直段にて賣買致し候者も有レ之哉に相聞え、不埒の至りに候。實に元方直段高直に候はゞ、篤と及二引合一高直の直段無レ據筋に候か、又は不分明の譯も有レ之ば、其次第早々可二申出一候。以後兼ねて元引先等の斟酌にて、元方高直の譯不二承調一等閑に致し、直段引上げ候趣於二相聞一は、急度可レ令二沙汰一條、此旨三郷町中へ早々可二申達一候。

右の通り仰せられ候間、町々入念可レ被二相觸一候。已上。

十二月廿八日

大工取締

三郷大工職の者、御用役差の節、無レ滯可二差出一筈の處、素人にても右職働勝手次第の樣相心得候者有レ之哉にて、役差の節、支への趣に付、以來無レ滯罷出で候樣右職方の者へ相達置可レ被レ申事。

十二月廿八日　　北組　總年寄

金錢不融通

當年は前にもいへる如く、御改革に付何かと騒々しき事なりしが、當暮に至り、諸方一統に大手支にて、金銀の融通至つてむづかしくして、大に淋しき事なりしが、中

御勘定平林定之助切腹

には商賣によりて、少々の利を得し者も有りしとぞ。

十二月廿五日、長崎に於て御勘定役平林定之助切腹せらる。こは是迄年來長崎地役の者と馴合ひ、私欲の事有りし故なりと云ふ。其外會所方の者共大勢召捕られしが、其中にて六人入牢し、其餘は何れも町預けになりしと云ふ。又商人方とて唐物を入札し、之を引受くる者共二十人計り之ありて、此者共落札の上にて、大坂・堺等の問屋共へ荷物を送り、夫々して所々の唐物屋共夫々に買取り、之を商へる事なりと云ふ。然るに商人方よりして、公儀へ上納の金子千五百貫計り、昨年來唐物類不捌にて、何れも大に損をなせし事故、不納となりてありしが、當暮に至りて之を嚴しく御取立てとなる。右商人方の內にて、相應の身元の者七八人ならではなく、其七八人の中にても宜しき身上の者はなくて、大坂に於て三井八郞右衞門・炭屋安兵衞・天王寺屋忠治郞等大坂よりして之を持ちて、此三人の者共に重たるものは四五人位の事なりしぞ、此金子調達せざれば、何れも入牢すべしとて、大に慄ひ恐れて、種々心配して金子の工面をなすと雖も甚だむづかしく、漸々と八百貫目計り出

來せしと云ふ。如何なりしとも未だ分らず、年も明けなば委しく此落著も分るべし。大に混亂する事なりとぞ。〔頭書〕御普請方、之も之迄惡しき事せし覺えありしにや、平林が切腹と同じき頃、長崎を出奔して其行方知れずと云ふ事なり。

唐船來航

唐船の入津も當年は至つて遲き故、ヱゲレスと大に合戰し、清朝大敗に及び、ヱゲレスの爲めに國を奪れしなど、風の便りなき事なるに種々樣子の取沙汰にて、騷々しき事なりしが、延著なりしかども、唐船四艘入津せし故、其噂も止みぬ。之迄は唐船入津すると、直に何々の品々を積來りしといへる事、六日目位には早飛脚にて大坂に知れぬる事なりしに、此度の御改革に依つて、其事を江戸表へ申上げ、御老中の耳に入りし上ならでは、相分らざる樣になりしとぞ。

大鹽動亂と米倉丹後守の困窮

爰に可笑しき咄有り。去る酉の年二月十九日、大鹽平八郎が亂妨の事、同廿三日江戸へ注進有りしに、其注進至つて大層に申上げしにぞ、公儀にも大に驚かせられしと云ふ。其頃は大坂京橋口の御城番御替りにて、折節玉造口の遠藤但馬守一手にて預り居りし事なれば、江戸に於て米倉丹後守を召出され、「速に上坂し、京橋口の固めせよ」と命ぜられ、金子千兩下し置かれしにぞ、米倉之を受け取奉り、其用意をな

すに、兼ねて不心掛なる事故に、武器の類一向になかりし故、俄に其手當をなして之を買入るゝ。主人斯の如くなれば、一家中家老共始めとして、武具は申すに及ばず、日々銘々に帶する處の大小さへ滿足なるを持てる者なきにぞ、千兩如きの金子は瞬く内に遣ひ盡せしにぞ、種々樣々工面をなし、金子の借られる限り之を借り集め、仰山なる借金にて、漸々と三月九日立にて江戸を出立し、大坂は今軍最中なれば、何れも何時討死の程も量り難しとて、何れも水盃をなして出來れる程の事なりしに、十九日の亂妨已後は、只騷々しき計りにて、何の事もなく、借金して折角拵へし處の武器少しも間に合はずなりぬ。此一件に付米倉が身に餘れる借金にて、困窮限りなき事なるに、御城代の代り四度、玉造口の御定番の代り一度、其度毎に夫夫を預り、其役を勤めぬる故、格外なる物入り有りて、江戸在所等へ申遣すと雖も、在所をば十分に絞上げ、江戸にては借られる程は借り盡して、少しも返濟をせざる事なれば、聊の金子も整はず、大坂にては尚更工面むづかしく、娘を或諸侯へ（遠藤但馬守とやらん云ふ事なりし。）緣付けしが、支度は後よりとの應對にて、丸裸にて遣せし儘にて、之を遣

す事もなり難く、三月に至り出生せし孫の初節句なる故、雛を贈らんとて、金子五兩にて是をあつらへしにぞ、其雛出來して之を持參りしかども、纔か五兩の金子の工面さへ調ひ難くして、之を買ふ事ならざりしと云ふ。淺ましき事と云ふべし。

米倉の用達何某なる者、島屋市兵衞方へ出來りて、此咄をなし、當時にては僅か二三步の金子の工面さへ出來難し、氣の毒の事なりとて、十月頃に此噂せしと云ふ事なりし。

京都所司代も、十二月八廿日閉門を免さる。御改革の御趣意不呑込みにて、不恙なる取計らひ御咎なりしと云ふ。町奉行も同樣の事なりしとぞ。

浮世の有様巻之九上〔後〕終

大正六年十月二十五日印刷
大正六年十月二十八日發行

國史叢書　浮世の有樣　五

定價金一圓二十錢

編輯兼發行者　國史研究會
右代表者　今村勝一　東京市牛込區市ヶ谷柳町二九番地
印刷者　楢山定吉　東京市神田區三崎町三丁目一番地
印刷所　友文社　東京市神田區三崎町三丁目一番地

不許複製

發行所　東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二四番
國史研究會